はじめに

わが国は、平成18年をピークとして人口が減少に転じ、このまま少子化が進行すると、今世紀末には人口が約６千４百万人に半減すると予測されております。

急速な少子化の進行により、労働力人口の減少による経済成長の鈍化、社会保障分野における現役世代の負担増加などの経済面での影響だけでなく、地域社会の活力が低下するなど、さまざまな影響が懸念されます。

人口の増加が続いている練馬区でも、今後は子どもの数が減っていき、中長期的には人口が減少していくものと思われます。

このようなわが国と練馬区の状況を踏まえると、私は、子どもたちが健やかに生まれ育つことのできる社会、子どもを生み育てることに喜びを感じられる社会を築いていくことが、緊急かつ重要な課題であると考えております。

そして、この課題の解決に取り組んでいくためには、区のあらゆる施策に子どもと家庭の視点から光をあてるとともに、区民の皆さまとの協働を基本とすることが必要であります。

このため、「練馬区次世代育成支援行動計画」の策定にあたりましては、子育て中の家庭や、中学生、高校生に加えて、子育てを終えた家庭や独身の方などへのアンケート調査を実施し、子どもと家庭をめぐる状況と、区民の皆さまの意識や意向を把握することに努めました。

また、区議会からいただいたご意見や、学識経験者、福祉・教育関係者、公募による委員などで構成する「練馬区次世代育成支援対策協議会」からいただいたご提言、区民意見反映制度により区民の皆さまからいただいたご意見を、可能な限り計画に反映するように努めました。

この計画のめざすものは、行政だけではなく、区民の皆さまの力を結集して、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことのできる練馬区を築いていくことであります。

区といたしましては、全力をあげてこの計画の推進に努めてまいりますので、区民の皆さまにおかれましては、計画目標である「子育て、子育ちをみんなが応援するまちねりま」の実現に向けて、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

平成17年３月

練馬区長　志村　豊志郎

目　　次

第１章　計画の基本的考え方

1　計画策定の目的…… 3
2　計画策定の背景…… 3
3　計画の期間…… 3
4　計画の対象…… 4
5　計画の位置づけ、他の計画との関係…… 4
6　計画の基本理念…… 4
7　計画目標…… 5
8　計画の推進および実施状況の公表…… 5

第２章　子どもと家庭を取り巻く現状と課題

1　少子化の推移…… 9
（1）児童人口の推移 …… 9
（2）出生数と合計特殊出生率等の推移 …… 10
（3）婚姻と出産の動向 …… 13
2　家庭の状況…… 14
（1）世帯の推移 …… 14
（2）女性の就業の状況 …… 16
3　子どもと子育て家庭の実態…… 18
（1）就学前児童の保育等の状況 …… 18
（2）小学生、中学生、高校生の居場所 …… 19
（3）子育て家庭の不安感や負担感 …… 21
（4）父親の育児 …… 25
（5）子育てと仕事の両立 …… 28
（6）子育て支援の要望 …… 29
4　練馬区における次世代育成支援の課題…… 30

第３章　行動計画の体系

1　基本目標…… 34
2　施策の体系…… 36

第４章　事業計画

Ⅰ　子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します

1　子育て支援についての情報提供、相談機能の充実…… 41
2　子育て家庭の交流の促進…… 45
3　子育て家庭を地域で支える仕組みづくり…… 48
4　保育サービスの充実…… 52
5　児童館、地区区民館、厚生文化会館、学童クラブ事業等の充実…… 62

6　その他の居場所、遊び場、多様な体験機会の充実…… 67
7　子ども自らが考え、参画する機会の拡充…… 74
8　経済的な支援 …… 76

Ⅱ　子どもと親の健康づくりを応援します
1　健康診査等の充実…… 79
2　健康相談の充実と育児不安の解消…… 84
3　予防接種の推進…… 90
4　小児（救急）医療・周産期医療の充実…… 93
5　食を通じた子どもの健全育成…… 98
6　思春期における保健対策の充実…… 101

Ⅲ　子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します
1　生きる力を育成する学校教育…… 106
2　家庭教育への支援の充実…… 111
3　地域の教育力の向上…… 113
4　幼児教育の充実…… 116

Ⅳ　子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます
1　居住環境の整備と子育てバリアフリーのまちづくり…… 118
2　安全・安心のまちづくり…… 122

Ⅴ　子育てと仕事の両立を応援します
1　誰もが働きやすい就業環境の推進…… 129
2　子育てと仕事の両立支援…… 133

Ⅵ　特に援助が必要な子どもと子育て家庭を応援します
1　児童虐待防止対策の充実…… 141
2　ひとり親家庭の自立の支援…… 144
3　障害児の健全な発達の支援…… 149

Ⅶ　計画の着実な推進を図ります
1　計画を推進する仕組みづくり…… 155

トピック　目次

1　子ども家庭支援センター…… 44
2　子育てのひろば　1 …… 46
3　子育てのひろば　2 …… 47
4　ファミリーサポートセンター事業 …… 50
5　民間版ファミリーサポートセンター事業とホームヘルプ…… 51
6　ショートステイ、トワイライトステイ、乳幼児の一時預かり…… 61
7　放課後児童等の広場事業…… 66
8　学校応援団推進事業…… 73
9　総合型地域スポーツクラブ（SSC） …… 74
10　練馬区版　母子健康手帳 …… 83
11　パパとママの準備教室・子育て教室 …… 88
12　育児交流会（グループミーティング） …… 89
13　はしか（麻しん）ワクチン予防接種啓発シール …… 92
14　児童虐待の予防相談 …… 143

付属資料

1　練馬区次世代育成支援行動計画事業案内…… 160
2　練馬区次世代育成支援対策協議会設置要綱…… 164
3　練馬区次世代育成支援対策協議会委員名簿…… 166
4　練馬区次世代育成支援対策協議会検討経過…… 167
5　練馬区次世代育成支援行動計画策定についての意見…… 170
6　練馬区次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱…… 191
7　練馬区次世代育成支援行動計画策定委員会検討経過…… 196

第１章　計画の基本的考え方

１　計画策定の目的

この計画は、次世代育成支援についての区の施策の方向と具体的な事業計画を定めることを目的としています。

また、子どもを含めた区民の皆さんに計画の内容を分かりやすく発信し、区民の皆さんとともに計画を実現することを目的としています。

２　計画策定の背景

国・地方公共団体は、これまで、子育てと仕事の両立支援を中心として、子どもを生み育てやすいようにするための環境整備に力点を置いたさまざまな対策を実施してきました。

しかし、平成 14 年 1 月に発表された「日本の将来推計人口」によると、従来、少子化の主たる要因であった晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新しい現象が見られ、現状のままでは、少子化は今後一層進行すると予想されています。

急速な少子化の進行は、日本の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えることとなります。少子化の流れを変えるためには、改めて国・地方公共団体・企業等が一体となって、従来の取組に加え、もう一段の対策を進める必要があります。

こうした観点から、国は、平成 14 年 9 月に「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、保育に関する施策など「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従来の取組に加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という 4 つの柱に沿って、総合的な取組を推進することとしました。

また、これを踏まえ、国は平成 17 年度から 10 年間の集中的な取組をするための「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年 7 月法律第 120 号）を制定しました。この法律によって、都道府県、区市町村および事業主は、行動計画を策定して次世代育成支援対策を実施することが義務づけられました。

３　計画の期間

平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間を、前期計画とします。その後、平成 21 年度に必要な見直しを行い、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間を、後期計画とします。前・後期合わせて 2 期 10 年間を、計画の期間とします。

<table>
<tr><td>平成
16 年度</td><td>17 年度</td><td>18 年度</td><td>19 年度</td><td>20 年度</td><td>21 年度</td><td>22 年度</td><td>23 年度</td><td>24 年度</td><td>25 年度</td><td>26 年度</td></tr>
<tr><td>計画
策定</td><td colspan="5">今回策定した計画の期間　（前期計画）</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="5"></td><td>見直し</td><td colspan="5">次回策定する計画の期間　（後期計画）</td></tr>
</table>

4　計画の対象

（1）　この計画は、子どもと子育て家庭を含むすべての区民と区内の事業主、NPO、行政等すべての個人および団体が対象となります。

（2）　この計画では、「子ども」とは、おおむね 18 歳未満の児童をいいます。

5　計画の位置づけ、他の計画との関係

この計画は、区の長期計画を上位計画とする、子どもと子育て家庭に対する施策をまとめた個別計画です。

また、この計画では、練馬区の今後の施策の方向や計画事業の具体的目標を定めています。区では、毎年度の財政状況を踏まえながら、この計画の実現に努めます。

この計画と関連する他の計画との関係は、つぎのとおりです。

（1）　長期計画との関係について

平成 13 年度から平成 22 年度を計画期間とする、現行の長期総合計画を踏まえるとともに、平成 17 年度に策定する平成 18 年度から平成 22 年度を計画期間とする長期計画に反映します。

（2）　子ども家庭支援計画について

子ども家庭支援計画は、平成 9 年度から平成 18 年度の 10 か年計画として策定しました。この計画の策定により、子ども家庭支援計画は平成 16 年度をもって終了します。この計画は、子ども家庭支援計画の進捗状況等を検証し、その結果を反映しています。

（3）　保育計画について

練馬区は、改正児童福祉法（平成 15 年 7 月法律第 121 号）の規定により、保育計画の策定が義務づけられています。この計画は、保育計画を含んだものとして策定しています。

（4）　母子保健計画について

「市町村における母子保健計画策定指針」（厚生労働省　平成 8 年 5 月）により策定する母子保健計画についても、この計画の中に含んだものとして、策定しています。

- 保育計画：保育の申込みのあった児童で、保育の実施がされていないもの（待機児童）の数が、50 人以上いる区市町村は、策定する必要があります。
- 母子保健計画：国の「健やか親子 21（21 世紀の母子保健を推進する国民運動計画）」の趣旨を踏まえ、区市町村が策定することになっています。

6　計画の基本理念

練馬区は、平成 10 年 3 月に、練馬区版エンゼルプランとして「子ども家庭支援計画」（平成 9 年度から平成 18 年度）を策定し、子どもと子育て家庭を支援するため、さまざまな施策を行ってきました。子ども家庭支援計画策定から 6 年が経過し、この間、子どもと家庭、地域を取り巻く環境は大きく変化するとともに、日本では急速な少子化が進行しています。

次代を担うすべての子どもたちが、健やかに生まれ、育つことは、社会の発展に欠かすことができません。練馬区は、すべての子育て家庭が安心して暮らすことができ、すべての子どもたちが健やかに生まれ育ち、自立することのできる社会を築くために、子どもと子育て家庭を、区民との協働により地域で支えていきたいと考えます。そこで、児童憲章や児童の権利に関する条約などを踏まえたうえで、以下の 4 点を基本理念として、計画を策定しました。

（1）　子どもの最善の利益を考えるとともに、子ども自らの「育つ力」を大切にします。

（２）　父親・母親を中心とした、家庭の「育てる力」を大切にします。

（３）　子育ての負担を家庭だけに負わせることなく、地域や職場が子どもと子育て家庭を応援します。

（４）　行政は、地域や職場と連携しながら、子どもと子育て家庭を応援します。

７　計画目標

子育て、子育ちをみんなが応援するまち　ねりま

練馬区では、４つの基本理念を実現するため、「子育て、子育ちをみんなが応援するまち　ねりま」を計画目標に掲げます。父親・母親その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、地域社会全体で家庭の「育てる力」と子ども自らの「育つ力」を応援することによって、安心して子育てができるまち、そして、子どもが未来に希望を持ち、次代を担う力を身につけることのできるまちの実現をめざします。

８　計画の推進および実施状況の公表

計画で示した施策の方向の推進や、具体的な事業の実施にあたっては、定期的に計画の実施状況を把握・点検することが必要です。そして、その結果をその後の事業の実施や、計画の見直しに反映させていくことが大切です。

計画の実施状況については、年度ごとに把握・点検し公表します。把握・点検にあたっては、区民の意見を反映させるため、公募区民、団体代表、学識経験者等で構成する「練馬区次世代育成支援行動計画推進協議会」を設置し、意見を聴きます。また、「練馬区次世代育成支援行動計画推進協議会」には、計画の実施状況の把握・点検だけでなく、施策に関する問題提起や提案を行っていただきます。

第２章　子どもと家庭を取り巻く現状と課題

１　少子化の推移

（１）　児童人口の推移

人口が増加する練馬区でも、子どもの数は少しずつ減っていき、少子高齢化が進みます。

練馬区の児童（０歳から 17 歳）人口は、昭和 52 年の 151,033 人を最高に減少を続けてきましたが、平成 11 年からは微増に転じ、平成 16 年には 106,626 人となっています。しかし、平成 17 年以降は微減が続き、平成 21 年には、約 10 万 5 千人になると推計されています。区の総人口に占める児童数の割合は、昭和 40 年の 29.9%を最高値とし、平成 10 年には 16.4%まで低下しました。その後も低下傾向は変わらず、平成 16 年には 15.7%となっています。今後もこの傾向は続き、平成 21 年には 15.1%になると推計されています。（図表－１）

図表－１

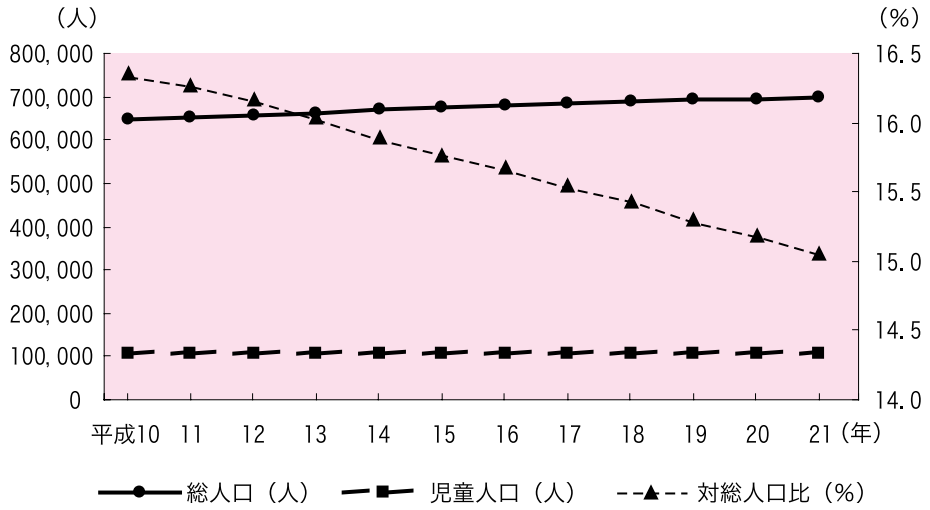

【資料：平成 10 から 16 年は、住民基本台帳および外国人登録原票、各年４月１日現在。平成 17 年以降は、国の指針に基づく推計値。】

また、年齢別（３区分）でみると、年少人口（０～ 14 歳）は、平成 10 年には 87,268 人で総人口の 13.5%でした。平成 16 年には 88,759 人と人口数では増加の傾向にありましたが、総人口に占める割合では 13.0%と低下しています。平成 21 年には、年少人口は約８万８千人と見込まれるものの、総人口の 12.6%まで低下すると推計されています。

一方、老年人口（65 歳以上）は、平成 16 年には 114,979 人で総人口の 16.9%ですが、平成 21 年には約 13 万３千人を超え、総人口の 19.1%を占めると推計されています。

練馬区の総人口は今後も増加し、平成 21 年には約 69 万９千人を超えるものと推計されていますが、老年人口の大幅な増加により、少子高齢化が急速に進展するものと考えられます。（図表－２、図表－３）

図表－２　年少人口、年齢人口、老年人口の割合の推移

	1998年 平成10年	1999年 平成11年	2000年 平成12年	2001年 平成13年	2002年 平成14年	2003年 平成15年	2004年 平成16年	2005年 平成17年	2006年 平成18年	2007年 平成19年	2008年 平成20年	2009年 平成21年
年少人口 （0-14歳）	87, 268	87, 543	87, 427	87, 875	88, 146	88, 550	88, 759	88, 624	88, 490	88, 355	88, 220	88, 086
生産年齢人口 （15-64歳）	469, 432	471, 100	471, 696	472, 469	474, 058	475, 075	476, 677	476, 913	477, 149	477, 384	477, 620	477, 856
老齢人口 （65歳以上）	89, 148	93, 379	97, 867	102, 772	107, 314	111, 711	114, 979	118, 718	122, 457	126, 195	129, 934	133, 673
合計	645, 848	652, 022	656, 990	663, 116	669, 518	675, 336	680, 415	684, 225	688, 095	691, 935	695, 775	699, 615
年少人口 係数	13. 5%	13. 4%	13. 3%	13. 3%	13. 2%	13. 1%	13. 0%	13. 0%	12. 9%	12. 8%	12. 7%	12. 6%
生産年齢人口 係数	72. 7%	72. 3%	71. 8%	71. 2%	70. 8%	70. 3%	70. 1%	69. 7%	69. 3%	69. 0%	68. 6%	68. 3%
老齢人口 係数	13. 8%	14. 3%	14. 9%	15. 5%	16. 0%	16. 5%	16. 9%	17. 4%	17. 8%	18. 2%	18. 7%	19. 1%
合計	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%

図表－３　年齢別人口の推移

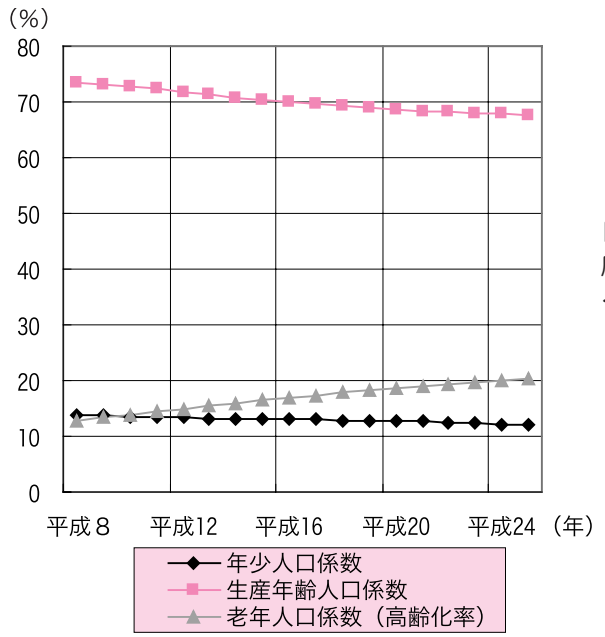

【資料：平成 10 から 16 年は、住民基本台帳および外国人登録原票、各年 4 月 1 日現在。平成 17 年以降は、国の指針に基づく推計値。】

（２）　出生数と合計特殊出生率等の推移

合計特殊出生率は、全国の平均を下回っており、低下し続けています。

練馬区の年間出生数は、昭和 46 年の 11,041 人を最高に減少を続け、平成 2 年には 6 千人を下回りました。その後は、6 千人前後で横ばいを続けています。

合計特殊出生率は、平成 5 年まで低下を続け、平成 6 年に上昇したものの、その後は低下傾向で推移し、

平成 15 年には 1.06 となっています。全国の合計特殊出生率は 1.29 で、東京都は 1.00 となっています。現在の人口を維持するためには、2.08 が必要とされており、少子化が進んでいることがわかります。（図表－４、図表－５）

☞ 合計特殊出生率：15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、１人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当します。

図表－４　練馬区・東京都・全国の合計特殊出生率

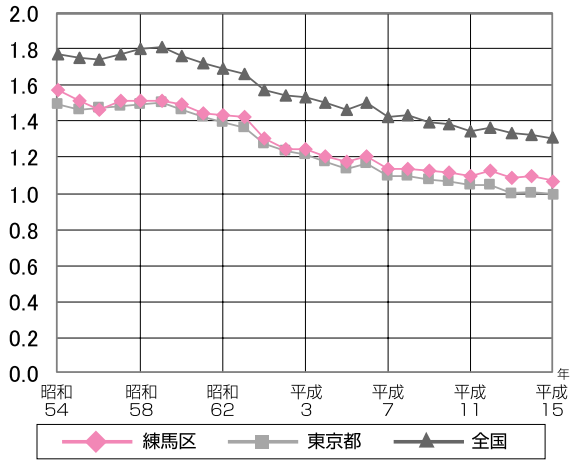

【資料：保健管理課、東京都衛生年報、人口動態統計年報】

図表－５　出生数・合計特殊出生率の推移

	出生数	合計特殊出生率	東京都合計特殊出生率	全国合計特殊出生率
平成６年	6, 044	1. 20	1. 16	1. 50
平成７年	5, 792	1. 13	1. 09	1. 42
平成８年	5, 848	1. 13	1. 09	1. 43
平成９年	5, 914	1. 12	1. 07	1. 39
平成10年	5, 970	1. 11	1. 06	1. 38
平成11年	5, 957	1. 09	1. 04	1. 34
平成12年	6, 102	1. 12	1. 04	1. 36
平成13年	5, 939	1. 08	1. 01	1. 33
平成14年	6, 027	1. 09	1. 02	1. 32
平成15年	5, 857	1. 06	1. 00	1. 29

【資料：保健管理課、東京都衛生年報、人口動態統計年報】

一方、死亡数は、平成 15 年で、周産期死亡数は 24 人、死産は 167 人でした。また、新生児死亡数は 6 人、乳児死亡数は 19 人でした。死亡率は、東京都の死亡率とほぼ同水準となっています。（図表－６、図表－７）

図表－６　周産期死亡と死産の推移

	周産期死亡				死産			
	練馬区		東京都	全国	練馬区		東京都	全国
	死亡数	死亡率（出産千対）	死亡率（出産千対）	死亡率（出産千対）	死産数	死産率（出産千対）	死産率（出産千対）	死産率（出産千対）
平成 6年	33 *	5.4 *	5.0 *	7.5	183	29.3	31.9	33.5
平成 7年	44	7.5	7.5	7.0	198	33.0	31.9	32.1
平成 8年	34	5.8	6.7	6.7	169	28.1	31.5	31.7
平成 9年	39	6.6	6.3	6.4	210	34.2	31.0	32.1
平成10年	32	5.3	6.3	6.2	154	25.1	30.4	31.4
平成11年	39	6.5	6.3	6.0	164	26.8	31.1	31.6
平成12年	32	5.2	5.6	5.8	163	26.0	29.0	31.2
平成13年	23	3.9	5.3	5.5	159	26.0	28.7	31.0
平成14年	33	5.5	5.8	5.5	129	21.1	28.2	31.1
平成15年	24	4.1	5.1	5.3	167	28.4	29.0	30.5

【資料：保健管理課、東京都衛生年報、人口動態統計年報】

☞ 周産期：妊娠満 22 週から生後 7 日未満までの期間をいいます。

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{妊娠満 22 週以後の死産数} + \text{早期新生児死亡数}}{\text{出産（出生数} + \text{妊娠満 22 週以後の死産数）数}} \times 1{,}000$$

＊練馬区、東京都の平成 6 年の周産期死亡は、妊娠満 28 週以後の死産と早期新生児死亡の合計です。

図表－７　新生児死亡と乳児死亡の推移

	新生児死亡				乳児死亡			
	練馬区		東京都	全国	練馬区		東京都	全国
	死亡数	死亡率（出生千対）	死亡率（出生千対）	死亡率（出生千対）	死亡数	死亡率（出生千対）	死亡率（出生千対）	死亡率（出生千対）
平成 6年	17	2.8	2.4	2.3	25	4.1	4.2	4.2
平成 7年	10	1.7	2.3	2.2	15	2.6	4.4	4.3
平成 8年	8	1.4	1.9	2.0	18	3.1	3.8	3.8
平成 9年	15	2.5	2.0	1.9	28	4.7	3.9	3.7
平成10年	10	1.7	2.0	2.0	18	3.0	3.6	3.6
平成11年	13	2.2	1.8	1.8	27	4.5	3.3	3.4
平成12年	12	2.0	2.0	1.8	20	3.3	3.5	3.2
平成13年	10	1.7	1.6	1.6	18	3.0	3.0	3.1
平成14年	8	1.3	1.7	1.7	11	1.8	2.9	3.0
平成15年	6	1.0	1.4	1.7	19	3.2	3.0	3.0

【資料：保健管理課、東京都衛生年報、人口動態統計年報】

（３）　婚姻と出産の動向

婚姻率は横ばいですが、離婚率は上昇し続けています。
また、母親の出産年齢が高くなっています。

平成 14 年の婚姻および離婚の状況は、婚姻率は 7.3、離婚率も 2.44 となっており、東京都および全国と比較していずれも高くなっています。（図表－８、図表－９）

図表－８　練馬区・東京都・全国の婚姻率

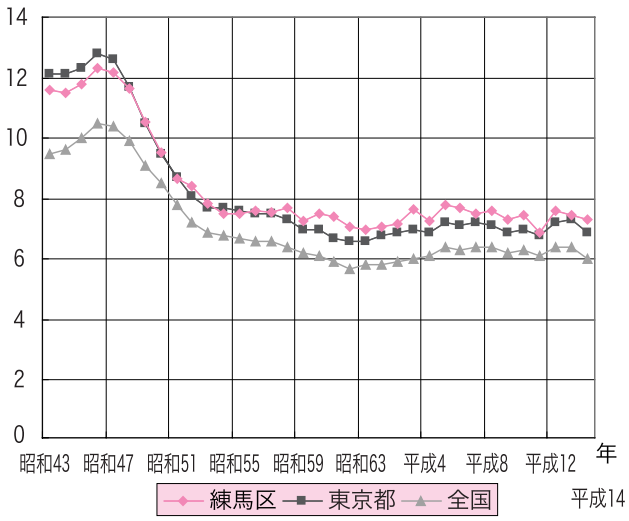

図表－９　練馬区・東京都・全国の離婚率

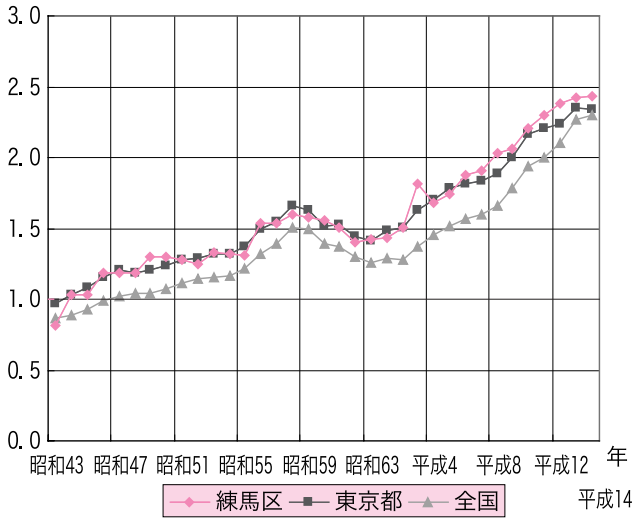

【資料：東京都衛生年報、人口動態統計年報】

婚姻率：人口千人あたりの１年間の婚姻数で、婚姻数÷総人口× 1,000 で求めます。
離婚率：人口千人あたりの１年間の離婚数で、離婚数÷総人口× 1,000 で求めます。

出生数の割合を母親の年齢階級別にみると、出産時期が 20 歳代から 30 歳代に移行してきています。
昭和 50 年頃は、20 歳代が７割前後、30 歳代が３割前後でしたが、平成 14 年には、20 歳代が４割を割り込むまでに減少しています。逆に、30 歳代が６割程度に増加しています。また、全体に占める割合は低いものの 40 ～ 44 歳の割合も増加しています。（図表－ 10）

図表－ 10　母親の年齢階級別の出生数割合

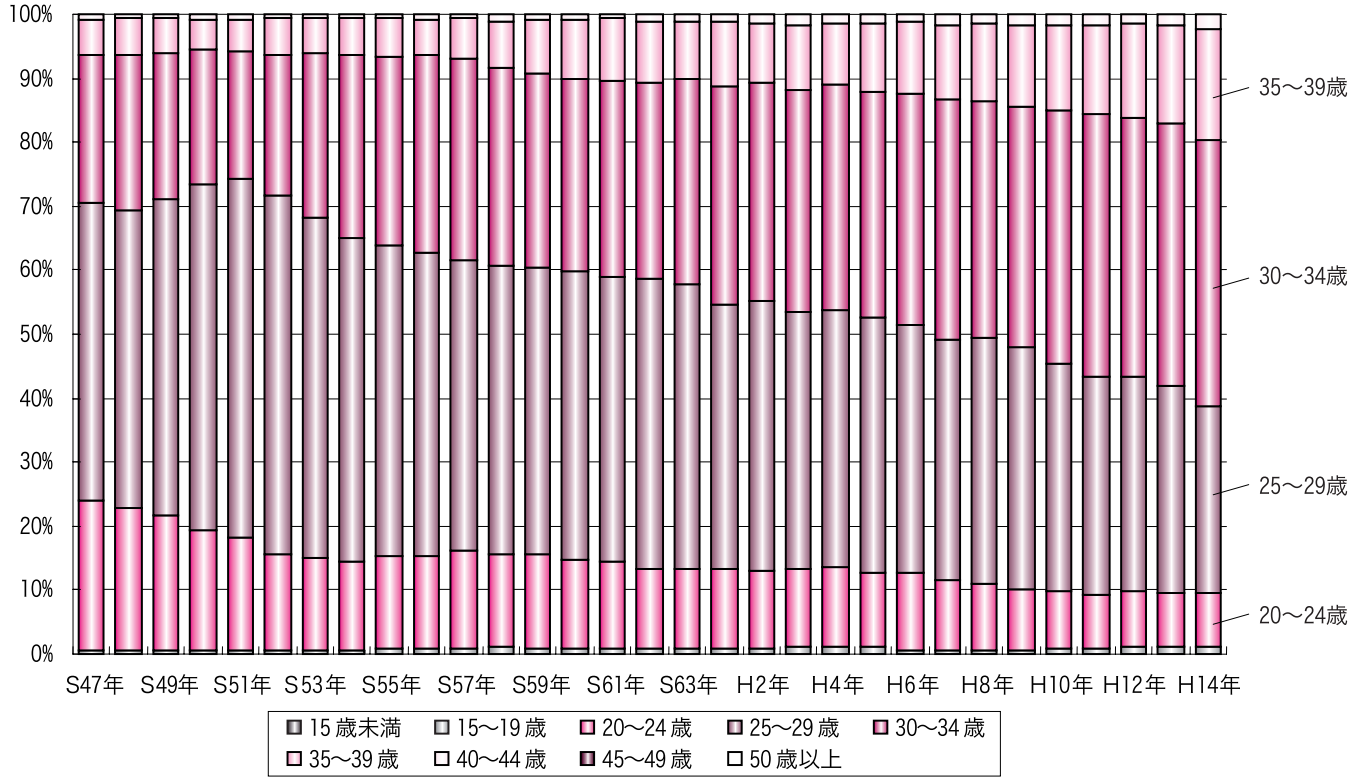

【資料：東京都衛生年報、人口動態統計年報】

2　家庭の状況

（1）　世帯の推移

核家族化が進んでいます。
また、ひとり親家庭は増加し続けています。

世帯数は一貫して増加しており、平成 16 年には過去最高の 306,942 世帯となっています。一方、 1 世帯あたりの世帯人員は、一貫して減少を続けており、平成 16 年には過去最低の 2.17 人となっています。同様に、核家族世帯の世帯数は増加していますが、 1 世帯あたりの人員数は低下しています。（図表－ 11、図表－ 12）

また、離婚数の増加を背景として、ひとり親家庭が増加しています。とりわけ母子家庭は、平成 7 年には 2,707 世帯でしたが、平成 12 年には 3,298 世帯と大きく増加しています。（図表－ 13、図表－ 14）

- 核家族世帯：夫婦のみ、または親と未婚の子どもだけからなる家族の世帯。
- ひとり親世帯：父親または母親と、その扶養すべき 20 歳未満の子どもからなる世帯。

図表－11　人口・世帯の推移

年	人口（人）	世帯数（世帯）	1世帯あたり世帯人員（人）
平成2	609, 645	243, 366	2. 51
平成3	612, 975	247, 600	2. 48
平成4	618, 402	253, 516	2. 44
平成5	621, 140	258, 219	2. 41
平成6	622, 415	261, 193	2. 38
平成7	624, 754	264, 547	2. 36
平成8	627, 662	268, 548	2. 34
平成9	631, 140	272, 482	2. 32
平成10	635, 827	277, 532	2. 29
平成11	641, 821	282, 976	2. 27
平成12	646, 729	287, 745	2. 25
平成13	651, 618	292, 305	2. 23
平成14	657, 377	297, 517	2. 21
平成15	662, 885	302, 605	2. 19
平成16	667, 512	306, 942	2. 17

【資料：住民基本台帳、各年４月１日現在】

図表－12　核家族世帯

年	核家族世帯	
	世帯数（世帯）	1世帯あたり親族人員（人）
昭和50	117, 251	3. 39
昭和55	122, 016	3. 34
昭和60	130, 569	3. 26
平成2	141, 642	3. 17
平成7	150, 750	3. 04
平成12	159, 481	2. 96

【資料：国勢調査、各年 10 月１日現在】

図表－13　ひとり親家庭の状況－母子家庭の状況

年	世帯総数	子どもが1人	子どもが2人	子どもが3人以上	（再掲）6歳未満の子どものいる世帯
平成2	2, 544	1, 350	954	240	344
平成7	2, 707	1, 512	955	240	495
平成12	3, 298	1, 784	1, 178	336	708

【資料：国勢調査、各年 10 月１日現在】

図表－14　ひとり親家庭の状況－父子家庭の状況

年	世帯総数	子どもが1人	子どもが2人	子どもが3人以上	（再掲）6歳未満の子どものいる世帯
平成2	474	268	161	45	24
平成7	460	263	155	42	46
平成12	434	239	152	43	54

【資料：国勢調査、各年 10 月１日現在】

（2） 女性の就業の状況

仕事をする女性が増加しています。
一方、出産で仕事をやめて、在宅で子育てをする女性も多くなっています。

女性の就業者は、平成 12 年の総就業者数 324,075 人のうち、127,026 人で 39.2%を占めています。平成２年、平成７年と比較すると、総就業者数が伸び悩む中で、女性就業者は確実に増加しています。

職業では、従事者数では事務従事者、専門的・技術的職業従事者、販売従事者の順に高くなっています。割合では事務従事者、サービス職業従事者、専門的・技術的職業従事者の順に高くなっています。また、管理的職業従事者の割合が着実に高くなっています。（図表－ 15）

図表－ 15　職業別・女性の 15 歳以上の就業者数

職業	平成2年			平成7年			平成12年		
	総就業者数（人）	女性		総就業者数（人）	女性		総就業者数（人）	女性	
		総数（人）	割合（%）		総数（人）	割合（%）		総数（人）	割合（%）
総数	320, 247	117, 202	36. 6	330, 557	124, 885	37. 8	324, 075	127, 026	39. 2
専門的・技術的職業従事者	52, 436	18, 573	35. 4	54, 590	20, 447	37. 5	57, 788	22, 214	38. 4
管理的職業従事者	18, 947	1, 689	8. 9	18, 453	1, 770	9. 6	11, 617	1, 306	11. 2
事務従事者	76, 885	47, 560	61. 9	79, 783	49, 221	61. 7	78, 149	48, 396	61. 9
販売従事者	58, 250	17, 523	30. 1	60, 657	19, 556	32. 2	59, 892	18, 480	30. 9
サービス職業従事者	23, 582	12, 669	53. 7	27, 096	15, 231	56. 2	30, 003	17, 155	57. 2
保安職業従事者	4, 661	239	5. 1	5, 440	412	7. 6	5, 666	438	7. 7
農林漁業作業者	1, 861	650	34. 9	1, 819	591	32. 5	1, 570	512	32. 6
運輸・通信従事者	11, 230	671	6	11, 585	678	5. 9	11, 025	501	4. 5
生産工程・労務作業者	66, 882	15, 234	22. 8	65, 933	14, 707	22. 3	60, 361	14, 530	24. 1
分類不能の職業	5, 513	2, 394	43. 4	5, 201	2, 272	43. 7	8, 004	3, 494	43. 7

【資料：国勢調査、各年 10 月 1 日現在】

女性の労働力率を年齢階級別に比較すると、20 歳代で高く、その後子育てにかかわる 30 歳代でいったん大きく低下し、子どもが小学校高学年以降となる 40 歳以降で再び上昇、55 歳以降で低下するいわゆる「M字曲線」を描いています。また、昭和 55 年以降の数値と比較すると、労働力率が上昇するとともに、M字の底が浅くなる傾向がみられます。一方、全国・東京都と比べて 30 歳以降の労働力率が低く、出産で離職し、そのまま職に就かない女性の割合が高くなっています。練馬区は、全国・東京都と比較して、在宅で子育てをする家庭の割合が多くなっています。
（図表－ 16、図表－ 17、図表－ 18）

- 労働力人口：満 15 歳以上の人口（生産年齢人口）のうち、労働の意思と能力をもつ者の人口。就業者（休業者も含む）と完全失業者の合計をいいます。
- 労働力率：生産年齢人口に占める労働力人口の比率をいいます。

図表－16　女性労働力の状況

年齢	練馬区（平成12）			東京都（平成12）			全国（平成12）		
	総数	労働力人口	労働力率	総数	労働力人口	労働力率	総数	労働力人口	労働力率
総数	287, 657	132, 987	46. 2%	5, 325, 202	2, 597, 023	48. 8%	55, 721, 312	26, 847, 578	48. 2%
15-19歳	16, 746	2, 493	14. 9%	311, 475	49, 992	16. 1%	3, 654, 181	561, 019	15. 4%
20-24歳	24, 839	15, 422	62. 1%	468, 286	297, 100	63. 4%	4, 114, 218	2, 901, 711	70. 5%
25-29歳	29, 634	21, 136	71. 3%	537, 841	389, 965	72. 5%	4, 825, 032	3, 356, 561	69. 6%
30-34歳	28, 429	15, 826	55. 7%	488, 665	290, 283	59. 4%	4, 339, 792	2, 471, 740	57. 0%
35-39歳	24, 491	12, 881	52. 6%	417, 189	237, 903	57. 0%	4, 018, 579	2, 411, 133	60. 0%
40-44歳	20, 581	11, 770	57. 2%	353, 463	217, 473	61. 5%	3, 876, 048	2, 642, 965	68. 2%
45-49歳	19, 899	12, 044	60. 5%	376, 702	242, 431	64. 4%	4, 448, 236	3, 125, 513	70. 3%
50-54歳	23, 848	14, 184	59. 5%	471, 974	297, 747	63. 1%	5, 231, 952	3, 463, 898	66. 2%
55-59歳	22, 181	11, 796	53. 2%	425, 441	243, 969	57. 3%	4, 443, 933	2, 537, 598	57. 1%
60-64歳	20, 859	8, 006	38. 4%	382, 009	159, 691	41. 8%	3, 986, 305	1, 537, 633	38. 6%
65歳以上	56, 150	7, 429	13. 2%	1, 092, 157	170, 469	15. 6%	12, 783, 036	1, 837, 807	14. 4%

【資料：国勢調査、平成 12 年 10 月 1 日現在】

図表－17　練馬区における女性労働力率

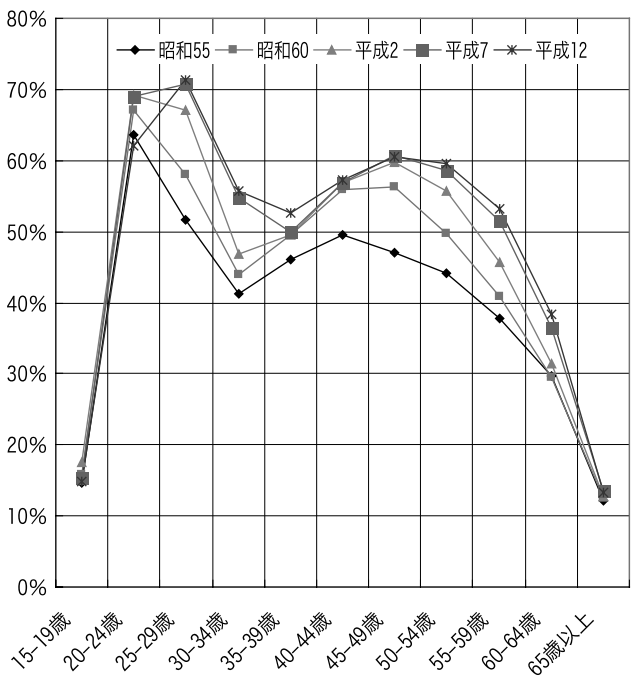

【資料：国勢調査、各年 10 月 1 日現在】

図表－18　練馬区・東京都・全国の女性労働力率

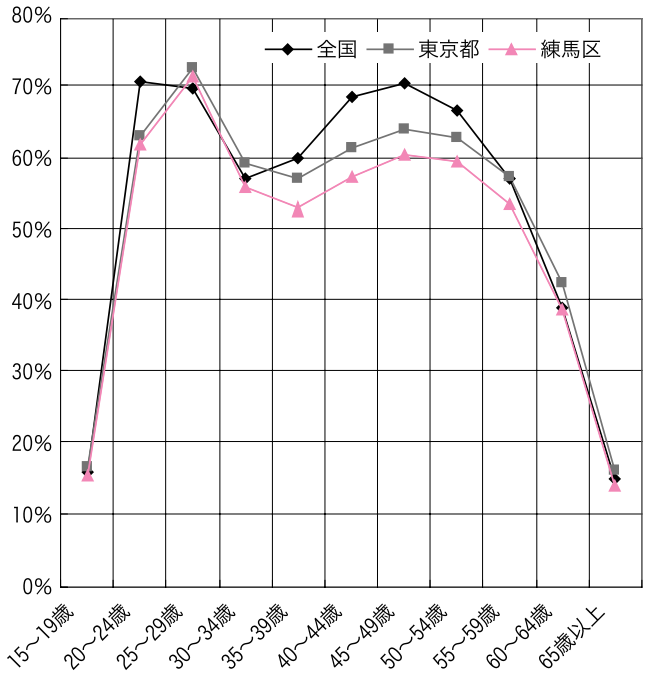

【資料：国勢調査、平成 12 年 10 月 1 日現在】

3　子どもと子育て家庭の実態

（1）　就学前児童の保育等の状況

０，１，２歳は在宅で子育てし、３，４，５歳は幼稚園へ通園する家庭が最も多くなっています。

練馬区の就学前の子どもは、０歳で約８割、１歳で約７割、２歳で約６割が、平日は家庭で過ごしています。しかし、３歳以降は、幼稚園や保育サービス（保育園、認可外保育施設など）を利用したり、親族、知人と過ごす子どもが 85%を超え、５歳児では約９割近くになっています。（図表－ 19）

図表－ 19　平日の保育サービスの利用状況（子どもの年齢別）

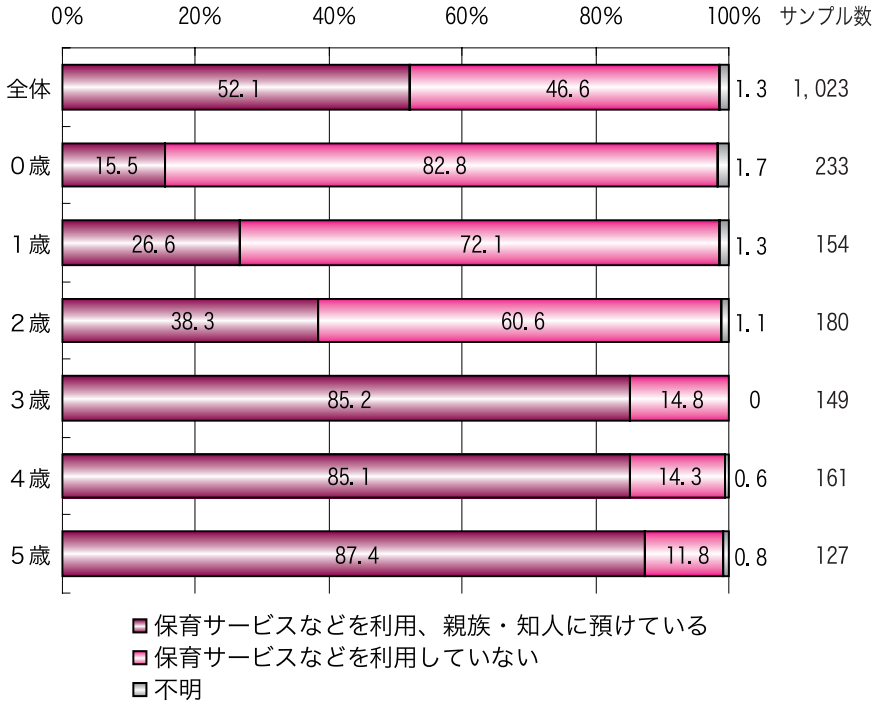

（注）　上記質問では、「保育サービスなど」の中に、幼稚園を含んで質問しています。

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 16 年３月）】

預け先としては、３歳児では 55.9%、４歳・５歳児では 70%近くが幼稚園に通っています。第２位の認可保育園は 25%前後となっています。（図表－ 20）

図表－20　就学前児童の保育等の状況（H15．４．１保育園等、５．１幼稚園）

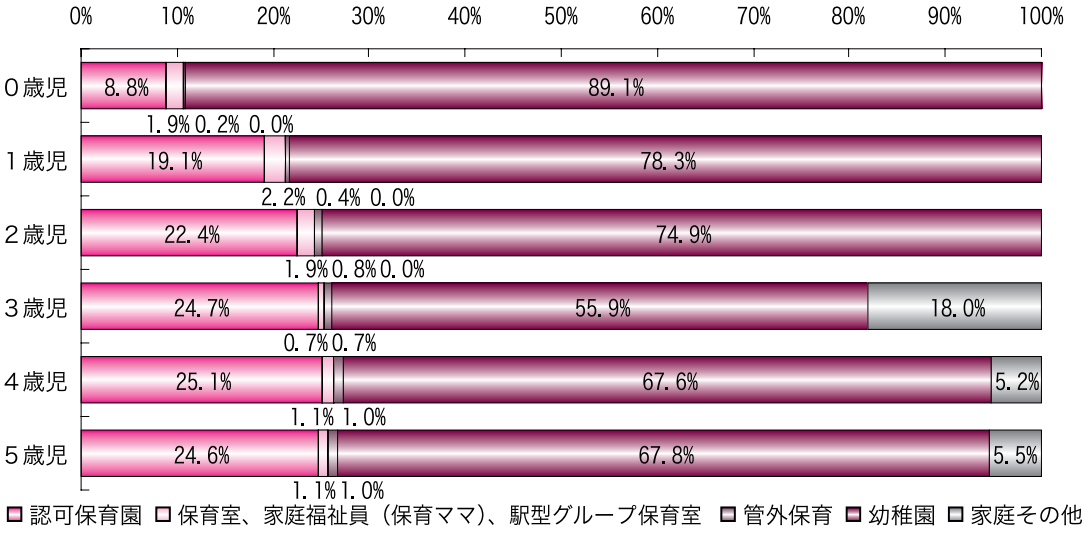

（人口は平成 15 年４月１日現在。なお、保育園等の重複利用の有無、幼稚園と保育園で集計期日での１か月の差異はここでは考慮していない。管外保育は４、５歳児を合わせた統計であり人口の1.0%となるが、ここではそれぞれに 1.0%を計上し、家庭その他をその分減とした。また、０～２歳児の幼稚園は利用がないので、数値を省略した。）

【資料：保育課、学務課】

（２）　小学生、中学生、高校生の居場所

放課後は自分の家で過ごしたり、家族と過ごす子どもが高い割合です。
続いて、小学生では塾や習いごと、学童クラブなど、中高生では部活動、塾や習いごとが多くなっています。
また、児童館、図書館など区の施設の利用は低くなっています。

平日の放課後の居場所は、小学１～３年生では、すべての時間帯で「保護者や祖父母等の同居している家族と過ごした」が最も高くなっています。そのほか、「学童クラブにいた」「塾や習いごと、スポーツクラブに行った」「友だちの家にいた」が高くなっています。小学４～６年生では、午後３時～４時の間は、「学校の校庭開放、図書館開放、クラブ活動に参加した」が最も高く、次いで「保護者や祖父母等の同居している家族と過ごした」となっています。その他の時間帯は、小学１～３年生と同様に「保護者や祖父母等の同居している家族と過ごした」が最も高くなっています。

平成９年に行った調査と比較すると、１～３年生では、「友だちの家にいた」が、午後３時～５時の間は約８ポイント低くなっています。４～６年生では、午後７時～８時の間の「保護者や祖父母等の同居している家族と過ごした」が約 12 ポイント低くなり、逆に「塾や習いごと、スポーツクラブに行った」が約７ポイント高くなっています。（図表－ 21、図表－ 22）

図表－21　この前の金曜日の放課後の居場所（小学１～３年生）

（%）

	件数	学校の校庭開放、図書館開放、クラブ活動に参加した	学童クラブにいた	塾や習いごと、スポーツクラブに行った	児童館や図書館などの地域の施設にいた	保護者や祖父母等の同居している家族と過ごした	同居していない祖父母や知人等の大人といた	子どもたちだけで自宅で過ごした	友だちの家にいた	自宅でひとりで過ごした	就寝していた	友だちがきて自宅で過ごした	家族で外出した	その他	不明
午後３～４時	703	6.8	17.2	13.5	6.0	26.0	0.7	2.6	12.5	2.1	0.3	3.0	0.0	4.8	4.4
午後４～５時	703	3.6	16.5	23.8	6.7	24.3	0.7	2.1	14.5	1.1	0.3	3.0	0.1	2.1	1.1
午後５～６時	703	0.1	6.7	17.9	0.9	62.4	1.7	3.1	1.8	2.1	0.0	0.4	0.1	1.0	1.6
午後６～７時	703	0.1	0.0	6.1	0.4	83.8	2.6	1.8	0.1	1.3	0.1	0.0	0.0	0.9	2.7
午後７～８時	703	0.1	0.0	1.7	0.1	91.2	1.1	0.7	0.1	0.1	1.0	0.0	0.1	0.6	3.0

図表－22　この前の金曜日の放課後の居場所（小学４～６年生）

（%）

	件数	学校の校庭開放、図書館開放、クラブ活動に参加した	学童クラブにいた	塾や習いごと、スポーツクラブに行った	児童館や図書館などの地域の施設にいた	保護者や祖父母等の同居している家族と過ごした	同居していない祖父母や知人等の大人といた	子どもたちだけで自宅で過ごした	友だちの家にいた	自宅でひとりで過ごした	就寝していた	友だちがきて自宅で過ごした	家族で外出した	その他	不明
午後３～４時	715	21.8	0.3	2.0	3.1	12.6	0.6	4.2	6.6	4.6	0.0	0.8	0.3	17.8	25.5
午後４～５時	715	8.3	0.1	16.1	5.9	29.4	1.0	6.9	13.7	7.0	0.1	1.3	0.4	5.9	4.1
午後５～６時	715	2.1	0.0	26.6	1.8	46.2	1.0	5.6	5.2	5.0	0.0	0.4	0.4	2.9	2.8
午後６～７時	715	0.7	0.0	23.2	0.3	65.3	1.3	3.1	0.3	1.0	0.0	0.0	0.6	1.0	3.4
午後７～８時	715	0.1	0.0	12.4	0.4	77.2	1.5	1.5	0.4	0.3	0.4	0.0	0.3	1.3	4.1

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 16 年 3 月）】

また、中学生・高校生は、平日の居場所は「自分の家」が 83.5%で最も高く、続いて「部活動」「学習塾や習いごと」となっています。児童館、図書館、青少年館、体育館などの区の施設の利用は、6.4%にとどまっています。（図表－23）

図表－23　中高生の放課後の居場所

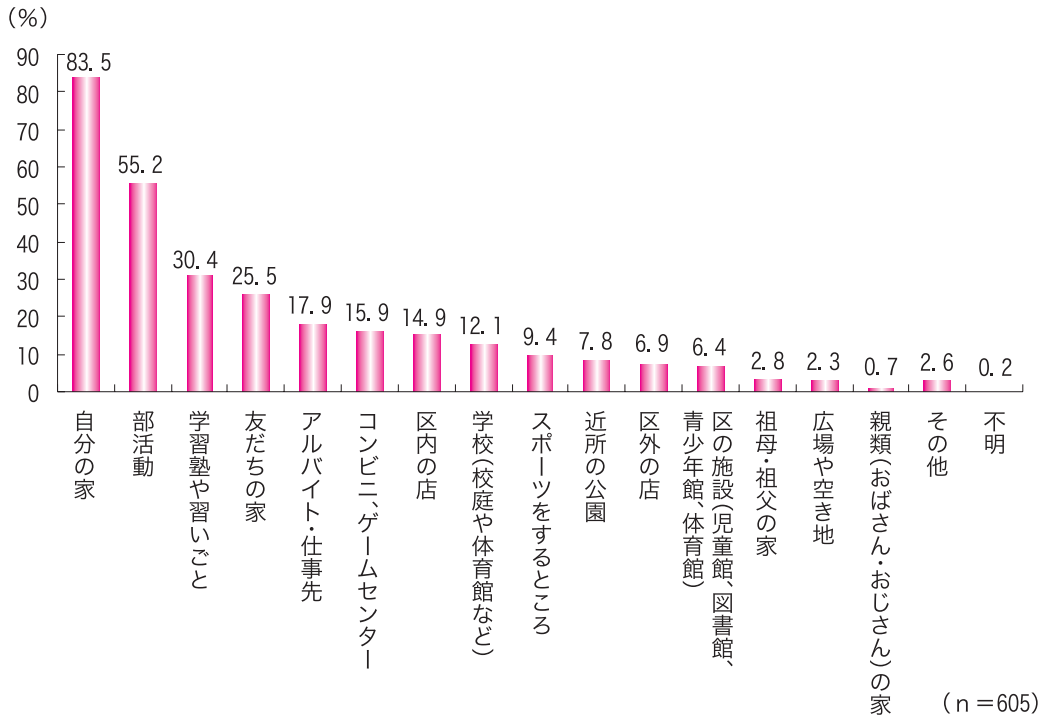

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 16 年３月）】

（３）　子育て家庭の不安感や負担感

保護者の２人に１人が子育てに不安や負担を感じています。
犯罪被害や交通事故についての心配が増しています。
また、就学前の児童の保護者は、「自由な時間が持てない」ことを、最も負担に感じています。
小学生の保護者は、「子育てで出費がかさむ」ことを、最も負担に感じています。

就学前の子どもの保護者は、『子育てに関する不安感や負担感』について、8.1%が「非常に不安や負担を感じる」、36.2%が「なんとなく不安や負担を感じる」としており、合わせて 44.3%の保護者が不安や負担を感じています。（図表－ 24）

『子どものことで心配に感じていること、気になっていること』では、「犯罪に巻き込まれないかどうか」が最も高く 64.8%、続いて「交通事故にあわないかどうか」、「病気や発育・発達に関すること」となっています。また、第 4 位に保護者自身の行動である「子どもを叱り過ぎているような気がする」が入っています。また、9.5%の保護者が「ストレスがたまって子どもに手をあげたりすること」をあげています。（図表－ 25）

『子育てをするうえで特に負担を感じていること、悩んでいること』では、「自分の自由な時間が持てない」が 40.1%と最も高く、続いて「子育てによる身体の疲れが大きい」、「子育てで出費がかさむ」でした。（図表－ 26）

図表－24　子育てに関する不安感や負担感（就学前児童の保護者）

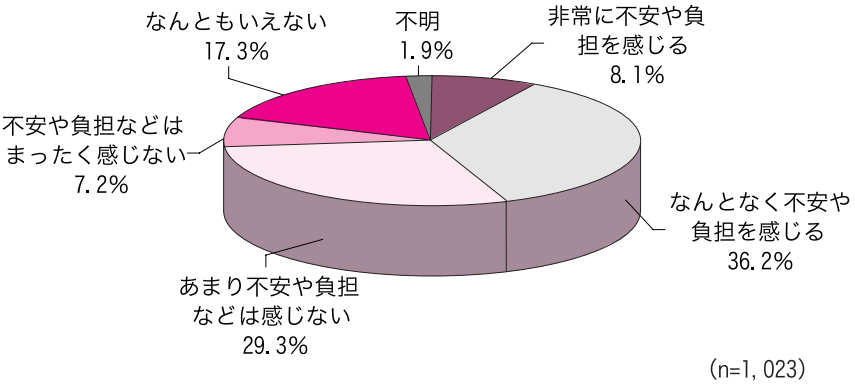

図表－25　子どものことで心配に感じていること、気になっていること（就学前児童の保護者）

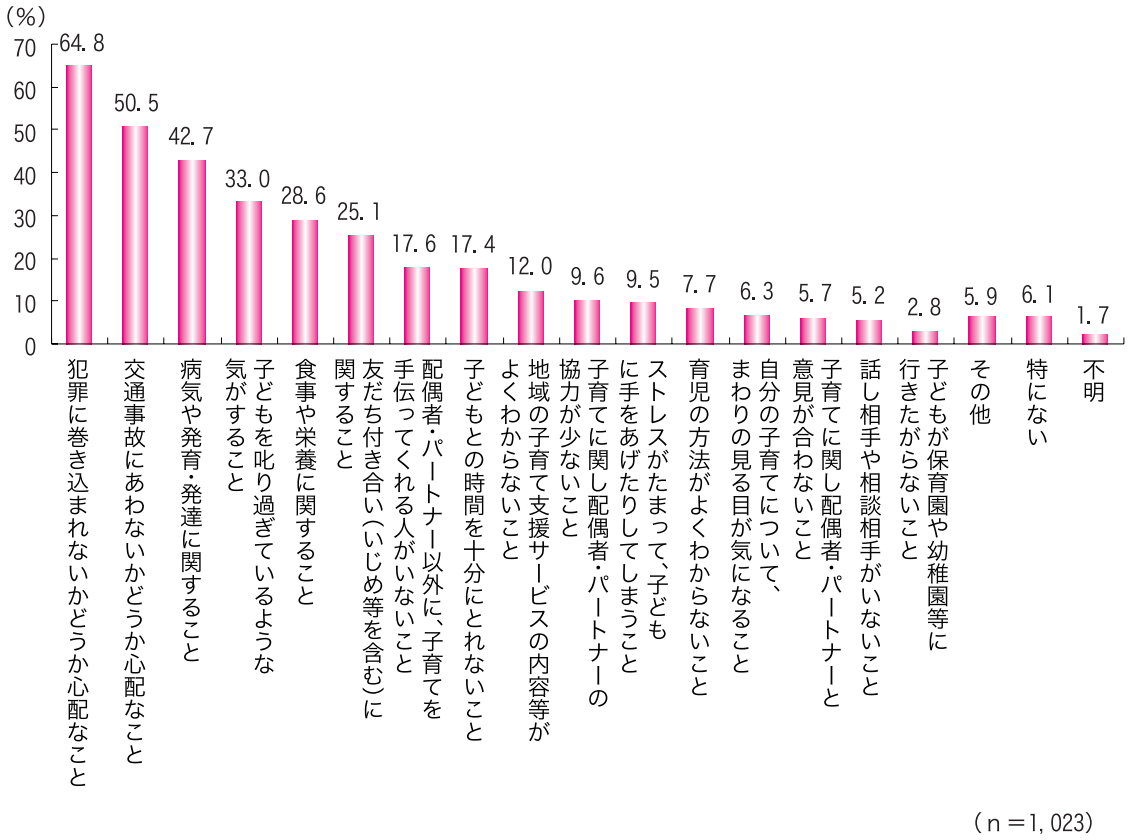

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成16年3月）】

図表－ 26　子育てをするうえで特に負担を感じていること、悩んでいること（就学前児童の保護者）

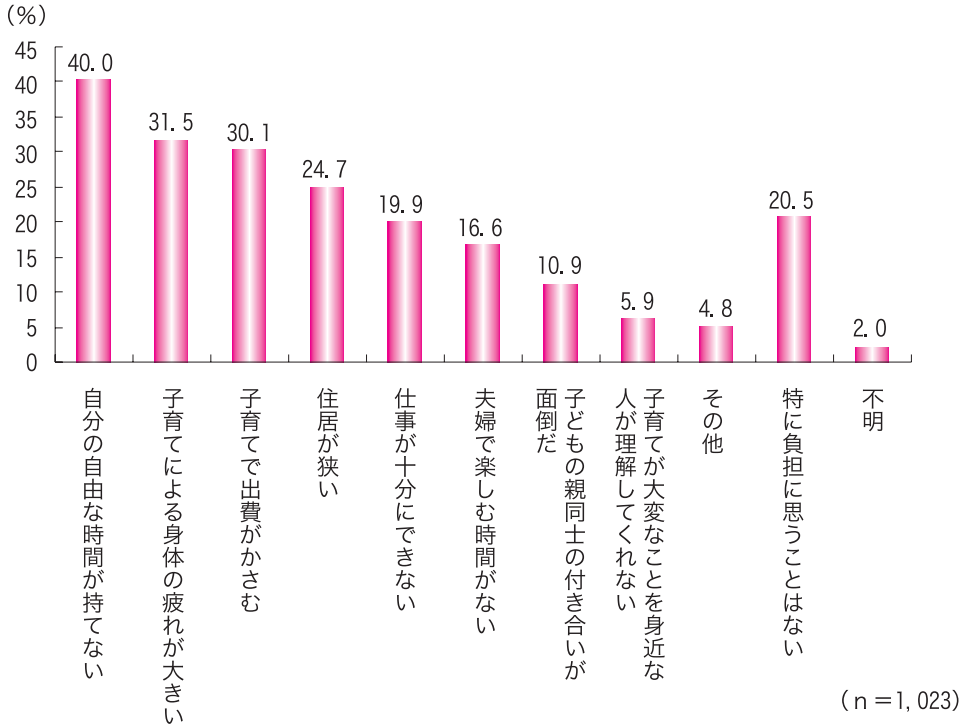

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 16 年 3 月）】

また、小学生の保護者では、『子育てに関する不安感や負担感』について、10.7%が「非常に不安や負担を感じる」、39.4%が「なんとなく不安や負担を感じる」としており、半数の保護者が不安や負担を感じており、就学前の児童家庭より高くなっています。（図表－ 27）

『子どものことで心配に感じていること、気になっていること』では、第１位と第２位は就学前家庭と同じで、「犯罪に巻き込まれないかどうか」、「交通事故にあわないかどうか」でした。特に、「犯罪に巻き込まれないかどうか」は、実に 80.8%と非常に高い数値になっていて、安全安心に対する不安が高まっていることをうかがわせます。第３位は、対人関係の「友だち付き合い（いじめ等を含む）に関すること」となっています。第４位には、保護者自身の行動である「子どもを叱り過ぎているような気がする」が入っています。（図表－ 28）

『子育てをするうえで特に負担を感じていること、悩んでいること』では、４割以上の保護者が、「子育てで出費がかさむ」で第１位でした。「住居が狭い」が続き、就学前児童の家庭と違う順位になっています。（図表－ 29）

図表－ 27　子育てに関する不安感や負担感（小学生の保護者）

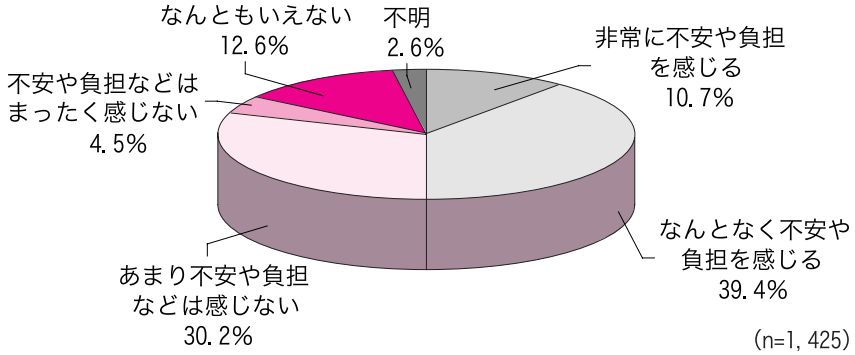

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 16 年 3 月）】

図表－28　子どものことで心配に感じていること、気になっていること（小学生の保護者）

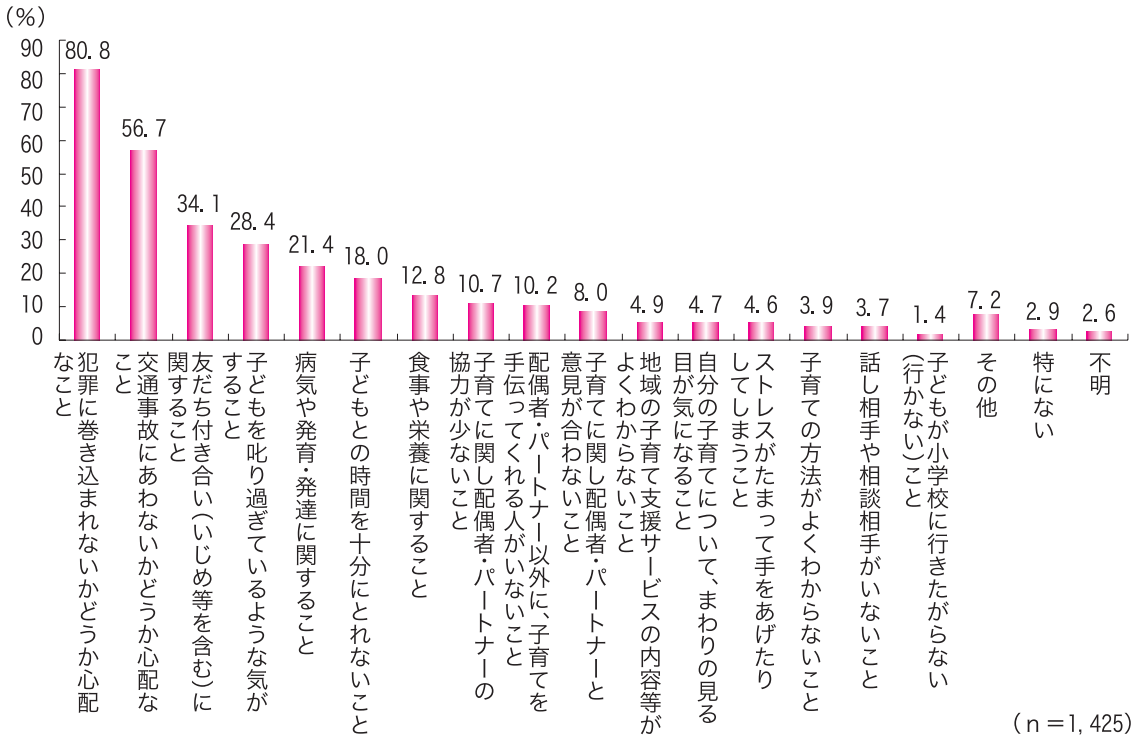

図表－29　子育てをするうえで特に負担を感じていること、悩んでいること（小学生の保護者）

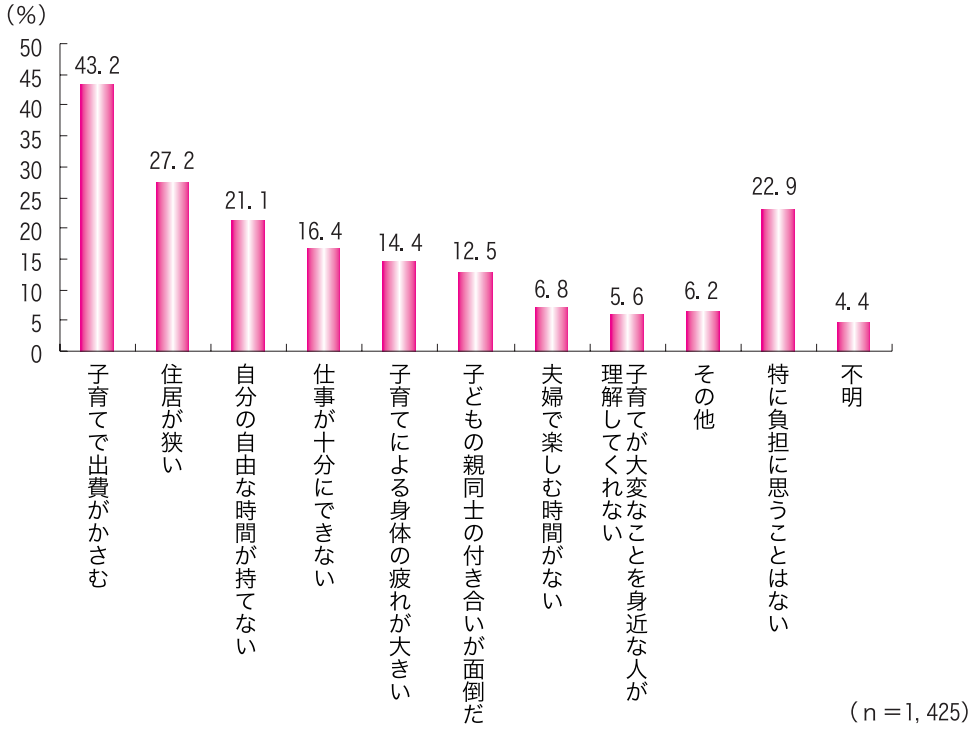

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成16年3月）】

（４）　父親の育児

父親の育児については、現状も期待されることも、「子どもと一緒に遊ぶ」ことが最も多くなっています。

『配偶者・パートナーの育児（おおむね３歳以下）への参加』については、就学前の子どもの保護者では、「子どもと一緒に遊ぶ」がトップで 77.2%。続いて、「子どもを入浴させる」、「子どもの着替えやおむつ交換をする」でした。（図表－ 30）

『配偶者・パートナーの育児参加の仕方への満足度』では、ほぼ３割の人が満足しています。「だいたい満足している」を加え、７割以上の人が満足しています。（図表－ 31）

『配偶者・パートナーに育児参加をしてほしいと思う（思った）こと』では、「子どもと一緒に遊ぶ」、「気遣いをしてくれる」が第１位でした。「気遣いをしてくれる」や第４位の「相談に乗ってくれる」といった、精神的な配慮も求められています。（図表－ 32）

図表－ 30　配偶者・パートナーの育児への参加形態（就学前児童の保護者）

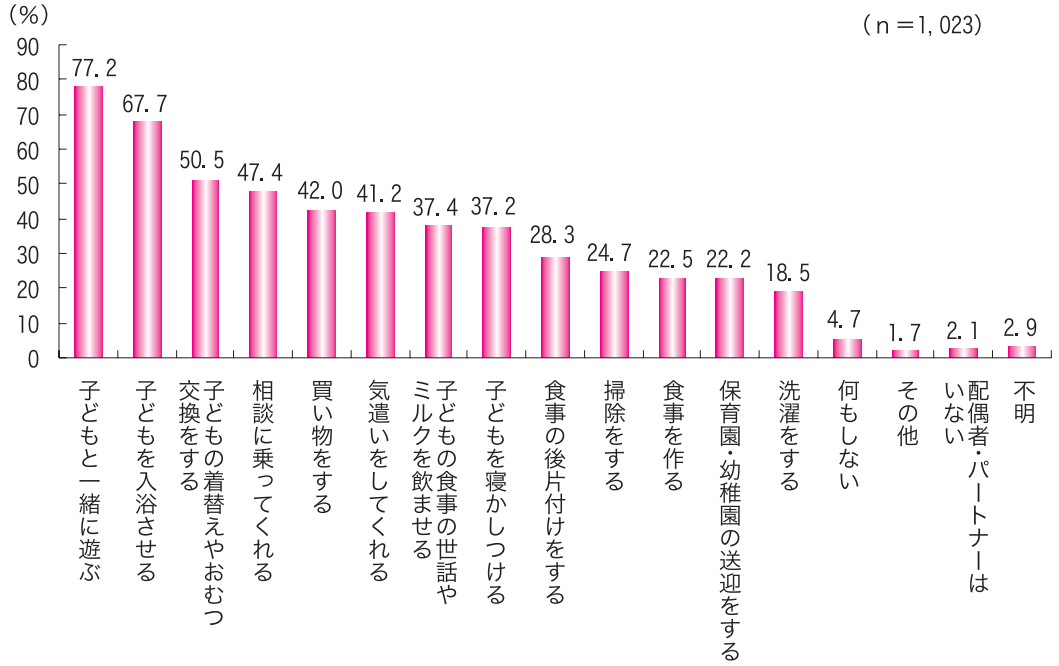

図表－ 31　配偶者・パートナーの育児参加への満足度（就学前児童の保護者）

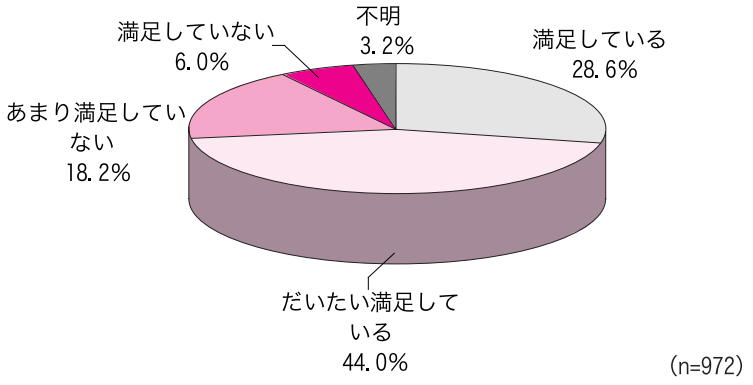

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 16 年３月）】

図表－32　配偶者・パートナーに育児参加をしてほしいと思う（思った）こと（就学前児童の保護者）

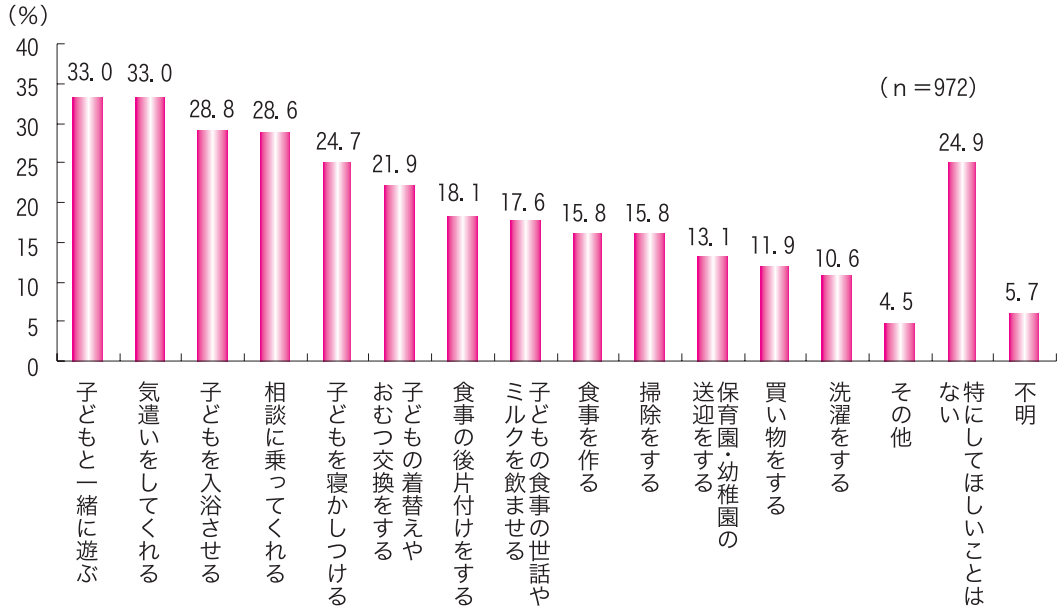

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成16年3月）】

小学生の保護者では、『配偶者・パートナーの育児（おおむね3歳以下）への参加』については、「子どもと一緒に遊ぶ」がトップで67.6%。続いて、「相談に乗ってくれる」「買い物をする」でした。（図表－33）

『配偶者・パートナーの育児参加の仕方への満足度』では、18.5%の人が満足しています。「だいたい満足している」の44.9%を加え、6割以上の人が満足していますが、就学前より低くなっています。（図表－34）

『配偶者・パートナーに育児参加をしてほしいと思う（思った）こと』では、「子どもと一緒に遊ぶ」、「気遣いをしてくれる」の順でした。就学前と同様に、「気遣いをしてくれる」や第3位の「相談に乗ってくれる」といった、精神的な配慮を求める割合が高くなっています。（図表－35）

図表－33　配偶者・パートナーの育児への参加形態（小学生の保護者）

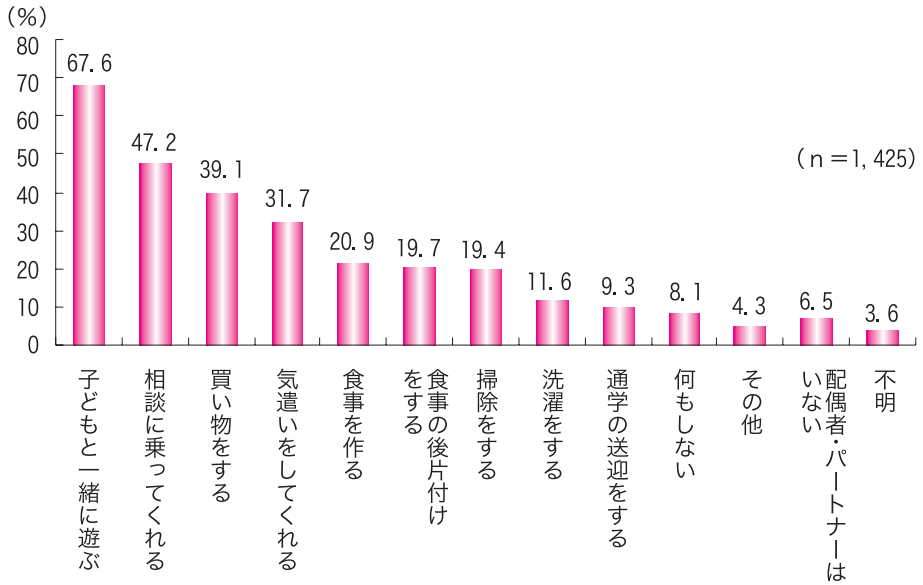

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成16年3月）】

図表－34　配偶者・パートナーの育児参加への満足度（小学生の保護者）

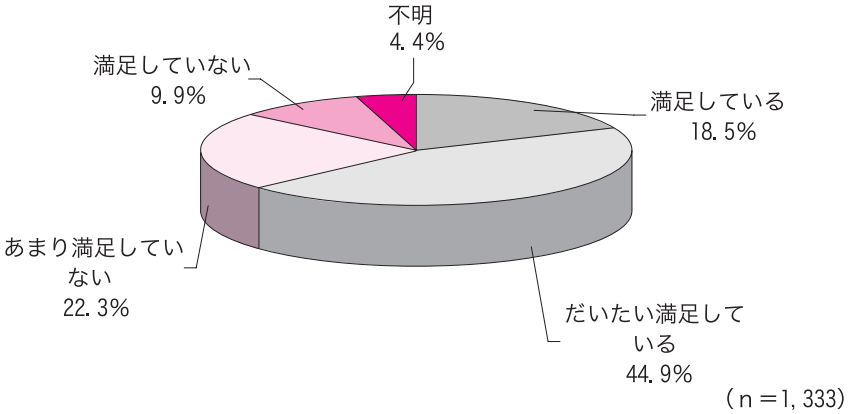

図表－35　配偶者・パートナーに育児参加をしてほしいと思う（思った）こと（小学生の保護者）

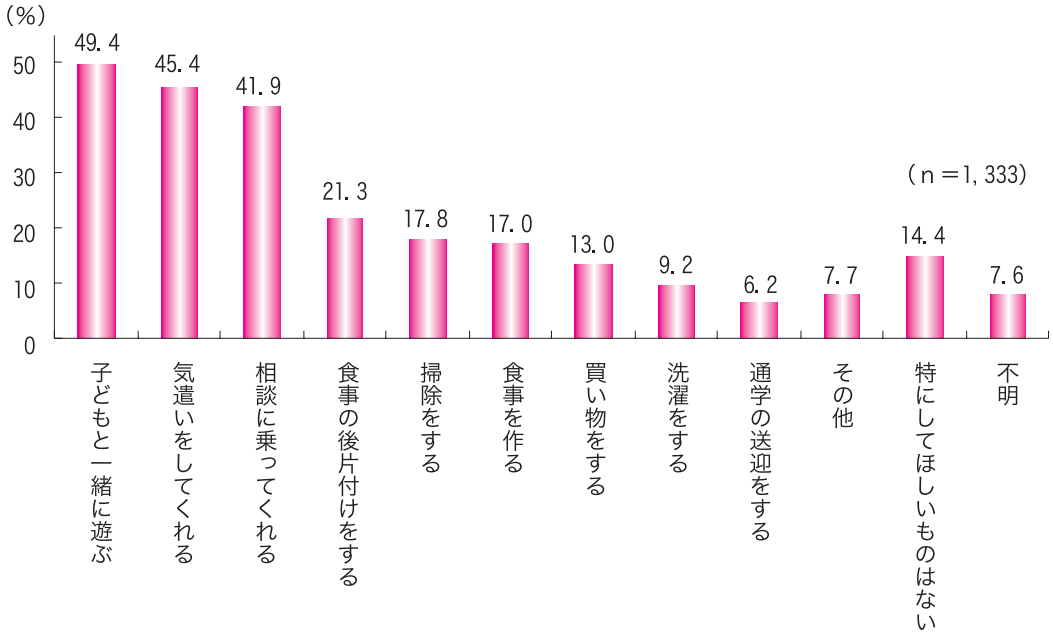

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成16年3月）】

（5） 子育てと仕事の両立

大変だと感じるのは「自分が病気の時に代わってくれる人がいない」「子どもと接する時間が少ない」ことが多くなっています。

『子育てと仕事を両立させるうえで大変だと感じていること』については、就学前児童のいる家庭と小学生のいる家庭ともに、「自分が病気の時などに、代わりに面倒をみる人がいない」が第 1 位でした。続いて「子どもと接する時間が少ない」、「急な残業が入ってしまう」の順でした。（図表－ 36、図表－ 37）

図表－ 36　仕事と子育てを両立させるうえで大変だと感じること（就学前児童の保護者）

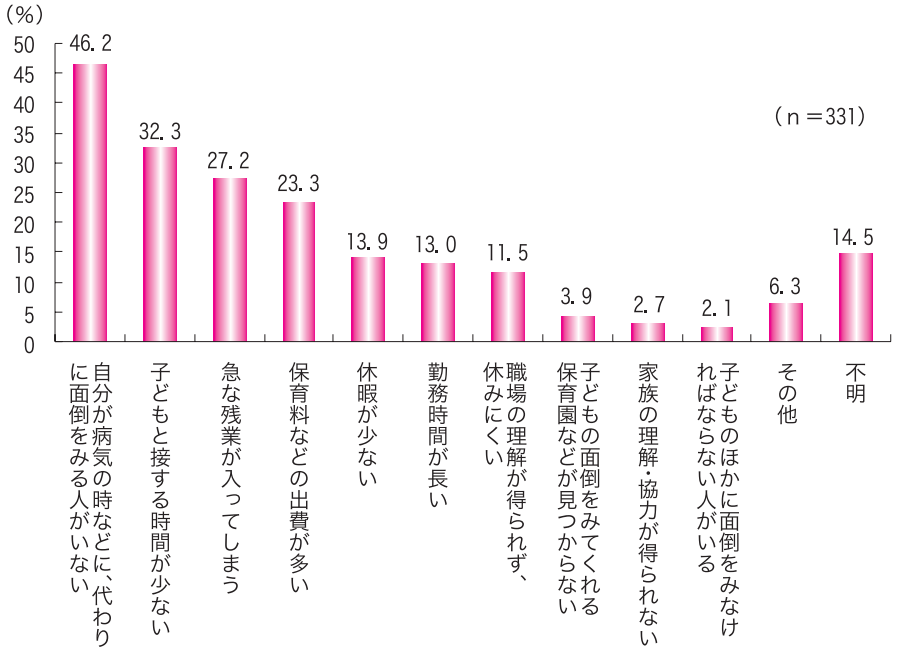

図表－ 37　仕事と子育てを両立させるうえで大変だと感じること（小学生の保護者）

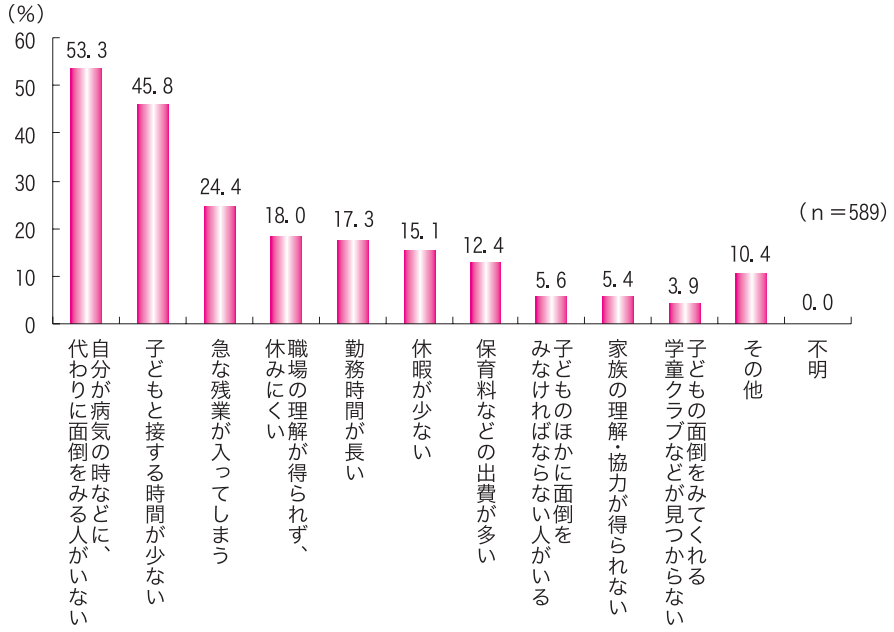

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 16 年 3 月）】

（６）　子育て支援の要望

防犯対策、小児医療体制の整備、交通安全対策が上位です。

親と子が健やかに育ち合うようにするために、『子育て支援策のどこに力を入れたら良いか』については、就学前児童のいる家庭と小学生のいる家庭ともに、「犯罪に巻き込まれないよう防犯対策を強化してほしい」が第１位で、続いて「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備」、「交通事故にあわないよう交通安全対策を強化してほしい」の順でした。そのほか、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」、「親子が安心して集まれる身近な場や機会がほしい」などが支援策として求められています。（図表－ 38、図表－ 39）

図表－ 38　子育て支援要望（就学前児童の保護者）

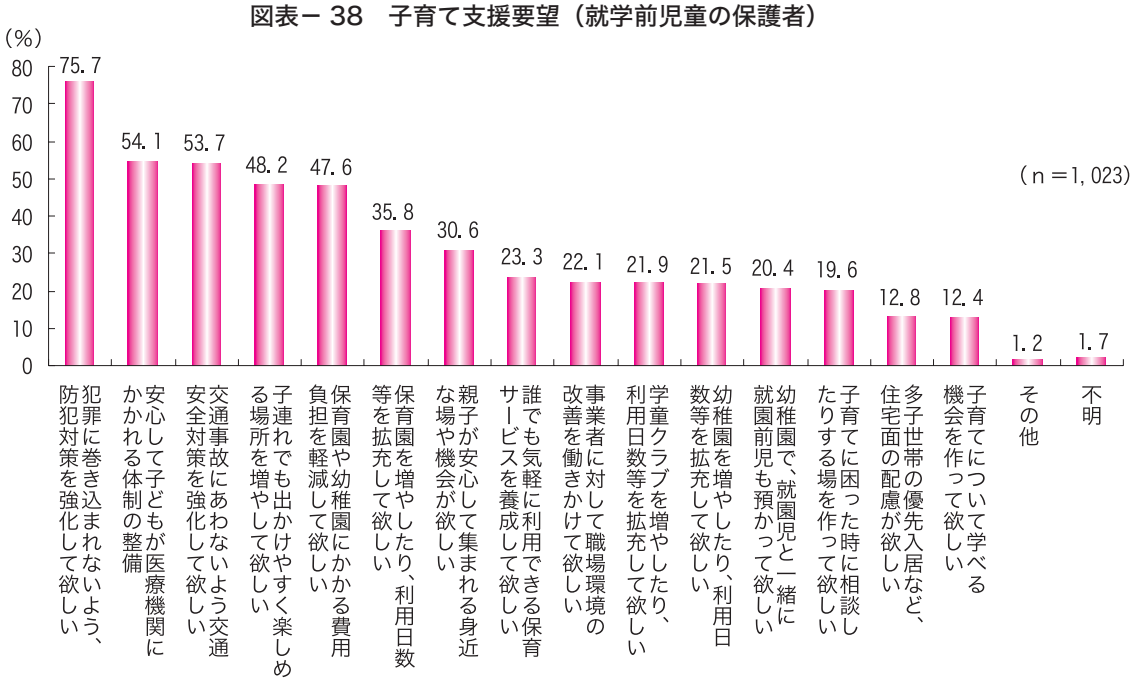

図表－ 39　子育て支援要望（小学生の保護者）

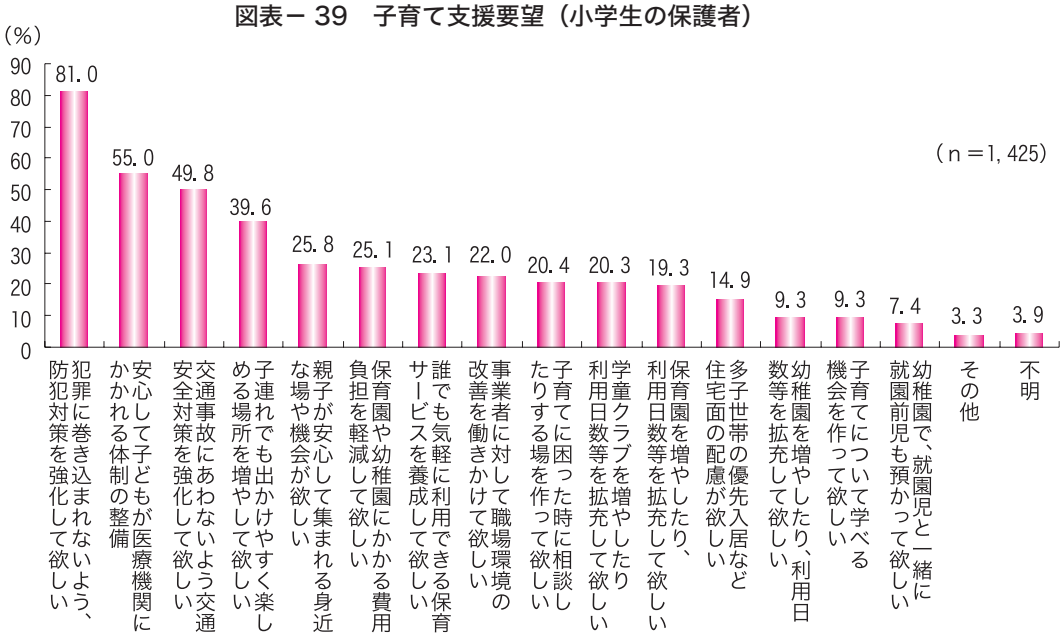

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 16 年３月）】

4　練馬区における次世代育成支援の課題

（1）　子育てに喜びを感じられる社会を築く

子育て家庭は、子育てに関する不安や負担を感じています。「犯罪」や「交通事故」、「いじめ等」に対する精神的な不安感。「子育てによる身体の疲れ」という肉体的な負担感。「子育てで出費がかさむ」という経済的な負担感。「自分自身の自由な時間が持てない」という時間を拘束される負担感。在宅で子育てをする母親の社会からの疎外感。このような不安感、負担感、疎外感などが、子どもを生み育てることを躊躇させる原因となっています。

子どもを生む、生まないの選択の自由が保障されたうえで、「子どもを生みたい、育てたい」という気持ちになれるような環境づくりが大切です。

そして、すべての子育て家庭が、安心して子育てできる社会、子育てに伴う喜びが実感できる社会の実現が求められています。

（2）　子どもの育つ力を伸ばす

核家族化の進行や出生率の低下により、家庭の単位が小さくなっています。また、都市化の進行などにより地域との関係が希薄化しているため、子どもたちは、さまざまな体験をする機会が減ってきています。地域で行っている「お祭りや盆踊り」「スポーツ活動」「郷土芸能などの文化活動」などに参画しようとする意欲も、年齢とともに低下しています。

子どもたちが健やかに成長し、自立した大人となって、地域社会の一員として次代を担うことができるように、子どもの成長段階に応じた居場所や遊び場を整備するとともに、さまざまな体験ができるような機会を拡大し、子ども自身の育つ力を伸ばすことが必要です。そして、子ども自身の育とうとする力を、社会への参画につなげていく必要があります。

また、確かな学力を身につけ、豊かな心と健やかな身体を育むために、学校教育の充実が求められています。

（3）　子どもの安全を確保する

最近、耳を疑うような子どもにかかわる事件が報道されることが多くなっています。また、自転車による交通事故も増加しています。子どもが健やかに成長するためには、子どもたちが暮らす地域社会が、子どもにとって安全で安心なまちでなくてはなりません。次代を担う子どもを守り、子育て家庭の不安感を取り除くために、防犯対策や交通安全対策が強く求められています。

（4）　子どもと親の健康を確保する

子どもを健やかに生み、育てるためには、医療の充実が欠かせません。特に、子どもは抵抗力が弱く、病気になりやすいため、病気を早期に発見し、適切な治療が受けられる小児医療体制の整備が求められています。

また、病気と同じように生命にかかわるものとして、子どもの事故があげられます。子どもの健康を守るうえで、事故防止対策も大事な課題です。

子どもの健康を支えるうえで重要なことは、精神面も含めた親自身の健康管理です。このことは子どもの健康の基盤につながります。

（5）　子育てと仕事が両立する社会を築く

女性の就業者が増えています。子育てと仕事の両立は、子育て家庭の大きな課題です。子育ては、父

親と母親が協力して行うものであり、父親と母親双方が子育てと仕事のバランスのとれた働き方ができる社会を築き上げていくことが求められています。この課題は、社会全体で取り組まなければならない課題です。

　また、子育てと仕事の両立を支援するため、保育サービスや学童クラブ事業などの充実も求められています。

（６）　子育てしやすいまちづくりを進める

　道路・公園や住宅などの生活環境は、子育てしやすい社会を築いていくうえで、大切な要素です。

　子ども連れでも出かけやすい、子育て家庭にやさしいまちづくりを進めるとともに、住宅に困窮している子育て家庭などに住宅面の配慮をすることも求められています。

第３章　行動計画の体系

１　基本目標

行動計画の４つの基本理念に基づいて、計画目標「子育て、子育ちをみんなが応援するまち　ねりま」を実現するため、つぎの７つの基本目標を掲げて、総合的に施策を展開します。

（1）　子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します

すべての子どもは、次代を担う「宝」です。子どもが、豊かな人間性を形成しながら、自己を確立できるように、児童館、学童クラブをはじめとした居場所、遊び場、多様な経験機会の充実に努め、子ども自身が持っている「育つ力」を応援します。

子育ては、父親・母親その他の保護者が第一義的責任を有します。しかし、保護者だけに負担を負わせることはできません。子育て支援についての情報提供、相談機能を充実するとともに、子育て家庭の交流促進、子育てを地域で支える仕組みづくりを推進します。また、保育サービスの充実にも努めます。子育て家庭が持っている「育てる力」を、行政、地域、職場が一体となって、社会全体で応援します。

（2）　子どもと親の健康づくりを応援します

子どもと親の健康は、次世代を健やかに育てるための基盤となるものです。疾病・障害の早期発見および養育の支援や健康相談、育児不安の解消に努め、子どもが生まれる前から継続した育児支援に努めます。

また、定期予防接種の推進や、安心して子どもを生み、育てる拠りどころとなる小児医療、周産期医療の充実にも努めます。

その他、食習慣の乱れなどが、子どもの心と身体の健康問題を引き起こしていることから、食を通じた子どもの健全育成に努めます。更に、性や喫煙・薬物等の思春期における保健対策の充実に努め、子どもと親の健康づくりを、総合的に応援します。

（3）　子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します

次代を担う子どもたちの健やかな成長は、社会全体の願いです。子どもたちの学力の向上を図るとともに、豊かな心と健やかな身体を育み、個性を生かす学校教育、幼児教育の充実を図ります。

家庭教育は、教育の原点です。今、都市化の進展や核家族化、地域における地縁的つながりの希薄化などにより、家庭の教育力が低下しているといわれています。子どもの発達段階に応じた家庭教育の充実に努めます。

都市化の進行などにより、地域も以前と比べ、教育力が弱まっているといわれています。子どもは地域で育つのであり、地域の教育力を高める必要があります。地域のさまざまな人の協力をいただきながら、地域の教育力の向上に努めます。

（4）　子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます

安心して子どもを生み、育てるためには、良質な住宅や良好な居住環境の確保が必要です。また、子どもや乳幼児連れの親子が、安全に安心して通行できる道路環境を整備する必要があります。その他、駅や公共施設等のバリアフリー化や子育て世帯が安心して利用できるトイレの設置など、安全・安心で快適なまちづくりを推進します。

子どもたちを交通事故から守るために、学校や地域における交通安全教育を推進します。また、最近、子どもを狙った犯罪が多発しています。警察や地域住民と協働し、犯罪等に関する情報提供や、防犯ボランティア活動などにより、犯罪から子どもたちを守る活動に努めます。

（５）　子育てと仕事の両立を応援します

男女にかかわらず、子育てと仕事は二者択一ではなく、両立できることが当然でなければなりません。

男性を含めたすべての人が、子育てと仕事のバランスのとれた働き方ができるような「働き方の見直し」や、子育て中の父母が働きやすい就業環境を推進するための意識改革と関係法制度の広報、啓発に努めます。

子育てと仕事の両立を支援するため、ファミリーサポートセンター事業や保育サービス、学童クラブ事業や放課後児童等の広場事業の充実に努めます。

（６）　特に援助が必要な子どもと子育て家庭を応援します

国際連合児童権利宣言では、「児童は、あらゆる放任、虐待及び搾取から保護されなければならない」としています。今、この人類共通の理念が、守られない状況にあります。子ども家庭支援センターを中心とした関係機関が連携しながら、児童虐待の予防、早期発見・早期対応、保護、支援を行い、子どもと保護者が健やかに暮らせるように努めます。

離婚率の上昇等により、ひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るためには、特に母子家庭においては、就労などによる自立の支援が必要です。ひとり親家庭の自立を促進するとともに、豊かな家庭生活のために、就労支援や生活支援、経済的支援など、総合的な支援に努めます。

障害児が身近な地域で、安心して生活できるようにすることが求められています。乳幼児期から学校卒業後まで、障害児の自立や社会参加に向けて、保健・医療・療育・教育・福祉などの関係機関が連携し、支援体制の充実を図ります。

（７）　計画の着実な推進を図ります

子どもと子育て家庭の支援のためには、計画の着実な推進が求められます。区では、公募区民を交えた協議会を設置し、行動計画の実施状況の把握・点検にあたって意見を聴くとともに、将来の練馬区の子育て支援について意見をいただき、その実現に努めます。また、年度ごとに行動計画の実施状況を公表し、計画の着実な推進を図ります。

2　施策の体系

子育て、子育ちをみんなが応援するまち　ねりま

- Ⅰ　子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します
  - 1　子育て支援についての情報提供、相談機能の充実
  - 2　子育て家庭の交流の促進
  - 3　子育て家庭を地域で支える仕組みづくり
  - 4　保育サービスの充実
  - 5　児童館、地区区民館、厚生文化会館、学童クラブ事業等の充実
  - 6　その他の居場所、遊び場、多様な体験機会の充実
  - 7　子ども自らが考え、参画する機会の拡充
  - 8　経済的な支援
- Ⅱ　子どもと親の健康づくりを応援します
  - 1　健康診査等の充実
  - 2　健康相談の充実と育児不安の解消
  - 3　予防接種の推進
  - 4　小児（救急）医療・周産期医療の充実
  - 5　食を通じた子どもの健全育成
  - 6　思春期における保健対策の充実

- Ⅲ　子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します
  - 1　生きる力を育成する学校教育
  - 2　家庭教育への支援の充実
  - 3　地域の教育力の向上
  - 4　幼児教育の充実
- Ⅳ　子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます
  - 1　居住環境の整備と子育てバリアフリーのまちづくり
  - 2　安全・安心のまちづくり
- Ⅴ　子育てと仕事の両立を応援します
  - 1　誰もが働きやすい就業環境の推進
  - 2　子育てと仕事の両立支援
- Ⅵ　特に援助が必要な子どもと子育て家庭を応援します
  - 1　児童虐待防止対策の充実
  - 2　ひとり親家庭の自立の支援
  - 3　障害児の健全な発達の支援
- Ⅶ　計画の着実な推進を図ります
  - 1　計画を推進する仕組みづくり

第４章　事業計画

Ⅰ　子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します

１　子育て支援についての情報提供、相談機能の充実

（１）　現状と課題

情報が氾濫しているといわれている現代にあっても、自分にとって必要な情報を容易に手に入れることは、難しいものがあります。就学前児童のいる家庭に対するアンケート結果によれば、子育てに関する情報の取得先については、「隣近所の人、友人、知人」、「親族」、「保育園・幼稚園・学校」、「本（子育て雑誌など）」「テレビ、ラジオ、新聞」などが上位を占めています。区の関係では、「保育園・幼稚園・学校」が上位にありますが、「区の広報等」や「保健所、保健相談所」「児童館等」の区の関係機関からの取得は低くなっています。（図表－１）

図表－１　子育て情報の入手先（就学前児童の保護者）

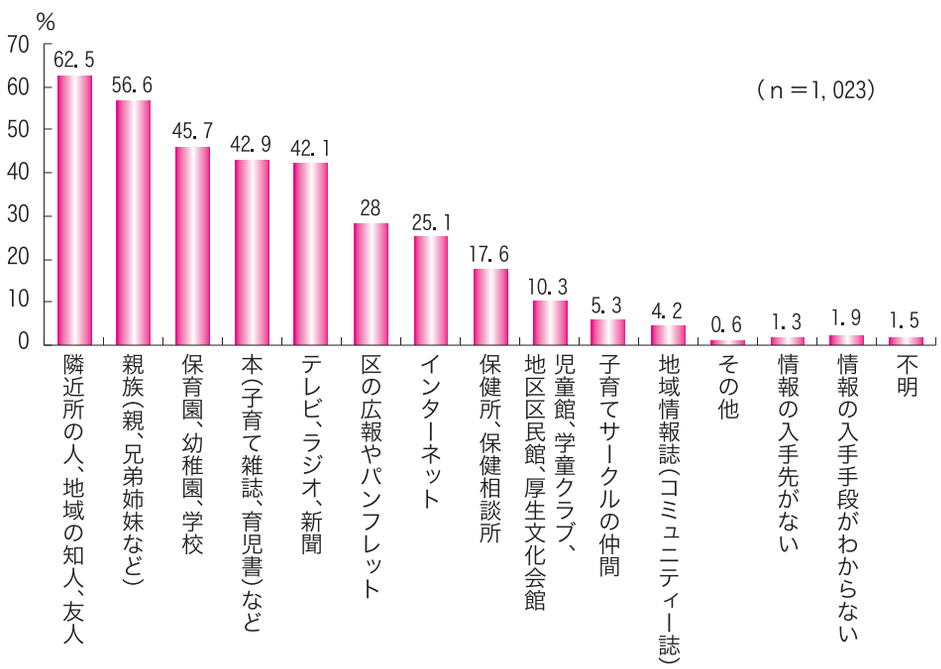

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 16 年３月）】

区は、これまでも区報や区のホームページ、関係機関のパンフレットなどにより、さまざまな情報提供を行ってきました。今後は、これまで以上に子育て家庭に届く、効果的な情報提供を行うことが求められています。

区では、子育てに関する総合相談窓口として、子ども家庭支援センターを設置しています。地域における相談窓口としては、保健相談所、児童館、保育園、幼稚園などがあります。また、そのほか、この計画の体系では、別のか所で扱っていますが、虐待相談、母子相談、発達相談、教育相談、健康相談など、子どもと子育てにかかわるさまざまな専門相談窓口があります。しかし、就学前児童のいる家庭に対するアンケート結果によれば、子育てに関する悩みや不安などの相談相手は、第１位は「配偶者・パートナー」で、「親族」、「隣近所の人、友人、知人」と続き、区の機関は低くなっています。（図表－２）

図表－２　子育てに関する悩みや不安などの相談相手（就学前児童の保護者）

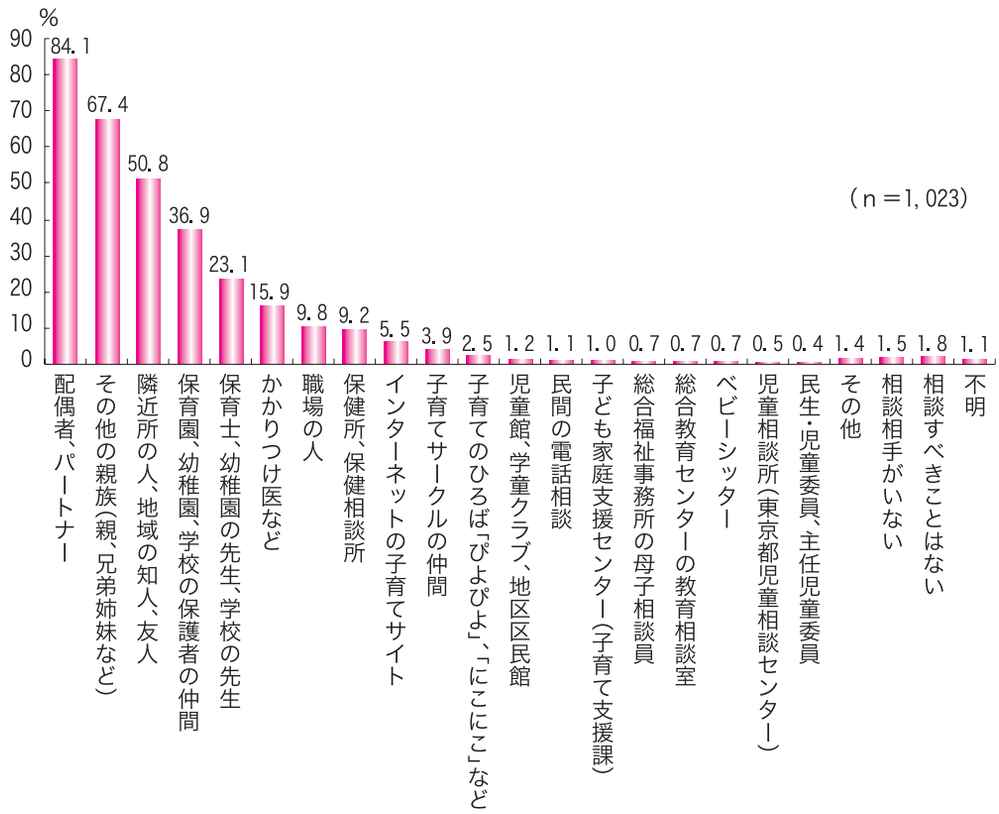

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 16 年３月）】

今後は、子どもと子育て家庭の悩みや不安を解消するため、相談業務に従事する職員の資質、技能の向上に努めます。さらに、プライバシーに配慮しつつ、総合相談窓口、地域の相談窓口、ならびに専門相談窓口が連携を強化するとともに、子どもと子育て家庭が有効に利用できるよう周知を図り、これらの相談窓口の認知度を高めることが大切です。

（２）　施策の方向

情報提供については、特に行動範囲が限られがちな子育て家庭や子どもたちでも、必要な時に必要な情報を入手できるように、子どもと子育てに関する総合的なホームページや印刷物により効果的な情報提供を行います。また、ホームページや印刷物を区民の参加を得て作成するとともに、子どもや子育て家庭が必要な情報を得ることができるようにします。

相談機能の充実では、現在 1 か所の子ども家庭支援センターを、福祉事務所地域ごとの 4 か所に増設し、相談業務の地域の拠点として整備します。地域に設置されている保健相談所、児童館、保育園などでは、更に相談機能の充実を図ります。

また、児童館では、日常の活動の中で、小学生・中学生等と信頼関係を結びながら、子ども相談を実施し、子どもの不安や悩みの解決ができるよう努めます。

（３）　施策の体系

子育て支援についての情報提供、相談機能の充実

- 計画事業　子どもと子育てに関する情報の一元的な発信
- 計画事業　子ども家庭支援センターの整備
- 地域における子ども相談・子育て相談

（４）　事業の概要

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
計画事業	子どもと子育てに関する情報の一元的な発信	区役所の各部課に分散している子どもと子育てに関する情報の一元化を図り、子育て家庭を中心とした区民に、ホームページの構築や子育てに関するガイドブック・マップなどの作成･配布を通じて、区民の求める情報を分かりやすく発信します。また、合わせてNPO 等の子育てを支援する民間団体や区外の情報も提供します。	子育て支援課
計画事業	子ども家庭支援センターの整備	児童館、保育園等で行う相談では解決が困難な問題を中心に、保健師・社会福祉士等専門職員が関係機関と連携を図りながら、総合相談窓口として問題の解決に努めます。	子育て支援課
	地域における子ども相談・子育て相談	地域の相談窓口として、保健相談所、児童館、保育園、幼稚園、総合教育センター、練馬女性センターなどで、子育てに関する不安や悩みの相談を、電話や面談で受け、解決に努めます。専門的な対応が必要な事例には、子ども家庭支援センターなどの関係機関と連携し、解決に努めます。	保健相談所 子育て支援課 保育課 学務課 総合教育センター 人権・男女共同参画課

（５）　計画事業

事業名	対象者	事業主体	16 年度末の現況（見込み）	５か年の事業量	21 年度末の目標値
子どもと子育てに関する情報の一元的な発信	子ども 子育て家庭	区	―	ホームページの構築・運営 子育て情報紙等の発行	ホームページの構築・運営 子育て情報紙等の発行
子ども家庭支援センターの整備	子ども 子育て家庭	区	１か所	２か所増	３か所

トピック

子ども家庭支援センター

子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、相談内容に応じた専門機関やサービスの紹介、サービスの調整、子育てのひろば「ぴよぴよ」、ファミリーサポートセンター事業、トワイライトステイなどのサービスの提供、子育てに関する情報の提供などをします。

また、地域の子育て団体活動の支援や、その情報を収集し、子育て家庭へ提供します。

このほか、児童虐待について区民から通報を受けるとともに、子どもの人権を守り、養育に困難をきたしている家庭を援助するための練馬区内関係機関で構成する児童虐待防止協議会の事務局を務めます。

今後は計画事業として、地域の子育て支援の拠点である子ども家庭支援センターの増設を進めます。

＜平成 17 年 8 月開設予定　子ども家庭支援センター＞
設置場所　練馬区豊玉北 5 丁目　西武池袋線練馬駅近接
開館時間　9:00 ～ 19:00（土曜日 9:00 ～ 17:00）
（トワイライトステイは、17:00 ～ 22:00 まで）
休 館 日　日曜日、祝・休日、年末年始

3 階	子育て支援団体コーナー・会議室
	子どもと家庭の総合相談
2 階	ファミリーサポートセンター
	児童虐待防止協議会事務局
	子育てのひろば　練馬ぴよぴよ
1 階	乳幼児一時預かり
	トワイライトステイ

２　子育て家庭の交流の促進

（１）　現状と課題

区では、０歳から３歳までの乳幼児と親同士が自由に交流するための場として、子育てのひろばを開設しています。子育てのひろばは、専用の施設である「ぴよぴよ」と、学童クラブ室を活用した「にこにこ」で実施しています。区の事業以外でも、NPO 等民間団体なども実施しています。

また、児童館、地区区民館、保健相談所などでは、乳幼児や保護者を対象に歌や体操、本の読み聞かせなど、さまざまな事業を行い、親子の交流や仲間づくりを進めています。保育園、幼稚園でも、園庭の開放や園行事への参加等を通して、子育て家庭の交流を図っています。

子育て家庭の交流は、特に在宅で育児をする親が、孤独感に陥ることなく、子どもを生み、育てる喜びを分かち合うためには、大変重要なことです。

徒歩圏内の身近なところに、いつでも利用できる場を提供することが求められています。

（２）　施策の方向

利用日数、利用時間が確保できる専用の施設で実施する子育てのひろば「ぴよぴよ」の増設に努めます。また、既存の学童クラブ室を活用する子育てのひろば「にこにこ」も増設に努めます。さらに、NPO 等民間団体が実施する子育てのひろばへの支援も含めて、子育てのひろばの拡充と交流事業の促進に努め、在宅の子育て家庭を支援します。

（３）　施策の体系

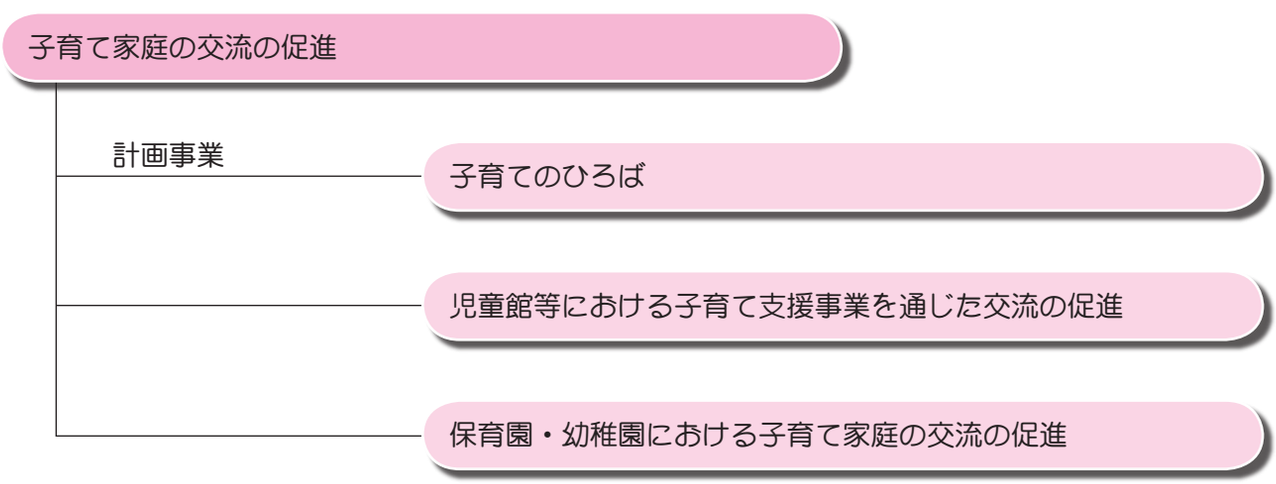

（４）　事業の概要

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
計画事業	子育てのひろば	０～３歳までの子どもと保護者に集いの場を提供し、在宅で子育てをしている家庭の交流を促進し、孤立感の解消に努めます。また、子育ての相談を行い、子育てに関する不安の解消に努めます。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 ＜ぴよぴよ＞　２か所 ＜にこにこ＞　37 か所 ＜放課後児童等の広場事業＞　１か所	子育て支援課

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
	児童館等における子育て支援事業を通じた交流の促進	児童館、地区区民館、厚生文化会館、保健相談所などにおいて、乳幼児や保護者を対象にしたさまざまな事業の実施や、子育て自主グループへの活動の場の貸出しなど、子育て家庭の交流の促進とグループ作りを支援します。	子育て支援課 地域振興課 保健福祉部管理課 保健相談所
	保育園・幼稚園における子育て家庭の交流の促進	保育園、幼稚園の園庭開放や園行事などを通して、地域の子育て家庭の交流や、園と地域の交流を進めます。 保育園では、地域の子育て中の親子を対象に、「ふれあい給食」や遊びの事業などを実施し子育て家庭の交流を図るとともに、子育ての悩みや不安を気軽に相談できる場をつくるなど、子育て家庭を支援します。	保育課 学務課

トピック

子育てのひろば　1

誕生からおよそ３歳（幼稚園、保育園の３年保育対象年齢）までの乳幼児は、０歳で約８割、１歳で約７割、２歳で約６割が平日は家庭で過ごしています。

区では、孤立しがちな０～３歳までの子どもと保護者のために子育てのひろばを設置し、保護者同士の交流や保育士等の子育て相談によって、子育て家庭の孤立感や子育てに関する不安の解消に努めています。

区が設置している子育てのひろばと、区が補助している子育てのひろばを紹介します。

今後は、専用の施設で行う「ぴよぴよ」、学童クラブ室を活用する「にこにこ」ともに、計画事業として増設を進めます。

＜ぴよぴよ＞

実施場所　　２か所（光が丘、大泉）
実施曜日　　月曜日～金曜日
実施時間　　９時 30 分～ 16 時
（17 年８月以降は、１か所（練馬）増設し、月曜日～土曜日に 10 時～ 16 時で実施する予定です。）

＜にこにこ＞

実施場所　　37 か所（午前中の学童クラブ室を活用）
実施曜日　　おおむね週２日程度実施していますが、施設により異なります。また、小学校の春・夏・冬休み期間はお休みになります。
実施時間　　10 時～ 12 時

＜放課後児童等の広場事業＞

実施場所　　１か所
実施曜日　　月曜日～金曜日
実施時間　　10 時～ 13 時

トピック

子育てのひろば　２

区が設置または補助している子育てのひろばのほかにも、NPO 等民間団体が実施する子育てのひろばがあります。その中の一部を紹介します。

＜手をつなご＞

練馬区石神井台の NPO 法人「手をつなご」が主催しています。開催は、月・火・金曜日の 10:00 から 16:00 で、参加費は 1 家庭につき 300 円（コーヒー付き）。予約は要りません。

地域の中高年の方、保育士などがボランティアで、若いお母さんの子育てを応援しています。いつでも気軽に参加できる「地域のたまり場」として、お母さん方の交流の場となっています

＜北町大家族「かるがも親子の家」＞

練馬区北町の NPO 法人北町大家族は、ニュー北町商店街にある「北町アートプラザ」で主催しています。

開催は、火・水・木曜日の 10:00 から 15:00 で、参加費は無料。予約は要りません。保育士や地域に住むボランティアの方が、若いお母さんの子育てを応援しています。

（５）　計画事業

事　業　名	対象者	事業主体	16 年度末の現況（見込み）	５か年の事業量	21 年度末の目標値
子育てのひろば	０～３歳までの乳幼児保護者	区	ぴよぴよ　２か所	２か所増	４か所
			にこにこ　37 か所	21 か所増	58 か所
		NPO 等民間団体	放課後児童等の広場事業　１か所	10 か所増	11 か所

3　子育て家庭を地域で支える仕組みづくり

（1）　現状と課題

夫婦のみまたは子どもとその保護者のみで生活する核家族世帯の増加に伴い、それぞれの家庭で代々培われてきた子育ての方法や技術が途絶えがちです。（図表－１）

図表－１　子育て情報の入手先（就学前児童の保護者）

年	核家族世帯	
	世帯数（世帯）	１世帯当たり親族人員（人）
昭和 50	117,251	3.39
昭和 55	122,016	3.34
昭和 60	130,569	3.26
平成２	141,642	3.17
平成７	150,750	3.04
平成 12	159,481	2.96

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 16 年３月）】

また、仕事などで昼間不在の家庭が増加するとともに、個人の生活を優先する傾向などを反映して、地域で対応してきた子育てなど生活の互助も、失われがちです。

このような背景のもと、地域のコミュニティを強化し、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりが求められています。これまでも、民生児童委員・主任児童委員、町会、青少年委員をはじめとするさまざまな地域住民や、NPO 等民間子育て支援団体が、地域の子どもと家庭を支える活動を実施してきました。

今後は、それぞれの活動の充実を図るとともに、それぞれの活動が有効に機能するようネットワークを結び、連携しあいながら、子育て家庭を地域で支える仕組みを、より強固なものにする必要があります。

（2）　施策の方向

地域住民や NPO 等民間子育て支援団体の情報集中拠点として、地域の子ども家庭支援センターを位置づけます。子ども家庭支援センターでは、施設の提供や必要な備品の貸出し等を行うなど、子育て支援団体等の活動やネットワークづくりを支援します。また、各団体の情報等を子どもと家庭に提供します。

17 ある児童館では、各児童館での子育てに関する事業を通じてさまざまな子どもと家庭、地域の子育て支援団体、地域住民、保健相談所、学校、保育園、幼稚園などと連携し、地域レベルでのネットワークづくりを進めます。

ファミリーサポートセンター事業は、区内各４地域（総合福祉事務所地域）で平成 12 年１月から活動しています。それぞれの地域の援助会員が利用会員の依頼を受けて、一時保育などを実施しており、その利用件数は東京都内で最も多い実績を上げています。この要因は、援助会員が毎月会合を開き情報の交換や勉強を重ねていることと、援助会員のリーダーが自らの地域情報に詳しいことだと考えられます。今後さらにこの活動を支えるために、ファミリーサポートセンターを４か所の子ども家庭支援センターに併設し、地域の活動拠点として整備します。

区では、学童クラブを補完するため、平成 16 年度から放課後児童等の広場事業を進めています。社会福祉法人や NPO、ボランティア団体などの地域の団体が、子どもと子育て家庭を支える仕組みとして、今後も拡充に努めます。

（３）　施策の体系

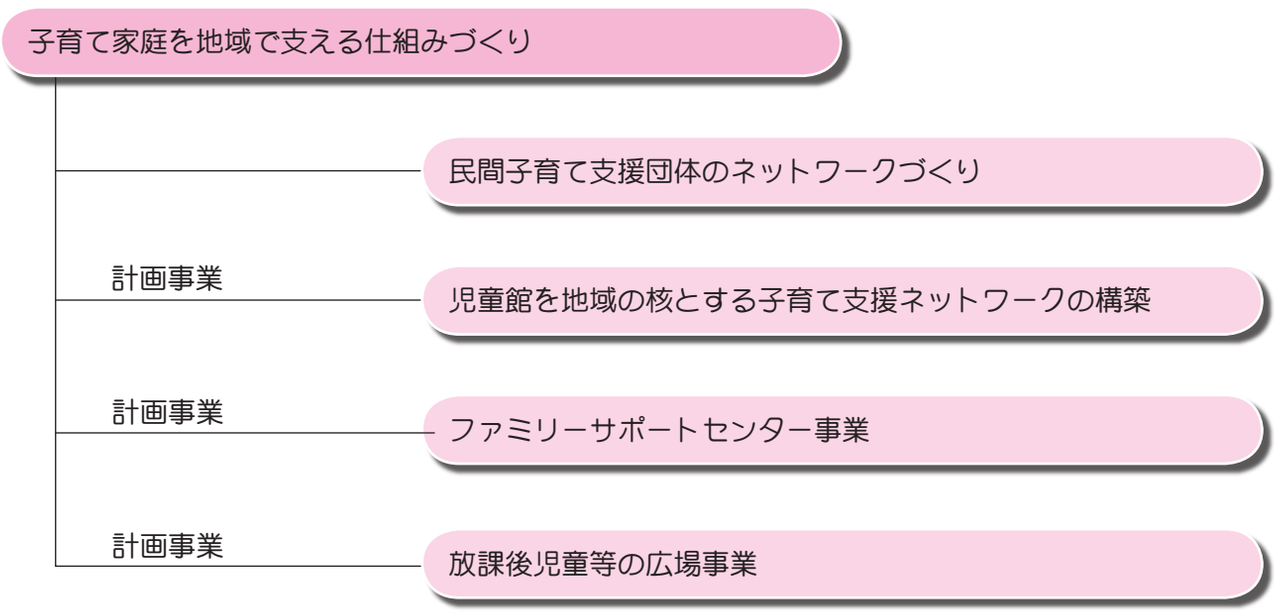

（４）　事業の概要

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
	民間子育て支援団体のネットワークづくり	NPO 等子育て支援団体の情報の集中拠点として子ども家庭支援センターを位置付け、子育て支援団体などのネットワークづくりを支援します。また、ＮＰＯ等子育て支援団体活動への施設の提供や、必要な備品の貸出しを行います。	子育て支援課
計画事業	児童館を地域の核とする子育て支援ネットワークの構築	児童館を中心とした地域での子育てに関する事業の提携を通じて、さまざまな子どもと家庭、地域の子育て支援団体、地域住民、保健相談所、学校、保育園、幼稚園などと連携し、地域レベルでのネットワークづくりを進めます。	子育て支援課
計画事業	ファミリーサポートセンター事業	区民が主体的に行う育児援助活動で、援助会員（保育サービス講習会修了者）と利用会員（子どもの保護者）の双方の了解のもと、子どもの一時保育・保育園等への送迎などを行います。今後、活動拠点を４か所に増設します。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 援助会員数　270 人 利用会員数　2,400 人 利用件数　延べ 25,500 件	子育て支援課
計画事業	放課後児童等の広場事業	社会福祉法人や NPO、ボランティア団体などの地域の団体が行う、放課後保育に欠ける児童の保育を行う事業等に助成を行います。	子育て支援課

トピック

ファミリーサポートセンター事業

区民同士が、助け合い精神で、子育てを支援する事業です。
地域で育児の援助を行いたい人（援助会員）と、受けたい人（利用会員）が、あらかじめ会員登録し、双方の了解により子育てを支援しています。

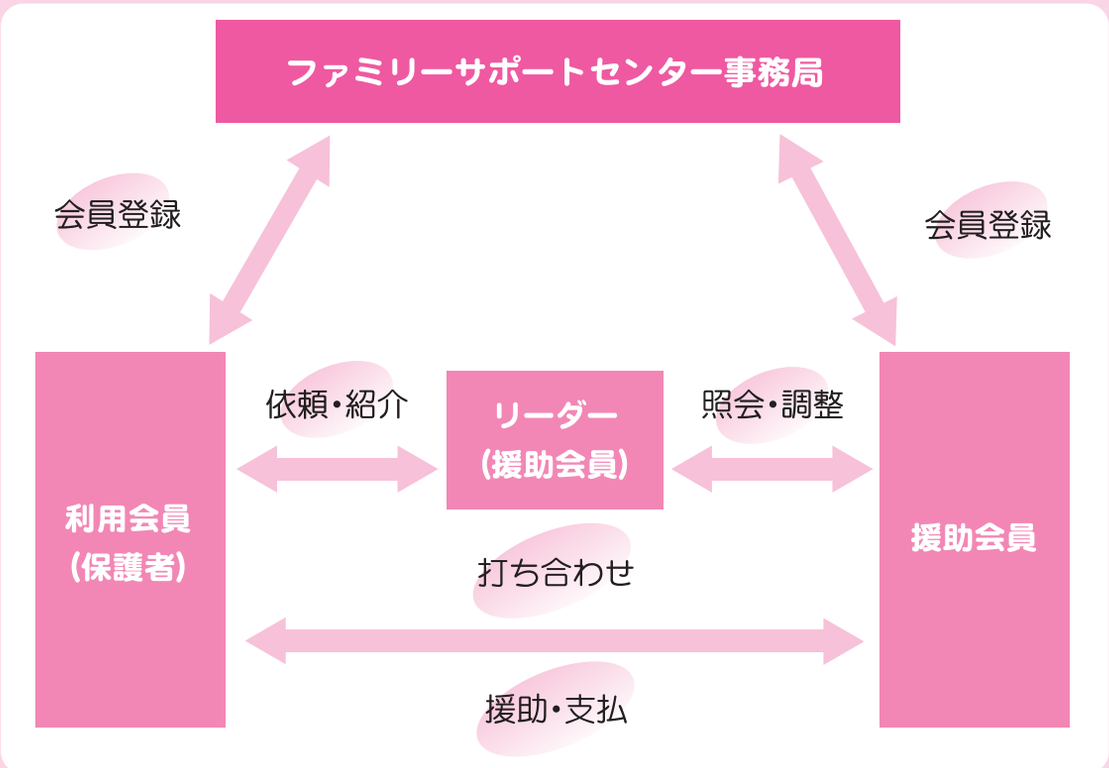

サポートメニュー	保育園などの保育時間前後の子どもの世話、学校から学童クラブへの送迎など、短期・一時的保育。
保育時間	7時～20時
保育場所	援助会員宅（利用会員宅の場合もある）
利用料	平日　子ども1人　1時間800円 土日・祝日　子ども1人　1時間900円

トピック

民間版ファミリーサポートセンター事業とホームヘルプ

ファミリーサポートセンター事業の利用条件を超えた要望に応え、独自のヘルプ活動をしている NPO 等民間団体もあります。

＜保育サービスぽてと＞

練馬区田柄の NPO 法人「保育サービスぽてと」は、ファミリーサポートセンター事業の援助会員の有志で構成した団体です。ファミリーサポートセンター事業の条件では対応できない時間外の保育やグループ保育による一時預かり、産後支援対応などを実施しています。

また、栄町で放課後児童等の広場「ゆうゆうぽてと」を運営しています。

＜有償育児・家事援助事業　サークル「しぇもあ」＞

練馬区中村のサークル「しぇもあ」は、ホームヘルプと一時預かり保育、産前産後の支援、病児保育、家事援助などを実施しています。援助者（ケアワーカー）には、保育士・看護師・ホームヘルパーなどの有資格者と育児経験者がいます。また、石神井台で乳児からの宿泊・一時預かり保育「子ども支援ぽれぽれ」を運営しています。

（５）　計画事業

事業名	対象者	事業主体	16 年度末の現況（見込み）	５か年の事業量	21 年度末の目標値
児童館を地域の核とする子育て支援ネットワークの構築	区民	区	―	児童館５館増	児童館５館
ファミリーサポートセンター事業	会員登録した区民	区	１か所（区全体）	２か所増	３か所
放課後児童等の広場事業	小学生	社会福祉法人 NPO 法人 その他地域の運営団体	３か所	10 か所増	13 か所

4　保育サービスの充実

（1）　現状と課題

女性の社会進出の増加による共働き世帯の増加、ひとり親世帯の増加など保育園を必要とする世帯は年々増えています。また練馬区では０歳から５歳までの児童人口も、平成 16 年１月現在約３万６千人と５年前から 660 人とわずかながらも増えており、保育園への需要は増えています。

また、就学前児童のいる家庭に対するアンケート調査では、母親の就労の有無比較による『子育て支援の要望』については、就労している母親の場合、防犯対策に次いで「保育園を増やしたり、利用日数等を拡充してほしい」が高い要望となっています。（図表－１）

図表－１　就学前児童の保護者の子育て支援要望（母親の勤務の有無比較）

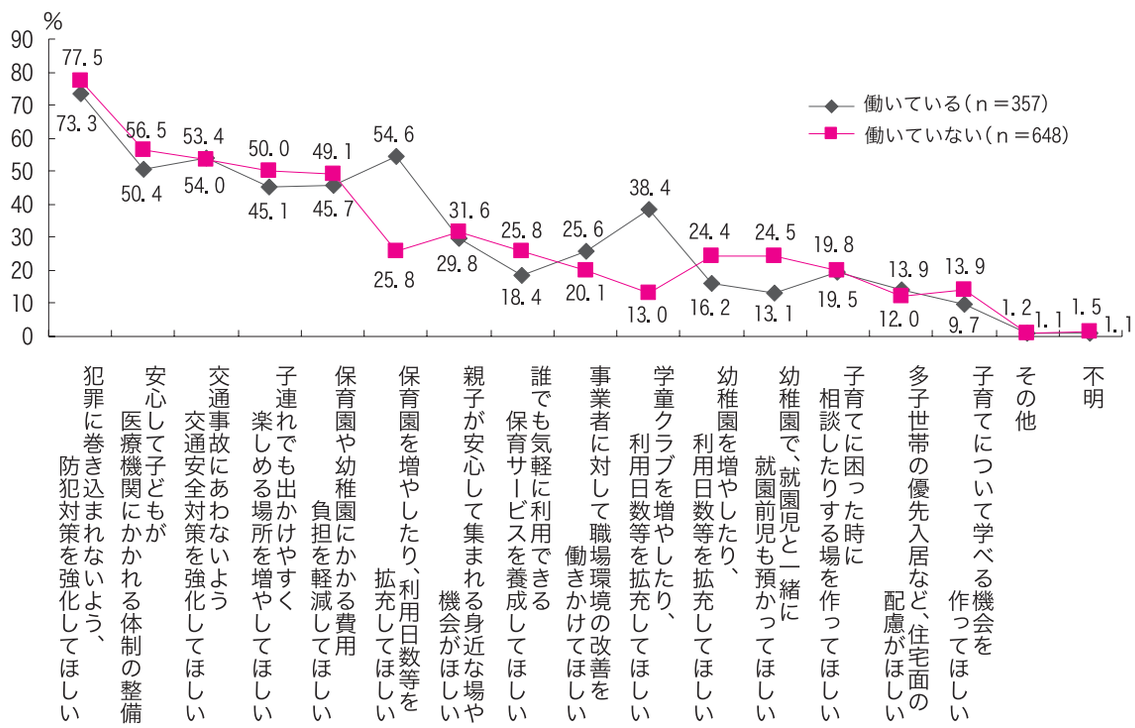

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査結果から作成】

保育園の需要の増加に対応するため、保育園の新設や定員の見直しなどにより平成 11 年から 500 人以上の定員増をしてきました。さらに認証保育所・家庭福祉員などを増やして、受入枠の拡大を図ってきました。しかし依然として多くの待機児童がいるのが現状です。

今後も待機児童の解消を図るために、待機児童の多い地域や年齢などを考慮して、必要な受入枠を整備することが、重要な課題となっています。（図表－２）

図表－２　受入定員と待機児童数の推移（各年４月１日現在）

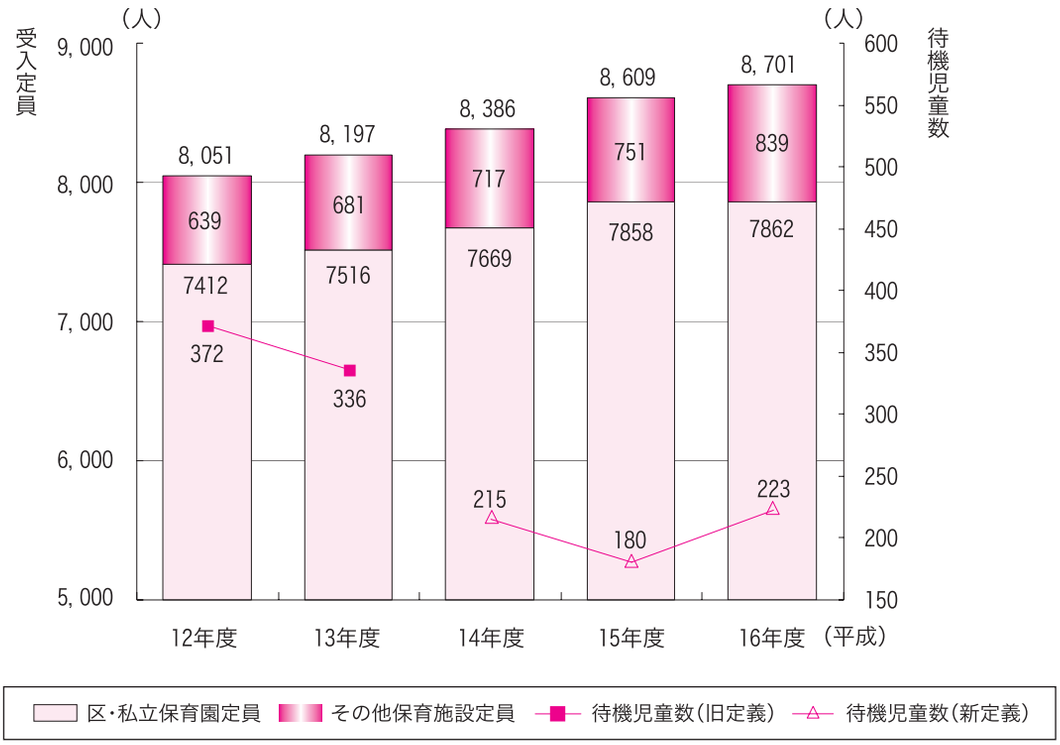

【資料：保育課】その他保育施設：保育室・認証保育所・家庭福祉員・駅型グループ保育室・幼稚園預かり保育

待機児童について

国は、平成 13 年以前については、認可保育所への入所を希望していて、入所できない児童を待機児童としていました。

平成 14 年以降は、保育室・認証保育所・家庭福祉員に在籍している児童などを除いた児童を、待機児童としています。

現在、区・私立保育園 77 園中 30 園で延長保育を実施していますが、残りの 47 園は 18 時 30 分までの開所時間となっています。就学前の児童のいる家庭へのアンケートでは、平日の保育サービス利用希望者のうち、20%以上の方が 19 時以降もサービス利用をしたいと回答しています。

日曜の就労についても、「毎週」から「不定」まで含めた場合に、父親で約半数、母親でも 25%超の方が勤務ありとしています。勤務形態においても約 25%の方が「交代制等、一定していない」としており、就労の状況が長時間化、多様化していることを窺い知ることができます。

今後も女性の社会進出が進めば、さまざまな就労形態に対応した、延長保育・休日保育などの保育サービスの拡大が、さらに求められると考えられます。

また、病後児保育についても、ニーズ調査のアンケート結果では、家庭で面倒をみるのが困難な場合について、７割以上の方が病後児保育事業を利用したいと回答しています。しかし現状では、区内私立保育園１か所のみでの実施のため、今後はアンケート結果の利用条件なども考慮しながら、実施施設を拡大していく必要があります。（図表－３）

図表－３　病後児保育での必要条件（就学前児童の保護者）

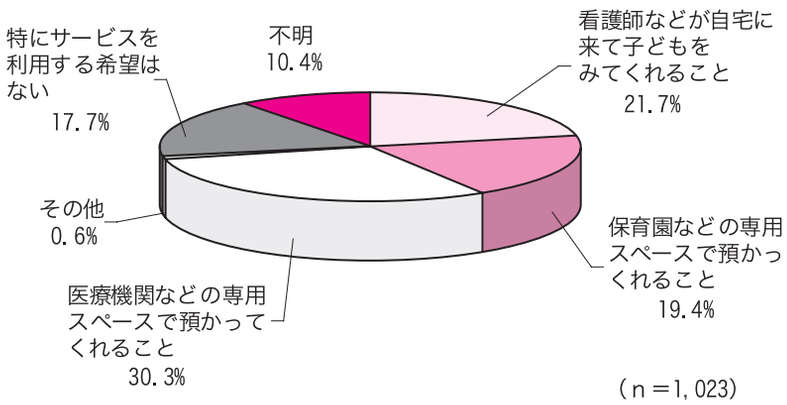

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 16 年３月）】

自宅で子育てをする家庭向けのサービスにおいても、育児疲れの解消など、一時的な保育サービスへの要望が高く、『誰かに預けてリフレッシュしたいですか』の問いに対して、半数以上の方が「思う」と答えています。またその場合の預け先として希望する方法に、約 66％の方が「保育園などの施設で預かるサービスを希望する」という結果になっています。このような要望に対応するため、現状でも、一時（緊急一時）保育・ショートステイ・トワイライトステイといった保育サービスを実施していますが、さらに拡大していく必要があります。（図表－４、図表－５）

図表－４　子どもを家族・親族以外の誰かに預けてリフレッシュしたいと思うこと（就学前児童の保護者）

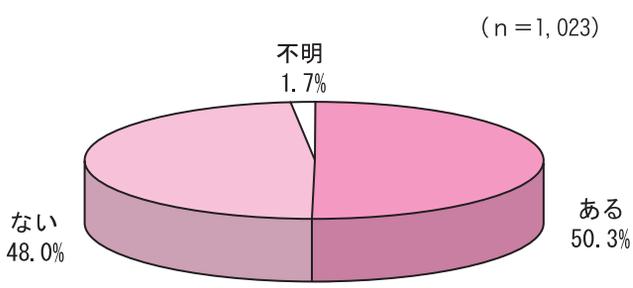

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 16 年３月）】

図表－５　希望する方法（就学前児童の保護者）

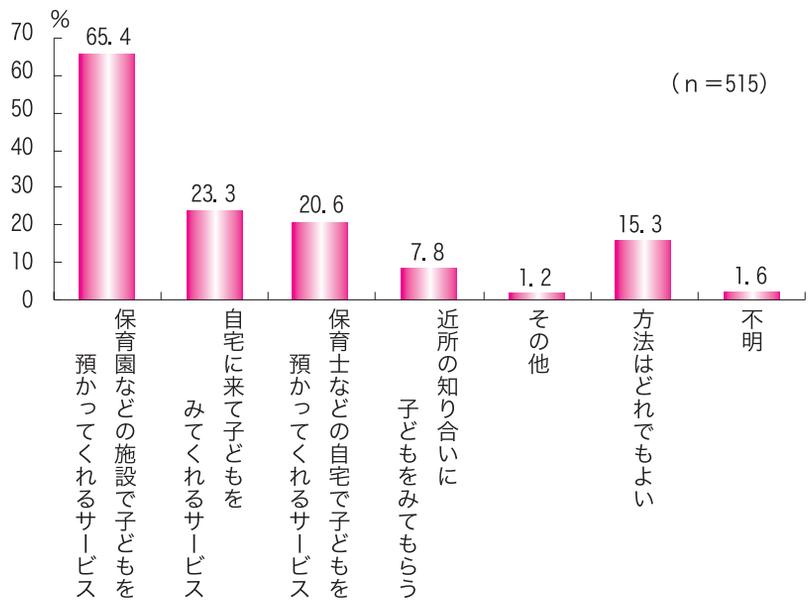

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 16 年３月）】

このような状況の中で、保育所入所待機児童の解消をはじめ、延長保育、一時保育など多様な保育サービスを展開していき、様々な要望にいかに応えていくかが、大きな課題となっています。

（２）　施策の方向

待機児童の解消にあたっては、区・私立保育園の新設、改築による定員増、年齢別定員の見直しなどと合わせて、認証保育所の増設、家庭福祉員の増員を図るとともに、地域できめ細かな保育を実施している区の認定する保育室への運営助成などを組み合わせさらに受入枠の拡大を図っていきます。

さらに、多様な就労形態に対応した保育サービスを拡充するため、延長保育実施園の拡大や保育時間のさらなる延長、休日保育の実施、病後児保育の拡大を図っていきます。

また、自宅で子育てをする家庭を支援するため、乳幼児一時預かり事業の実施をはじめ、ショートステイ、トワイライトステイ、緊急一時保育、一時保育などについても力を入れていきます。

そして、これらの様々な保育サービスを、限られた財源の中で充実していくために、区立保育園の運営業務を民間に委託するなど、効率的で効果的な事業展開を図っていきます。

（3） 施策の体系

保育サービスの充実

- 計画事業 保育所待機児童の解消
- 認証保育所の運営助成
- 家庭福祉員
- 私立保育園の運営助成
- 保育室の運営助成
- 駅型グループ保育室
- 私立幼稚園預かり保育事業
- 計画事業 乳幼児一時預かり事業
- 計画事業 ショートステイ
- 計画事業 トワイライトステイ（夜間一時保育）
- 計画事業 緊急一時保育
- 計画事業 一時保育
- 計画事業 病後児保育

- 計画事業　延長保育
- 計画事業　休日保育
- 年末保育
- 産休明け保育
- ０歳児の 11 時間保育の実施
- 障害児保育

（４）　事業の概要

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
計画事業	保育所待機児童の解消	既設保育園の定員の見直し、保育園の新設、改築に伴う定員増、保育園分園の新設、家庭福祉員の増員、認証保育所の新設など施設整備を行い、待機児童の解消に努めます。	保育課
	認証保育所の運営助成	認証保育所Ａ型（駅前基本型）の設置を進め、多様な保育需要に応えていきます。 認証保育所は、東京都が基準を満たす施設を認証したもので、Ａ型（駅前基本型）とＢ型（小規模・家庭的保育所）の２つの類型があります。	保育課
	家庭福祉員	区が認定した家庭福祉員が、福祉員の自宅で、産後 57 日～３歳未満児を対象に、家庭的な雰囲気で保育を行います。	保育課
	私立保育園の運営助成	保育内容の充実、運営の安定など児童福祉の増進を図ることを目的として、財政等の援助に努めます。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 私立保育園　18 園（分園３園含む）	保育課
	保育室の運営助成	一定の基準を満たす認可外保育施設を、保育室として認定して、保育の充実のための助成をします。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 保育室　14 室	保育課

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
	駅型グループ保育室	駅近くのマンションの一室を区が借り、保育室として整備して、区が認定した家庭福祉員がグループで保育を行います。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 駅型グループ保育室　８か所	保育課
	私立幼稚園預かり保育事業	幼稚園の在園児で、保護者が働いているなど、保育園の入園要件に該当する児童を対象に、幼稚園の通常の保育時間の前後の時間などに、保育園と同じ保育日・保育時間になるよう預かり保育を実施します。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 私立幼稚園　７園	保育課
計画事業	乳幼児一時預かり事業	保護者の都合に合わせ、乳幼児の子どもの一時預かりを実施することで、在宅子育て家庭への育児支援を行います。 ＜子ども家庭支援センター＞ 平成 17 年度実施予定、練馬駅南口	子育て支援課
計画事業	ショートステイ	保護者が疾病等の理由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設において養育することにより児童および家庭の福祉の向上を図ります。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 利用件数　延べ 342 件	子育て支援課
計画事業	トワイライトステイ（夜間一時保育）	保護者が、仕事やその他の理由によって平日の夜間に不在となり、家庭における児童の養育が困難となった場合、施設において養育することにより児童および家庭の福祉の向上を図ります。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 利用件数　延べ 824 件	子育て支援課
計画事業	緊急一時保育	保護者の疾病、出産等により緊急に一時的な保育が必要な場合に、産後 57 日以上から未就学児童を対象に、緊急一時保育員、定員の空きを利用した保育園・保育室が保育を行います。 【平成 15 年度末実績】 利用日数　1,586 日	保育課
計画事業	一時保育	保護者の育児疲れ、断続的勤務などの保育ニーズに応えるために、一時保育を行います。 【平成 15 年度末実績】 利用日数　2,021 日	保育課
計画事業	病後児保育	保育園に通っている児童が、病気の回復期で集団保育が困難な期間に、保育園や医療施設などの一室を保育室として整備して、一時的に預かります。 【平成 15 年度末実績】 利用日数　50 日	保育課
計画事業	延長保育	保護者の就労等の延長に対応するため、開所時間の延長をしていきます。現在１時間延長（午後６時 30 分から７時 30 分（一部私立は７時 15 分）を区立 17 園・私立 12 園で、２時間延長（午後６時 15 分から午後８時 15 分）は私立１園で実施しています。	保育課
計画事業	休日保育	従来、保育園の休園日となっていた日曜・祝日に、休日保育を実施します。実施する保育園は、交通の利便性などを考慮した拠点方式を予定しています。	保育課

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
	年末保育	多様な就労形態に対応するため、12 月 29・30 日に、午前７時 30 分から午後６時 30 分まで、保育園・保育室で保育を行います。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 区立保育園　10 園 私立保育園　　４園 保　育　室　　２室	保育課
	産休明け保育	産後すぐ職場復帰するなど、産休明けからのニーズに応えるために、産後 57 日からの乳児の保育を実施します。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 区立保育園　13 園 私立保育園　　５園（分園含む）	保育課
	０歳児の 11 時間保育の実施	区立保育園の０歳児は、午前８時 30 分から午後５時までの間の８時間を保育時間としています。今後、１歳児以上の児童を対象としている午前７時 30 分から午後６時 30 分までの保育時間を、８か月以上の乳児に拡大していきます。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 私立保育園　　５園（分園含む）	保育課
	障害児保育	原則として、集団での保育が可能な、身体障害者手帳３級・愛の手帳３度以下程度の中軽度な障害をもつ満３歳以上の児童を、保育園で受け入れます。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 受入れ人数 区立保育園　163 名 私立保育園　　41 名	保育課

（５）　計画事業

事業名	対象者	事業主体	16 年度末の現況（見込み）	５か年の事業量	21 年度末の目標値
保育所待機児童の解消	保育園に入所を希望する就学前の児童		入所児童定員数 8,724 人	459 人増	9,183 人
		区	・区・私立保育園		
		社会福祉法人等民間事業者	77 園 7,862 人	２園増 210 人増	79 園 8,072 人
		民間事業者	・認証保育所 A型 12 か所 350 人	 ８か所増 240 人増	 20 か所 590 人
		家庭福祉員	・家庭福祉員 福祉員 52 人 148 人	 ３人増 ９人増	 55 人 157 人
		家庭福祉員	・駅型グループ保育室 ８室 75 人	 継続 継続	 ８室 75 人
		民間事業者	・保育室　14 室 289 人	継続 継続	14 室 289 人

乳幼児一時預かり事業	0歳児から未就学児	区 NPO 等 民間団体	設置か所数 ー 定員数 ー 放課後児童等の 広場事業 1か所	 1か所増 10人増 継続	 1か所 10人 1か所
ショートステイ	満3歳から12歳(小学生)の子ども	区	設置か所数 1か所 定員数 5人	 1か所増 8人増	 2か所 13人
トワイライトステイ（夜間一時保育）	満3歳から12歳(小学生)の子ども	区	設置か所数 1か所 定員数 8人	 2か所増 18人増	 3か所 26人
緊急一時保育	保護者の出産・疾病等要件に当てはまる未就学児	区 緊急一時保育員 民間事業者	緊急一時保育員 10人 定員数 30人 ＜入所定員の 空きを利用＞ 保育園 59園 保育室 14室	 2人増 6人増 2園増 継続	 12人 36人 61園 14室
一時保育	未就学児	区 社会福祉法人 等民間事業者	区・私立保育園 1園 定員数 10人 認証保育所 1か所 定員数 9人 ＜入所定員の 空きを利用＞ 認証保育所 11か所	 5園増 50人増 継続 継続 8か所増	 6園 60人 1か所 9人 19か所
病後児保育	病気の回復期にある未就学児	区 社会福祉法人 等民間事業者 医療機関	実施か所数 1か所 定員数 4人	 3か所増 12人増	 4か所 16人
延長保育	延長保育実施保育園児	区 社会福祉法人 等民間事業者	区・私立保育園 （朝30分） ー 定員数　ー （夕1時間） 29園 定員数　552人 （夕2時間） 1園 定員数　30人	 5園増 150人増 5園増 100人増 5園増 150人増	 5園 150人 34園 652人 6園 180人
休日保育	保育園在園児	区 社会福祉法人 等民間事業者	区・私立保育園 ー 定員数 ー	 6園増 180人増	 6園 180人

トピック

ショートステイ

保護者の疾病などの理由により、家庭での養育が一時的に困難になった場合に児童を施設で預かります。

対象年齢　満３歳から小学生（満 12 歳の最初の３月 31 日まで）
保育時間　宿泊（受け入れは午前８時から午後８時までの間）
利用期間　６泊７日を限度とします。
利用料金　初めは１泊２日で 6,000 円　その後１日あたり 3,000 円（減免あり）

トワイライトステイ

仕事などの理由により、保護者の帰宅が夜間にわたる場合に児童を施設で預かります。
対象年齢　満３歳から小学生（満 12 歳の最初の３月 31 日まで）
保育時間　午後５時から午後 10 時まで
利用期間　１か月以内
利用料金　１回 2,000 円（減免あり）

乳幼児の一時預かり

乳幼児の一時預かりは、区では平成 17 年度から始める予定ですが、NPO 等民間団体では既に実施しています。その中の一つを紹介します。

＜ケアステーション「ぽかぽか」＞

練馬区高松の NPO 法人「ケアステーションぽかぽか」では、専用の保育ルームまたは子どもの自宅で、朝７時から夜１時までの時間帯で保育しています。
対象年齢　産休明けから就学前まで
年会費　5,000 円（１世帯）
利用標準料金　1,155 円／時間～

5　児童館、地区区民館、厚生文化会館、学童クラブ事業等の充実

（1）　現状と課題

少子化、核家族化の進行する中、子どもを取り巻く地域環境や子育て環境が厳しくなっています。乳幼児期における孤立しがちな母子関係や、少年期の希薄な人間関係は、子どもの健やかな成長にとって大きな問題となっています。また、都市化の進展に伴い、子どもの遊び場の確保が困難になり、良好な地域コミュニティを形成することも難しく、家族の孤立化が社会問題となっています。

子どもたちを取り巻く環境の悪化は、遊びの時間や遊び場の減少などにより、遊びの経験が不足し、子どもたちの人間関係も希薄になっています。

人間関係を学習する機会を多く持つためには、地域の中で子どもたち同士のつながりを強めると同時に、大人との交流の場の拡大も求められています。

小学生児童のいる家庭へのアンケートで『子育て支援サービスの利用経験と利用意向』を聞いたところ、「児童館、学童クラブ、地区区民館等の児童室」は、利用経験、利用意向ともにトップとなっています。児童館等が多くの区民に利用され、今後も利用したいと思われており、今後も子どもと子育て家庭の需要に沿った事業の実施が求められています。（図表－１）

図表－１　子育て支援サービスの利用経験＆利用意向マトリックス

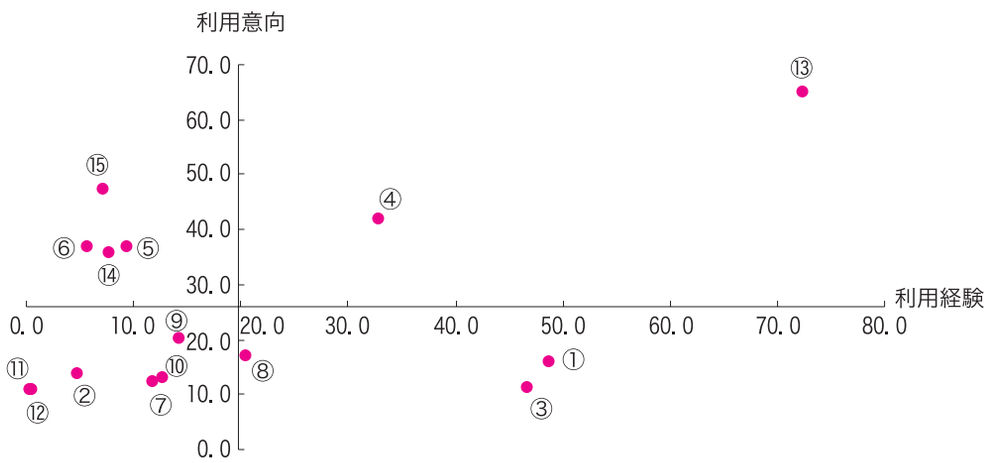

①区が主催する母親学級、両親学級、育児教室
②母性健康管理指導事項連絡カード
③保健相談所の新生児訪問指導
④保健所、保健相談所の情報・相談サービス
⑤家庭教育に関する学級・講座
⑥総合教育センターの情報・相談サービス
⑦幼稚園の未就園児保育
⑧幼稚園の預かり保育
⑨保育園や幼稚園の園庭等の開放、地域交流等
⑩子育てのひろば「ぴよぴよ」、「にこにこ」
⑪一時保育
⑫病後児保育（現在は道灌山保育園のみで実施）
⑬児童館、学童クラブ、地区区民館等の児童室
⑭子ども家庭支援センター
⑮区の子育て情報に関するホームページ

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 16 年３月）】

保護者の就労等により、放課後保育に欠ける児童が年々増加の傾向にあります。社会情勢の変化とともに就労形態も多様化し、母親の就労も増加傾向が見られます。毎年入会受入枠を増加させても、希望する学童クラブに入会できない待機児童が増える傾向にあり、待機児童の解消策が求められています。（図表－２）

図表－２　学童クラブ受入児童数と待機児童数の推移

年　　度	クラブ（か所）	定員数（人）	受入児童数（人）	待機児童数（人）
平成 11	86	3,260	3,105	17
平成 12	86	3,265	3,202	37
平成 13	87	3,315	3,327	71
平成 14	87	3,320	3,483	75
平成 15	87	3,325	3,590	117
平成 16	87	3,325	3,631	122

【資料：子育て支援課】

（２）　施策の方向

価値観の多様化する中で、子育ち子育てに対するニーズも多岐にわたっています。次世代を担う子どもたちが健やかに育つことのできる地域社会を築くために、児童館は地域の子どもたちの遊びの仲間作りの拠点として、また、子育て家庭の集いの場として機能を更に発展させていきます。

魅力ある児童館事業を行うために、地域の人材活用を図るとともに、子どもたちの意見や要望を反映する子どもスタッフの設置や、中高生の需要に応える事業のモデル館での実施に努めます。また、児童館運営委員会を軸として、地域の関係機関とネットワークを組むとともに、青少年育成地区委員会、学校、PTA、学校応援団などとの共同行事や、地域へ出向き館外活動を行うことなどによって、地域の子育て拠点としての機能を拡充します。

保護者の就労等により放課後保育に欠ける児童の健全育成については、入会需要を踏まえて、学童クラブのない小学校区域への新設や保育時間の延長、障害児受入枠の拡大を行うなど事業の充実に努めます。

また、区民や民間との協働による効果的・効率的な児童館、学童クラブ等の運営をめざして、委託化などを進めるとともに、地域で子育てを応援するNPOや社会福祉法人等の団体の方々による「放課後児童等の広場事業」を進めることによって、地域で子どもと子育て家庭を支える仕組みを広げていきます。

（3） 施策の体系

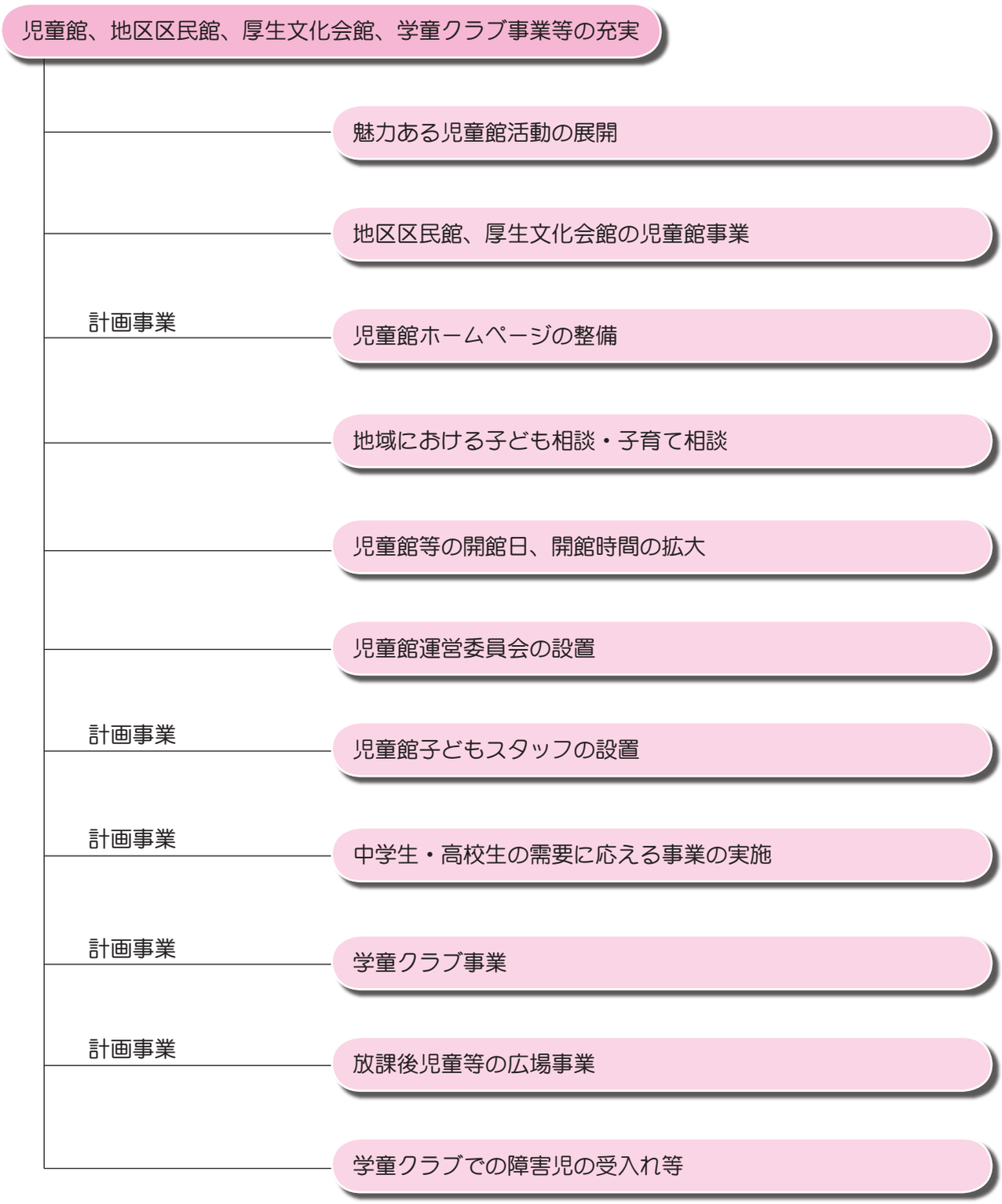
児童館、地区区民館、厚生文化会館、学童クラブ事業等の充実
魅力ある児童館活動の展開
地区区民館、厚生文化会館の児童館事業
計画事業
児童館ホームページの整備
地域における子ども相談・子育て相談
児童館等の開館日、開館時間の拡大
児童館運営委員会の設置
計画事業
児童館子どもスタッフの設置
計画事業
中学生・高校生の需要に応える事業の実施
計画事業
学童クラブ事業
計画事業
放課後児童等の広場事業
学童クラブでの障害児の受入れ等

（４）　事業の概要

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
	魅力ある児童館活動の展開	地域の人材の活用によるサークル活動や、学校休業期間のランチルーム事業など、地域の特性を踏まえるとともに、重点を絞った魅力的な児童館活動を展開します。	子育て支援課
	地区区民館、厚生文化会館の児童館事業	地区区民館、厚生文化会館では、児童館機能として、幼児対象事業の運営や、クラブ活動、子ども対象の季節行事などを、地域の協力を得ながら展開します。	地域振興課 保健福祉部管理課
計画事業	児童館ホームページの整備	児童館のホームページを活用して「児童館だより」や各種行事等の情報を提供するとともに、インターネットを活用した子育て相談や子ども相談を行います。	子育て支援課
	地域における子ども相談・子育て相談	児童館事業を通じて、地域の子どもや保護者と信頼関係を結びながら、不安や悩みなどの相談を受け問題解決の援助をします。相談内容によっては、関係機関と協力をしながら問題解決を援助します。	子育て支援課
	児童館等の開館日、開館時間の拡大	児童館、地区区民館および厚生文化会館の開館時間を延長し、遊びの充実を図ります。 日曜日の児童館等の利用を促進し、親子のふれあいや地域の人々との交流を豊かに築く場を提供します。	子育て支援課 地域振興課 保健福祉部管理課
	児童館運営委員会の設置	効率的、効果的な児童館運営を図るために地域と協働することを目的として、児童館運営委員会を設置し、ご意見やご要望を児童館運営に反映させます。 また、運営委員会は地域のネットワークづくりの母体となっていきます。	子育て支援課
計画事業	児童館子どもスタッフの設置	子どもたちのニーズが反映された児童館になるために、子どもスタッフを設置し、定期的にこども会議を開催します。また、児童館運営委員会とも交流し、子どもと大人との意見交換も進めます。	子育て支援課
計画事業	中学生・高校生の需要に応える事業の実施	既存の児童館は小学生対象施設として建設されており、中高生専用の居場所を確保することは困難です。現在、時間帯のすみわけをして、施設的に可能な児童館で、音楽室やバスケット等の利用が行われています。 今後は、中学生・高校生の需要に応える事業の実施をモデル館を設置し検討を進め、中高生の居場所づくりを進めます。	子育て支援課
計画事業	学童クラブ事業	放課後等の保育に欠ける児童の健全育成を図るため、学童クラブ事業を充実します。	子育て支援課 地域振興課 保健福祉部管理課
計画事業	放課後児童等の広場事業	社会福祉法人や NPO、ボランティア団体などの地域の団体が行う、放課後保育に欠ける児童の保育を行う事業等に助成を行います。	子育て支援課
	学童クラブでの障害児の受入れ等	放課後等の保育に欠ける障害のある児童の受入れについては、平成 17 年４月に開設する谷原あおぞら学童クラブで３名受け入れるなど、受入枠を拡大していきます。 また地域で暮らす重い障害のある児童の放課後の居場所の提供を検討します。	子育て支援課

トピック

放課後児童等の広場事業

地域で子どもと子育て家庭を支え合う仕組みを築く試みとして、平成 16 年度から、新規補助事業として開始しました。

現在、空き店舗を活用した「ゆうゆうポテト」、旧第二出張所を活用した「こどもクラブ赤とんぼ」、民間遊び場を活用した「こどもフローラ」で運営されています。

これらの事業が成功し、地域の子育ての拠点として根付き、他の地域にも広がることを期待しています。

＜内　　容＞基本事業　放課後保育に欠ける児童の保育
　　任意事業　児童が利用しない時間帯に乳幼児の預かりおよび子育てのひろばなど
＜対　　象＞基本事業　日中保育に欠ける小学校生
　　任意事業　在宅家庭の乳幼児と保護者
＜保育時間＞基本事業　放課後から 18 時まで。学校休業日は、 9 時～ 18 時。事業者による保育時間の延長、土曜日の保育時間等については工夫が可能
　　任意事業　児童が利用しない時間帯
＜保 育 料＞基本事業　事業者が、公立の学童クラブの保育料を参考に決定します。
　　任意事業　有料（事業者が決定）現在 2 施設が実施しています。

（5）　計画事業

事業名	対象者	事業主体	16 年度末の現況（見込み）	5 か年の事業量	21 年度末の目標値
児童館ホームページの整備	子ども 保護者	区	7 館	10 館増	17 館
児童館子どもスタッフの設置	子ども	区	―	17 館増	17 館
中学生・高校生の需要に応える事業の実施	中学生 高校生	区	―	中高生ニーズ調査、事業の検討、事業の実施 1 館	事業の実施 1 館

事業名	対象者	事業主体	16 年度末の現況（見込み）	５か年の事業量	21 年度末の目標値
学童クラブ事業	放課後等保育に欠ける児童小学１～３年生、心身に障害のある児童は６年生まで	区	学童クラブ設置か所数 87 か所 定員数 3,325 人 受入数 3,631 人	２か所増 80 人増	89 か所 3,405 人
放課後児童等の広場事業	小学生	社会福祉法人 NPO 法人 その他地域の運営団体	設置か所数 3 か所 登録数 75 人	10 か所増 250 人増	13 か所 325 人

６　その他の居場所、遊び場、多様な体験機会の充実

（１）　現状と課題

子どもが自立した大人に成長するには、人格の基礎を形成する子どもの時期に、成長の段階に応じた居場所や遊び場が整備されていることが必要です。また、成長に必要なさまざまな体験をすることも欠かせません。

しかし練馬区では、都市化の進展などにより、子どもたちが安全に安心して過ごせる場所が少なくなっています。また、兄弟姉妹の減少により友だち付き合いも苦手になってきているようです。そのため、「友だちと外遊び」から「友だちと家や施設での遊び」へ、「友だちと家や施設での遊び」から「家でのひとり遊び」へと進んでいるようです。小学生のいる家庭と中高生のアンケート結果からも、自宅で過ごす子どもが多くなっており、子ども同士の関係が希薄になっていることがうかがえます。（図表－１、図表－２、図表－３）

図表－１　小学生の放課後の居場所（１～３年生）

（%）

	件数	学校の校庭開放、図書館開放、クラブ活動に参加した	学童クラブにいた	塾や習いごと、スポーツクラブに行った	児童館や図書館などの地域の施設にいた	保護者や祖父母等の同居している家族と過ごした	同居していない祖父母や知人等の大人といた	子どもたちだけで自宅で過ごした	友だちの家にいた	自宅でひとりで過ごした	就寝していた	友だちが来て自宅で過ごした	家族で外出した	その他	不明
午後３～４時	703	6.8	17.2	13.5	6.0	26.0	0.7	2.6	12.5	2.1	0.3	3.0	0.0	4.8	4.4
午後４～５時	703	3.6	16.5	23.8	6.7	24.3	0.7	2.1	14.5	1.1	0.3	3.0	0.1	2.1	1.1
午後５～６時	703	0.1	6.7	17.9	0.9	62.4	1.7	3.1	1.8	2.1	0.0	0.4	0.1	1.0	1.6
午後６～７時	703	0.1	0.0	6.1	0.4	83.8	2.6	1.8	0.1	1.3	0.1	0.0	0.0	0.9	2.7
午後７～８時	703	0.1	0.0	1.7	0.1	91.2	1.1	0.7	0.1	0.1	1.0	0.0	0.1	0.6	3.0

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 16 年３月）】

図表－２　小学生の放課後の居場所（４～６年生）

（%）

	件数	学校の校庭開放、図書館開放、クラブ活動に参加した	学童クラブにいた	塾や習いごと、スポーツクラブに行った	児童館や図書館などの地域の施設にいた	保護者や祖父母等の同居している家族と過ごした	同居していない祖父母や知人等の大人といた	子どもたちだけで自宅で過ごした	友だちの家にいた	自宅でひとりで過ごした	就寝していた	友だちが来て自宅で過ごした	家族で外出した	その他	不明
午後３～４時	715	21.8	0.3	2.0	3.1	12.6	0.6	4.2	6.6	4.6	0.0	0.8	0.3	17.8	25.5
午後４～５時	715	8.3	0.1	16.1	5.9	29.4	1.0	6.9	13.7	7.0	0.1	1.3	0.4	5.9	4.1
午後５～６時	715	2.1	0.0	26.6	1.8	46.2	1.0	5.6	5.2	5.0	0.0	0.4	0.4	2.9	2.8
午後６～７時	715	0.7	0.0	23.2	0.3	65.3	1.3	3.1	0.3	1.0	0.0	0.0	0.6	1.0	3.4
午後７～８時	715	0.1	0.0	12.4	0.4	77.2	1.5	1.5	0.4	0.3	0.4	0.0	0.3	1.3	4.1

図表－３　中高生の放課後の居場所

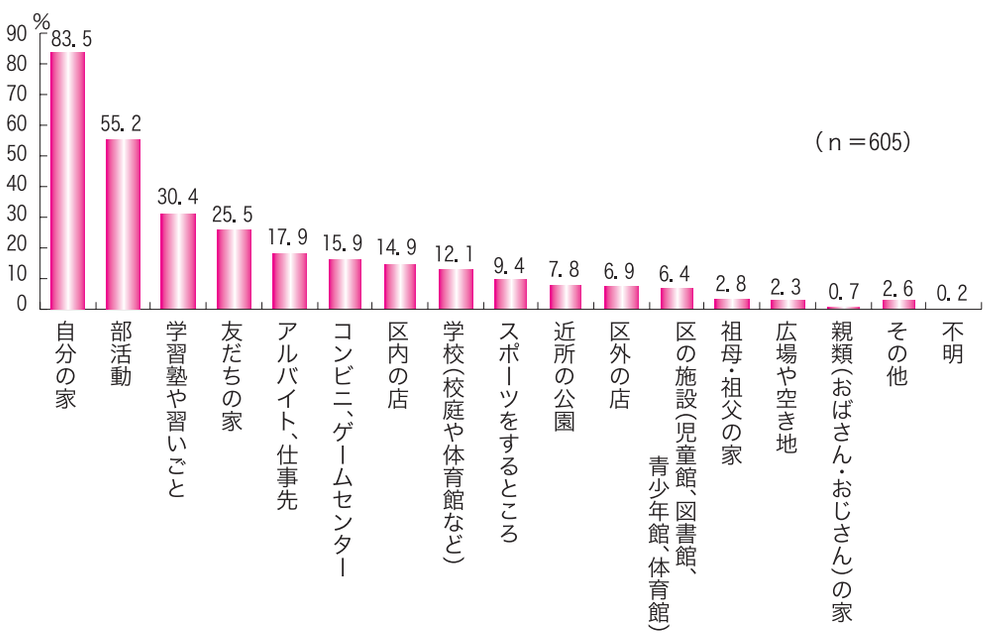

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 16 年３月）】

良好な居場所や遊び場、多様な体験機会は、子どもたちの自立を促すとともに、社会性を育みます。そして、感性を豊かにし、情緒を安定させ、身体を鍛えます。

成長段階に応じた居場所や遊び場、さまざまな体験機会を拡充することが求められています。特に、体験機会の拡充では、大人と子どもが触れ合う機会が少なくなったことによって、成長期に多様な価値観に触れる機会を少なくし、他人を思いやる力、自ら考える力や逞しく生きる力を弱くしています。さまざまな立場の大人との交流をすることが大切です。また、五感で自然を感じる体験も、子どもの時期にはとりわけ重要です。

（２）　施策の方向

青少年館、図書館、児童遊園、公園等、子どもたちにさまざまな居場所や遊び場を提供するとともに、自然体験や芸術体験、異年齢・異世代との交流体験など、多様な体験機会の充実に努めます。

特に、子どもが安心して過ごせる学校の開放や、学校応援団、総合型地域スポーツクラブ（SSC）の育成、こどもエコクラブ事業など、父親や母親をはじめ、地域の高齢者も含めたさまざまな世代の大人が、子どもたちに居場所や体験機会の提供を行う事業の拡充に努めます。

（３）　施策の体系

- その他の居場所、遊び場、多様な体験機会の充実
  - 青少年館事業
  - 図書館の整備
  - 民間遊び場・公（民）有地一時開放遊び場事業
  - 青少年キャンプ場の利用促進
  - 児童遊園・公園・緑道・憩いの森等の整備
  - 学校施設の地域開放
  - 学習・文化、スポーツに関する情報提供
  - 子ども読書活動の推進
  - 芸術活動等
  - 計画事業　学校応援団推進事業

計画事業
ねりま遊遊スクール（子どもの居場所づくり）事業

計画事業
総合型地域スポーツクラブ（SSC）の育成

こどもエコクラブ事業

スポーツ教室等スポーツ体験

練馬こどもまつり

（4） 事業の概要

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
	青少年館事業	青少年向けの教室・講座や、個人でも気軽に利用できる学習室、談話室、レクホールの開放を通じて、青少年の健全な育成を支援します。	生涯学習課
	図書館の整備	子どもの学習活動や読書活動を支援する資料提供の場として図書館を整備します。 12 館構想で図書館の整備を進めていますが、現在、11 館が整備されています。12 館目の図書館整備を進めるとともに、既存施設の計画的改修や、施設のバリアフリー化を進めます。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 地区館　７館 小規模館　４館	光が丘図書館
	民間遊び場・公（民）有地一時開放遊び場事業	（民間遊び場および民有地一時開放遊び場） 区内の民有空き地を子どもの遊び場として利用し、児童・青少年の健全育成を支援します。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 民間遊び場数　40 か所 民有地一時開放遊び場数　６か所 （公有地一時開放遊び場） 区内の公有地をその本来目的で使用するまでの間、子どもの遊び場として利用し、児童・青少年の健全育成を支援します。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 公有地一時開放遊び場数　４か所	青少年課

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
	青少年キャンプ場の利用促進	区内の青少年団体、親子グループ等を対象に、練馬区秩父青少年キャンプ場を開設しています。自然環境に恵まれた施設で、自炊やキャンプファイヤーなどを通じて自然体験を積むとともに、友人との交流を図り、人間性豊な青少年の育成を支援します。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 開設期間　毎年５月１日から 10 月 31 日までの６か月間 定員　38 人（夏休み期間中のみ 110 人）	青少年課
	児童遊園・公園・緑道・憩いの森等の整備	子どもを含め区民の憩いの場として、児童遊園や公園等を整備します。また、区内に残された貴重な樹林を保全し区民に開放し、土や樹木と触れ合える場を確保します。 また、児童遊園では、近隣住民による児童遊園運営委員会を設置し、児童遊園の清掃や児童の指導等を行ってもらうなど、地域と協働で子どもたちの遊び場を運営します。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 児童遊園　216 か所 （児童遊園運営委員会設置児童遊園数 52 か所） 公園　177 か所 緑地・緑道　182 か所 憩いの森・街角の森　52 か所	公園緑地課 青少年課
	学校施設の地域開放	学校教育に支障のない範囲で学校施設を、子どもを含め、地域住民の学習・文化・スポーツ・レクリエーション活動の場として開放します。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 校庭開放（小学校 69 校） 体育館開放（小学校 32 校、中学校４校） 図書館開放（小学校 45 校） 教室開放（小学校 23 校）	生涯学習課
	学習･文化、スポーツに関する情報提供	「学習･文化ガイドブック」「スポーツガイドブック」等により、学習・文化やスポーツに関する情報提供を行い、子どもの健全な成長を支援します。	生涯学習課 スポーツ振興課
	子ども読書活動の推進	練馬区は、平成 16 年３月、「練馬区子ども読書活動推進計画」を策定しました。 計画に基づき、ブックスタート事業などの事業を実施し、読書の習慣を身につける基礎となる子ども時代に、本との幸せな出会いを経験し、読むことの楽しさを知ることができるように、子どもの成長段階に応じた読書ができる環境整備と機会の拡充に努めます。 ☞ ブックスタート事業 各図書館において、保健相談所やボランティアと連携して、４か月健診対象の赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら、絵本、推薦絵本リストを手渡します。16 年度までは保健相談所を会場として実施していましたが、17 年度からは図書館を会場とします。	光が丘図書館
	芸術活動等	ジュニアオーケストラ、児童合唱団、練馬児童劇団、美術館での「子どもワークショップ」などの活動を通して豊かな人間性を育むとともに、異年齢の子どもが交流する場を提供します。	総合教育センター 生涯学習課

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
計画事業	学校応援団推進事業	区立小学校ごとに設置する「学校応援団」が、地域人材の活用および放課後等の学校施設の有効活用を図り、子どもたちの遊びや学び、読書等で過ごせる場を提供する「児童放課後等居場所づくり事業」などを担うことにより、子どもたちの健やかな成長を支援します。	新しい学校づくり担当課
計画事業	ねりま遊遊スクール (子どもの居場所づくり）事業	完全学校週５日制による週末等の余暇時間を活用して実施する、主に幼・小学生対象の講座です。団体に講座の企画・運営を委託したり、団体から提案された企画を施設職員が実施することにより、子どもの活動に取り組む団体の創意工夫を活かし、地域の教育力向上につなげます。	生涯学習課
計画事業	総合型地域スポーツクラブ（SSC）の育成	子どもの多様な体験活動の機会の充実や世代間の交流を促進し、多様なスポーツニーズに応えるために、区民が主体となる総合型地域スポーツクラブ（SSC)を育成します。	スポーツ振興課
	こどもエコクラブ事業	環境省が主催する小・中学生を対象とした活動で、区は事務局として支援します。 子どもたちが主体的に行う、自然観察・調査、リサイクル等、地域の中で身近にできる環境活動を支援することにより、人間と環境の関わりについての幅広い理解を深めるとともに､多様な体験機会を提供します。	環境保全課
	スポーツ教室等スポーツ体験	初心者スポーツ教室、少年少女スポーツ大会（少年野球大会）の開催など、スポーツ体験を通じて、少年少女の交流および体力の向上と豊かな心身の育成を進めます。	スポーツ振興課
	練馬こどもまつり	毎年５月の第２土曜日（児童福祉週間）に、実施会場２会場（都立光が丘・石神井公園）で、100 種類くらいの遊びのコーナーを設け、ゲームや工作などを楽しみます。 楽しい遊びを通じて、親子の交流の場を提供するとともに、児童館等の児童厚生施設や子ども会、民間団体の相互交流を図ります。 【第 22 回（平成 16 年５月開催）の実績】 参加団体　92 団体 参加者　48,000 人	子育て支援課

トピック

学校応援団推進事業

子どもたちの健やかな成長を支援するため、区立小学校ごとに設置するもので、学校・地域間の人材活用および学校施設の有効活用を図り、地域の核としての開かれた学校づくりを推進します。

学校応援団では、「児童放課後等居場所づくり事業」「安全管理事業」などを段階的に実施していきます。

○　児童放課後等居場所づくり事業の概要

＜事業の内容＞児童の安全の確保、児童の自主的な遊び・スポーツ・読書・勉強の見守り、児童の遊び相手、児童の遊びやスポーツなどのきっかけづくり・指導、本の読み聞かせや季節行事などの企画・実施

＜日　　時＞平日、概ね、１年生下校時から午後５時まで

＜場　　所＞校庭、体育館、和室、会議室、図書室等使用可能なスペースを適宜活用

＜参　加　費＞無料（材料費やスポーツ安全保険料は実費負担）

＜運　　営＞学校応援団が幅広く地域人材（資格不問）から従事者を確保します。なお、学校応援団は PTA・町会・自治会・青少年育成・企業・商店会など地域団体関係者と地域住民有志で構成します。

平成 16 年度は、モデル校２校で実施しています。

＜モデル校＞高松小学校、豊玉南小学校

（５）　計画事業

事　業　名	対象者	事業主体	16 年度末の現況（見込み）	５か年の事業量	21 年度末の目標値
学校応援団推進事業	登録した小学生	学校応援団	小学校　２校	28 校増	30 校
ねりま遊遊スクール（子どもの居場所づくり）事業	子ども	PTA など地域団体	400 講座	継続	400 講座
総合型地域スポーツクラブ（SSC）の育成	クラブ会員	NPO 法人	６か所	１か所増	７か所

トピック

総合型地域スポーツクラブ（SSC）

区では、生涯を通じて、「いつでも、どこでも、誰でも」気軽にスポーツが親しめるように、区民が主体となる総合型地域スポーツクラブ（SSC）の育成に取り組んでいます。SSC は、

- 地域住民がクラブの会員となり自主的に運営する。
- 子どもから高齢者まで幅広い人々が交流する。
- クラブ主催のスポーツ教室などに参加できる。
- 拠点となる施設を持っている。
- 複数種目のスポーツ活動が楽しめる。
- 有資格の指導者が配置されている。
- クラブの運営は、基本的には会員の会費で賄う。

などの特徴があります。区では、子どものスポーツ体験や異世代との交流促進の拡充のため、今後も SSC の育成に努めます。

現在、６つの NPO 法人のクラブが、区立体育館内に事務局を置いて活動しています。

7　子ども自らが考え、参画する機会の拡充

（1）　現状と課題

子どもが、自立した大人になるためには、子どもの時期に獲得したさまざまな体験を糧として、自己の意思と責任で、社会に参画していくことが必要です。

少子化の影響や子どもを取り巻く犯罪の状況などのさまざまな要因により、子どもに対して、過保護や過干渉の傾向が強くなっているといわれています。子ども自らが考え、それぞれの力を発揮しながら参画できる場が求められます。

（2）　施策の方向

子どもたちが主体的に考え、参画できる施策を展開します。参画により子どもたちが自分への自信を持ち、新たな課題に立ち向かう力を育みます。

特に、未来に関わる事柄は、次代を担う子どもたちが考えるという力を身につけることが大切です。練馬子ども議会などを通じて、子どもたちに、未来の練馬区を考えてもらう施策を展開します。

（３）　施策の体系

子ども自らが考え、参画する機会の拡充

- 計画事業　練馬子ども議会
- 練馬こどもまつり
- 計画事業　児童館子どもスタッフの設置
- ジュニアリーダーの養成
- 青少年向けホームページ「Do’z」による情報発信
- 計画事業　ねりま遊遊スクール（子どもによる講座づくり）事業

（４）　事業の概要

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
計画事業	練馬子ども議会	学校などから選出された子ども議員が、区政について意見や質問を表明し、それに区職員が答弁します。 子どもたちが区政や区議会について理解を深め、区政等への参画の意識を高める契機とします。 また、子どもたちの意見や要望を、区が聴取する機会とします。	青少年課
	練馬こどもまつり	毎年５月の第二土曜日（児童福祉週間）に、実施会場２会場（都立光が丘・石神井公園）で、100 種類くらいの遊びのコーナーを設け、ゲームや工作などを楽しみます。 楽しい遊びを通じて、親子の交流の場を提供するとともに、児童館等の児童厚生施設や子ども会、民間団体の相互交流を図ります。 【第 22 回（平成 16 年５月開催）の実績】 参加団体　92 団体 参加者　48,000 人	子育て支援課
計画事業	児童館子どもスタッフの設置	子どもたちのニーズが反映された児童館になるために、子どもスタッフを設置し、定期的にこども会議を開催します。また、児童館運営委員会とも交流し、子どもと大人との意見交換も進めます。	子育て支援課

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
	ジュニアリーダーの養成	子どもたちの仲間づくりのために、地域におけるさまざまな活動において、中心的役割を担う青少年を養成します。 学校・学年を越えて、仲間づくりのリーダーとして役立つキャンプやレクリエーションなどの知識や、技術を楽しく学ぶことができる場を提供します。	青少年課
	青少年向けホームページ「Do'z」による情報発信	青少年向けホームページ“Do' z ”(どーぞ)を開設し、青少年に関する施策や事業、催し、施設の案内などを掲載するとともに、意見要望などを受けます。	青少年課
計画事業	ねりま遊遊スクール (子どもによる講座づくり) 事業	完全学校週５日制などで生じた余暇時間を活用し、中高生自らが小学生を対象に企画・運営をする講座です。子どもたちの居場所づくり事業の一環として、中高生自らが考え、主体的に取り組む機会の充実と、地域における小学生と中高生の交流を図ります。	生涯学習課

（５）　計画事業

事業名	対象者	事業主体	16 年度末の現況（見込み）	５か年の事業量	21 年度末の目標値
練馬子ども議会	子ども	区	年１回開催	継続	年１回開催
児童館子どもスタッフの設置	子ども	区	―	17 館増	17 館
ねりま遊遊スクール (子どもによる講座づくり）事業	子ども	子ども 地域団体	24 講座	６講座増	30 講座

8　経済的な支援

（１）　現状と課題

子育て家庭においては、学校教育や塾の費用などの教育費をはじめとした子育てに要する費用が年々増加しています。一方、長引く景気低迷の中で、所得は減少しているため、家計に占める子育てに要する費用の割合も年々上昇しています。

このような状況の中で、子育てで出費がかさむことを負担に感じている家庭の割合は、就学前児童のいる家庭で 30.1%、小学校児童のいる家庭で 43.2%、40 歳代の子育て家庭（13 歳から 18 歳の末子がいる世帯）では 70.0%となっており、子どもが成長するにしたがって経済的な負担感が増しています。また、内閣府の調査（平成 14 年「社会意識に関する世論調査」）によると、子育てのつらさの内容として「子どもの将来の教育にお金がかかること」が 51.6%と最も高くなっています。

子どもの成長に従って、塾や習いごと、進学や通学のための費用が、家庭の大きな負担になっていることがうかがわれます。

区では、国や都の制度に基づきながら、子育て家庭に対してさまざまな経済的な支援策を行っています。（図表－１）

図表－１　区が実施している主な経済的な支援策（平成 15 年度）

事　業　名	支　出　額
児童手当	15 億 1,200 万円
乳幼児医療費助成	17 億　700 万円
私立幼稚園等園児保護者負担軽減費等	21 億 2,100 万円
小学校就学援助費	5 億 8,300 万円
中学校就学援助費	4 億 2,700 万円
児童扶養手当	18 億 1,500 万円
児童育成手当（育成手当）	12 億 5,900 万円
ひとり親家庭等医療費助成	1 億 9,800 万円
児童育成手当（障害手当）	8,500 万円
合　　計	97 億　700 万円

【資料：子育て支援課、学務課】

子育て家庭の生活の安定などを目的として実施している児童手当については、子ども一人につき月額５千円（第３子からは１万円）を支給しています。支給対象年齢については、平成 16 年４月に小学校就学前から小学校３年生まで拡大しました。

乳幼児の健やかな育成を目的として実施している乳幼児医療費助成については、小学校就学前の児童の医療費を対象として、健康保険の自己負担分などを助成しています。なお、都の制度では所得制限を設けていますが、区は所得制限を設けずに実施しています。

また、教育にかかる経済的負担の軽減については、私立幼稚園児の保護者負担軽減費補助金や小学校・中学校の就学援助などを実施しています。

そのほか、母子家庭などを対象とした児童扶養手当、ひとり親家庭を対象とした児童育成手当（育成手当）およびひとり親家庭等医療費助成、障害児を養育する家庭を対象とした特別児童扶養手当および児童育成手当（障害手当）などの経済的な支援策を実施しています。

これら経済的な支援のために支出している金額は、平成 15 年度では約 97 億７百万円となっています。

しかしながら、アンケート結果にもあらわれているように、子育て家庭の経済的な負担感の緩和には至っていないのが現状です。

今後は、子育て家庭の負担感の緩和に結びつく経済的な支援策を充実していくことが求められます。

一方、新たに経済的な支援策を実施するためには、そのための財源を確保することが必要です。

区は、これまで国や都の補助金など財源の確保に努めながら施策の充実を図ってきました。現在、区は、国と地方の財政構造を変革する三位一体改革や、都と区の財源配分を大きく見直す都区制度改革の動きの中にあります。このため、区財政の将来に大きな影響を与えるこのような動きを見据えながら検討を進めるとともに、制度の充実について国や都に働きかけていく必要があります。

（２）　施策の方向

子育て家庭の負担感を緩和するために、児童手当の支給、乳幼児医療費の助成、就学援助費の支給、私立幼稚園等園児保護者負担軽減費等の支給などの経済的支援を実施します。

また、乳幼児医療費の所得制限の廃止を東京都に要望するなど、制度の充実について機会をとらえて国や都に要望していきます。

さらに、区財政の将来を見据えながら財源の確保に努め、経済的支援の充実を図ります。

（3） 施策の体系

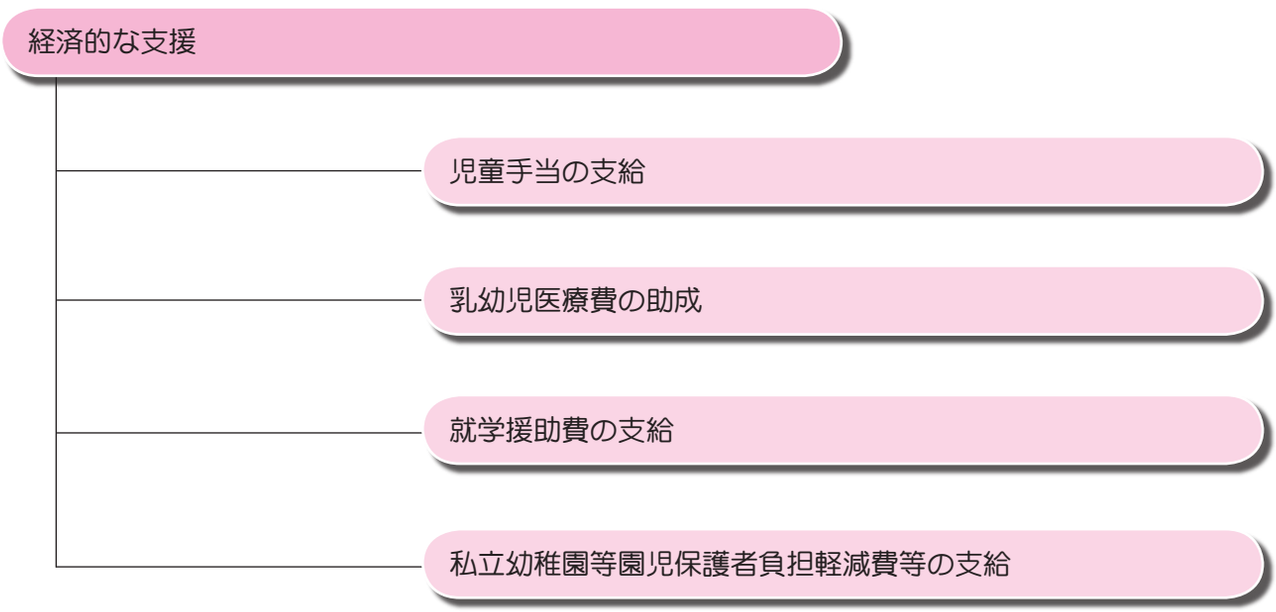

（4） 事業の概要

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
	児童手当の支給	小学校３年生までの児童を養育する保護者に手当を支給します。ただし所得制限があります。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 受給者数　34,000 人	子育て支援課
	乳幼児医療費の助成	小学校就学前の児童を対象に㊫医療証を発行し、健康保険の自己負担分と入院時食事療養費標準負担額を助成します。また、東京都に対して所得制限の廃止を要望していきます。なお、対象年齢の拡大については、財源の確保に努めるとともに、他区の状況も踏まえて検討を進めます。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 助成対象者数　41,900 人	子育て支援課
	就学援助費の支給	経済的理由により児童・生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者に、区が学用品・給食費等の援助を行い、教育の機会均等を図ります。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 認定者数　12,300 人	学務課 保健給食課
	私立幼稚園等園児保護者負担軽減費等の支給	幼児の就園を奨励し、保護者の経費負担を軽減するため、公私の格差是正も考慮しながら、適切な補助を行います。	学務課

Ⅱ　子どもと親の健康づくりを応援します

１　健康診査等の充実

（１）　現状と課題

母子の健康の保持増進や疾病・障害の早期発見、早期療育のために、健康診査等の果たす役割は重要です。

区では、妊娠の届出をした方に、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくための母子健康手帳を交付するとともに、すべての妊婦の方を対象に妊娠中の母体や胎児の異常を早期に発見するため、妊娠中の前期・後期の２回、委託医療機関において健康診査を実施しています。

また、４か月児・６～７か月児・９～10か月児・１歳６か月児・３歳児を対象に、身体の発育および精神発達面から、総合的に健康診査を実施しています。４か月児・３歳児健診は保健相談所で行い、６～７か月児・９～10か月児を対象とした健診は、委託医療機関で行っています。また、１歳６か月児健診は、保健相談所および委託医療機関で実施しており、どちらか選択できる方式をとっています。どの健診も90～97%の高い受診率となっています。

健康な口腔機能を育てるために１歳６か月児・３歳児健診では、歯科医師による口腔診査および歯科衛生士による保健指導も同時に行っています。平成15年度の３歳児健診でむし歯のない子どもは、80.1%でした。今後、さらにむし歯のない幼児を増やしていくための啓発が必要です。

就学前児童のいる家庭に対するアンケート調査では、乳幼児健診に「満足している」、「だいたい満足している」との回答は、合わせて88.2%となっています。乳幼児健診に期待することとしては「病気・異常の早期発見」68.5%、「育児相談できる場」45.1%、「身体計測の場」42.0%、「栄養相談が出来る場」32.4%、「子ども同士が交流できる場」24.4%となっています。

これらの結果から、健診は発達の遅れや異常、疾病の早期発見のほかに、同じ年月齢の子どもや同じような状況の親と交流できる場として、また、育児を専門職に相談できる場、すなわち子育て支援の場として求められていることが分かります。乳幼児期は、特に子育ての不安感や負担感などのストレスを強く感じる時期であり、虐待が起こる可能性も生じてきます。

このため、健康診査の質の向上と受診率の向上に努めるとともに、相談・交流など子育て支援の機能を発揮していくことが必要です。

また、障害や疾病の早期発見・早期療育のために、健康診査後の経過観察や障害のある乳幼児の親へ早い段階からの支援を進めることも必要です。

さらに、学齢期においては、小・中学校全児童生徒を対象に健康診断のほかに、生活習慣病検診を実施しています。また、歯科の健康診断の際にむし歯・歯周疾患のない児童に対して「よい歯のバッチ」を交付し、むし歯予防と早期治療を啓発しています。

今後も、妊娠、出産から乳幼児期については保健相談所、学齢期については学校を中心として、母子の健康保持、疾病・障害の早期発見、早期療育を図ることが必要です。

（２）　施策の方向

母子健康手帳については、平成16年に子育てに関する情報をわかりやすく記載した区独自の手帳を作成し、配付しました。今後も使いやすく、役に立つ内容とするよう、充実に努めます。

受診率の高い乳幼児健診は多くの子育て家庭と接することのできる機会であり、乳幼児の発達・発育保障のための重要な保健施策として、問診方法の工夫や専門職員の資質の向上に努めます。また、健診未受診者を対象として、受診勧奨や家庭訪問を行うことによって、受診率の向上をめざすとともに、育児支援を積極的に行っていきます。あわせて、健診が子どものためだけでなく親自身の相談もできる場となるよう努め、虐待予防や早期発見につなげていきます。

さらに、健診後のフォロー教室、経過観察や障害児を持つ親の会等への支援などによる疾病・障害の早期発見、早期療育に努めるとともに、保育園、幼稚園、小中学校での健康診断を通じた子どもの健康の保持増進に努めます。

（3） 施策の体系

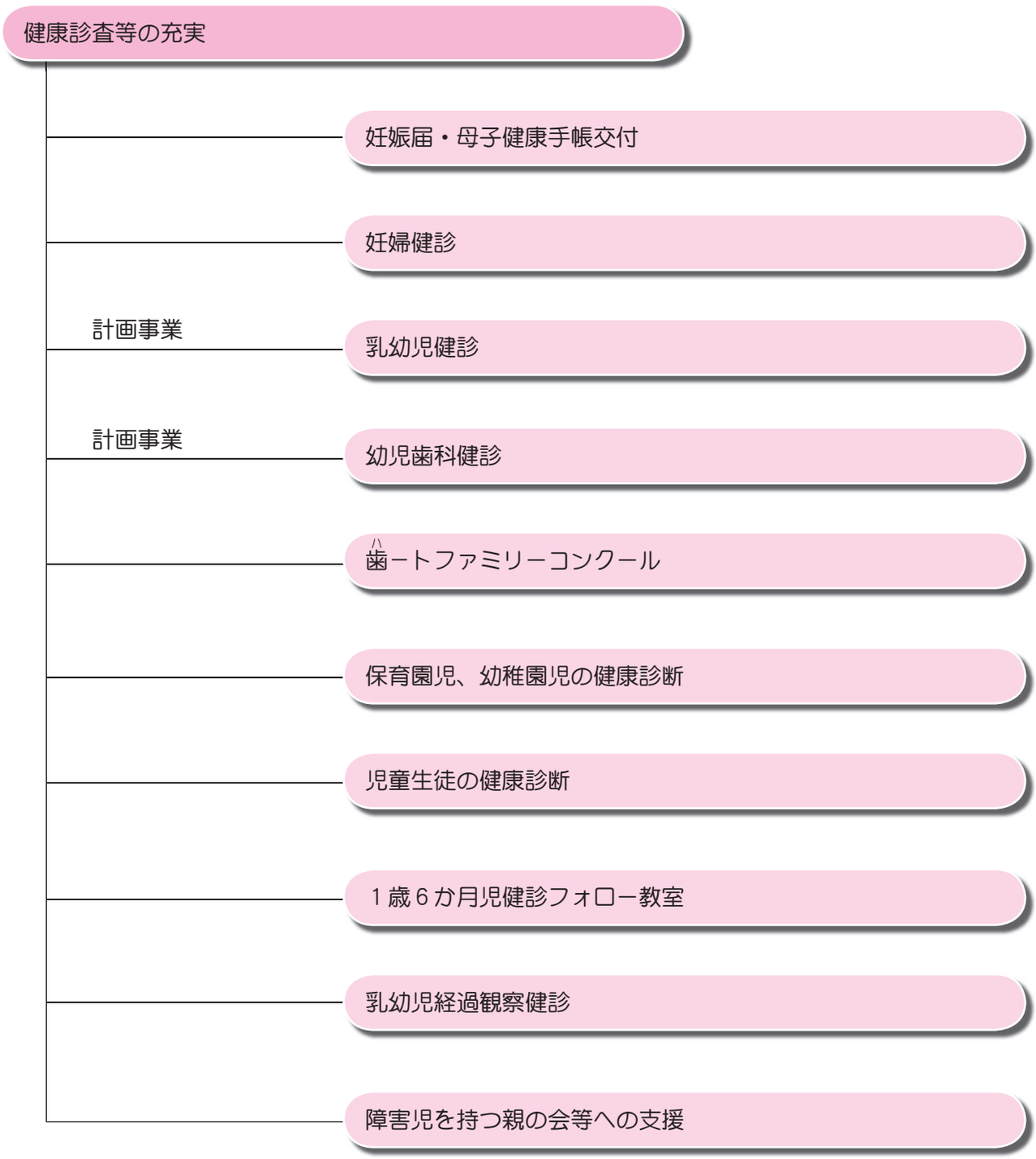

（４）　事業の概要

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
	妊娠届・母子健康手帳交付	妊娠届出時に母子健康手帳を交付し、妊婦健康診査受診票、パンフレット等が入った「母と子の保健バッグ」を差し上げます。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 妊娠届　6,250 件	保健管理課
	妊婦健診	全妊婦に前期、後期の２回、委託医療機関において健診を実施します。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 受理数　11,200 件 （前期 5,750 件　後期 5,450 件）	保健管理課
計画事業	乳幼児健診	乳幼児を対象に身体の発育および精神発達面に対する健康診査を実施します。４か月児、３歳児は保健相談所で、６～７か月児、９～ 10 か月児は委託医療機関にて実施します。１歳６か月児健診は、保健相談所および委託医療機関で実施しており、どちらか選択できる方式をとります。	保健相談所 保健管理課
計画事業	幼児歯科健診	１歳６か月児および３歳児の口腔診査および保健指導を行います。	保健相談所
	歯（は）ートファミリーコンクール	前年度３歳児歯科健康診査を受け、むし歯がなく健康状態も良好な幼児とその家族の中で、希望する家族に練馬区歯科医師会の協力を得て、審査を行い、結果が良好な家族は「よい歯・よい子のつどい」において表彰します。また、その中で特に優秀な家族は、東京都の実施する「8020・すこやかファミリー」に推薦します。 ☞ 8020：80 歳で 20 本の歯が残っていること	予防課
	保育園児、幼稚園児の健康診断	園児の健康状態を把握し、集団生活を健康で安全に過ごせるように健康診断を実施します。	学務課 保育課
	児童生徒の健康診断	法定の健康診断の他に、小中学校全児童を対象に、生活習慣病健診を実施します。また、小学校では、４年生以上の学年にも寄生虫卵検査、中学校１年生に貧血検査を実施します。歯科定期健康診断の際には、むし歯・歯周疾患のない児童に対して、表彰バッチの「よい歯のバッチ」を交付します。	保健給食課
	１歳６か月児健診フォロー教室	１歳６か月児健診後に、子ども自身や母親に専門的な支援が必要と思われる親子に、季節の行事や親子の遊びなどのプログラムを通して親子関係や子どもの発達について心理士・保育士・保健師によるグループ指導、助言を行います。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 実施回数　72 回 利用者数　延べ 2,200 人	保健相談所
	乳幼児経過観察健診	４か月児健診、１歳６か月児健診、３歳児健診等の結果、経過観察の必要な乳幼児に対して経過観察日に医師による診察を行います。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 実施回数 103 回　受診者数　1,320 人	保健相談所
	障害児を持つ親の会等への支援	障害児の保護者同士が交流を図り、障害の学習や啓発、療育・就園、就学等の情報交換を行う活動を支援します。	保健相談所

（5） 計画事業

事業名	対象者	事業主体	16 年度末の現況（見込み）	5 か年の事業量	21 年度末の目標値
乳幼児健診	乳幼児	区	4 か月児健診 受診率　97.2% 3 歳児健診 受診率　88.6%	1.8 ポイント増 3.4 ポイント増	受診率 99.0%以上 受診率 92.0%以上
幼児歯科健診	幼児	区	3 歳児健診 受診率　88.6% むし歯のない子の割合 80.1% フッ素塗布経験のある子の割合 28.5%	3.4 ポイント増 2.9 ポイント増 21.5 ポイント増	受診率 92.0%以上 むし歯のない子の割合 83.0%以上 フッ素塗布経験のある子の割合 50.0%以上

トピック

練馬区版　母子健康手帳

区は、平成 16 年 4 月から従来の 23 区共通の母子健康手帳に代え、妊娠・出産・育児に関する情報をまとめた「サービス編」と妊娠中の経過などを記入する「記録編」をセットにした新しい母子健康手帳を独自に作成し、配布しています。

配布先：各出張所・区役所内区民第一係・石神井庁舎内区民第二係
練馬区保健所・各保健相談所

＜区の妊娠・出産・育児に関する情報を具体的に分かりやすく提供します＞

母子健康手帳は、妊娠、出産および育児に関する一貫した健康記録であるとともに手引書としても利用されています。

母子健康手帳の様式は、厚生労働省令で定められていますが、健康記録以外の情報部分については、区市町村の創意工夫が生かせる形になっています。

情報部分については核家族化・少子化などで子育て支援のニーズが高まり、妊娠・出産や子育てを取り巻く情報が氾濫するなか、行政の基本情報を分かりやすく記載しました。

「サービス編」の中では、子育て支援・虐待予防の視点を踏まえ、下記の内容について独自にまとめました。

・妊娠中の健康管理、母性保護、育児支援制度等
・母親学級、訪問指導、育児学級等の案内
・マタニティカレンダー（禁酒、禁煙を強調）
・産後のこころの変化（マタニティブルーの説明など）
・乳幼児の健康診査、栄養、お口の健康
・医療費助成制度、児童手当等の手続き
・子どもの病気、予防接種、事故予防、応急手当
・子どもの成長の目安、子どもとの暮らしのヒント（子育てがつらいときに相談できるところなど）
・保育に関するサービス・子育てに関する相談機関の案内等

母子健康手帳は、母親学級や健診・講習会等で手引書としても利用しています。

この母子健康手帳は、「記録編」（Ａ６版１色刷で本文 52 ページ）と「サービス編」（Ａ６版２色刷で本文 71 ページ）の２冊で構成され、ビニールファイルに収められた携帯に便利な手帳型です。

2　健康相談の充実と育児不安の解消

（1）　現状と課題

核家族化の進行などに伴って孤立しがちな子育て家庭では、育児に対する不安感が広がっていると思われます。就学前児童のいる家庭に対するアンケート結果でも、「子どものことで心配に感じていること、気になっていること」については、犯罪被害や交通事故に続いて、「病気や発達に関すること」「子どもを叱りすぎているように感じること」「食事や栄養に関すること」が多くなっています。

保健相談所では、妊娠、出産および育児についての正しい理解を深めていただくために、相談事業や「両親学級（パパとママの準備教室）」「母親学級」「育児と離乳食講習会」などの講習会を開催しています。「両親学級」や「育児と離乳食講習会」については、毎回定員を超える申し込みがあるため、開催回数を増やす必要があります。

訪問事業として、妊婦健康診査の結果等により「妊婦訪問」や、出生通知票を送っていただいた家庭には、委託助産師や保健師による「産婦訪問」「新生児訪問」を実施しています。また、生まれたお子さんが低体重児であった場合等にも保健師が訪問していますが、対象数に充分応じきれていない状況があります。

相談事業について、就学前児童のいる家庭に対するアンケート結果によると、「子育てに関する悩みや不安の相談相手」として「保健所・保健相談所」は 9.2%と低くなっています。これまで保健相談所の相談事業が発育・発達の観察や疾病・異常の早期発見に主眼を置いていたため、保護者の育児不安を十分に受け止めきれていない現状があると考えられます。親のニーズに応えた相談事業や訪問事業を充実することが課題となっています。

さらに、育児に対する不安感や負担感を軽減するためには、子育て家庭の交流を促進し、親がお互いの悩みを語り合うことによって孤立感を和らげることも大切です。

また、乳児期に起こりやすい事故を未然に防ぐための啓発や、妊娠中の飲酒・喫煙の防止、受動喫煙による健康被害の予防などに関する知識の普及なども進める必要があります。

（2）　施策の方向

父親と母親が子育ての喜びを共有しながら妊娠中の準備を進めることができるように、「両親学級」や「母親学級」の内容を充実させます。また、申込者数の多い「両親学級」と「育児と離乳食講習会」については、開催回数を増やしていきます。

相談事業については、専門的な助言をするだけでなく、親と子の状況を把握し、子育て支援の糸口となるよう努めます。

訪問事業については、新生児や低体重児、産婦を対象とした実施率を向上させるように努め、充実を図ります。

さらに、親の心の健康を支援するため、育児の不安や悩みを語り合い、親同士の交流が広がるように育児交流会（グループミーティング）を全保健相談所で実施していきます。また、地域の乳幼児を抱える親同士が交流できる子育てグループの育成を支援します。

乳幼児の健康被害や事故を防止するための普及啓発、情報提供にも努めます。

（３）　施策の体系

健康相談の充実と育児不安の解消

- 計画事業　両親学級（パパとママの準備教室）・母親学級
- 育児と離乳食講習会
- 子育て学習室
- 計画事業　妊産婦訪問、産後相談
- 計画事業　低体重児・新生児・乳幼児訪問
- 育児栄養相談
- アレルギー相談
- 乳幼児歯科相談
- 心身障害者（児）歯科相談
- 計画事業　育児交流会（グループミーティング）
- 多胎児の会
- 子育てグループの育成・支援

- 子どもの事故防止コーナー設置
- 妊婦の飲酒や喫煙の防止および受動喫煙による健康被害予防の啓発
- SIDS（乳幼児突然死症候群）の情報提供

（4） 事業の概要

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
計画事業	両親学級（パパとママの準備教室）・母親学級	父親・母親になる方を対象に、妊娠期・産褥期の健康管理・栄養・歯の衛生および出産・育児等に関する講習を行います。妊婦さん同士の交流の場にします。	保健相談所
	育児と離乳食講習会	育児について、離乳食の進め方、歯の衛生管理等の講習会を行うとともに、乳児の親子の交流、仲間づくりを進めます。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 実施回数　55 回　1,250 人	保健相談所
	子育て学習室	子育て中の親を対象に、子育てに必要な知識や情報提供を目的に講演会等を開催します。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 実施回数　33 回　1,000 人	保健相談所
計画事業	妊産婦訪問、産後相談	健康診査の結果等から保健指導が必要な妊婦や、出生通知票を受理した産婦等に対して健康状態、生活環境、疾病予防等について訪問指導を行います。また、4 か月児健診時に産後の健康管理や育児について保健指導を行います。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 妊婦訪問数　延べ 65 件 産後相談　1,200 人	保健相談所
計画事業	低体重児・新生児・乳幼児訪問	低体重児・新生児等の発育・栄養・生活環境・疾病予防等育児上重要な事項について、家庭訪問による保健指導を行います。	保健相談所
	育児栄養相談	乳幼児とその保護者を対象に、身長・体重の計測の他、乳幼児の発育発達、栄養･保育について、保健師･管理栄養士・歯科衛生士が相談にのります。児童館や子育てのひろばに出向く出張相談も行います。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 実施回数　144 回　来所者数 11,000 人	保健相談所
	アレルギー相談	４か月児および１歳６か月児健康診査時にアレルギースクリーニングを行い、必要に応じて専門医の受診を勧めます。生活環境・食事等について専門医・保健師・管理栄養士による指導を行います。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 スクリーニング　321 回　11,000 人 アレルギー相談　実施回数　12 回 相談者数　75 人	保健相談所

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
	乳幼児歯科相談	歯科医師および歯科衛生士が生活習慣や甘味食品の摂取の仕方などむし歯予防に関する保健指導を行います。必要なお子さんにはフッ素塗布などの予防処置を行います。 【平成 16 年度末の現況（見込み)】 実施回数　540 回 相談者数　延べ 15,700 人	保健相談所
	心身障害者（児）歯科相談	心身に障害を有する者および児童と保護者に対し、土曜日の午後に練馬つつじ歯科診療所で練馬区歯科医師会委託により実施します。	地域医療課
計画事業	育児交流会 （グループミーティング）	育児の不安や悩みを抱える親を対象に、グループミーティングを実施し、育児交流を図ります。	保健相談所
	多胎児の会	育児不安や負担の多い多胎児の親同士の交流や情報提供の場として「多胎児の会」を開催し、多胎児を持つ親の支援を行います。 【平成 16 年度末の現況（見込み)】 ４所で実施　年間 125 組 延べ 1,320 人参加	保健相談所
	子育てグループの育成・支援	子育て中の親や子供の交流･情報交換の場として「子育てグループ」を育成、支援します。	保健相談所
	子どもの事故防止コーナー設置	子どもの事故防止に関する普及啓発を目的に、事故防止コーナーを設置し、乳幼児健康診査や育児栄養相談等にてパンフレットを配布します。 【平成 16 年度末の現況（見込み)】 ２所で設置	保健相談所
	妊婦の飲酒や喫煙の防止および受動喫煙による健康被害予防の啓発	母親学級やパパとママの準備教室および乳幼児健康診査・育児栄養相談等にて、妊婦の飲酒や喫煙の防止および受動喫煙による健康被害予防について啓発し、保健指導を行います。	保健相談所
	SIDS（乳幼児突然死症候群）の情報提供	母親学級やパパとママの準備教室および乳幼児健康診査・育児栄養相談等にて、ＳＩＤＳ（乳幼児突然死症候群）について啓発し・情報提供を行います。	保健相談所

トピック

パパとママの準備教室

これから父親、母親になる方が、赤ちゃんのお風呂の入れ方、父親の役割、家族の触れ合いなど、出産や育児について学びます。
ふたりで産み、ふたりで育てるための準備教室です。

同時並行で開催している「パパとママの子育て教室（既に子育て中の夫婦を対象）」の参加者と交流して、先輩パパやママから子育て体験談を聞いたり、実際に乳幼児と触れ合う機会になっています。

パパとママの子育て教室

乳幼児とその親が、実際に遊びを通して親子の絆を深め、子どもとの接し方などを学ぶ教室です。

「パパとママの準備教室」の参加者に対して、出産や育児について体験談を話したり、アドバイスをすることによって親同士の交流を深めます。

平日には参加できない父親が参加しやすいように全保健相談所で土曜日に開催しています。

（5） 計画事業

事業名	対象者	事業主体	16 年度末の現況（見込み）	5 か年の事業量	21 年度末の目標値
両親学級（パパとママの準備教室）・母親学級	母親・父親など	区	母親学級 ・年間開催回数 48 回 ・参加者数 1,500 人 両親学級（パパとママの準備教室） ・年間開催回数 26 回 ・参加者数 1,000 人	継続 継続 7 回増 300 人増	48 回 1,500 人 33 回 1,300 人
妊産婦訪問、産後相談	妊産婦	区	＜ 15 年度実績＞ 産婦訪問 訪問件数 延べ 2,475 件 実施率 39.2%	10.8 ポイント増	実施率 50.0%以上

事業名	対象者	事業主体	16 年度末の現況（見込み）	5 か年の事業量	21 年度末の目標値
低体重児・新生児・乳幼児訪問	低体重児 新生児 乳幼児	区	＜15 年度実績＞ 低体重児訪問 訪問件数 延べ 264 件 実施率 44.5% 新生児訪問 訪問件数 延べ 2,456 件 実施率 38.7%	5.5 ポイント増 11.3 ポイント増	実施率 50.0%以上 実施率 50.0%以上
育児交流会（グループミーティング）	育児に不安や悩みのある親	区	保健相談所 2 か所 年間開催回数 8 回 延べ 65 人	4 か所増 34 回増 延べ 355 人増	6 か所 42 回 延べ 420 人

トピック

育児交流会（グループミーティング）

**毎日の子育ての中では、楽しいことも大変なことも色々あると思います。
子育てしながら、日頃感じたり考えていることなど、お話ししてみませんか。
ストレス解消方法や力の抜き方など、皆さんの話の中からヒントが見つかるかも知れません。
忙しい子育ての中で、ほっと一息つける時間になればと思っています。
気軽に参加して下さい。お待ちしています。**

区では、子育て支援の場として親の心の健康を支援することを目的に、上記のような育児交流会を実施しています。

育児交流会では、育児の不安や悩み等を気軽に語り、親同士の交流がもてるようなグループミーティングの手法を取り入れ、全保健相談所で実施していきます。

母子分離をして、子どもから離れた状況で「自分を語る」ことができるよう配慮していきます。

3　予防接種の推進

（1）　現状と課題

予防接種法が制定された 1948 年当時は戦後まもない時期であり、衛生状態も悪く伝染病が流行していました。衛生状態もよく、予防接種の普及した現在では感染症は少なくなっていますが、以下のように予防接種対象疾患が指定されています。

①中止すれば再び流行の起こるおそれの大きい疾患　例）ポリオ・日本脳炎・百日咳・ジフテリア
②現在でも重症合併症により死亡例のある疾患　例）麻しん・結核
③常時感染の機会があり、災害時の社会防衛上必要なもの　例）破傷風
④先天異常の原因となる疾患　例）風しん

上記の対象疾患のなかで、ポリオ・日本脳炎に関しては日本国内ではほぼ根絶されていますが、麻しん・結核・風しんについては散発的な発生が見受けられます。

練馬区では平成 14 年 1 月から保健情報システムを用いて、標準接種年齢に達した乳幼児へ、三種混合（ジフテリア、百日咳、破傷風）、二種混合（ジフテリア、破傷風）、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎の定期予防接種の予診票を、個別に送付しています。標準接種年齢に達する度に送付しているため、勧奨効果は高いと思われます。

麻しんの接種率は就学時健診を利用した調査では平成 14 年秋 91.3%、平成 15 年秋 93.3%であり、麻しんの社会的流行を阻止できるといわれている 95%には到達していません。また、 1 歳 6 か月児健診を保健相談所で受けた方の麻しんに対する予防接種率は、積極的な接種勧奨を行う前の平成 14 年 4 月には 80%弱でしたが、勧奨後の平成 15 年 4 月には約 86%、さらに平成 16 年 4 月には約 89%と徐々に上昇しています。今後は、すこやか親子 21 で提唱されている「1 歳 6 か月時点での接種率 95%以上」を早期に達成することが必要です。

風しんに関しては、全国的には平成 16 年は 10 月時点で先天性風しん症候群の出生数が既に 6 件となっており（例年は 1 件／年）、練馬区内では発生の報告はありませんでしたが、予断を許さない状態です。

また、乳幼児の結核対策として 4 か月児健診時に BCG 接種を行っています。接種率は 95%以上と厚生労働省によって提唱された 2010 年までの数値目標「生後 6 か月時点での BCG 接種率 90%以上」をすでに達成していますが、結核予防法の改正を受けて平成 17 年 4 月から BCG 接種の対象年齢が、現在の「4 歳未満」から「生後 6 か月未満」へと引き下げられるため、接種率の維持が課題です。

予防接種の問い合わせについては、定期予防接種のほか、水痘、おたふく風邪や小児のインフルエンザなど任意予防接種についても数多くあります。また、海外渡航や帰国のための相談など様々な問い合わせがあり、適切な情報提供が求められています。

（2）　施策の方向

練馬区では平成 14 年に中学校で麻しんの集団発生が起きたことをきっかけに、同年秋より積極的に麻しんの予防接種の勧奨を行っています。今後は勧奨の効果を検証しながら、予防接種率の向上を図ります。

麻しんのみならず、定期予防接種全体の勧奨については、学校等の関係機関との連携を強化していきます。

ＢＣＧ接種率を今後も維持、向上させていくために、4 か月児健診を受診していない家庭に対して勧奨し、接種漏れがないように努めます。

さらに、今後も予防接種に関する情報については、適切に提供できるよう努めます。

（３）　施策の体系

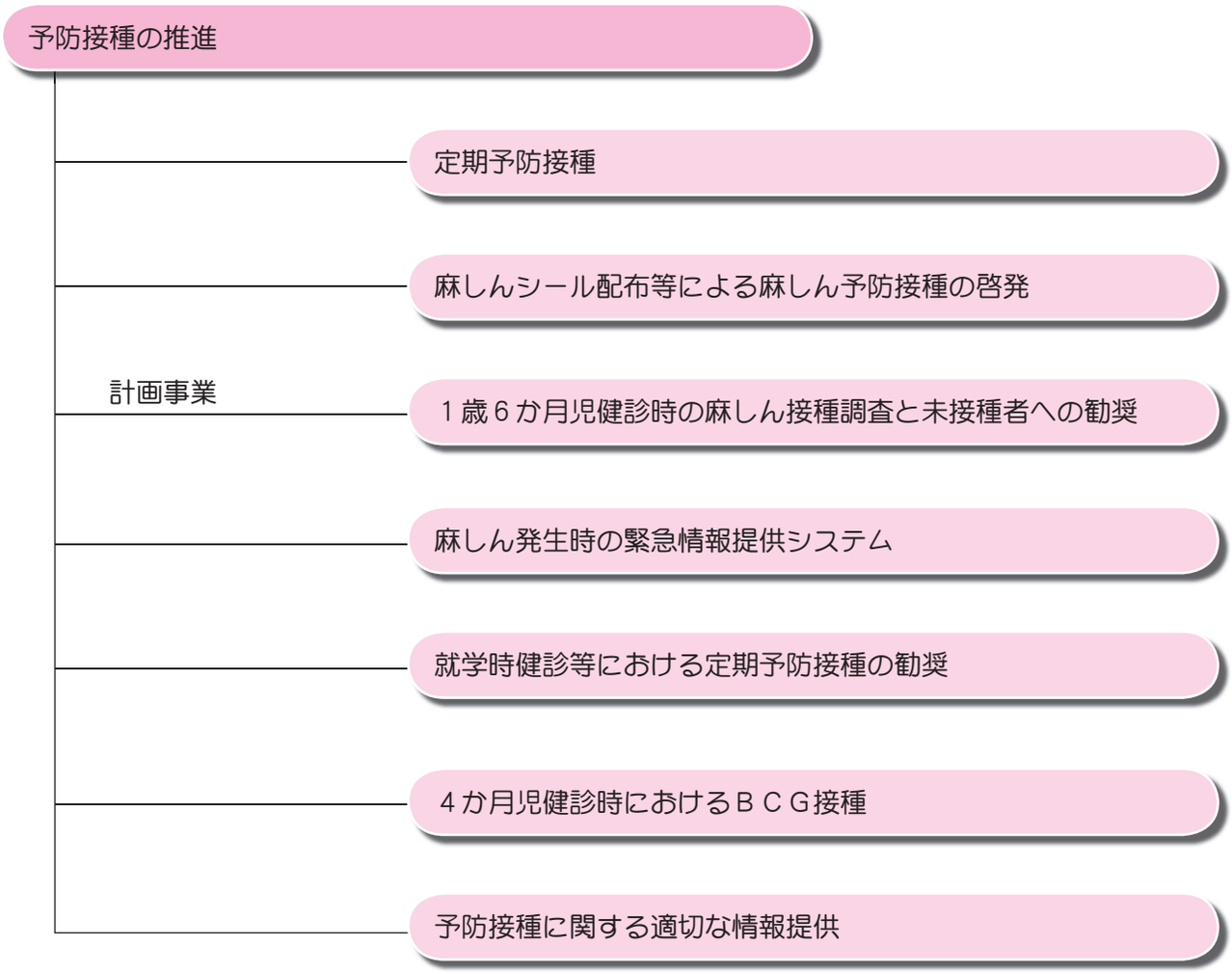

（４）　事業の概要

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
	定期予防接種	予防接種法に基づき、ジフテリア・破傷風・百日咳・風しん・麻しん・日本脳炎については医療機関での個別接種を、ポリオは年２回集団接種を実施します。	予防課
	麻しんシール配布等による麻しん予防接種の啓発	４か月健診時に麻しんの予防接種を勧めるシールを配布し、カレンダーの１歳の誕生日欄に貼ってもらうことで麻しんの予防接種を啓発します。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 約 5,900 枚　配布	保健相談所
計画事業	１歳６か月児健診時の麻しん接種調査と未接種者への勧奨	１歳６か月児健診時に麻しんの予防接種調査を行い、未接種者に対し個別に勧奨を行います。	保健相談所
	麻しん発生時の緊急情報提供システム	保育園・幼稚園・小学校・中学校および医師会と連携し、麻しんの発生があれば保健所に集約した後、速やかに医師会を通じて発生情報の提供を行います。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 20 件	予防課

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
	就学時健診における定期予防接種の勧奨	就学時健診時に定期予防接種の接種状況を調査し、未接種者に対し勧奨を行います。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 約 95％	予防課
	４か月児健診時におけるＢＣＧ接種	結核予防法に基づき、４か月児健診時にＢＣＧ接種を実施します。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 ＢＣＧ接種者数　　6,000 人	保健相談所
	予防接種に関する適切な情報提供	生後３か月の子どものいる家庭に、定期予防接種の説明や受け方に関するパンフレットを送付します。また、小児のインフルエンザや水痘などの任意の予防接種についての情報提供に努めます。 海外渡航・海外帰国者等の相談に個別に対応し、適切な情報提供に努めます。	予防課

（５）　計画事業

事業名	対象者	事業主体	16 年度末の現況（見込み）	５か年の事業量	21 年度末の目標値
１歳６か月児健診時の麻しん接種調査と未接種者への勧奨	１歳６か月児健診を受診した幼児	区	１歳６か月児健診時の麻しん接種率 89％	６ポイント増	95％以上

トピック

はしか（麻しん）ワクチン予防接種啓発シール

練馬区では、麻しんの予防対策として、区独自の「はしか（麻しん）ワクチン予防接種啓発シール」を作成し、全保健相談所の４か月児健診受診者全員に配布しています。

国のワクチン接種率目標値を目指し、受け忘れによって接種機会を逃さないよう、カレンダーの子供の誕生日にシールを貼ってもらうものです。

シールは直径約３㎝、「１さいのお誕生日には　はしかのワクチンを！」と呼びかけています。

４　小児（救急）医療・周産期医療の充実

（１）　現状と課題

練馬区でも晩婚化や妊娠中も就業を続ける女性の増加などにより、高齢出産や低体重児の出生が増加傾向となっています。区では、妊娠中の母体の異常や子どもの疾病等に対して妊娠中毒症等医療費助成や未熟児養育医療給付等を行い、早期に適切な医療を受けられるよう支援しています。

また、区内の小児科・産科の医療機関数は、ほぼ横ばいの推移を示していますが、妊娠、出産から新生児に至る高度に専門的な医療を総合的に提供する周産期医療については、ほとんどが区外の医療機関を利用しなければならない状況で、病床の確保が必要です。

小児の救急搬送人員は、平成 10 年から平成 15 年の５年間で２倍以上に増加しており、伸び率は東京都全体のそれを大きく上回っています。就学前児童のいる家庭に対するアンケート調査では、「救急病院では必ず小児科医が対応して欲しい」「24 時間受診できる救急病院が欲しい」「最重症患者まで診られる小児科専門の救急病院が欲しい」などが挙げられています。（図表－１）

図表－１　休日・夜間の救急医療に一番望むこと（就学前児童の保護者）

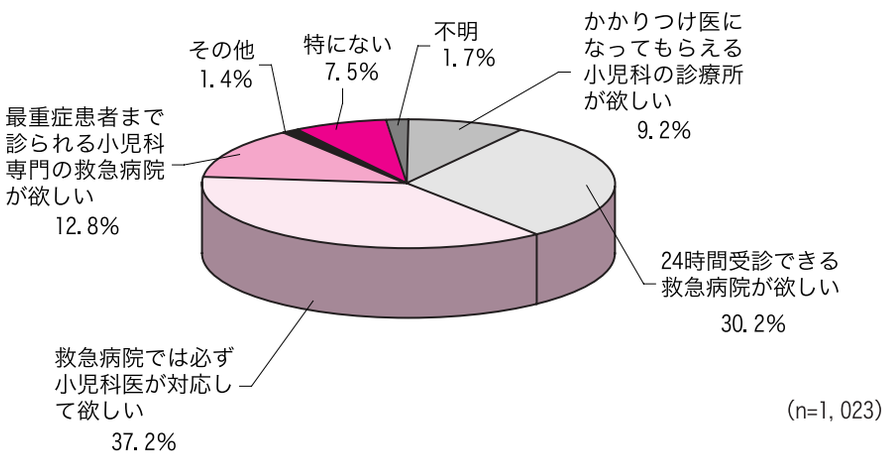

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 16 年３月）】

区内の二次救急医療機関で、現在、唯一小児救急医療を実施している日本大学医学部付属練馬光が丘病院では、平成 15 年度は 15,935 人の小児救急患者を受け入れていますが、平成 13 年度からの３年間をみても毎年度１万６千人前後で推移しています。また、平成 13 年度から開始した練馬区夜間救急こどもクリニック事業を受診した小児患者（16 歳未満）は、平成 15 年度に 6,594 人となっています。

このような小児救急医療へのニーズに対応するため、区内の小児救急医療体制を充実する必要があります。

一方、小児の救急搬送人員を初診時の程度別にみると、「軽症」が全体の 85%以上を占めており、必ずしも緊急の医療を要さない育児相談的なニーズにも医療機関が対応している実態を示しています。

「小児科のかかりつけ医」の有無については、就学前児童のいる家庭に対するアンケート調査では、80.4%と高い数値になっています。かかりつけ医には、体調や発育のことなどを、普段から相談できる利点があります。今後は、かかりつけ医との上手な付き合い方を啓発する必要があります。（図表－２）

図表－２　かかりつけ医の有無（就学前児童の保護者）

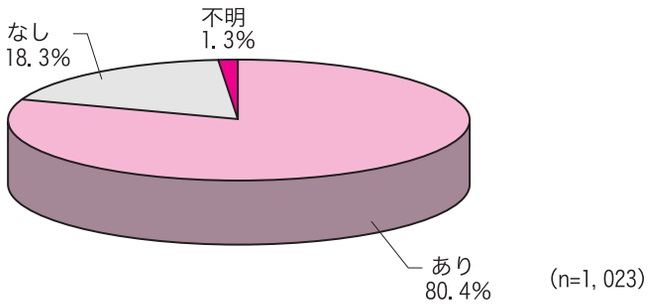

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 16 年３月）】

また、急変時の手当ての仕方や、すぐに受診が必要かどうかの判断の助けになるような知識の普及についても、母子健康手帳（サービス編）にも掲載していますが、今後さらに力を入れていく必要があります。

（２）　施策の方向

区は、区内で安心して医療が受けられるように救急医療、高度医療、小児医療等の機能を持つ病院を整備するため、公益性が高く、区の求める医療内容を担いうる法人として学校法人順天堂を運営主体に決定し、平成 17 年７月の開院をめざして整備を進めます。

区民のニーズの高い小児救急医療体制については、練馬区医師会、日本大学医学部付属練馬光が丘病院、順天堂大学医学部および練馬区とで練馬区小児救急医療連絡協議会を設置し、今後も関係機関の連携を進めていきます。

また、ハイリスク妊婦や周産期の乳児の死亡や重症化を減らすために、地域の産科・小児科標榜の医療機関と相互に連携協力し小児医療・周産期医療の充実を図っていきます。

（３）　施策の体系

小児（救急）医療・周産期医療の充実

- 妊娠中毒症等医療費助成制度
- 保健指導票交付
- 母子栄養食品補給事業
- 未熟児養育医療給付制度
- 育成医療給付事業
- 計画事業
  - 新病院整備事業
- 練馬区小児救急医療連絡協議会の運営
- 練馬区夜間救急こどもクリニック事業
- 心身障害者（児）歯科診療
- 休日急患診療

（4） 事業の概要

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
	妊娠中毒症等医療費助成制度	妊娠中毒症に係る医療費のうち医療保険適用分を除いた自己負担分を助成します。 【平成 15 年度実績】 給付件数　2 件	保健管理課
	保健指導票交付	低所得世帯の妊産婦および乳幼児を対象に、診察・検査等の保健指導を公費で受診できるよう保健指導票を交付します。 【平成 15 年度実績】 交付件数　522 件	保健管理課
	母子栄養食品補給事業	生活保護世帯・所得税（住民税）非課税世帯の方を対象に妊産婦と乳幼児の栄養補給のため、牛乳または粉ミルクを無料で支給します。 【平成 15 年度実績】 支給人数　104 人 支給延べ件数　683 件	保健管理課
	未熟児養育医療給付制度	出生時の体重が 2,000 g 以下、または生命力が特に弱く、指定医療機関に入院している 1 歳未満の乳児に対して健康保険の自己負担額を給付します。 【平成 15 年度実績】 給付人数　156 人	保健管理課
	育成医療給付事業	身体に障害のある児童（18 歳未満）に対して、指定医療機関において手術等によって障害の改善が見込まれる場合、健康保険の自己負担額を給付します。保護者の所得に応じて、医療費の一部負担があります。 【平成 15 年度実績】 給付人数　235 人	保健管理課
計画事業	新病院整備事業	救急医療・高度医療・小児医療等の機能を持つ病院を整備します。 （平成 17 年 7 月開院予定）	地域医療課
	練馬区小児救急医療連絡協議会の運営	練馬区の小児救急医療の現状と課題を把握・整理し今後の小児救急医療の改善の方向を検討するため社団法人練馬区医師会・日本大学医学部付属練馬光が丘病院・順天堂大学医学部・練馬区の委員により練馬区小児救急医療連絡協議会を開催します。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 開催回数　5 回	地域医療課
	練馬区夜間救急こどもクリニック事業	区役所東庁舎 2 階の練馬休日急患診療所において、365 日の準夜帯（土曜午後 6 時から午後 10 時、平日午後 8 時から午後 11 時）に、15 歳以下の小児を対象に練馬区医師会に委託して実施します。 【平成 15 年度実績】 16 歳未満　6,594 人	地域医療課
	心身障害者（児）歯科診療	練馬つつじ歯科診療所にて練馬区歯科医師会に委託して実施します。 【平成 15 年度実績】 20 歳未満　413 人	地域医療課

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
	休日急患診療	日曜日、祝日および年末・年始における救急患者に対する医療対策として、休日急患診療所２か所および歯科休日急患診療所２か所で診療します。 【平成 15 年度実績】 ＜練馬休日急患診療所＞ （医科）16 歳未満　3,127 人 ＜石神井休日急患診療所＞ （医科）16 歳未満　2,904 人 ＜練馬つつじ歯科診療所＞ （歯科）16 歳未満　57 人 ＜石神井歯科休日急患診療所＞ （歯科）16 歳未満　97 人	地域医療課

（５）　計画事業

事業名	対象者	事業主体	16 年度末の現況（見込み）	５か年の事業量	21 年度末の目標値
新病院整備事業	区民	学校法人順天堂	－	平成 17 年７月開院、運営予定	運営

5　食を通じた子どもの健全育成

（1）　現状と課題

近年、社会環境の変化に伴い、子どもの食を巡る環境は大きく変わってきています。中学生、高校生に対するアンケートでは、朝食の欠食やスナック類の間食が多いという状況が見られ、このような生活環境により、栄養の偏り、肥満傾向の増加など、生活習慣病等、食に起因するさまざまな健康問題が起きています。また、核家族化の進行などによって、伝統的な食に関する知識や技術をつぎの世代に伝えていくことが難しくなってきています。（図表－１、図表－２）

図表－１　朝食摂取の有無（中学生、高校生）

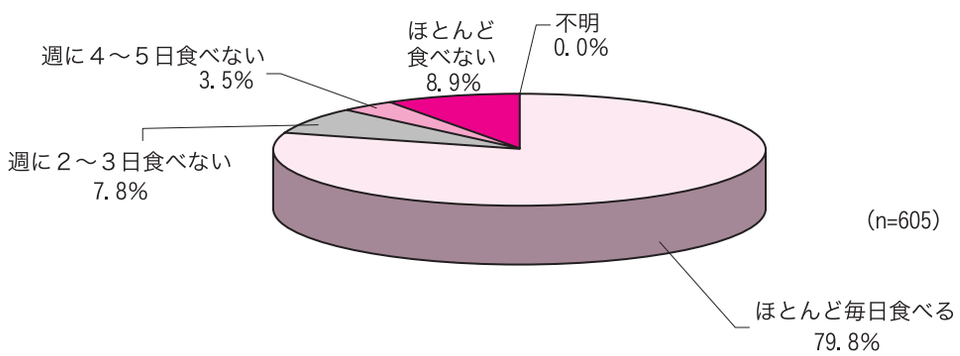

図表－２　間食で食しているもの（中学生、高校生）

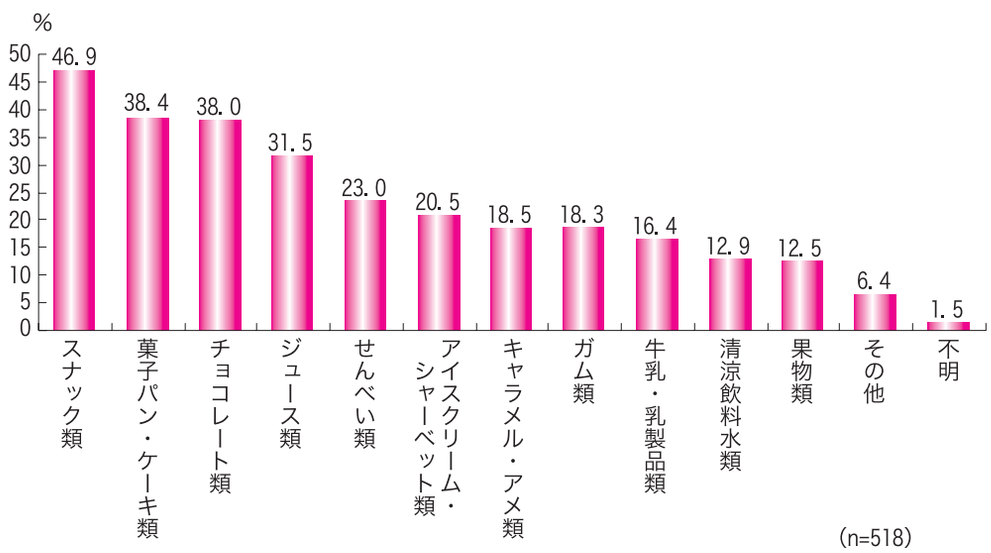

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 16 年３月）】

このような現状から、乳幼児期から正しい食事のとり方や望ましい食習慣を定着させるとともに、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図ることが大切です。このため、保健分野や教育分野をはじめさまざまな分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事作り等の体験活動などを進めることが必要です。

また、低体重児の出生増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図る必要があることから、妊産婦を対象とした、食に関する学習の機会や情報提供を進めることも必要です。

（２）　施策の方向

子どもたちの生涯にわたる健康づくりの基本となる食生活習慣を定着させ、食に関する健全な環境を築いていくために、区民との協働による食育ネットワーク事業や、保育園、学校などにおける食育を推進します。

また、保健相談所における栄養教育、栄養相談などにおいて、正しい情報の提供に努めます。

（３）　施策の体系

食を通じた子どもの健全育成

計画事業
- 食育ネットワーク事業の推進
- 保育園児の食育の推進
- 児童福祉施設等の指導
- 健康づくり協力店等栄養表示事業
- 栄養教育・栄養相談
- 食に関する啓発事業

（4） 事業の概要

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
計画事業	食育ネットワーク事業の推進	家庭、地域、保育園、学校、地区組織、関係団体がそれぞれの役割を理解し、連携して、子どもたちの健康ではつらつとした生活の基本となる食生活や、食環境の健全化を図るための検討を行います。	予防課
	保育園児の食育の推進	保育園における食育目標、年齢別食育計画表を全園に周知します。園ごとに食育の実施計画を作成し、実施・評価を行うとともに、関係機関との連携を進めます。	保育課
	児童福祉施設等の指導	各施設が食育目標をめざし、食育が実施できるように講習会や、研修会を実施します。 個々に対応した（アレルギー食､回復期食等を含む）食事の提供ができるように、指導支援します。	予防課
	健康づくり協力店等栄養表示事業	個人に対応したメニュー選択ができ、健康管理ができるように、健康づくり協力店（栄養成分表示している店やヘルシーメニューを提供する店、栄養情報提供の店）を増やすため、講習会を開催します。 正しい食品選択ができるように、加工食品栄養成分表示・特定保健食品制度の普及・啓発を行います。	予防課
	栄養教育・栄養相談	乳幼児期の健診や相談の機会に発育・発達段階に応じた食に関する適切な食事のとりかたや望ましい食習慣について、集団指導・個別相談、グループワーク等を行うことによって、食の知識を普及し、健全な食生活を送ることができるように支援します。	保健相談所
	食に関する啓発事業	区報やホームページに妊産婦・乳幼児の栄養・食生活の情報を掲載するとともに、ケーブルテレビ等も活用し、正しい食情報の提供の場を拡大します。	予防課

（5） 計画事業

事業名	対象者	事業主体	16 年度末の現況（見込み）	5 か年の事業量	21 年度末の目標値
食育ネットワーク事業の推進	区民 関係機関	区	検討	検討・実施	実施

６　思春期における保健対策の充実

（１）　現状と課題

近年、いじめ・不登校・ひきこもり・家庭内暴力等の心の問題を抱える児童・生徒が増加しており社会問題化しています。

現在、学校では養護教諭等への相談のほかにスクールカウンセラーや心のふれあい相談員の配置を行っています。保健相談所では、思春期の心の問題を抱えるお子さんやその家族に対して相談事業を行っています。これらの事業を充実するとともに、関係機関の連携を強化する必要があります。

また、10 歳代の人工妊娠中絶、性感染症・エイズ罹患率の増大等の問題については、高校生を対象にしたアンケート調査によると、エイズ以外の性感染症を知っている割合が低くなっています。知識の情報源は学校の授業が 90％を占めていましたが、性に関する情報は社会的に氾濫しており、性的成熟に伴う心理面、行動・生活面の変化について適切な自己判断・自己決定ができるよう支援していくことが重要です。（図表－１、図表－２）

図表－１　性感染症で正しく知っているもの

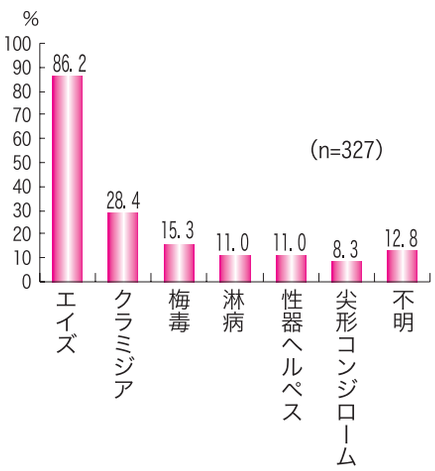

図表－２　予防法の情報源

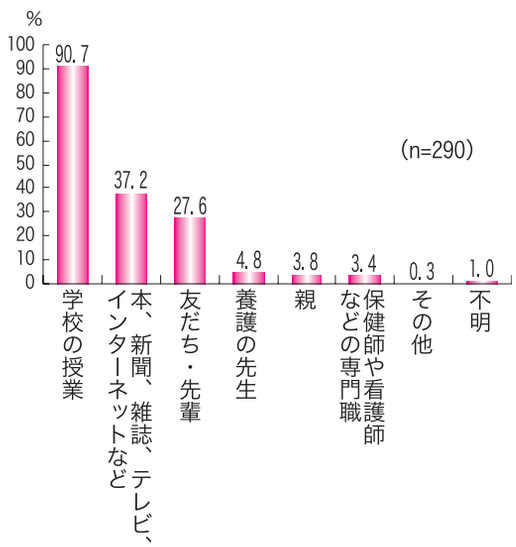

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 16 年３月）】

未成年者の喫煙・飲酒の経験については、それぞれ中学生で 7.2％、35.6％、高校生では 28.7％、75.8％が「経験がある」と回答がありました。

未成年の喫煙・飲酒の防止は、区が取り組むべき重要な課題です。

また、シンナーなどの薬物の経験については、中学生は 0.7％、高校生は 1.5％でした。薬物乱用については、薬物の心身への影響等を具体的に分かりやすく説明し、好奇心や遊びのつもりで安易に使用することがないよう指導していくことが必要です。（図表－３、図表－４）

図表－３　お酒やタバコ等の経験（中学生）

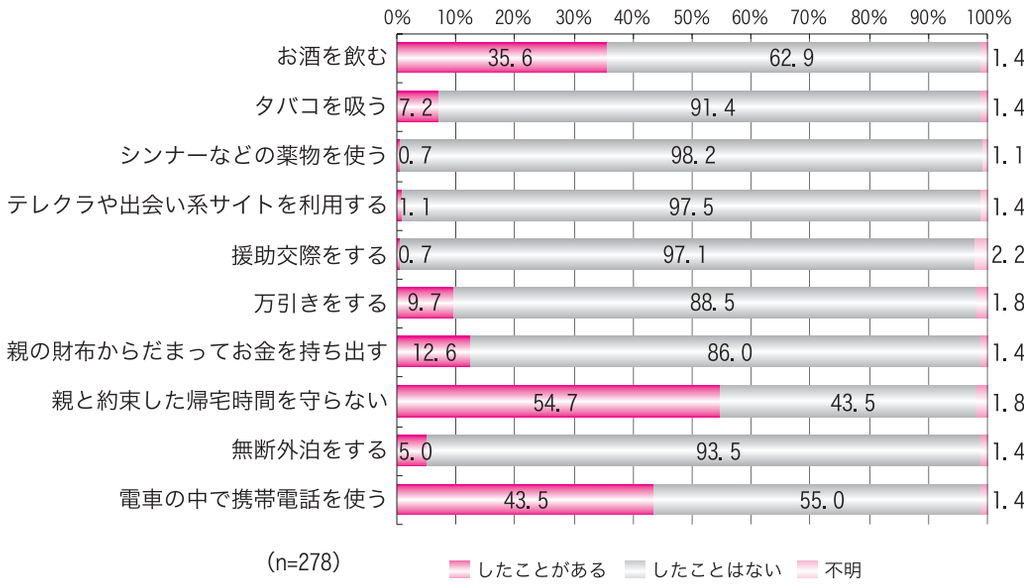

図表－４　お酒やタバコ等の経験（高校生）

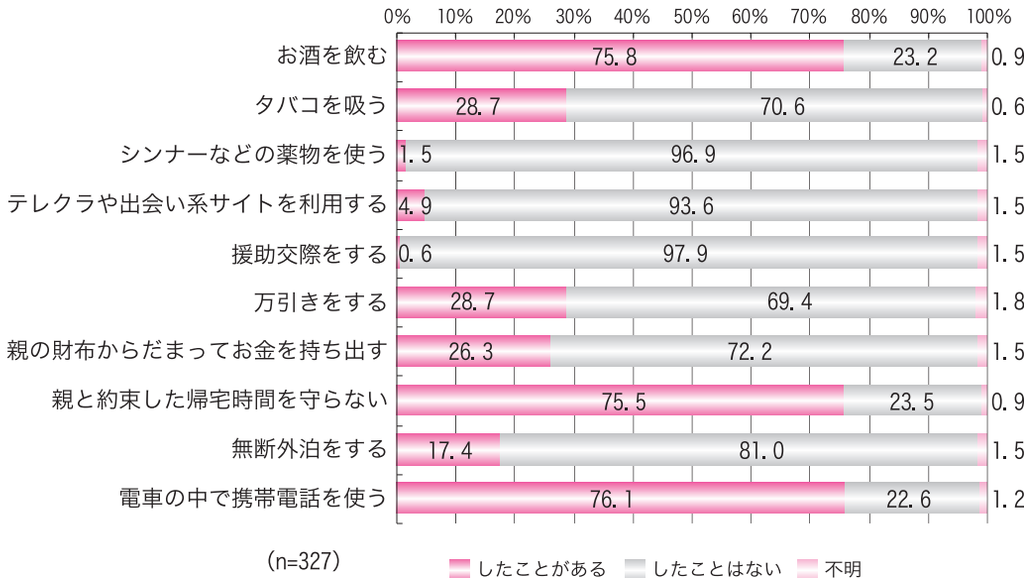

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 16 年３月）】

（２）　施策の方向

思春期の心の問題については、保健相談所の思春期・ひきこもり相談を充実するとともに、学校にスクールカウンセラーや心の相談員を配置し、子どもの健全育成に努めます。

喫煙・飲酒・薬物乱用の問題については、学校での健康教育を推進するとともに、保健相談所は健康に関する正しい知識や望ましい態度を身に付けられるよう協力していきます。

喫煙・飲酒などの未成年者では法律で禁止されているもの、とりわけ薬物乱用については、学校だけでなく地域社会における予防啓発活動の推進に取り組みます。

これら思春期における保健対策に、学校・医療・保健・福祉等の各機関が連携し、効果的に取り組んでいくため、ネットワーク体制の整備を図ります。

（３）　施策の体系

思春期における保健対策の充実

- 計画事業　思春期・ひきこもり相談
- スクールカウンセラー
- 計画事業　心のふれあい相談員
- ネリマフレンド
- 性感染症（エイズ）教育
- 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育
- 東京都薬物乱用防止推進練馬地区協議会
- 計画事業　思春期における心の健康支援ネットワーク事業
- 学校保健委員会への支援

（4） 事業の概要

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
計画事業	思春期・ひきこもり相談	ひきこもり等の問題を抱える方やその家族を対象に精神科医師による個別相談やグループミーティングを行います。	保健相談所
	スクールカウンセラー	中学校に専門的知識・経験をもったスクールカウンセラーを配置し、生徒へのカウンセリング、教職員および保護者に対する助言を行います。	指導室
計画事業	心のふれあい相談員	児童の相談相手となることで、そのストレスなどを和らげ、児童が心のゆとりをもって学校生活を送ることができるように支援するために、小学校に心のふれあい相談員（教職経験者や心理学専攻者等）を配置します。 平成 16 年度は 24 校に配置しました。	指導室
	ネリマフレンド	小学生または中学生で、年間欠席日数が 30 日以上で自宅にひきこもりがちな児童・生徒のいる家庭に対して、児童・生徒の悩みの相談や話し相手となる心理学専攻の大学生・大学院生、教職志望者、教育相談の経験者等を派遣します。 平成 15 年度　14 家庭へ派遣 平成 16 年度（9 月末）11 家庭へ派遣	指導室
	性感染症（エイズ）教育	学校（小･中･高）と連携をとりながら性感染症（エイズ）教育に協力していきます。 【平成 16 年度末の現況（見込み)】 実施学校　　3 校	保健相談所
	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育	学校（小・中・高）からの依頼により健康教育に協力していきます。 【平成 16 年度末の現況（見込み)】 実施学校　　1 校	保健相談所
	東京都薬物乱用防止推進練馬区地区協議会	覚せい剤等薬物乱用防止のための啓発活動を推進するにあたり地域社会に根ざした活動を効果的に行うことにより薬物乱用の根絶を図ります。 【平成 16 年度末の現況（見込み)】 運営会議　6 回　　啓発活動　35 回	生活衛生課
計画事業	思春期における心の健康支援ネットワーク事業	学校・医療・福祉・保健などの各機関が参加する関係者連絡会議やシンポジウムなどを開催します。	予防課
	学校保健委員会への支援	学校における健康の問題を研究・協議し、健康づくりを推進する学校・家庭・地域を結ぶ組織として、今後も設置校が増えるよう支援していきます。 【平成 16 年度末の現況（見込み)】 小学校 45 校、中学校 24 校に設置	保健給食課

（５）　計画事業

事業名	対象者	事業主体	16 年度末の現況（見込み）	5 か年の事業量	21 年度末の目標値
思春期・ひきこもり相談	ひきこもりなどの問題を抱える方やその家族	区	個別相談 実施回数　６回 相談人数 18 人 家族グループミーティング 実施回数 12 回 相談人数 80 人	 ５回増 15 人増 継続 継続	 11 回 33 人 12 回 80 人
心のふれあい相談員	小学生	区	小学校 24 校	小学校 45 校増	小学校 69 校
思春期における心の健康支援ネットワーク事業	思春期の心の問題に取り組む関係者	区	関係者連絡会設置会議開催 年１回	年１回増	年２回

Ⅲ　子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します

1　生きる力を育成する学校教育

（1）　現状と課題

社会全体の大きな変化の中で、子どもたちの教育環境も大きく変化してきました。

現在の子どもたちは、物質的な豊かさや便利さの中で生活する一方、ゆとりのない忙しい生活を送っている状況にあります。また、子どもたちは生活体験や社会体験の不足もあって、人間関係をつくる力が弱いなど、社会性の欠如が危惧されています。子どもの自立が遅くなっていることや健康・体力の問題も指摘されています。

このような状況の中で、21 世紀の学校づくりが始まっています。

学校教育においては､｢生きる力」の育成が重要課題になっています。区では､人間尊重の精神を尊び、心身ともに健康で知性と感性に富み、広く国際社会において信頼と尊敬が得られる人間性豊かな子どもの育成を図る教育の推進を指導目標として、「生きる力」の育成に取り組んでいます。

指導目標達成のためには、「人間教育の推進と豊かな心の育成」「確かな学力の定着・向上と個に応じた指導の充実」「特色ある学校づくりの支援と家庭教育との連携を図った教育の推進」が必要です。

この課題を解決するため、学力向上事業、個に応じた指導の充実、国際理解教育の推進、不登校支援対策、特色ある学校づくり、臨海学校などの校外授業など、さまざまな取組を行ってきました。

これまでの区の取組は一定の成果を上げてきたところではありますが、約 46,000 人の子どもたち一人ひとりに、さらに目を向け、生きる力の育成を図る学校教育の充実に取り組んでいく必要があります。

☞ 生きる力：『生きる力』とは、「自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力」と「自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力」のこと。
（平成 8 年 7 月、中央教育審議会第一次答申より）

（2）　施策の方向

学校は、校長のリーダーシップのもと、子どもたち一人ひとりを大切にし、個性や能力を伸ばし、子どもたちが次代を担っていけるように、生きる力の育成に取り組んでいきます。このため、学力向上授業として、少人数指導、個に応じた指導の実施などにより基礎学力の向上を図ります。また、国際理解教育や中学生海外派遣事業などを推進するとともに、キャリア教育や校外授業を充実し、「生きる力」の育成に努めます。さらに、中学校にスクールカウンセラーを配置し、生徒へのカウンセリングを行うとともに、小学校に児童の相談相手としての心のふれあい相談員の配置をし、また、自宅に引きこもりがちな児童・生徒のいる家庭へのネリマフレンド（話し相手）の派遣を行うなど、児童・生徒の健全な育成に努めます。区は、各学校の現状を踏まえたそれぞれの目標の達成や、課題の解決のために最大限の支援を行います。

また、地域の人材を生かした体験学習などを実施する特色ある学校づくりの推進や、保護者や地域の方の意見を学校経営に生かす学校評議員制度の充実など、保護者や地域と連携した教育環境の整備に努め、子どもたちの生きる力を育みます。

（３）　施策の体系

生きる力を育成する学校教育

- 学力向上事業
- 計画事業　少人数指導等
- チャレンジクラス
- 国際理解教育
- 中学生海外派遣事業
- キャリア教育
- 校外授業
- 個を尊重する価値観の育成
- 男女平等教育の推進
- スクールカウンセラー
- 計画事業　心のふれあい相談員
- サポートチーム

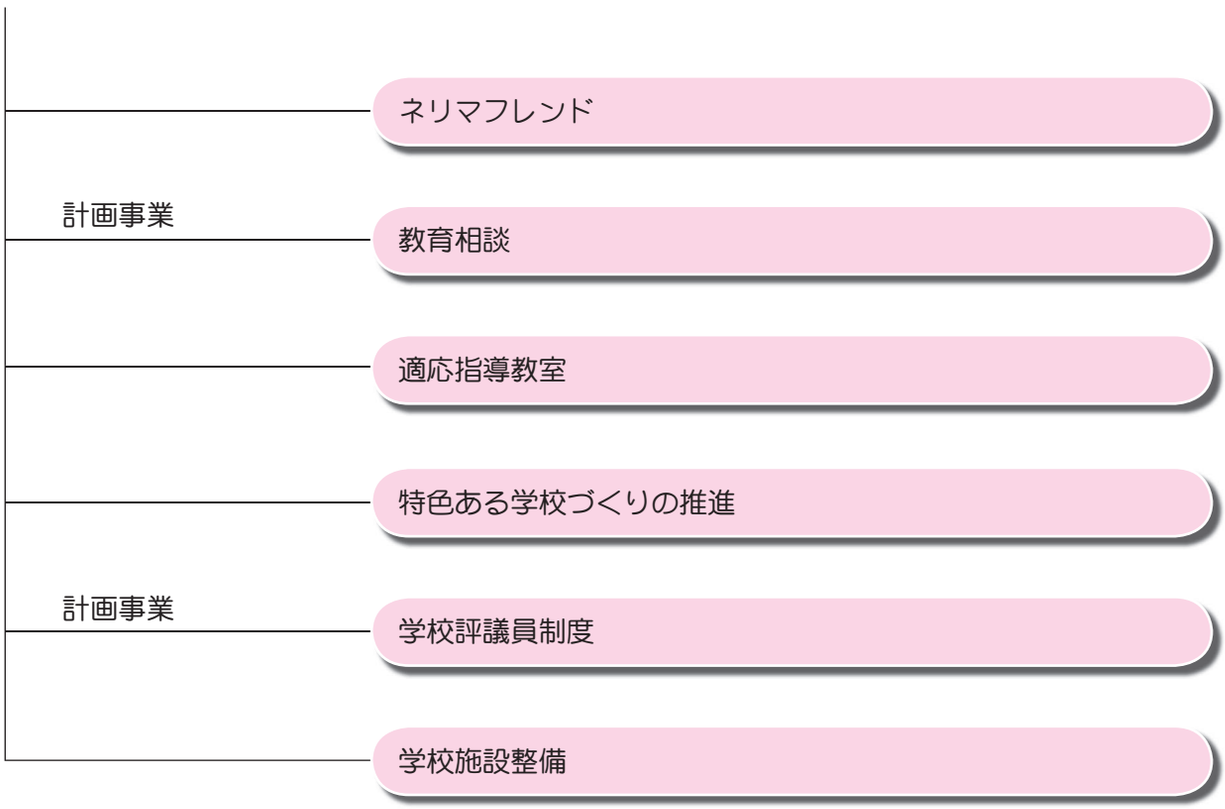

（4） 事業の概要

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
	学力向上事業	学力向上を図る取組を推進します。 ・個に応じた指導の充実を図ります。 ・学力調査を区内全校で実施します。（小学校４年２教科、中学校１年３教科） ・学習内容の確実な定着を図る授業改善のための提案授業を行います。	指導室
計画事業	少人数指導等	児童・生徒の基礎学力の向上と個性に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。 ・少人数指導 ・習熟度別指導 ・ティームティーチングの実施	指導室
	チャレンジクラス	家庭で学習が困難な生徒に学習の援助をし、下校後の生活の健全化を図ります。 ・中学３年生対象 ・週３回１日２時間４会場で、各会場 100 回実施。	指導室
	国際理解教育	中学校を対象として外国人指導助手を派遣し生徒の実践的コミュニケーション能力と異文化理解の向上を図ります。また小学校に英語指導員を派遣し、英語に親しむ活動を行います。 日本語の語学力不足のために、学校生活に支障のある帰国・外国人児童生徒に対して日本語指導等を充実します。	指導室

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
	中学生海外派遣事業	区立中学校生徒をオーストラリア・クイーンズランド州イプスウィッチ市に派遣し、相互交流を通して異なる文化生活習慣を直接体験し、友好親善を深めるとともに、将来に渡り国際社会に貢献できる中学生を育成します。	指導室
	キャリア教育	児童生徒一人ひとりに、望ましい職業観・勤労観および職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育に努めます。	指導室
	校外授業	集団生活の体験や、自然や歴史・文化に親しむ機会を提供するため、小学校の移動教室、中学校の臨海・林間学校、スキー教室・修学旅行などを実施します。	保健給食課
	個を尊重する価値観の育成	一人ひとりの自己実現を目指す教育内容の工夫を行い、学習指導改善研修会等の実施（総合的な学習の時間、算数･数学、道徳、小学校英語等の指導法の工夫）など、個に応じた指導等の充実を図ります。	指導室
	男女平等教育の推進	男女平等教育を推進するための教職員研修、環境整備等、男女平等の視点による生活指導・進路指導の充実、教育相談体制を確立します。	指導室
	スクールカウンセラー	中学校に専門的知識・経験のあるスクールカウンセラーを配置し、生徒へのカウンセリング、教職員および保護者に対する助言を行います。	指導室
計画事業	心のふれあい相談員	児童の相談相手となることで、そのストレスなどを和らげ、児童が心のゆとりをもって学校生活を送ることができるように支援するために、小学校に心のふれあい相談員（教職経験者や心理学専攻者等）を配置します。 平成 16 年度は 24 校に配置しました。	指導室
	サポートチーム	児童・生徒の問題について、複数の機関が連携して支援する必要があると判断されるケース（下記の例）について、必要とされる関係機関の実務担当者による「チーム」をつくり、各機関の業務内容に基づき相互に連携して対応します。 （1）出席停止の児童・生徒への対応 （2）児童・生徒の問題行動発生時の対応 （3）児童・生徒の問題行動の予兆が見られたときの対応 （4）児童・生徒の健全育成に関わる対応 平成 14 年 10 月から始めて、平成 16 年８月末までに 18 件の対応を行いました。	指導室
	ネリマフレンド	小学生または中学生で、自宅にひきこもりがちな児童・生徒のいる家庭に対して、児童・生徒の悩みの相談や話し相手となる心理学専攻の大学生・大学院生、教職志望者、教育相談の経験者等を派遣します。 平成 15 年度　14 家庭へ派遣 平成 16 年度（９月末）11 家庭へ派遣	指導室
計画事業	教育相談	教育に関する子ども・保護者・教育関係者の相談に応じます。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 来室相談件数　850 件 電話相談件数　560 件	総合教育センター

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
	適応指導教室	不登校児童・生徒に居場所を提供し、相談を通じて心の安定を図るとともに、個々の状況に応じた多様な活動を指導することにより、学校への復帰を支援します。	総合教育センター
	特色ある学校づくりの推進	地域の特色を生かしたり、地域の人材を活用するなどして、講演会や体験学習を実施し、各学校における特色ある学校づくりを推進します。	指導室
計画事業	学校評議員制度	校長が保護者や地域の方の意見を幅広く聞き、学校経営に生かすために、学校評議員に意見を求め、得た意見を参考にしながら、学校の経営に生かすことで、特色ある開かれた学校づくりを実現します。	指導室
	学校施設整備	学校施設の耐震補強工事、校庭の芝生化・屋上緑化等を行い教育環境を整備します。	施設課

（5）　計画事業

事業名	対象者	事業主体	16 年度末の現況（見込み）	5 か年の事業量	21 年度末の目標値
少人数指導等	小中学生	区	少人数指導の実施 小学校　42 校 中学校　18 校 ティームティーチングの実施 小学校　16 校 中学校　15 校	 小学校　27 校増 中学校　16 校増 継続 継続	 小学校　69 校 中学校　34 校 小学校　16 校 中学校　15 校
心のふれあい相談員	小学生	区	小学校　24 校	小学校　45 校増	小学校　69 校
教育相談	子ども 保護者 教育関係者	区	2 か所 相談員　26 名	1 か所増 相談員　11 名増	3 か所 相談員　37 名
学校評議員制度	区民	区立幼稚園 区立学校	幼稚園　5 園 小学校　50 校 中学校　21 校	継続 小学校　19 校増 中学校　13 校増	幼稚園　5 園 小学校　69 校 中学校　34 校

２　家庭教育への支援の充実

（１）　現状と課題

子どもをめぐる状況や教育環境の変化が著しい現在、家庭教育について不安があることを訴える保護者が多くなっています。子どもたちの健全な成長・発達のためには、家庭教育の充実が求められます。練馬区でも、教育委員会の基本方針の一つに、「家庭教育の支援と子どもたちの健全育成の推進」を掲げ、『家庭教育手引書』（総合教育センター発行）などによる家庭教育に関する情報の提供や、「子育て学習委託講座」を実施するなど家庭教育に関する学習機会の提供を行っています。

『家庭教育手引書』は、「健やかに育てる」という統一タイトルのもと、幼稚園児から中学生までの発達段階に応じた５種類を作成し、適宜改訂を施しながら、区立学校（園）の保護者に配付しています。

また、「子育て学習委託講座」は、ＰＴＡや地域で活動する生涯学習団体などが教育委員会から企画・運営の委託を受け、家庭や地域における子どもの教育について学習する機会を広く区民に提供するものです。平成 15 年度の実績でも、82 団体が 121 講座を開講し、6,036 人の方が参加するなど、区民が主体となって子どもの教育について学習する有効な機会となっています。

しかし、小学生児童のいる家庭を対象としたアンケート調査によれば、「家庭教育に関する学級・講座」や「総合教育センターの情報・相談サービス」の認知度は、他の事業に比べ、高いとは言えません。ただし、これらを利用してみたいとする区民の割合は、認知度が高い「区が主催する母親学級、両親学級、育児教室」より高くなっています。このようなことから、区民主体で進める家庭教育に関する学習活動支援の継続とともに、事業の認知度を高める効果的な周知活動が必要です。（図表－１）

図表－１　子育て支援サービスの認知度＆利用意向マトリックス

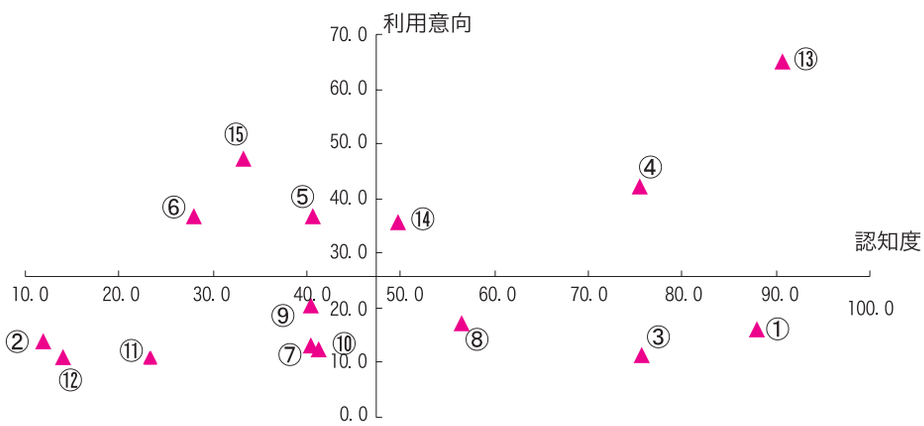

①区が主催する母親学級、両親学級、育児教室
②母性健康管理指導事項連絡カード
③保健相談所の新生児訪問指導
④保健所、保健相談所の情報・相談サービス
⑤家庭教育に関する学級・講座
⑥総合教育センターの情報・相談サービス
⑦幼稚園の未就園児保育
⑧幼稚園の預かり保育
⑨保育園や幼稚園の園庭等の開放、地域交流等
⑩子育てのひろば「ぴよぴよ」、「にこにこ」
⑪一時保育
⑫病後児保育（現在は道灌山保育園のみで実施）
⑬児童館、学童クラブ、地区区民館等の児童室
⑭子ども家庭支援センター
⑮区の子育て情報に関するホームページ

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 16 年３月）】

（２）　施策の方向

すべての保護者が家庭教育の担い手としての責任と自信を持ち、生き生きと子育てに取り組むことができるよう、今後とも『家庭教育手引書』の発行や「子育て学習委託講座」等、家庭教育に関する学習

機会の提供を引き続き充実させるとともに、区のホームページを活用するなど、これらの事業についての周知活動に努めます。また、事業の実施にあたっては、関連する部局との連携も図ります。

（3） 施策の体系

家庭教育への支援の充実

- 計画事業 ― 家庭教育手引書の発行
- 計画事業 ― 子育て学習委託講座

（4） 事業の概要

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
計画事業	家庭教育手引書の発行	毎年度当初に幼稚園・小学校（低学年／中学年／高学年）・中学校用の５種類の家庭教育手引書を発行し、区立学校（園）を通して保護者に配付します。 また、17 年度からは、この手引書の内容を発展させた保護者対象の講演会を開催する予定です。	総合教育センター
計画事業	子育て学習委託講座	子どもの人格形成にとってかけがえのない場である家庭や地域における子どもの教育について、ＰＴＡや地域で活動する団体等に、講座の企画・運営を委託し多様な課題を学習する機会を提供します。	生涯学習課

（5） 計画事業

事業名	対象者	事業主体	16 年度末の現況（見込み）	5 か年の事業量	21 年度末の目標値
家庭教育手引書の発行	区立幼・小・中学生の保護者	区	家庭教育手引書の発行、配付 幼稚園版 小学校低学年版 小学校中学年版 小学校高学年版 中学校版	継続 家庭教育に関する保護者対象講演会の開催	家庭教育手引書の発行、配付 家庭教育に関する保護者対象講演会の開催
子育て学習委託講座	保護者等	ＰＴＡなど地域団体	100 講座	継続	100 講座

３　地域の教育力の向上

（１）　現状と課題

子どもの時期は、人格の基礎を形成する大事な時期です。学校、家庭だけでなく、地域のおとなも子どもたちを支援することが必要です。子どもたちの「生きる力」を育むためには、学校、家庭と連携したボランティア活動等の拡大などにより、地域の教育力を高める必要があります。

青少年委員や青少年育成地区委員会は、学校と連携しながら、地域の青少年の自主的な活動の支援や余暇活動の充実、高齢者や保育園児との交流など、青少年の育成指導に成果を発揮しています。

また、地域によっては、小学校や中学校の保護者が中心となって、「親父（おやじ）の会」を結成して、地域の子どもに関わっていく活動を行っています。

独身および子どものいない世帯と子育て中および子育て終了世帯のアンケート結果では、『参加したいボランティア活動』として、「環境を守る活動」をトップに、多くの区民の方がボランティア活動に関心を持っていることが分かります。独身および子どものいない世帯では、「子育てに関する活動」（17.4%）にも多くの関心が集まっています。（図表－１、図表－２）

図表－１　参加したいボランティア活動
（独身・子どものいない世帯）

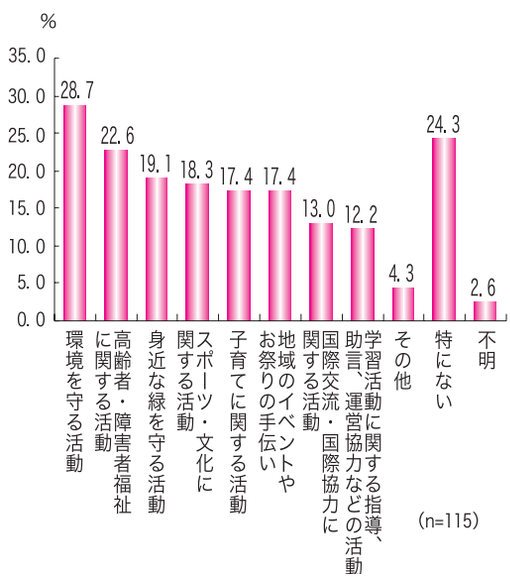

図表－２　参加したいボランティア活動
（子育て中・子育て終了世帯）

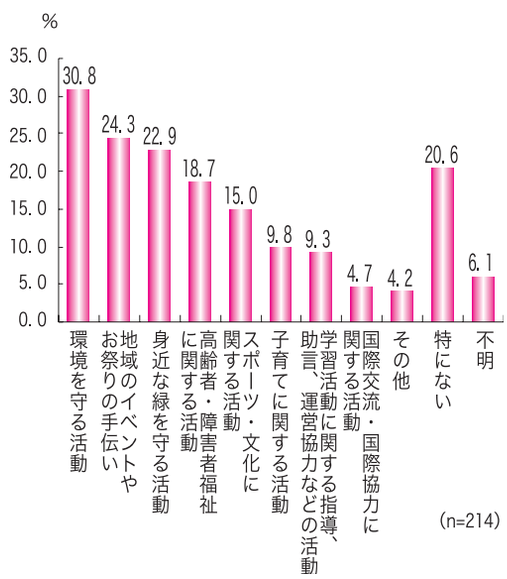

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 16 年３月）】

また、平成 13 年度に実施した区民意識意向調査の結果からも、生涯学習によって得た知識や経験を、ボランティア活動を通して、地域社会に役立てたいとする回答が 35%あるなど、学習成果を活かしたボランティア活動に対する参加意向が高いことがわかります。

このようなことから、今後、「環境を守る活動」や「読書活動ボランティア」など、子どもや地域のおとななど、だれもが参加しやすいボランティア活動の拡充を進めるなど、これまで以上に多くの区民の参加が得られるようにすることが必要です。多くの区民の参加の中で、子どもたちの「生きる力」を育むと同時に、地域の教育力の向上が期待されます。

また、平成 14 年度から 16 年度までの３か年設置された「練馬区地域教育力・体験活動推進協議会」からは、家庭や地域の教育力を活性化するため、おとなも子どももともに育ち合えるような活動が必要である旨の答申がありました。今後は、答申の内容を実現するような施策への取り組みも必要になります。

（2） 施策の方向

青少年委員や青少年育成地区委員会の活動の充実に努め、子どもの健全育成を進めます。また、学校応援団事業やねりま遊遊スクール事業など区民主体による子どもの居場所づくりの支援を行うとともに、総合型地域スポーツクラブ（ＳＳＣ）の育成やこどもエコクラブ事業など、さまざまな体験機会の提供により、地域の教育力の向上に努めます。

地域の教育力を向上させる施策については、地域の主体的な活動に負う部分が多くあります。今後も地域のさまざまな団体や個人の協力を得ながら、地域の教育力の向上に努めます。

（3） 施策の体系

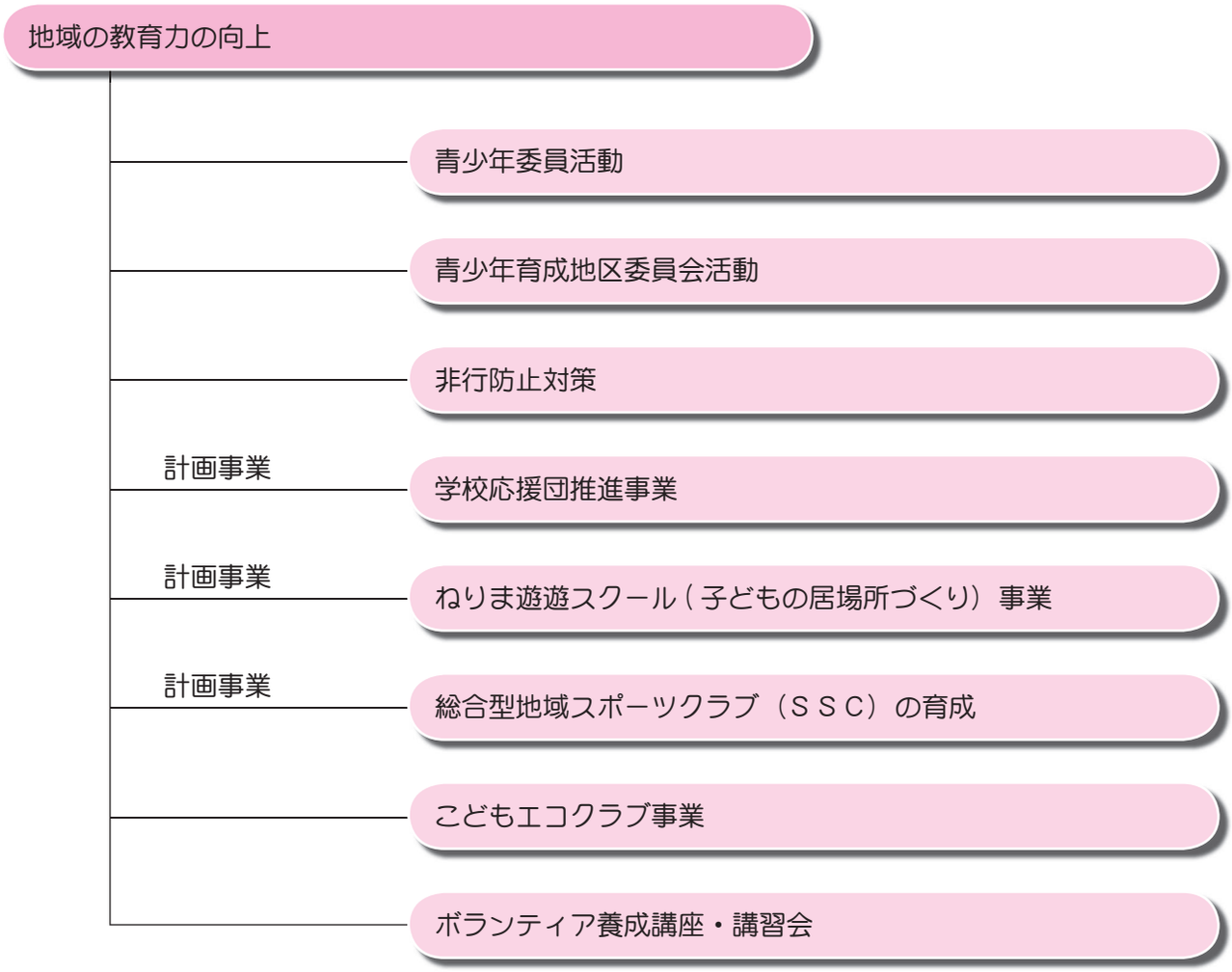

（4） 事業の概要

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
	青少年委員活動	青少年の余暇活動の充実や青少年団体の育成、青少年指導に対する援助、官公署、学校および青少年団体相互の連絡に関すること等を行います。	青少年課
	青少年育成地区委員会活動	子どもの参加型事業、環境浄化活動等を通じて、自ら考え、決定していく力を養い、青少年の健全な育成に寄与します。	青少年課

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
	非行防止対策	雑誌自動販売機等実態調査を毎年１回青少年育成地区委員会に委託して実施します。社会を明るくする運動を実施し、青少年の非行防止と環境改善に寄与します。	青少年課
計画事業	学校応援団推進事業	区立小学校ごとに設置する「学校応援団」が、地域人材の活用および放課後等の学校施設の有効活用を図り、子どもたちの遊びや学び、読書等で過ごせる場を提供する「児童放課後等居場所づくり事業」などを担うことにより、子どもたちの健やかな成長を支援します。	新しい学校づくり担当課
計画事業	ねりま遊遊スクール（子どもの居場所づくり）事業	完全学校週５日制による週末等の余暇時間を活用して実施する、主に幼・小学生対象の講座です。団体に講座の企画・運営を委託したり、団体から提案された企画を施設職員が実施することにより、子どもの活動に取り組む団体の創意工夫を活かし、地域の教育力向上につなげます。	生涯学習課
計画事業	総合型地域スポーツクラブ（ＳＳＣ）の育成	子どもの多様な体験活動の機会の充実や世代間の交流を促進し、多様なスポーツニーズに応えるために、区民が主体となる総合型地域スポーツクラブ（SSC）を育成します。	スポーツ振興課
	こどもエコクラブ事業	環境省が主催する小・中学生を対象とした活動で、区は事務局として支援します。 子どもたちが主体的に行う、自然観察・調査、リサイクル等、地域の中で身近にできる環境活動を支援することにより、人間と環境の関わりについての幅広い理解を深めるとともに、多様な体験機会を提供します。	環境保全課
	ボランティア養成講座・講習会	「練馬区子ども読書活動推進計画」に基づく、地域の施設や区立図書館などで読み聞かせやストーリーテリングなどを行う読書活動ボランティアの育成と活用を行います。	光が丘図書館

（５）　計画事業

事業名	対象者	事業主体	16 年度末の現況（見込み）	５か年の事業量	21 年度末の目標値
学校応援団推進事業	登録した小学生	学校応援団	小学校　　２校	28 校増	30 校
ねりま遊遊スクール（子どもの居場所づくり）事業	子ども	PTA など地域団体	400 講座	継続	400 講座
総合型地域スポーツクラブ（ＳＳＣ）の育成	クラブ会員	ＮＰＯ法人	６か所	１か所増	７か所

4　幼児教育の充実

（1）　現状と課題

幼児期は人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。そのため、地域社会の中で家庭と幼稚園等が十分な連携を図り、幼児一人ひとりの望ましい発達を促していく教育環境を整備していくことが必要です。

特に近年の少子化など、子どもや親を取り巻く環境は大きく変わり、学校教育の出発点としての幼児教育の果たす役割はますます重要になっています。

このような状況の中で、区立幼稚園５園、区内私立幼稚園 42 園においては、幼児教育の充実に努めるとともに、幼稚園機能を活用して地域における子育てを支援しています。

さらに、区立幼稚園３園で、身の回りのことがおおむね自分でできる程度の比較的軽い障害のある幼児を若干名受け入れるとともに、私立幼稚園で障害児保育を行う園に対して区が保育委託を行っています。

今後も、幼児教育の充実に向けて、他の自治体で開始または検討している幼保一元化の研究をはじめ、社会環境の変化に伴う多様なニーズに対応した幼稚園機能の拡充を進めるとともに、幼稚園教育の水準の維持向上を図ることが必要です。

また、区内の３歳児から５歳児の全幼児 18,103 人（平成 16 年５月１日現在）のうち、60.3%が私立幼稚園に通園しており、私立幼稚園は当区の幼児教育において大きな役割を果たしています。

区では保護者の負担を軽減するため、私立幼稚園等に通園させている園児の保護者に、入園料・保育料の助成を行っています。また、教育の振興を目的として住民税一定限度額以下の世帯を対象に、入園料および保育料の減免補助を行っています。

その他、私立幼稚園等に対して、経常的経費の一部助成をはじめ、施設整備資金に対する利子補給なども実施しています。

今後も幼稚園教育の就園環境を整備するため、区立幼稚園と私立幼稚園の格差是正に配慮しながら、適切な補助を行っていく必要があります。

（2）　施策の方向

多様化している保護者と地域のニーズに応え、幼稚園教育の充実に努めます。

このため、幼稚園教員の資質向上や施設整備の充実、教育環境の整備等の推進を目的として、私立幼稚園等に対して経費の一部を助成します。

さらに、幼児の就園を奨励し、私立幼稚園等園児の保護者の負担を軽減するため、公私の格差是正も考慮しながら、適切な補助を行っていきます。

障害のある幼児の受入れについては、学校教育では、幼稚園の他盲・ろう・養護学校の幼稚部がありますが、幼稚園はこれより比較的軽い障害の幼児を中心に受け入れることが期待されています。

多様な幼児の集団の中で、障害に配慮しつつ、幼児の全体的な発達を促していくため、全区立幼稚園において障害児の受入れを目指すとともに、あわせて、私立幼稚園での受入れも支援していきます。

また、幼稚園機能を弾力的に運用し、子育て相談の実施や園舎･園庭の地域開放、園行事等を通じて、未就園児やその保護者等への子育て支援を行うなど、地域に開かれた幼稚園づくりを進めます。

幼保一元化については、今後の課題ととらえ、先行自治体の動向なども見据えながら研究していきます。

（３）　施策の体系

幼児教育の充実
- 私立幼稚園への助成
- 私立幼稚園等園児保護者負担軽減費等の支給
- 幼稚園における障害児教育
- 地域に開かれた幼稚園づくり

（４）　事業の概要

区　分	事業名	事業の概要	担当課
	私立幼稚園への助成	私立幼稚園等に対して、教育環境整備等の補助を行い、幼児教育の充実を図ります。	学務課
	私立幼稚園等園児保護者負担軽減費等の支給	幼児の就園を奨励し、保護者の経費負担を軽減するため、公私の格差是正も考慮しながら、適切な補助を行います。	学務課
	幼稚園における障害児教育	全区立幼稚園で障害児保育の実施を目指します。また､私立幼稚園等において障害児保育を実施する場合、区が委託を行います。	学務課
	地域に開かれた幼稚園づくり	子育て相談や、園舎・園庭開放、園行事などを通して、地域の子育て家庭の交流や、園と地域の交流を進めます。	学務課

Ⅳ　子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます

1　居住環境の整備と子育てバリアフリーのまちづくり

（1）　現状と課題

居住環境は、子どもの健全な成長に大きな影響を与えるものであり、良好な居住環境の確保が求められています。また、子ども連れでも安心して外出できる環境の整備や、子どもの視点も含めたバリアフリーのまちづくり、ユニバーサルデザインといった発想が、まちづくりには求められています。

アンケート調査結果によれば、『子育てをするうえで特に負担を感じていること』として、「住居が狭い」が、就学前児童のいる家庭では、24.7％で 10 項目中 4 番目、小学校児童のいる家庭では、27.2％で 10 項目中 2 番目となっており、子育て世帯にとって住居の問題は、特に負担を感じる原因となっていることが分かります。（図表－１、図表－２）

図表－１　子育てをするうえで特に負担を感じていること、悩んでいること（就学前児童の保護者）

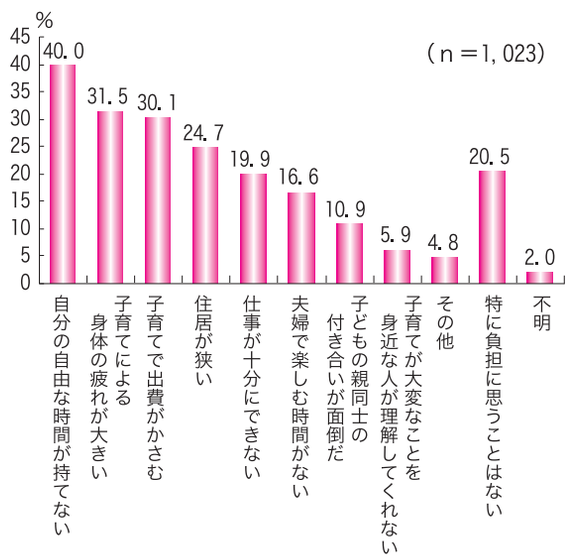

図表－２　子育てをするうえで特に負担を感じていること、悩んでいること（小学生の保護者）

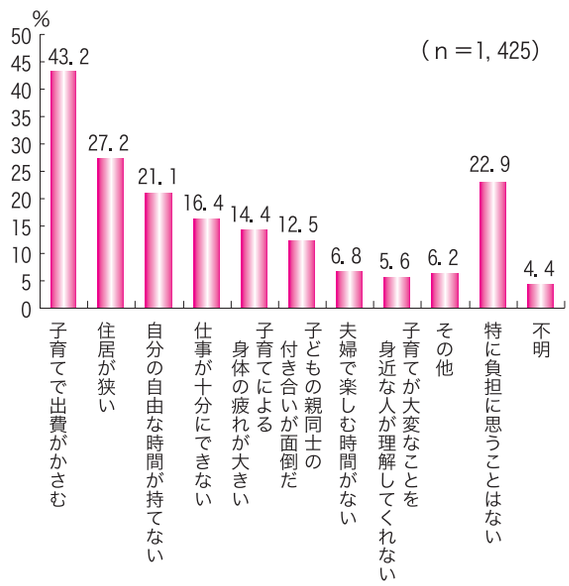

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 16 年３月）】

離婚の増加により、ひとり親世帯が増えています。ひとり親世帯数は、平成 2 年から平成 12 年の変化をみてみると、父子世帯数は、ほとんど変化がないものの、母子世帯数は、この 10 年間で 2,544 世帯から 3,298 世帯と約 1.3 倍に増えています。一般的には、母子世帯は経済的基盤が不安定であるといわれており、住宅面での配慮を検討する必要があります。

バリアフリーのまちづくりに関しては、就学前児童のいる家庭に対するアンケートでは、『子どもと外出する際の困りごと』として、「トイレがオムツ替えなど利用に配慮されていない」（30.9%）、「建物などがベビーカーでの移動に配慮されていない」（28.7％）、「歩道も自転車が通るなど、安心して歩けない」（27.9％）、「歩道の段差などが、ベビーカーなどの通行の妨げになっている」（23.9％）といった施設整備の改善の必要性が指摘されています。また、「周囲の人が子ども連れを迷惑そうに見る」（8.4%）、「荷物で困っている時に手を貸してくれる人が少ない」（5.9%）との指摘もあり、子育てを支援するバリアフリーのまちづくりでは、ハード面での整備だけではなく、子育て家庭を応援する気持ちを育てるソフト面からの支援も必要です。（図表－３）

図表－３　子どもと外出の際の困りごと（就学前児童の保護者）

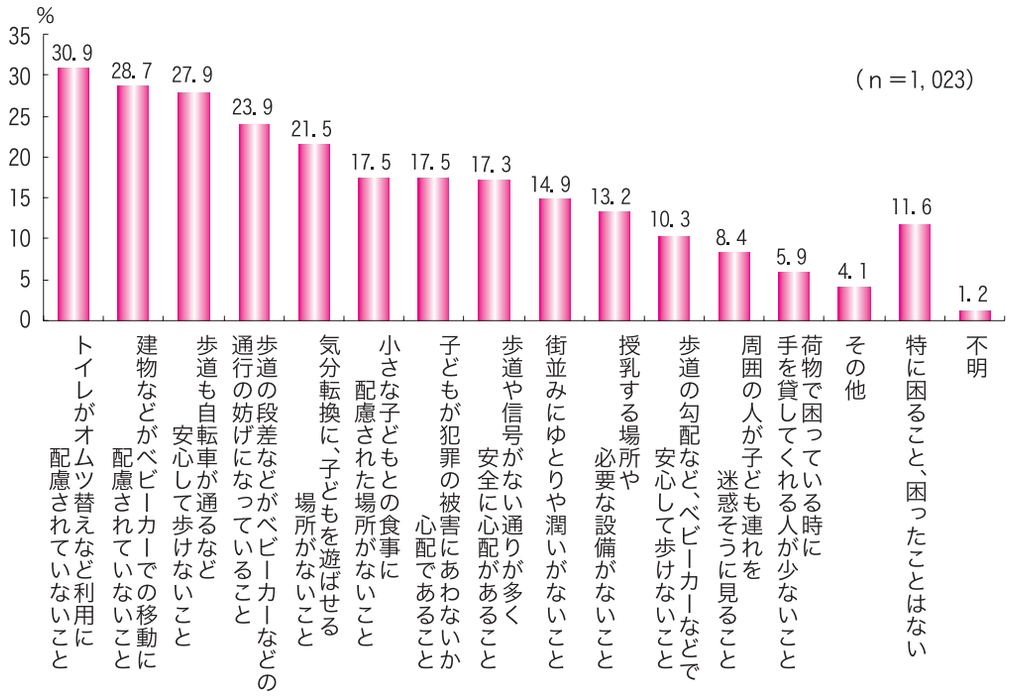

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 16 年３月）】

（２）　施策の方向

居住環境の整備については、練馬区では、低所得者層の居住環境の確保を図るため、東京都から区へ、都営住宅の移管を受け、平成 16 年度現在、528 戸の区営住宅の設置と管理を行っています。今後、平成 22 年までに、さらに約 500 戸の都営住宅の移管を受ける予定でいます。受け皿としての区営住宅の戸数を増やすことによって、まずは区民の入居の機会を増やします。

また、現在は、ひとり親世帯や若年ファミリー世帯などについては、募集の区分や抽選の優遇について特別な枠を設置していません。公営住宅という性格から公平性や機会の均等性、また区としての管理戸数が少ないこと、一戸あたりのタイプ別（部屋数）の多様性がないといった課題もありますが、ひとり親世帯や若年ファミリー世帯に対する募集区分の設置や、子どもが３人以上の世帯に対する抽選優遇策などを、移管戸数の増加に合わせて実施します。そして、公的な賃貸住宅の入居・募集情報の提供などを行い、子育て家庭への住宅情報の充実に努めます。

バリアフリーのまちづくり（福祉のまちづくり）においては、建築物については、国のハートビル法やそれに基づく東京都のハートビル条例、福祉のまちづくり条例、さらに練馬区の福祉のまちづくり整備要綱に基づき、民間事業者を指導します。

駅舎については、交通バリアフリー法に基づいて鉄道事業者が実施する駅舎のバリアフリー化工事に対する助成を行います。また、道路については段差の改良や歩道の設置などを進めるとともに、公園内に子ども連れでも利用できる「だれでもトイレ」の設置を進めます。さらには、中村橋駅周辺をモデル地区として、バリアフリー化の基本構想・事業計画を策定し、駅舎、道路、建築物など総合的な整備に取り組みます。

しかし、既存の施設等については、整備に要する経費や物理的スペースがないなどの課題も多く、今後、整備が可能な施設等からバリアフリー化を進めていきます。

バリアフリーのまちづくりは、区のさまざまな施策と関連する課題であり、区民の理解や参加が不可

欠であることから、平成 17 年度に策定する「福祉のまちづくり総合計画」の中で、区民参加により計画化を図ります。この「福祉のまちづくり総合計画」の策定において、障害者や高齢者の視点だけではなく、子どもや子育て家庭の視点も加え検討を行い、安全で快適な生活環境の整備に努めます。

（3） 施策の体系

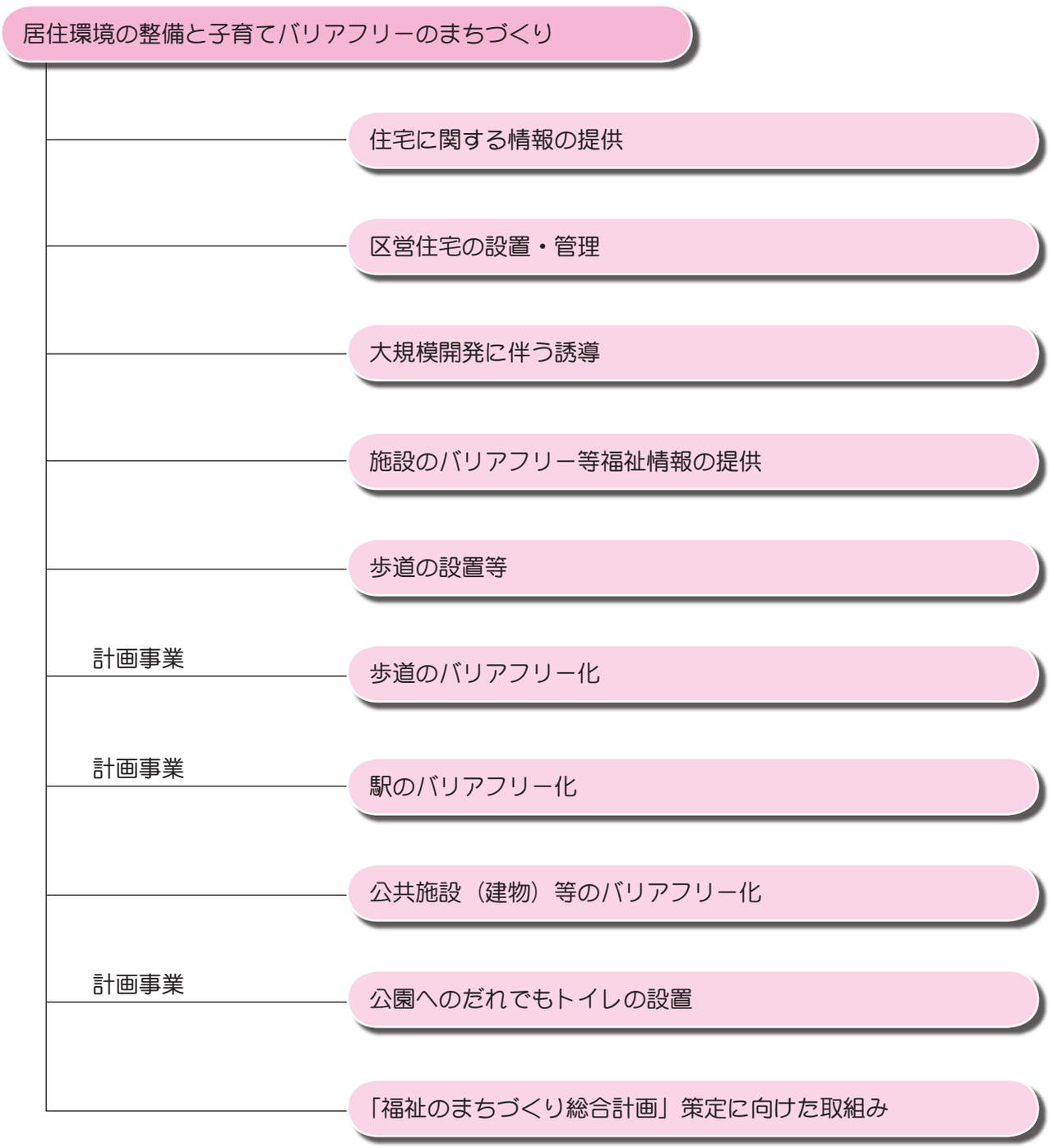

（４）　事業の概要

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
	住宅に関する情報の提供	区民向けに①公的な賃貸住宅の入居・募集情報の提供、②自己用住宅の融資・助成情報などを中心とした住宅ガイドを発行【隔年】するとともに、ホームページによる情報提供を実施します。	住宅課
	区営住宅の設置・管理	区民の入居機会を増やすため、区営住宅戸数の増加に努めます。また、ひとり親世帯や若年ファミリー世帯に対し、新たに募集枠を設けるとともに、子どもが３人以上の世帯に対し優遇倍率制度を設けます。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 区営住宅　528 戸	住宅課
	大規模開発に伴う誘導	大規模開発において開発事業者に子育て支援事業への協力を求め、公園用地などの提供を求めます。区は、それに合わせて施設整備や子育て支援事業を推進します。	都市計画課
	施設のバリアフリー等福祉情報の提供	障害者や高齢者、子育て中の方など誰もが安心して外出できるように、区内の公共施設、民間施設、公園、駅など施設のバリアフリー等福祉情報を、区民ボランティアの協力により提供します。 これらにより、心のバリアフリー、人にやさしいまちづくりを進めます。	障害者課
	歩道の設置等	安心して外出できる環境整備の一環として、歩道の設置等を推進するとともに、防護柵等の交通安全設備の整備を図ります。 交通事故発生の危険度の高い交差点等の改良を推進します。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 歩道の設置　104,673 m 交差点の改良　115 か所	建設課
計画事業	歩道のバリアフリー化	安心して外出できる環境整備の一環として、歩道のバリアフリー化を図ります。	建設課
計画事業	駅のバリアフリー化	安心して外出できる環境整備の一環として、鉄道事業者等が実施する駅のエレベーターや「だれでもトイレ」の設置など、バリアフリー化工事に要する経費の一部を助成します。	交通企画担当課
	公共施設（建物）等のバリアフリー化	安心して外出できる環境整備の一環として、公共施設のバリアフリー化を図るとともに、民間の公共的施設に対するバリアフリー化の「指導」「誘導」を行います。	施設管理担当課 営繕第一課 営繕第二課 建築調整課
計画事業	公園へのだれでもトイレの設置	安心して外出できる環境整備の一環として、公園内に障害者や子ども連れでも利用できる「だれでもトイレ」を設置します。	公園緑地課
	「福祉のまちづくり総合計画」策定に向けた取組み	障害者や高齢者、子育て中の方など、誰もが安心して快適に暮らせる福祉のまちづくりをめざし、施設整備等のハード面と、普及・啓発や人的支援等ソフト面の両面から、区民の方と協働で、「福祉のまちづくり総合計画」の策定など、取組みを進めます。	障害者課

（5） 計画事業

事業名	対象者	事業主体	16 年度末の現況（見込み）	5 か年の事業量	21 年度末の目標値
歩道のバリアフリー化	子ども 子育て家庭	区	44 か所 1 路線	100 か所増 10 路線増	144 か所 11 路線
駅のバリアフリー化	子ども 子育て家庭	鉄道事業者	3 駅	3 駅増	6 駅
公園へのだれでもトイレの設置	子ども 子育て家庭	区	5 か所	6 か所増	11 か所

2 安全・安心のまちづくり

（1） 現状と課題

交通安全の確保は区民共通の願いです。区は、交通事故のない安全で安心して暮らせるまちの実現のために、平成 10 年 12 月に「交通安全都市練馬区宣言」を行いました。区では、区民と協力して交通事故防止のために道路環境を整備するとともに、交通安全思想の普及・啓発に努めています。

しかし、子どもの交通事故は増加しています。中学生以下の子どもの交通事故は、平成 14 年には発生件数が 335 件、負傷者数も 389 件となっており、平成 10 年と比較すると 1.4 倍強に増加しています。特に幼児の増加が目立っています。（図表－1）

図表－1 子どもの交通事故発生状況

年および警察署	発生件数				死者数				負傷者数			
	計	幼児	小学生	中学生	計	幼児	小学生	中学生	計	幼児	小学生	中学生
平成 10	229	26	155	48	－	－	－	－	274	58	163	53
平成 11	240	21	167	52	1	－	1	－	306	66	182	58
平成 12	320	38	180	102	1	－	1	－	369	88	185	96
平成 13	332	43	204	85	－	－	－	－	384	92	213	79
平成 14	335	50	200	85	－	－	－	－	389	111	205	73
練馬警察署	83	14	48	21	－	－	－	－	113	41	53	19
光が丘警察署	100	17	63	20	－	－	－	－	116	38	62	16
石神井警察署	152	19	89	44	－	－	－	－	160	32	90	38

※ 警察署別の件数は、平成 14 年の内数です。 【資料：練馬区統計書、平成 15 年版】

交通安全の願いは、アンケート結果にも表れています。『子育て支援施策でどこに力を入れていくといいか』については、就学前児童のいる家庭では、「交通事故にあわないよう交通安全対策を強化して欲しい」が 53.7％で第 3 位でした。小学生のいる家庭でも、49.8％で第 3 位でした。警察や関係機関と連携を図りながら、今後も引き続き交通安全思想の普及・啓発などを粘り強く推進する必要があります。（図表－2、図表－3）

図表－２　子育て支援要望（就学前児童の保護者）

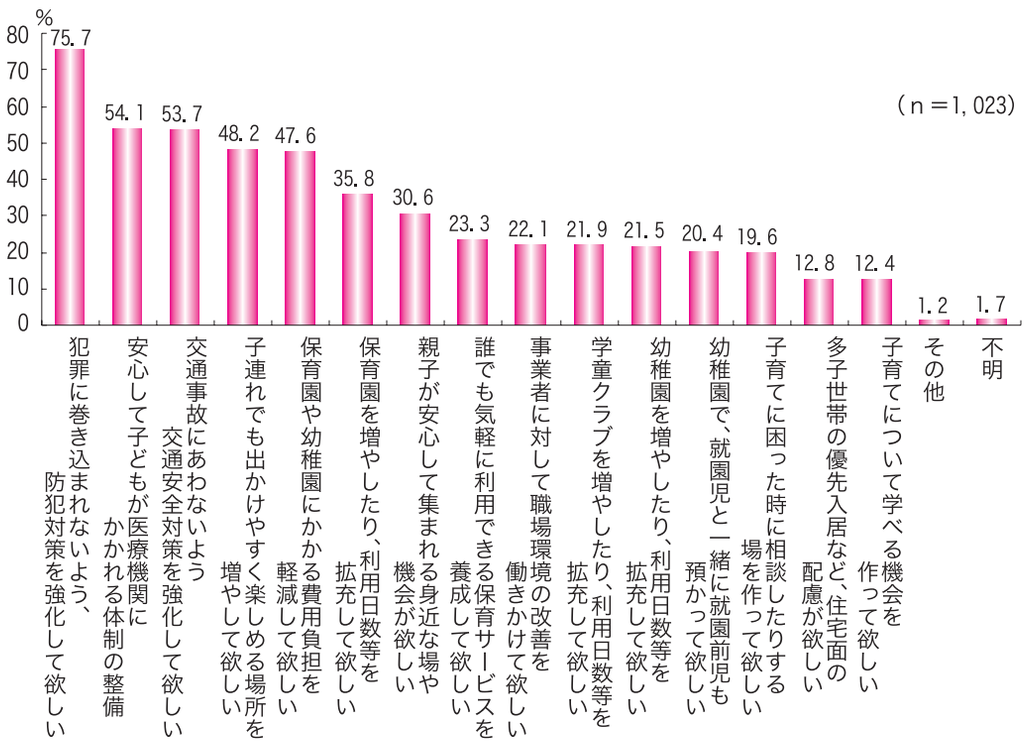

図表－３　子育て支援要望（小学生の保護者）

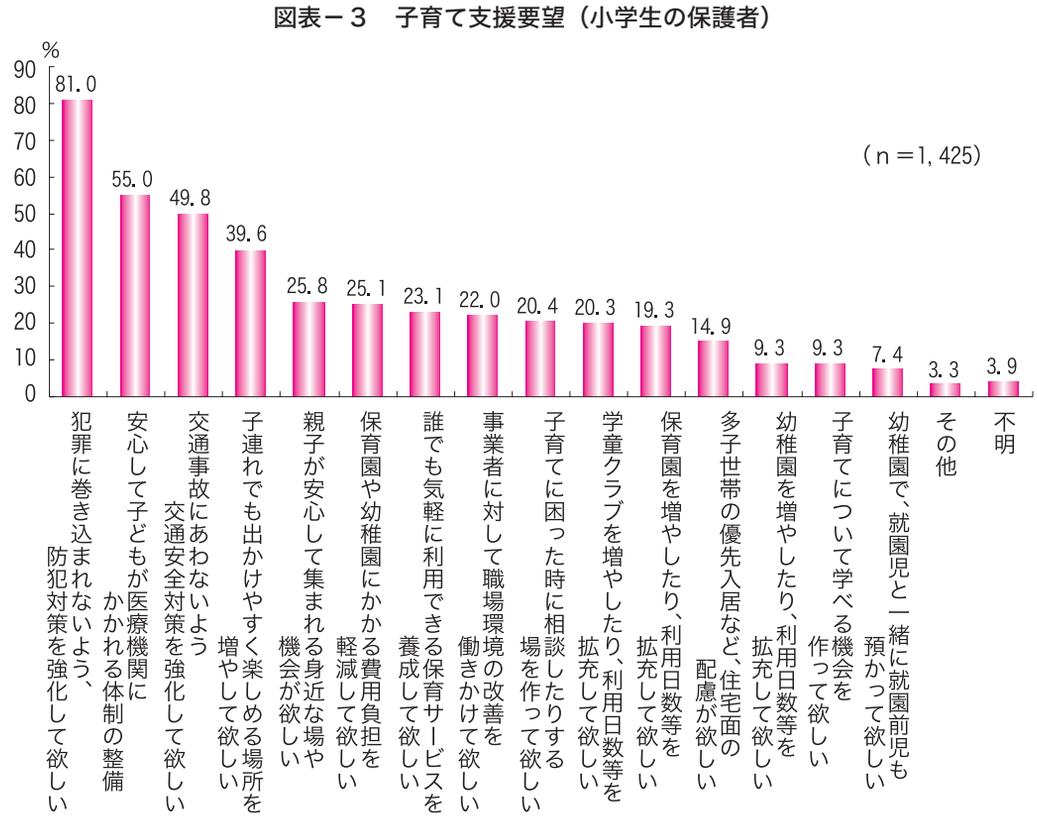

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 16 年３月）】

また、子どもを狙った犯罪の増加など、子どもたちの安全を脅かすような事件や事故が頻発しています。「不審者から声をかけられた」、「殴られた」、「体を触られた」などの区に寄せられた「不審者」情報は、平成 16 年 4 月から 10 月までで、実に 44 件におよんでおり不安が増しています。（図表－４）

図表－４　区に寄せられた「不審者」情報

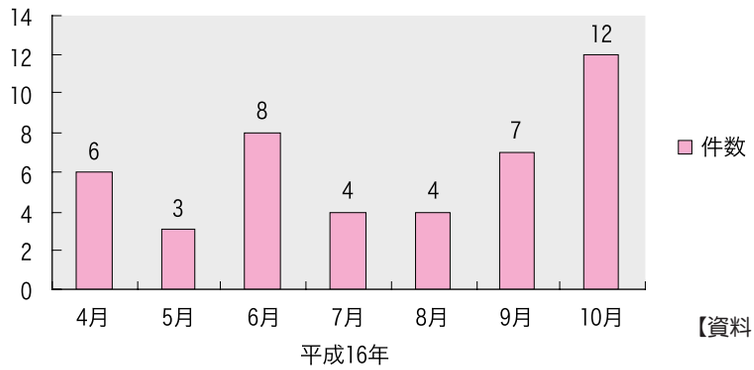

【資料：安全・安心担当課】

アンケートでも、『子育て支援施策でどこに力を入れていくといいか』については、就学前児童のいる家庭、小学生のいる家庭ともに、「犯罪に巻き込まれないよう、防犯対策を強化して欲しい」が第１位でした。特に、小学生のいる家庭では、81.0%と非常に高い数値となっており、保護者の不安を裏付けています。（図－２、図－３）

このような状況の中で、区は、安全・安心のまちづくりを目指して、平成 15 年 12 月に安全・安心担当課を設置しました。現在、安全･安心担当課において、多くの区民の方々に協力をいただきながら、施策の検討や体制の整備をしています。

地域では犯罪を防ぐための自主的なパトロール活動が広がっています。区は、安全・安心パトロールカーの貸し出しや地域の方が自主的にパトロールを行う際、必要なパトロール用品の支給などを実施しています。また、学校安全安心ボランティア事業や緊急避難所の設置などを通じて、保護者や地域住民と協力しながら犯罪の抑止に努めています。その他、街路灯の照度のアップや、公園等の樹木の剪定などに努め、安全なまちづくりを推進するとともに、すべての小学生と中学生に防犯ブザーを配付するなど子どもたちの安全の確保に努めています。

未来ある子どもたちの安全を確保することは、区はもちろんのこと、社会をあげて取り組むべき重要課題です。子どもたちを安全に健やかに育むために、これまで以上に地域住民の自主的活動とそれに対する支援が重要になってきています。

また、性や犯罪に関する有害な情報が氾濫しています。子どもたちの健全な成長のために、有害環境から守り、正しい判断能力を育む必要があります。

（２）　施策の方向

子どもたちを安全に健やかに育むためには、保護者はもちろんのこと、学校、地域社会、行政が連携して子どもたちを守らなければなりません。そして、子ども自身には、「自分の命は自分が守る」ことを、教えていかなくてはなりません。

子どもたちの交通安全のために、学校で行われる交通安全教育の充実を図るとともに、警察や関係機関と連携を図りながら、今後も引き続き交通安全思想の普及・啓発に努めます。また、子どもの自転車による交通事故を未然に防ぐため、平成 16 年に開催した練馬子ども議会の議論を踏まえて、新たに「自転車運転免許制度」を発足させます。

安全・安心のまちづくりを進め、犯罪から子どもたちを守るために、警察や関係機関との役割分担を

念頭におきながら、防犯情報の提供や防犯設備・防犯用品の普及を進めます。また、保護者、地域住民などと連携しながら、「地域の子どもは地域で守る」ことをめざして、地域の自主的な防犯活動の支援や、協力者・協力団体の育成に努めます。

その他、子ども防犯ハンドブックの活用の推進や、学校での安全指導などを通じて、子どもたちへの防犯や安全に対する啓発に努めるとともに、学校、その他の施設や児童生徒の緊急避難所（「ひまわり 110 番」、「カンガルー 110 番」など）で活用する緊急時対応マニュアル等を作成します。あわせて、児童生徒の緊急避難所の設置を進めます。

また、青少年の健全な育成のために、有害な図書類の青少年に対する販売に対処します。

（３）　施策の体系

安全・安心のまちづくり

- 交通安全の普及・啓発
- 計画事業　「自転車運転免許制度」
- 交通安全教育
- 計画事業　防犯情報の収集・提供
- 計画事業　学校安全安心ボランティア事業
- 計画事業　地域パトロール体制の充実
- 防犯に関する意識啓発
- 児童館、保育園等の危機管理マニュアルの作成等
- 子ども防犯ハンドブックの配付

計画事業 セーフティ教室・「学校 110 番」通報避難訓練

計画事業 児童・生徒の地域における緊急避難所の設置

防犯設備設置に係る助成

防犯用品・防犯機器の普及促進

（仮称）安全安心連絡会の設置・育成

雑誌自動販売機等実態調査

（4） 事業の概要

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
	交通安全の普及・啓発	区報や交通安全講習会などを通じて、交通安全思想の普及啓発を行います。	交通安全課
計画事業	「自転車運転免許制度」	実技指導と筆記試験により、子どもに自転車運転のルール・マナーを教え、自転車に関する正しい知識を身につけた子どもに、自転車安全運転カードを発行します。子どもに自覚を持たせることにより、自転車による交通事故の防止に努めます。	交通安全課
	交通安全教育	小学生に交通規則や、横断歩道の渡り方、自転車運転時の注意などを教え、交通安全意識の啓発に努めます。	指導室
計画事業	防犯情報の収集・提供	警察署等から収集した犯罪情報や不審者情報について、区のホームページに専用のページを設置し掲載するとともに、町会・商店会・PTA などの地域住民団体に提供します。また希望する個人には、メールにより配信します。	安全・安心担当課
計画事業	学校安全安心ボランティア事業	保護者や地域住民に、ボランティアとして、区立小学校の玄関付近で来校者への声かけなどの活動をしていただき、授業時間中における児童の安全を高めるとともに、ふれあい給食などを通じたボランティアと児童の交流を進めます。	新しい学校づくり担当課

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
計画事業	地域パトロール体制の充実	地域で行われる各種パトロール活動を支援します。地域で活動が困難な時間帯などは、区がパトロールを実施し、犯罪の防止に努めます。 ・PTA や青少年育成地区委員会などが地域パトロールを行う際に、「安全･安心パトロールカー」の貸し出し、ジャンパーや誘導電灯などパトロール用品の支給を行います。また、パトロール中に発生した事故などに対応するための傷害保険の加入などの支援を行います。 ・地域パトロールが困難な夜間は、区が公園などを巡回パトロールします。 ・郵便局や宅配便、新聞販売店などその業務で地域をまわる各種団体とパトロールの協定を結び、パトロール体制を強化します。団体には、「パトロール」のプレートを配付します。	安全・安心担当課
	防犯に関する意識啓発	警察や関係団体と協力して、防犯に関する啓発冊子を作成し、地域団体等に配布します。 また、地域において専門家による防犯講習や防犯訓練を実施する場合には、講師派遣等の必要な支援を行います。 さらに区民の防犯意識の啓発を図るため、年１回程度「防犯・防火フェア」を開催します。	安全・安心担当課
	児童館、保育園等の危機管理マニュアルの作成等	児童館・保育園等において、危機管理マニュアルを作成します。また、防犯訓練（机上・実施）や講習会などを実施します。	子育て支援課 保育課
	子ども防犯ハンドブックの配付	親子で防犯について話し合う教材として、小学１年生、４年生の児童全員に、「子ども防犯ハンドブック」を配付します。また学校でも副読本として活用します。	青少年課
計画事業	セーフティ教室・「学校110 番 」通報避難訓練	児童生徒の非行防止と犯罪被害防止を目的に、警察署などと連携して学校がセーフティ教室を実施します。警察官などによる授業を保護者や地域関係者にも参観していただき、授業後に学校・警察署・保護者・地域の関係者で協議会を開催します。 また、不審者の学校侵入に対応するため、「学校110 番」通報避難訓練を実施します。通報避難訓練は、教員の安全教育研修会も兼ねて実施します。	指導室
計画事業	児童・生徒の地域における緊急避難所の設置	主に通学路等で、児童・生徒が犯罪に巻き込まれそうになった時、助けを求め「駆け込むことのできる」場所を、区民の協力を得て確保し、犯罪発生を抑止します。 これまで各地域での独自の取組として、小学校単位で進められてきた緊急避難所については、表示板の図柄を「ひまわり 110 番」に統一していきます。今後、これを機にすべての小学校学区域により多くの緊急避難所が設置できるように、地域の実施団体へ働きかけていきます。	青少年課
	防犯設備設置に係る助成	地域住民組織などが、犯罪防止を目的として、不特定多数の者が出入り、または往来する場所に、防犯カメラ・防犯灯などの防犯設備を設置する場合に助成を行います。	安全・安心担当課
	防犯用品・防犯機器の普及促進	小中学生に防犯ブザーを配付します。また、防犯用品・防犯機器販売業者団体等と協定を結び、区民に防犯用品・防犯機器をあっせんします。	安全・安心担当課

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
	（仮称）安全安心連絡会の設置・育成	地域住民が主体的に運営する「（仮称）安全安心連絡会」の設置を進めます。「（仮称）安全安心連絡会」は、おおむね小学校の学区域ごとに設置され、地域の防犯に関する情報交換やパトロールなどを行います。区は必要な助言・指導を行います。	安全・安心担当課
	雑誌自動販売機等実態調査	青少年の健全育成と非行防止のために、雑誌やビデオテープなど青少年の健全な育成に有害と思われる自動販売機の実態を調査し、実態を把握するとともに、場合によっては撤去を促します。	青少年課

（5）　計画事業

事　業　名	対象者	事業主体	16 年度末の現況（見込み）	5 か年の事業量	21 年度末の目標値
「自転車運転免許制度」	区立小学４年生以上	区	―	対象児童全員の自転車安全運転カードの取得	対象児童全員の自転車安全運転カードの取得
防犯情報の収集・提供	区民 地域住民団体	区	情報収集システムの構築 区ホームページを活用した犯罪情報の発信 地域住民団体に対する犯罪情報の提供 ―	継続 継続 地域住民団体に対する情報提供システムの構築・発信 希望する区民に対する犯罪情報のメール発信	情報収集システムの構築 区ホームページを活用した犯罪情報の発信 地域住民団体に対する情報提供システムの構築・発信 希望する区民に対する犯罪情報のメール発信
学校安全安心ボランティア事業	小学生	保護者 地域住民	小学校全校 69 校	継続（学校応援団推進事業実施校は学校応援団推進事業に吸収）	小学校全校（学校応援団推進事業実施校は学校応援団推進事業に吸収）
地域パトロール体制の充実	区民	保護者 地域住民 区	24 時間巡回パトロールの実施 パトロールカー貸出 年間 90 回 パトロール用品 支給 70 団体	年間 10 回増 80 団体増	年間 100 回 150 団体
セーフティ教室・「学校 110 番」通報避難訓練	小中学生 教員 保護者 地域関係者	学校	セーフティ教室 23 校 「学校 110 番」通報避難訓練 年間１校実施	80 校増 継続	103 校 年間１校実施
児童・生徒の地域における緊急避難所の設置	小学生	地域住民 区	ひまわり 110 番 43 校 カンガルー 110 番 21 校 ぴかぴか 110 番 １校 未設置校 ４校	26 校増 （ひまわり 110 番へ移行） （ひまわり 110 番へ移行） （ひまわり 110 番４校新設）	69 校 ― ― ―

Ⅴ　子育てと仕事の両立を応援します

１　誰もが働きやすい就業環境の推進

（１）　現状と課題

就学前児童のいる家庭に対するアンケート結果によれば、１日に 11 時間以上仕事をしている父親が 48.0％と約半数に上っており、父親が子育てに関わりにくくなっています。平成 16 年度区民意識意向調査の結果でも、『家庭における男女の役割分担について』は、〈意識〉では「男女とも仕事をし、家事等は男女がともに分担」すべきという意見が４割強で最も多いのですが、〈実際〉は「男性は仕事、女性は家事等を分担」が３割強で最も多くなっています。（図表－１）

図表－１　性別役割分担の意識と実際

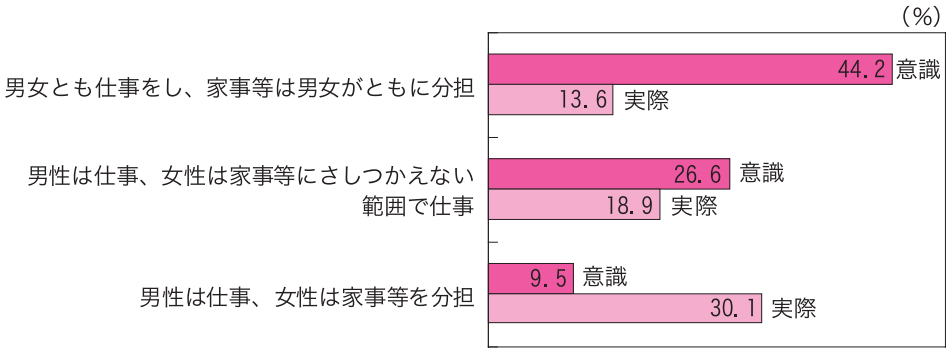

【資料：平成 16 年度区民意識意向調査】

このため、働く女性は、仕事の他に家事・育児・介護を担うことが期待され、働き続けるためには妊娠・出産をためらわざるを得ない場合があります。

今後は、父親と母親がともに十分に子育てに関われるような社会、地域活動に参加できるような社会にしていくことが大切です。このため、男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるように、「働き方の見直し」に社会全体で取り組んでいくことが必要です。

子育て期間中はいったん仕事を離れ、その後に再就職するという道筋も、多く見られます。それぞれの生活に合わせて働くために、自ら事業を起こしたり NPO（非営利活動）に携わったりすることを目指す区民もいます。これらを含めた多様な働き方の選択を支援することが求められます。

また、『仕事と子育てを両立させるために職場に望むこと』は、区民へのアンケート結果では、就学前児童のいる家庭でも小学生のいる家庭でも、「職場や上司の理解・協力体制」が最も多くなっています。（図表－２、図表－３）

図表－２　仕事と子育ての両立のために望むこと
（就学前児童の保護者）

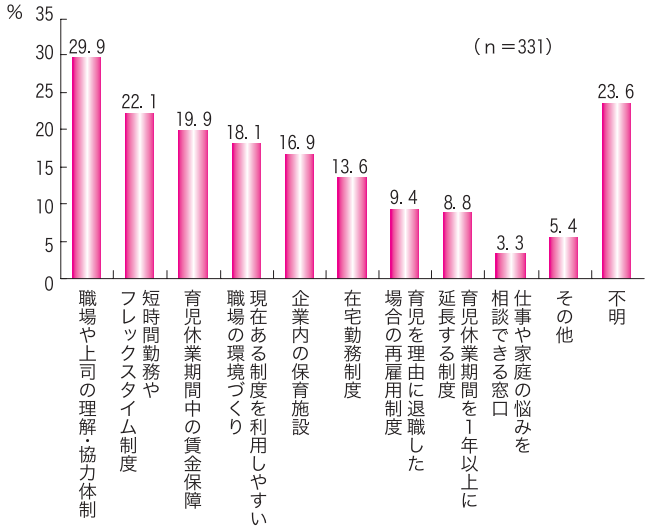

図表－３　仕事と子育ての両立のために望むこと
（小学生の保護者）

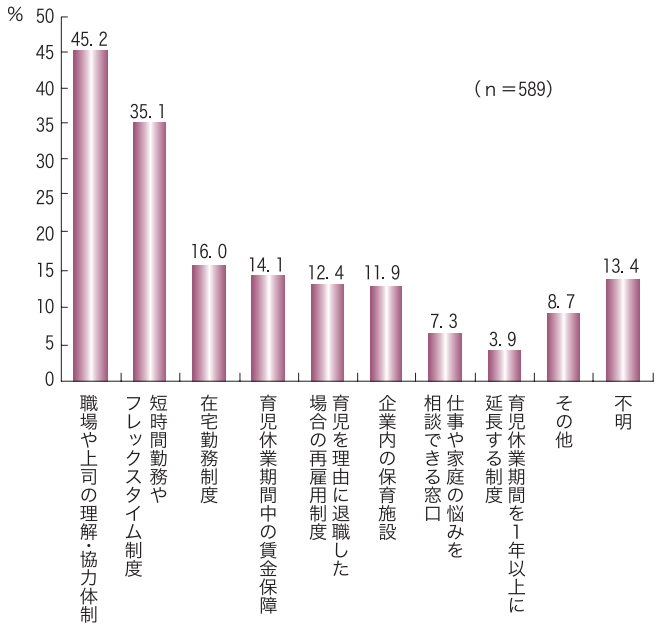

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 16 年３月）】

働く意志を持つ女性・男性がともに育児や介護を分担しながら働き続けることができるように、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正など、法制度は整備されてきましたが、依然として、職場優先の意識や性別によって役割分担を固定的に考えてしまう意識等により、子育て中の父母が働きやすい環境が実現したとは言い難い現状です。

このため、区民、区内の事業主、区内で働く人等の意識改革を推進するための広報・啓発、情報提供等と仕事と子育ての両立支援のための関係法制度等の広報・啓発、情報提供等を行うことが必要です。

（２）　施策の方向

職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を解消するとともに、働き方の見直しを進めるために、区民、区内の事業主、区内で働く人等に広く呼びかけを行います。同様の呼びかけを行う、国、東京都、近隣区等の行事の情報提供も含めて、それらとの連携を図りながら推進します。

仕事と子育ての両立支援のための関係法制度等について情報収集を行い、情報紙の発行やホームページ、資料コーナーの運営や労働相談等により、広報・情報提供を行います。また、機会を捉えて関係法制度の整備について、国・東京都へ要望します。

子育て等で離職した後の再就職や起業のための基礎的な知識・技能を身につけるための講座等により、多様な働き方の選択を支援するとともに、就労相談や支援の事業についても実施していきます。

（３）　施策の体系

誰もが働きやすい就業環境の推進

- 計画事業　男女共同参画に関する啓発行事等
- 計画事業　「ねりま産業情報（ぺがさす）」等による啓発･広報
- 計画事業　男女共同参画情報紙「MOVE」等による啓発・広報
- 計画事業　就職・再就職のための情報提供
- 計画事業　起業家支援のための講座
- 就労相談・支援
- 労働資料の収集および提供
- 労働に関する講座等
- 労働相談

（４）　事業の概要

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
計画事業	男女共同参画に関する啓発行事等	男女共同参画社会（男女が対等に、自らの意思で社会のあらゆる分野の活動に参画でき、均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受し、ともに責任を担う社会）の実現に向けて、講演会等の各種啓発行事を実施することによって、働き方の見直しや職場での固定的性別役割分担意識の解消を促します。	人権・男女共同参画課
計画事業	「ねりま産業情報（ぺがさす）」等による啓発･広報	区の産業施策等の情報を提供する広報紙「ねりま産業情報（ぺがさす）」等によって、意識改革を推進するための広報・啓発、情報提供等を行います。 また、区内事業所が次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定するよう働きかけるなど、仕事と子育ての両立に関連する法制度等の広報・啓発、情報提供等を行います。	商工観光課

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
計画事業	男女共同参画情報紙「MOVE」等による啓発・広報	男女共同参画情報紙「ＭＯＶＥ（ムーブ）」等によって、意識改革を推進するための広報・啓発、情報提供等を行います。また、仕事と子育ての両立に関連する法制度等の広報・啓発、情報提供等を行います。	人権・男女共同参画課
計画事業	就職・再就職のための情報提供	練馬女性センターで、子育てで退職した女性等に、就職・再就職や職業能力開発の基礎的な知識・技能を身につけるための講座を実施します。 また、就職・再就職および職業能力開発のための各種情報の収集および提供を行います。	人権・男女共同参画課
計画事業	起業家支援のための講座	多様な働き方のひとつとして、創業にあたって必要となる知識や技術の習得のための実践的な講義を開催します。	商工観光課
	就労相談・支援	再就職を希望する方や若年層も対象に含めた就労相談や就労情報提供の場を設置します。また、就労に関する情報の区のホームページへの掲載を検討します。	経済課
	労働資料の収集および提供	仕事と子育ての両立支援のための関係法制度等の情報や資料の収集に努め、練馬女性センター図書・資料コーナーの運営、勤労福祉会館資料コーナーの運営、勤労福祉会館だよりの発行により、これらの情報の広報・啓発、情報提供等を行います。	人権・男女共同参画課 経済課
	労働に関する講座等	勤労福祉会館の春闘講座、労務管理実務講習等の中で、仕事と子育ての両立支援のための関係法制度等の解説を行い、情報提供に努めます。	経済課
	労働相談	東京都労働相談情報センターの労働相談と連携し、相談内容に応じて、仕事と子育ての両立支援のための関係法制度等の情報提供に努めます。	経済課

（５）　計画事業

事業名	対象者	事業主体	16 年度末の現況（見込み）	5 か年の事業量	21 年度末の目標値
男女共同参画に関する啓発行事等	区民 事業主 区内で働く人等	区	講演会（ねりまフォーラム） 年１回	継続	講演会（ねりまフォーラム） 年１回
「ねりま産業情報（ぺがさす）」等による啓発･広報	区民 事業主 区内で働く人等	区	関係記事の掲載	継続	関係記事の掲載
男女共同参画情報紙「MOVE」等による啓発・広報	区民 事業主 区内で働く人等	区	関係記事の掲載	継続	関係記事の掲載
就職・再就職のための情報提供	区民	区	講座　　年１回	継続 情報提供のためのホームページの構築・運営	講座　年１回 情報提供のためのホームページの構築・運営
起業家支援のための講座	区民	区	講座　　年１回	継続	講座　年１回

２　子育てと仕事の両立支援

（１）　現状と課題

就学前児童のいる家庭に対するアンケート結果によると、父親が就労している家庭は 94％で、母親が就労している家庭は 35％です。現在、保育園を利用している家庭は 20％ですが、保育所の入所希望者は増えています。毎年入所定員を増やしていますが、依然として多くの待機児童がいます。

保育所待機児童を解消するなど保育サービスを充実し、子育てと仕事を両立できるようにすることが必要です。

また、就労しながら子育てをしている就学前児童のいる家庭と小学生のいる家庭に対するアンケート結果では、仕事と子育てを両立していくうえで大変なこととして、「自分が病気の時などに、代わりに面倒をみる人がいない」が第１位となっています。このようなことから、保護者のさまざまな事情によって、一時的に保育に欠ける場合の支援策の充実も必要になってきています。（図表－１、図表－２）

図表－１　仕事と子育てを両立させるうえで大変だと感じること（就学前児童の保護者）

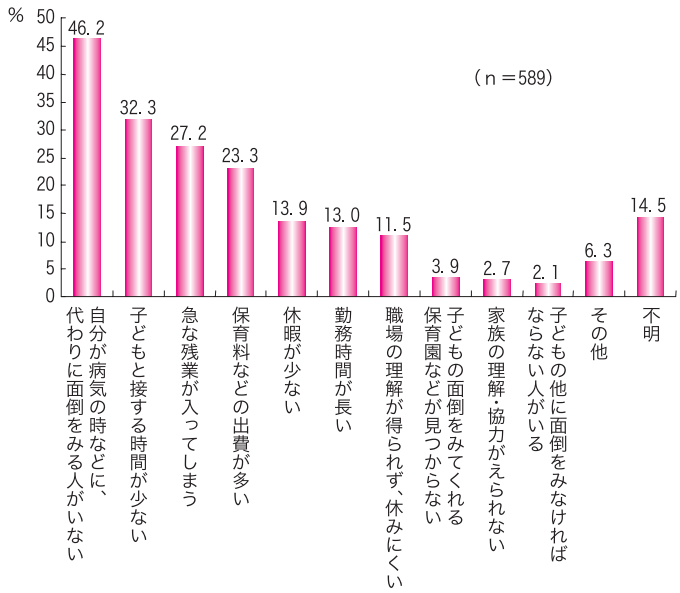

図表－２　仕事と子育てを両立させるうえで大変だと感じること（小学生の保護者）

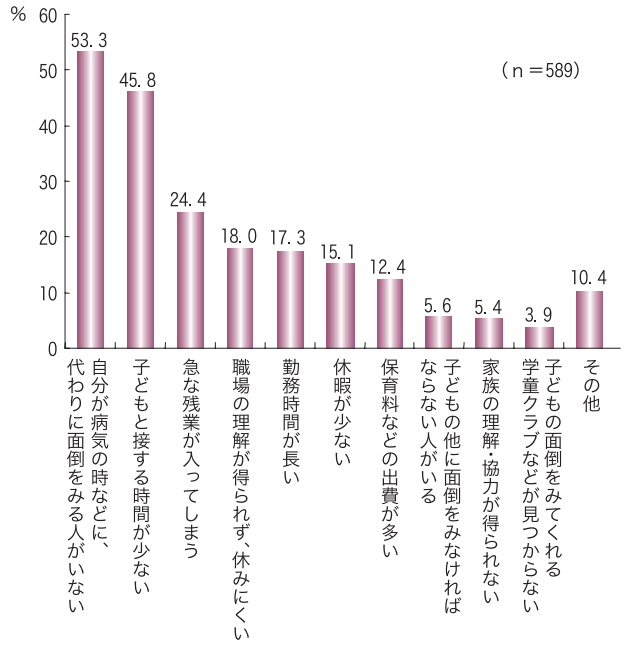

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 16 年３月）】

区は子育てと仕事の両立を支援するためにさまざまな施策を実施していますが、今後はさらに施策の充実を図るとともに、保護者や事業主への情報提供に努め、必要なときに必要なサービスを活用できるようにしていくことが課題となっています。

（２）　施策の方向

ファミリーサポートセンター事業、保育サービスおよび学童クラブ事業や放課後児童等の広場事業等の充実を図るとともに、それらの事業の広報、情報提供等を積極的に行うことで、利用促進に努め、子育てと仕事の両立支援を進めます。

また、民間子育て支援団体のネットワークづくり等を進め、さらに、それらの地域の子育て力と区内事業所が協力して、そこに働く子育て中の区民を支援する仕組みづくりを目指します。

（3） 施策の体系

子育てと仕事の両立支援

- 計画事業 ファミリーサポートセンター事業
- 計画事業 保育所待機児童の解消
- 認証保育所の運営助成
- 家庭福祉員
- 私立保育園の運営助成
- 保育室の運営助成
- 駅型グループ保育室
- 私立幼稚園預かり保育事業
- 計画事業 乳幼児一時預かり事業
- 計画事業 ショートステイ
- 計画事業 トワイライトステイ（夜間一時保育）
- 計画事業 緊急一時保育
- 計画事業 一時保育

計画事業　病後児保育

計画事業　延長保育

計画事業　休日保育

年末保育

産休明け保育

０歳児の 11 時間保育の実施

障害児保育

計画事業　学童クラブ事業

計画事業　放課後児童等の広場事業

計画事業　「ねりま産業情報（ぺがさす）」等による啓発･広報

計画事業　男女共同参画情報紙「MOVE」等による啓発・広報

（4） 事業の概要

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
計画事業	ファミリーサポートセンター事業	区民が主体的に行う育児援助活動で、援助会員（保育サービス講習会修了者）と利用会員（子どもの保護者）の双方の了解のもと、子どもの一時保育・保育園等への送迎などを行います。今後、活動拠点を４か所に増設します。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 援助会員数　270 人 利用会員　2,400 人 利用件数　延べ 25,500 件	子育て支援課
計画事業	保育所待機児童の解消	既設保育園の定員の見直し、保育園の新設、改築に伴う定員増、保育園分園の新設、家庭福祉員の増員、認証保育所の新設など施設整備を行い、待機児童の解消に努めます。	保育課
	認証保育所の運営助成	認証保育所Ａ型（駅前基本型）の設置をすすめ、多様な保育需要に応えていきます。 認証保育所は、東京都が基準を満たす施設を認証したもので、Ａ型（駅前基本型）とＢ型（小規模・家庭的保育所）の２つの類型があります。	保育課
	家庭福祉員	区が認定した家庭福祉員が、福祉員の自宅で、産後 57 日～３歳未満児を対象に、家庭的な雰囲気で保育を行います。	保育課
	私立保育園の運営助成	保育内容の充実、運営の安定など児童福祉の増進を図ることを目的として、財政等の援助に努めます。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 私立保育園 18 園（分園３園含む）	保育課
	保育室の運営助成	一定の基準を満たす認可外保育施設を、保育室として認定して、保育の充実のための助成をします。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 保育室　　14 室	保育課
	駅型グループ保育室	駅近くのマンションの一室を区が借り、保育室として整備して、区が認定した家庭福祉員がグループで保育を行います。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 駅型グループ保育室　　８か所	保育課
	私立幼稚園預かり保育事業	幼稚園の在園児で、保護者が働いているなど、保育園の入園要件に該当する児童を対象に、幼稚園の通常の保育時間の前後の時間などに、保育園と同じ保育日・保育時間になるよう預かり保育を実施します。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 私立幼稚園　　７園	保育課
計画事業	乳幼児一時預かり事業	保護者の都合に合わせ、乳幼児の子どもの一時預かりを実施することで、在宅子育て家庭への育児支援を行います。 ＜子ども家庭支援センター＞ 平成 17 年度実施予定、練馬駅南口	子育て支援課
計画事業	ショートステイ	保護者が疾病等の理由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設において養育することにより児童および家庭の福祉の向上を図ります。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 利用件数　　延べ 342 件	子育て支援課

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
計画事業	トワイライトステイ（夜間一時保育）	保護者が、仕事やその他の理由によって平日の夜間に不在となり、家庭における児童の養育が困難となった場合、施設において養育することにより児童および家庭の福祉の向上を図ります。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 利用件数　　延べ 824 件	子育て支援課
計画事業	緊急一時保育	保護者の疾病、出産等により緊急に一時的な保育が必要な場合に、産後 57 日以上から未就学児童を対象に、緊急一時保育員、定員の空きを利用した保育園・保育室が保育を行います。 【平成 15 年度末実績】 利用日数　1,586 日	保育課
計画事業	一時保育	保護者の育児疲れ、断続的勤務などの保育ニーズに応えるために、一時保育を行います。 【平成 15 年度末実績】 利用日数　2,021 日	保育課
計画事業	病後児保育	保育園に通っている児童が、病気の回復期で集団保育が困難な期間に、保育園や医療施設などの一室を保育室として整備して、一時的に預かります。 【平成 15 年度末実績】 利用日数　50 日	保育課
計画事業	延長保育	保護者の就労等の延長に対応するため、開所時間の延長をします。現在１時間延長（午後６時 30 分から７時 30 分（一部私立は７時 15 分）を区立 17 園・私立 12 園で、２時間延長（午後６時 15 分から午後８時 15 分）は私立１園で実施しています。	保育課
計画事業	休日保育	従来、保育園の休園日となっていた日曜・祝日に、休日保育を実施します。実施する保育園は、交通の利便性などを考慮した拠点方式を予定しています。	保育課
	年末保育	多様な就労形態に対応するため、12 月 29･30 日に、午前７時 30 分から午後６時 30 分まで、保育園・保育室で保育を行います。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 区立保育園　　10 園 私立保育園　　４園 保育室　　２室	保育課
	産休明け保育	産後すぐ職場復帰するなど、産休明けからのニーズに応えるために、産後 57 日からの乳児の保育を実施します。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 区立保育園　　13 園 私立保育園　　５園（分園含む）	保育課
	０歳児の 11 時間保育の実施	区立保育園の０歳児は、午前８時 30 分から午後５時 15 分までの間の８時間を保育時間としています。今後、１歳児以上の児童を対象としている午前７時 30 分から午後６時 30 分までの保育時間を、８か月以上の乳児に拡大します。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 私立保育園　　５園（分園含む）	保育課

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
	障害児保育	原則として、集団での保育が可能な、身体障害者手帳３級・愛の手帳３度以下程度の中軽度な障害をもつ満３歳以上の児童を、保育園で受け入れます。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 受入れ人数 区立保育園　163 名 私立保育園　41 名	保育課
計画事業	学童クラブ事業	放課後等の保育に欠ける児童の健全育成を図るため、学童クラブ事業を充実します。	子育て支援課 地域振興課 保健福祉部管理課
計画事業	放課後児童等の広場事業	社会福祉法人やＮＰＯ、ボランティア団体などの地域の団体が行う、放課後保育に欠ける児童の保育を行う事業等に助成を行います。	子育て支援課
計画事業	「ねりま産業情報（ぺがさす）」等による啓発･広報	区の産業施策等の情報を提供する広報紙「ねりま産業情報（ぺがさす）」等によって、意識改革を推進するための広報・啓発、情報提供等を行います。 また、区内事業所が次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定するよう働きかけるなど、仕事と子育ての両立に関連する法制度等の広報・啓発、情報提供等を行います。	商工観光課
計画事業	男女共同参画情報紙「MOVE」等による啓発･広報	男女共同参画情報紙「ＭＯＶＥ（ムーブ）」等によって、意識改革を推進するための広報・啓発、情報提供等を行います。 また、仕事と子育ての両立に関連する法制度等の広報・啓発、情報提供等を行います。	人権・男女共同参画課

（５）　計画事業

事業名	対象者	事業主体	16 年度末の現況（見込み）	５か年の事業量	21 年度末の目標値
ファミリーサポートセンター事業	会員登録した区民	区	１か所（区全体）	２か所増	３か所
保育所待機児童の解消	保育園に入所を希望する就学前の児童		入所児童定員数 8,724 人	459 人増	9,183 人
		区 社会福祉法人等民間事業者	・区・私立保育園 77 園 7,862 人	２園増 210 人増	79 園 8,072 人
		民間事業者	・認証保育所 Ａ型 12 か所 350 人	８か所増 240 人増	20 か所 590 人
		家庭福祉員	・家庭福祉員 福祉員 52 人 148 人	３人増 ９人増	55 人 157 人
		家庭福祉員	・駅型グループ 保育室 ８室 75 人	継続 継続	８室 75 人
		民間事業者	・保育室　14 室 289 人	継続 継続	14 室 289 人
乳幼児一時預かり事業	０歳児から未就学児	区	設置か所数 ―	１か所増	１か所
			定員数 ―	10 人増	10 人
		ＮＰＯ等民間団体	放課後児童等の広場事業 １か所	継続	１か所
ショートステイ	満３歳から 12 歳（小学生）の子ども	区	設置か所数 １か所	１か所増	２か所
			定員数 ５人	８人増	13 人
トワイライトステイ（夜間一時保育）	満３歳から 12 歳（小学生）の子ども	区	設置か所数 １か所	２か所増	３か所
			定員数 ８人	18 人増	26 人
緊急一時保育	保護者の出産・疾病等要件に当てはまる未就学児	区 緊急一時保育員 民間事業者	緊急一時保育員 10 人	２人増	12 人
			定員数 30 人	６人増	36 人
			＜入所定員の空きを利用＞ 保育園 59 園	２園増	61 園
			保育室 14 室	継続	14 室

事業名	対象者	事業主体	16 年度末の現況（見込み）	5 か年の事業量	21 年度末の目標値
一時保育	未就学児	区 社会福祉法人等民間事業者	区・私立保育園 1 園 定員数 10 人 認証保育所 1 か所 定員数 9 人 ＜入所定員の空きを利用＞ 認証保育所 11 か所	5 園増 50 人増 継続 継続 8 か所増	6 園 60 人 1 か所 9 人 19 か所
病後児保育	病気の回復期にある未就学児	区 社会福祉法人等民間事業者 医療機関	実施か所数 1 か所 定員数 4 人	3 か所増 12 人増	4 か所 16 人
延長保育	延長保育実施保育園児	区 社会福祉法人等民間事業者	区・私立保育園 （朝 30 分） － 定員数 － （夕 1 時間） 29 園 定員数　552 人 （夕 2 時間） 1 園 定員数　30 人	5 園増 150 人増 5 園増 100 人増 5 園増 150 人増	5 園 150 人 34 園 652 人 6 園 180 人
休日保育	保育園在園児	区 社会福祉法人等民間事業者	区・私立保育園 — 定員数 —	6 園増 180 人増	6 園 180 人
学童クラブ事業	放課後等保育に欠ける児童小学 1 ～ 3 年生、心身に障害のある児童は 6 年生まで	区	学童クラブ設置か所数 87 か所 定員数 3,325 人 受入数 3,631 人	2 か所増 80 人増	89 か所 3,405 人
放課後児童等の広場事業	小学生	社会福祉法人 ＮＰＯ法人 その他地域の運営団体	3 か所 登録数　75 人	10 か所増 250 人増	13 か所 325 人
「ねりま産業情報（ぺがさす）」等による啓発･広報	区民 事業主 区内で働く人等	区	関係記事の掲載	継続	関係記事の掲載
男女共同参画情報紙「MOVE」等による啓発・広報	区民 事業主 区内で働く人等	区	関係記事の掲載	継続	関係記事の掲載

Ⅵ　特に援助が必要な子どもと子育て家庭を応援します

１　児童虐待防止対策の充実

（１）　現状と課題

児童虐待は、子どもの人権を尊重し、子どもの健やかな成長を保障しようとする児童憲章、児童福祉法および「児童の権利に関する条約」の根幹に関わるものであり、その防止は社会全体で取り組むべき重要な課題です。

しかし、練馬区においても、虐待相談件数は、年々増加傾向にあり、児童虐待防止対策を充実する必要があります。（図表－１）

図表－１　練馬区の虐待処理件数

＜児童相談センター受理分＞

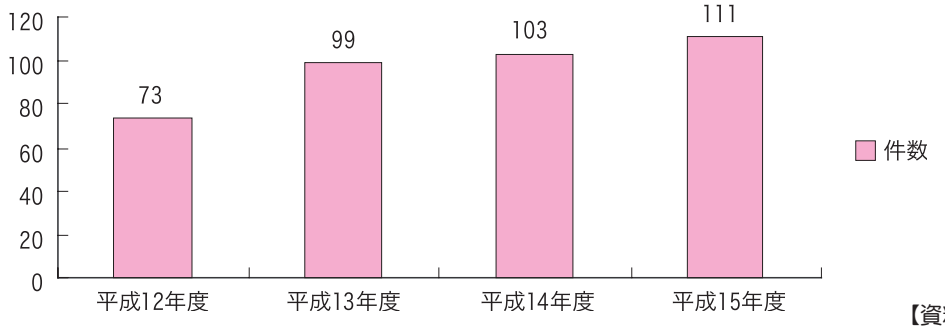

【資料：子育て支援課】

練馬区は、児童の虐待防止等に関する法律（平成 12 年制定）の施行以来、積極的に児童虐待防止体制の整備を進めてきました。平成 14 年には、学校、保育園等を含めた区の関係機関、民生児童委員協議会、人権擁護委員、私立幼稚園協会、私立保育園協会、医師会、歯科医師会、児童相談所、警察署などの幅広い関係機関で構成する練馬区児童虐待防止協議会を設置しました。協議会では、児童虐待の予防、早期発見、援助を目的として、「児童虐待防止マニュアル」を平成 15 年度に作成しました。現在、各関係機関は、マニュアルに基づき虐待防止対策に取り組んでいますが、関係機関の主体的な取り組みと効果的な連携をより一層強化する必要があります。

また、子どもの人権尊重および児童虐待防止の啓発を、関係機関や区民を対象に、重点的に実施する必要があります。

そのためには、児童虐待防止の中核的機関である子ども家庭支援センターの機能の充実を図る必要があります。

（２）　施策の方向

児童虐待への対応については、緊急・重度な案件は東京都児童相談センターが担当し、区は比較的軽度な案件を担当することとなっています。そのため、区は地域で子どもと家庭を支えることが主な役割となります。

区では、区民がいつでも身近なところで気軽に相談でき、適切な対応ができるように、保健相談所・福祉事務所・総合教育センターなどの相談窓口に加えて、児童虐待に関する通報・相談窓口として、おおむね４福祉事務所地域ごとに子ども家庭支援センターを設置します。

練馬区児童虐待防止協議会では、引き続き区全域を対象とした児童虐待の情報の交換や児童虐待対応の連携強化を図ります。また、子どもと家庭の最も身近な地域で、児童虐待を予防、早期発見し、援助機能を十分に発揮するために、４地域の子ども家庭支援センターごとに児童虐待防止地域協議会を設置

します。区全域や各地域などで機会を捉えて子どもの人権尊重および児童虐待防止の啓発を区民および関係機関を対象に実施します。

さらに、児童虐待の事例に対して、地域の関係者などがネットワークを形成して適切に援助していくことができるように、4 地域の子ども家庭支援センターが支援します。

関係機関がそれぞれの役割を充分に果たし、連携して子どもと家庭の抱える困難な問題を解決していくためには、「関係機関ごとのマニュアル」が必要です。子ども家庭支援センターは「児童虐待防止マニュアル」の改定をすすめるほか、「関係機関ごとのマニュアル」の作成を支援します。

（3） 施策の体系

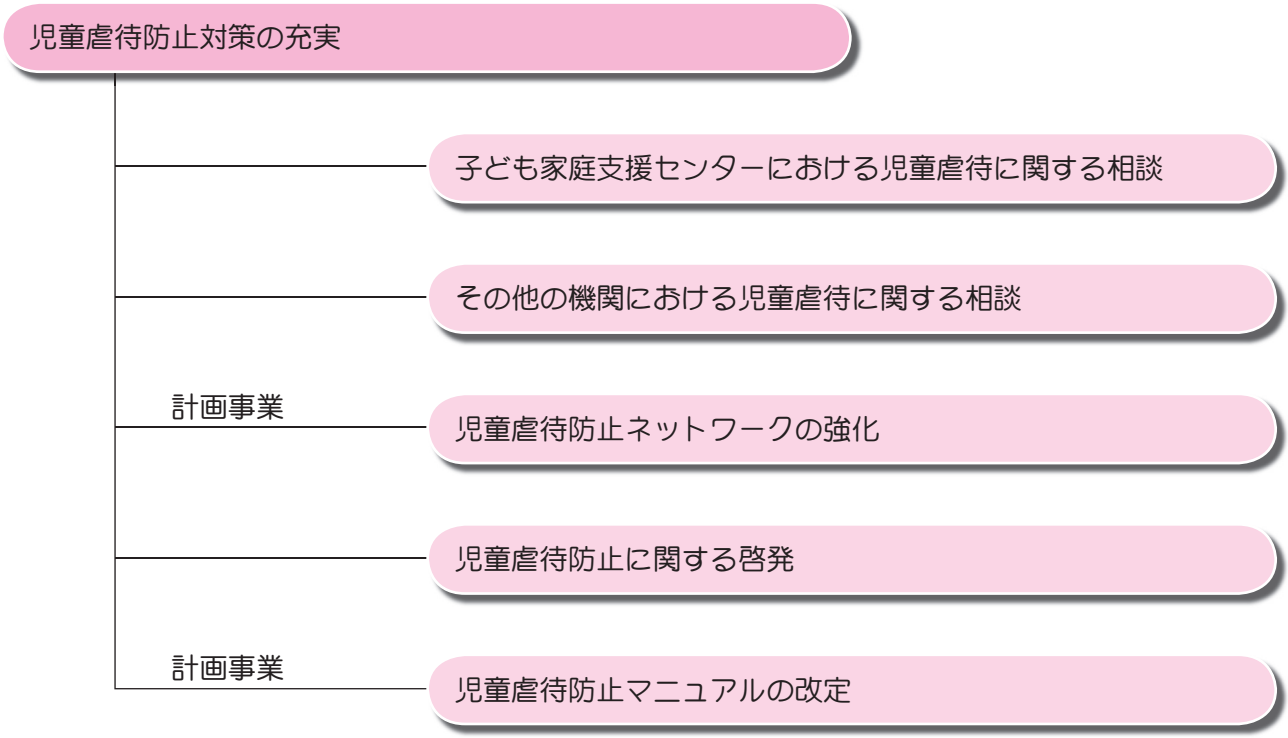

（4） 事業の概要

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
	子ども家庭支援センターにおける児童虐待に関する相談	4か所の子ども家庭支援センターを設置し、区民からの児童虐待通報や相談を受けます。 児童虐待通報については、東京都児童相談センターと連携して子どもの安否の確認を最優先にします。 保護者からの相談については、子どもと家庭の問題解決のために、関係機関との連携の充実に努めます。	子育て支援課
	その他の機関における児童虐待に関する相談	日常的な相談の中から児童虐待を早期に発見し、関係機関と連携しながら、適切な援助を行います。保健相談所では、親子の心の問題への対応として、精神科医師による相談や対応が困難な事例には、専門家を交えた検討会を行います。 ＜総合福祉事務所＞ ＜保健相談所＞ ＜児童館＞ ＜総合教育センター＞	総合福祉事務所 保健相談所 子育て支援課 総合教育センター

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
計画事業	児童虐待防止ネットワークの強化	児童虐待防止協議会を開催し、児童虐待の防止に関すること、関係機関の連携に関すること等を協議します。協議会は、区全体の課題を担当する協議会と、おおむね４福祉事務所地域の課題を担当する４地域協議会を設置し、関係機関の連携を強化することにより、子どもと家庭のより身近なところで児童虐待の防止に努めます。 ４か所の子ども家庭支援センターが児童虐待防止ネットワークの中核的機関として地域協議会の事務局を担います。	子育て支援課
	児童虐待防止に関する啓発	児童虐待防止協議会、児童相談センター等と連携しながら、講演会の開催やポスター･チラシの配布など、啓発事業を実施します。	子育て支援課
計画事業	児童虐待防止マニュアルの改定	平成 16 年３月発行の「児童虐待防止マニュアル」を時勢に合わせて改定します。	子育て支援課

（5）　計画事業

事業名	対象者	事業主体	16 年度末の現況（見込み）	５か年の事業量	21 年度末の目標値
児童虐待防止ネットワークの強化	関係機関	区	練馬区児童虐待防止協議会の運営	継続 地域協議会の設置運営　３か所	練馬区児童虐待防止協議会の運営 地域協議会の設置運営　３か所
児童虐待防止マニュアルの改定	関係機関	区	作成済（平成 16 年３月）	改定	改定

トピック　児童虐待の予防相談

保健相談所「虐待予防相談」

６か所の保健相談所では、心の健康を保つために、年間延べ 93 回、精神科医師による一般精神保健相談を実施し、親子の心の問題にも対応してきました。

17 年度からは、子どもへの虐待を自覚している方、子育てが辛い、あるいは、子どもとの関係に悩みを抱えている方などを対象とした、専門医による「虐待予防相談」を、年間 21 回実施し、虐待の発生予防、再発防止のための取組を充実します。

子ども家庭支援センター「心の相談事業」

子ども家庭支援センターでは、乳幼児を持つ母親を対象に、「心の相談事業」を年 24 回開催しています。心理相談員を中心にして、母親だけのグループミーティングを行っています。子育てをめぐる様々な出来事にストレスを感じている母親が、心情を語ることで少しでも楽になり、子どもと向かい合えることをめざしています。保育室も用意しています。

2　ひとり親家庭の自立の支援

（1）　現状と課題

離婚件数が、ほぼ一貫して増加しています。離婚件数の増加に合わせ、ひとり親家庭は、母子家庭においては平成２年と平成 12 年の比較で 1.3 倍、特に６歳未満の子どものいる世帯は 2.1 倍と大きく伸びています。父子家庭では、平成２年と平成 12 年の比較で減少していますが、６歳未満の子どものいる世帯数では、2.3 倍と大きく伸びています。（図表－１）

図表－１　ひとり親世帯数の推移

年	母子世帯数（世帯）					父子世帯数（世帯）				
	総数	子どもが１人	子どもが２人	子どもが３人以上	（再掲）６歳未満の子どものいる世帯	総数	子どもが１人	子どもが２人	子どもが３人以上	（再掲）６歳未満の子どものいる世帯
平成２	2,544	1,350	954	240	344	474	268	161	45	24
平成７	2,707	1,512	955	240	495	460	263	155	42	46
平成12	3,298	1,784	1,178	336	708	434	239	152	43	54

【資料：国勢調査、各年 10 月１日】

☞ 母子世帯の数：父が離婚や死亡などでいないか、父が重度の障害者の 18 歳までの児童（障害がある場合は 20 歳未満）のいる家庭に支給している、児童扶養手当の支給実績では、平成 16 年２月現在で 4,137 世帯となっています。

そのような中で、母子相談の件数は、平成 10 年度の 1,977 件が、平成 14 年度には 3,464 件と大きく伸び、平成 15 年度には減少したものの、平成 10 年度の約 1.5 倍の件数になっています。（図表－２）

図表－２　総合福祉事務所における母子相談件数

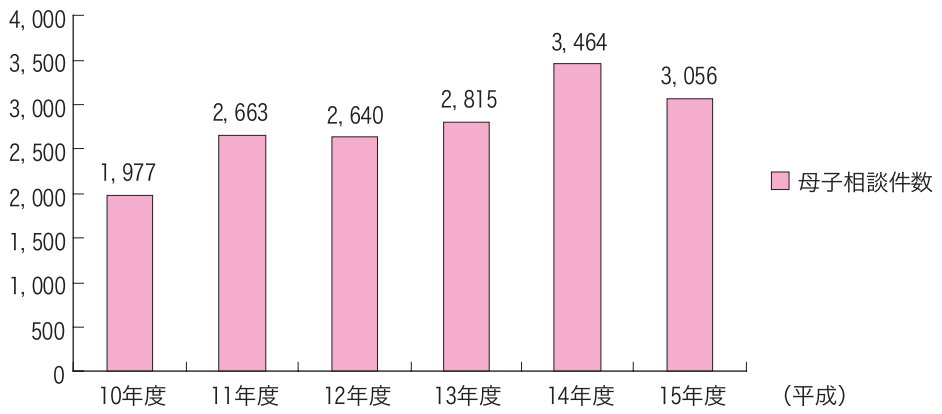

【資料：練馬区統計書】

また、配偶者等からの暴力から逃れ、行き場のない母子または女性の安全確保を目的とした緊急一時保護の件数も増加しており、母子家庭増加の一因となっています。

ひとり親家庭は、母親や父親がひとりで「生活の維持」「仕事と家事・育児の両立」など多くの問題を抱え込むことになり、非常に不安定な状態におかれがちです。特に、母子家庭では、母親が、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うことになった直後からその生活は大きく変化し、住居、収入、子どもの養育等の面でさまざまな困難に直面することになります。その多くは課題が複雑に重なり合っており、総合的に支援する必要があります。このようなことから、平成 16 年度からは、各総合福祉事務所の母子自立支援員を 2 名に増員して、母子家庭の自立支援を強化しています。

その他、精神面で支えを必要としている場合や養育能力や生活能力が欠けている場合において、適切な援助を行うなど、生活について幅広く支援する仕組みや、個々の世帯が抱える問題に対し、相互に支えあう仕組みを活用することなどが求められており、母子寡婦福祉団体等と連携しながら、きめ細かな施策を展開することが重要です。

母子家庭については、子育てをしながら母親が収入面、雇用条件面等でより良い職業に就き、経済的に自立できることが、母親本人にとっても子どもの成長にとっても重要なことであり、就労支援施策を推進する必要があります。父子家庭については、仕事と家事･育児の両立で困難に陥っている例が多く、家事援助などの生活支援が必要です。

区では、ひとり親家庭が抱える悩みや不安などに対する相談窓口を総合福祉事務所に設置しているほか、ひとり親家庭等医療費の助成、児童扶養手当や児童育成手当の支給、各種福祉資金の貸付、母子生活支援施設の設置や緊急一時保護施設の確保、ホームヘルプサービスや休養ホームの提供等さまざまな事業を実施しています。

今後も引き続きひとり親家庭への支援を充実するとともに、特に母子家庭の経済的自立を目指した事業の充実を図る必要があります。

（2）　施策の方向

国は、「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置き、離婚後の生活の激変を緩和するために、母子家庭となった直後の支援を重点的に実施するとともに、就労による自立を支援する方針です。区では、母子家庭の就労活動の支援を行う体制の整備を図りながら、自立に向けた職業能力の開発などの就労支援事業の充実を図るため、母子家庭自立支援教育訓練給付金事業を実施します。母子家庭高等技能訓練促進費事業、母子家庭常用雇用転換奨励金事業の実施については、今後検討していきます。

また、各種相談、生活支援、経済的支援などのひとり親家庭に対する支援事業を実施し、ひとり親家庭の自立を支援していきます。

（3） 施策の体系

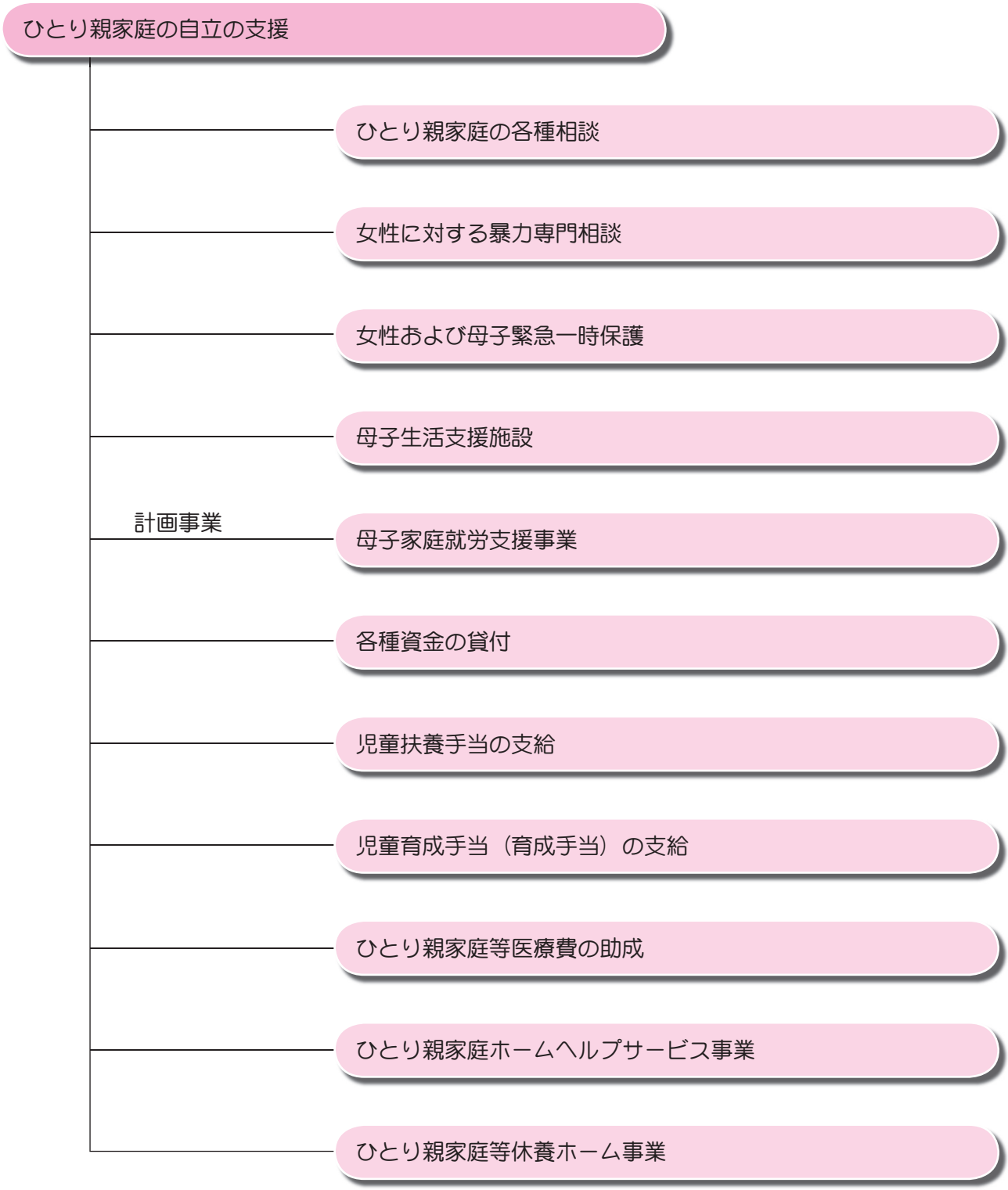
ひとり親家庭の自立の支援
ひとり親家庭の各種相談
女性に対する暴力専門相談
女性および母子緊急一時保護
母子生活支援施設
計画事業
母子家庭就労支援事業
各種資金の貸付
児童扶養手当の支給
児童育成手当（育成手当）の支給
ひとり親家庭等医療費の助成
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業
ひとり親家庭等休養ホーム事業

（４）　事業の概要

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
	ひとり親家庭の各種相談	母子自立支援・婦人相談員または面接員が生活全般の相談を受けます。	総合福祉事務所
	女性に対する暴力専門相談	夫の暴力など女性に対する暴力に関する相談を受けます。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 個別相談　　208 人 グループミーティング　　352 人	人権・男女共同参画課
	女性および母子緊急一時保護	夫等からの暴力により、保護を求めてくる女性および母子を、区で独自に確保した施設や東京都等の施設で、一時的に保護します。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 ３か所４室（区が確保している施設）	人権・男女共同参画課 総合福祉事務所
	母子生活支援施設	配偶者のいない母親とその子どもを保護し、経済的自立を促し、安心して児童の養育ができるようにします。 また、入所した世帯が社会に適合し、自立した生活が営めるように援助･指導を行います。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 １か所 20 室	子育て支援課 総合福祉事務所
計画事業	母子家庭就労支援事業	平成 15 年、母子家庭の自立を支援するため、母子及び寡婦福祉法が改正されるとともに、母子家庭の母の就労の支援に関する特別措置法が制定されました。これを受けて区では、母子家庭の母の主体的な能力開発を支援する母子家庭自立支援教育訓練給付金事業を実施します。	総合福祉事務所
	各種資金の貸付	母子福祉資金、女性福祉資金、応急小口資金、高等学校進学準備資金の貸し付けを行い、経済的自立、生活の安定、生活意欲の増進を図ります。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 母子福祉資金　　694 件 女性福祉資金　　53 件 応急小口資金　　472 件 高等学校進学準備資金　　130 件	総合福祉事務所
	児童扶養手当の支給	父が離婚や死亡などでいないか、父が重度の障害者の 18 歳までの児童（障害がある場合は 20 歳未満）のいる家庭に手当を支給し、生活の安定と自立の促進を図ります。国の制度で、所得制限があります。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 支給額 1人目41,880円(一部支給は41,870円～9,880円)、 2 人目 5,000 円、3 人目以降 3,000 円（月額） 受給世帯　4,100 世帯　対象児童　6,100 人	子育て支援課
	児童育成手当（育成手当）の支給	父または母が死亡・離婚等でいないか、父または母が重度の障害者の 18 歳までの児童の保護者に手当を支給し、生活の安定と自立の促進を図ります。東京都の制度で、所得制限があります。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 支給額 1 人 13,500 円（月額） 受給世帯　5,600 世帯　対象児童　8,200 人	子育て支援課

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
	ひとり親家庭等医療費の助成	父または母が死亡・離婚等でいないか、父または母が重度の障害者の 18 歳（障害がある場合は 20 歳未満）までの児童のいる家庭に医療証を交付して、医療費の一部を助成します。東京都の制度で、所得制限があります。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 一部負担内容 住民税課税世帯　自己負担分の 1 割と入院時食事療養費標準負担額 住民税非課税世帯　入院時食事療養費標準負担額 受給者数　3,500 世帯　対象者　7,500 人	子育て支援課
	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	中学生以下の児童のいるひとり親家庭の母親や父親あるいは児童が、一時的な疾病などで日常生活に困った場合、ひとり親家庭になった直後で生活が不安定な場合、親族等の冠婚葬祭に親が出かける場合等にホームヘルパーを派遣し、育児や食事の世話等生活の援助を行います。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 延べ　5,400 世帯　　延べ　20,000 時間	総合福祉事務所
	ひとり親家庭等休養ホーム事業	ひとり親家庭等がレクリエーションその他休養のために、区が指定する宿泊施設を利用する場合に、宿泊料金の一部を区で補助することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 利用泊数　大人 450 泊　子ども 300 泊 施設数　　24 施設	保健福祉部管理課

（5）　計画事業

事業名	対象者	事業主体	16 年度末の現況（見込み）	5 か年の事業量	21 年度末の目標値
母子家庭就労支援事業	母子家庭の母	区	ー	母子家庭自立支援教育訓練給付金事業の実施	母子家庭自立支援教育訓練給付金事業の実施

３　障害児の健全な発達の支援

（１）　現状と課題

障害児が、乳幼児期から社会人となるまで、住み慣れた地域で、必要な援助を受けながら自立や社会参加ができるように、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援が求められています。

就学前児童のいる家庭に対するアンケート結果によれば、『子どものことで心配に感じている、気になっていること』について、「病気や発育・発達に関すること」が第３位になっています。（図表－１）

図表－１　子どものことで心配に感じていること、気になっていること（就学前児童の保護者）

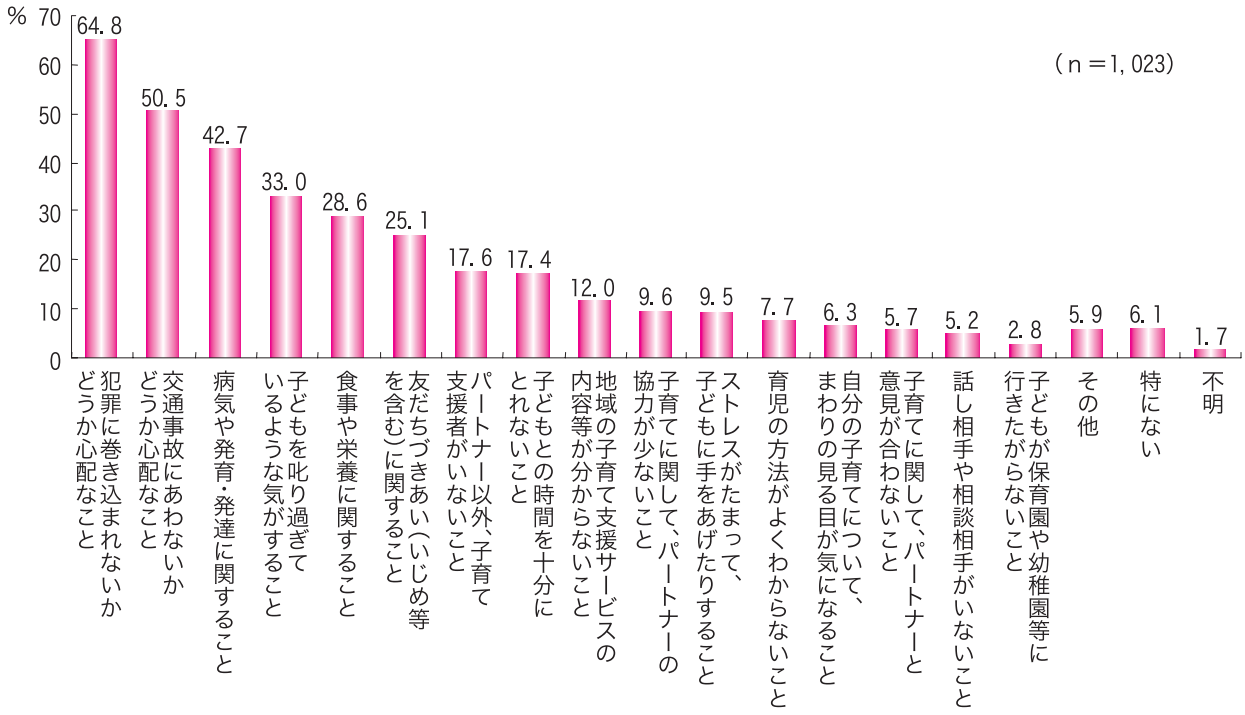

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 16 年３月）】

特に、発達に遅れのある、あるいはその疑いがある乳幼児の保護者や兄弟姉妹は、精神的・肉体的に大きな負担をかかえている場合が多く、早期支援が必要です。

子どもの発達は出生から３歳までの変化が著しいため、障害を早期に発見し、保護者も含めた援助体制を確立することは、障害児の健全な発達を支援するうえで重要です。

練馬区では、昭和 54 年に心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）を開設し、障害のある乳幼児に対する相談・療育を実施してきました。

しかし、近年、学習障害、注意欠陥／多動性障害、高機能自閉症等の比較的軽度の発達障害や発達リスクのある児童の相談件数が増加しています。増加する相談・療育のニーズに対応する支援体制の検討が必要です。また、障害児への訓練、相談などを実施している民間団体に対する支援も必要です。

障害児を受け入れる幼稚園、小学校、中学校では、学校内の支援体制を整備し、障害の種類と程度に応じた教育を推進しています。現在、通常の学級に在籍する学習障害、注意欠陥／多動性障害等の児童生徒を含め、障害のある児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行う「特別支援教育」の実施に向けた準備が、国・東京都においてすすめられています。区は、国・東京都の動きに合わせて「特別支援教育」の準備をすすめる必要があります。

中・軽度の障害児については、保育園や学童クラブにおいて受入れに努めていますが、その充実が必

要です。重度の障害児については、保育園や学童クラブは集団保育のため、受入れが困難な状況にあり、養護学校の放課後の居場所づくりなどが求められています。また、障害児の保護者が一時的な休息ができるように障害児を預かるなどの援助も求められています。

さらに、障害児が住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるように、子どもを含めた地域の人々が障害に対する理解を一層深めるとともに、経済的支援や生活支援などをすすめることが必要です。

☞ 学習障害（ＬＤ）：全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に困難を示す状態。

☞ 注意欠陥／多動性障害（ＡＤＨＤ）：年齢あるいは発達に不釣合いな注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

☞ 高機能自閉症：①他人との社会的関係の形成の困難さ②言葉の発達の遅れ③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わない障害です。

☞ 特別支援教育：従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、ＬＤ、ＡＤＨＤ、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒に対して適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。

（２）　施策の方向

発達に遅れのある、あるいはその疑いがある乳幼児をできるだけ早期に発見し、早期の療育を行うために、保健・医療・保育・福祉・教育等の関係機関の連携による早期療育に努めます。

また、障害の発見から療育へという流れのなかで、民間幼児・児童訓練教室への支援を含め一人ひとりの発達や障害特性に対応できる相談・療育に努めます。

学校教育では、心身障害教育に関わる教員の専門性の向上を図るとともに、今後、（仮称）特別支援教育検討委員会を設置し、特別支援教育への円滑な移行に備えます。

保育園、学童クラブでは、障害児の受入れ拡大に努めます。また、養護学校に通学する児童については、関係機関や保護者と連携して放課後の居場所づくりへの支援を検討します。

経済的支援や生活支援などの障害児に対する支援事業を実施し、障害児の自立や社会参加を支援していきます。

（３）　施策の体系

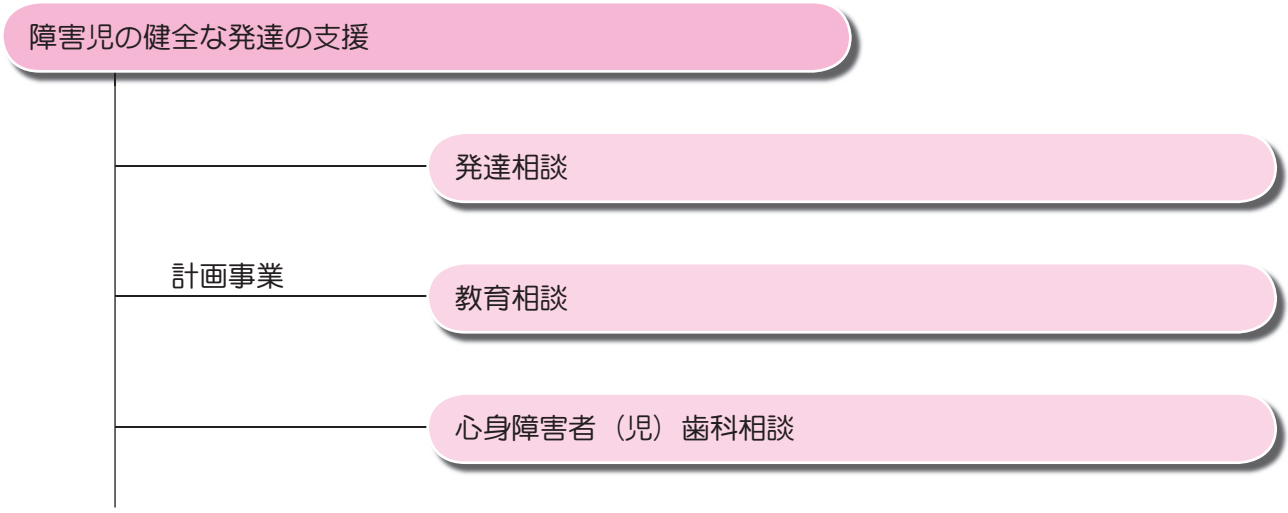

- 心身障害者（児）歯科診療
- 障害児の早期療育
- 計画事業　特別支援教育への移行
- 計画事業　心身障害教育に関わる教員の専門性の向上
- 幼稚園における障害児教育
- 障害児保育
- 学童クラブでの障害児の受入れ等
- 特別児童扶養手当の支給
- 児童育成手当（障害手当）の支給
- 住宅改造・改善の助成
- ホームヘルプ事業
- 日常生活を容易にするための各種援助
- 福祉タクシー等事業
- チェアキャブ運行事業への補助

民間幼児・児童訓練教室に対する運営費の助成等

障害児を持つ親の会等への支援

（4） 事業の概要

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
	発達相談	発達の遅れのある、あるいはその疑いのある乳幼児について、専門医が相談に応じます。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 相談件数　3,000 件	障害者施設課
計画事業	教育相談	教育に関する子ども・保護者・教育関係者の相談に応じます。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 来室相談件数　850 件 電話相談件数　560 件	総合教育センター
	心身障害者（児）歯科相談	練馬つつじ歯科診療所で練馬区歯科医師会に委託して実施します。	地域医療課
	心身障害者（児）歯科診療	心身に障害を有する者および児童と保護者に対し、土曜日の午後に、練馬つつじ歯科診療所で練馬区歯科医師会に委託して実施します。	地域医療課
	障害児の早期療育	発達に遅れのある、あるいはその疑いがある乳幼児を、保健・医療・福祉・保育等の関係機関の連携によりできるだけ早期に発見し、必要な指導訓練を行うことによって、障害の軽減や基本的生活能力の向上を図ります。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 心身障害者福祉センター 通所定員　116 名	障害者施設課
計画事業	特別支援教育への移行	障害のある児童生徒の教育において一人ひとりの教育的ニーズを把握し、教育的支援を行う「特別支援教育」への移行に向けて検討委員会を設置し、移行に向けた準備を行います。 検討委員会では、特別な教育的支援を必要とする在籍児童等やその保護者の支援を検討する「校内委員会」や、特別支援教育の対応や内外の調整を行う「特別支援教育コーディネーター」の設置について検討を行います。 また、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を要する児童等に対応するため、（仮称）特別支援教室の設置についても検討します。	学務課 指導室
計画事業	心身障害教育に関わる教員の専門性の向上	心身障害教育を推進するため、心身障害教育に関わる教員の専門性を高めるための研修や、指導資料の作成を行います。	指導室
	幼稚園における障害児教育	全区立幼稚園で障害児保育の実施を目指します。また、私立幼稚園および幼稚園類似施設において障害児保育を実施する場合、区が委託を行います。	学務課

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
	障害児保育	原則として、集団での保育が可能な、身体障害手帳３級・愛の手帳３度以下程度の中軽度な障害をもつ満３歳以上の児童を、区・私立保育園で、受け入れます。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 受入れ人数 区立保育園　163 名 私立保育園　41 名	保育課
	学童クラブでの障害児の受入れ等	放課後等の保育に欠ける障害のある児童の受入れについては、平成 17 年４月に開設する谷原あおぞら学童クラブで３名受け入れるなど、受入枠を拡大していきます。 また、地域で暮らす重い障害のある児童の放課後の居場所の提供を検討します。	子育て支援課
	特別児童扶養手当の支給	20 歳未満で中度以上の障害のある児童を養育する保護者に手当を支給します。国の制度で、所得制限があります。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 １級 50,900 円、２級 33,900 円（月額） 受給者数　600 人	子育て支援課
	児童育成手当（障害手当）の支給	心身に一定程度の障害がある 20 歳未満の児童を養育する保護者に手当を支給します。東京都の制度で、所得制限があります。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 １人 15,500 円（月額） 受給者数　500 人	子育て支援課
	住宅改造・改善の助成	障害児の在宅生活を容易にするため、段差の解消等の住宅改造・改善に要する経費を助成します。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 助成件数　６件	総合福祉事務所
	ホームヘルプ事業	日常生活を営むのに支障のある障害児を抱えている家庭にホームヘルパーを派遣し、適切な家事・介護を行い、生活の安定を援助します。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 利用時間　50,765 時間	総合福祉事務所
	日常生活を容易にするための各種援助	障害児の在宅生活を容易にするために、浴槽、便器、特殊寝台等の日常生活用具の給付を行います。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 給付件数　42 件	総合福祉事務所
	福祉タクシー等事業	外出困難な障害児の生活範囲を拡大することを目的として、タクシー券の支給やリフト付福祉タクシー、自動車燃料費の助成を行います。	総合福祉事務所
	チェアキャブ運行事業への補助	歩行困難で外出時に車イスを常時使用する障害児の社会参加を進めるために、練馬区社会福祉協議会が実施するチェアキャブ運行事業の事業運営費を補助します。	障害者課
	民間幼児・児童訓練教室に対する運営費の助成等	通所訓練事業などを行っている民間幼児・児童訓練教室に運営費を助成します。また、教室への通所バスを運行します。	障害者課
	障害児を持つ親の会等への支援	障害児の保護者同士が交流を図り、障害の学習や啓発、療育・就園、就学等の情報交換を行う活動を支援しています。	保健相談所

（5） 計画事業

事業名	対象者	事業主体	16 年度末の現況（見込み）	5 か年の事業量	21 年度末の目標値
教育相談	子ども 保護者 教育関係者	区	2 か所 相談員　26 名	1 か所増 相談員　11 名増	3 か所 相談員　37 名
特別支援教育への移行	小中学生	区	心身障害教育あり方検討委員会設置、検討 — — —	（仮称）特別支援教育検討委員会設置および移行準備 校内委員会の検討、設置 特別支援教育コーディネーターの検討、配置 （仮称）特別支援教室の検討、設置	特別支援教育への移行 校内委員会の検討、設置 特別支援教育コーディネーターの検討、配置 （仮称）特別支援教室の検討、設置
心身障害教育に関わる教員の専門性の向上	幼小中学校の教員	区	心身障害学級の授業研究研修会の実施 年間 3 回 学習障害児等学習指導研修会の実施 年間 3 回 軽度発達障害指導資料の作成、全教員への配付	練馬区心身障害教育あり方検討委員会の報告を受け、特別支援教育を見据えた研修会の追加、統合 継続	練馬区心身障害教育あり方検討委員会の報告を受け、特別支援教育を見据えた研修会の追加、統合 軽度発達障害指導資料の作成、全教員への配付

Ⅶ　計画の着実な推進を図ります

1　計画を推進する仕組みづくり

（1）　現状と課題

「子育て、子育ちをみんなが応援するまち　ねりま」を実現していくためには、区民、事業主、区がそれぞれの立場で主体的に行動するとともに、協働して取り組んでいくことが必要です。また、事業の実施状況を子どもと家庭の立場から評価し、成果を検証することによって、適切な改善を図っていくことが必要です。

一方、練馬区の財政状況は、税収が増えない中、義務的経費（特定の目的のために決まって支出しなければならない経費）が増加しており、新たな要望に応える財源が不足するなど、依然として厳しい状況にあります。このような状況の中で、区は、新行政改革プランを平成 15 年 12 月に策定し、①納得できる区民サービスの充実、②区民とともに築く地域経営、③効率的で質の高い行政経営、④職員の生産性の向上　を４つの柱として「区民本位の効率的で質の高い行政運営による区民福祉の向上」をめざした区政運営に努めています。行動計画の推進にあたっては、新行政改革プランのめざす方向を踏まえた着実な取組を進める必要があります。

（2）　施策の方向

公募区民を交えた次世代育成支援行動計画推進協議会を設置し、行動計画の実施状況についての意見を施策に反映させます。また、行動計画の実施状況については、行政評価制度を活用してその効果を評価し、区民に公表し、意見を公募します。

さらに、第三者評価や利用者（保護者）アンケートなど区民参加による評価制度を実施するとともに、保健福祉サービス苦情調整委員制度を活用して、施設運営やサービスの改善に努めます。

また、施設や事業の運営への区民参画や区民主体の事業展開を進めるとともに、施設の管理運営や業務の委託化などを進め、区民・民間との協働による効率的で効果的な計画の実現をめざします。

これらの行動計画推進の仕組みづくりにあわせて、庁内に関係部長で構成する次世代育成支援行動計画推進委員会を設置するとともに、平成 17 年度から実施する事業部制の導入にあわせて、組織の再編強化を図り、区の推進体制を整備します。

（3）　施策の体系

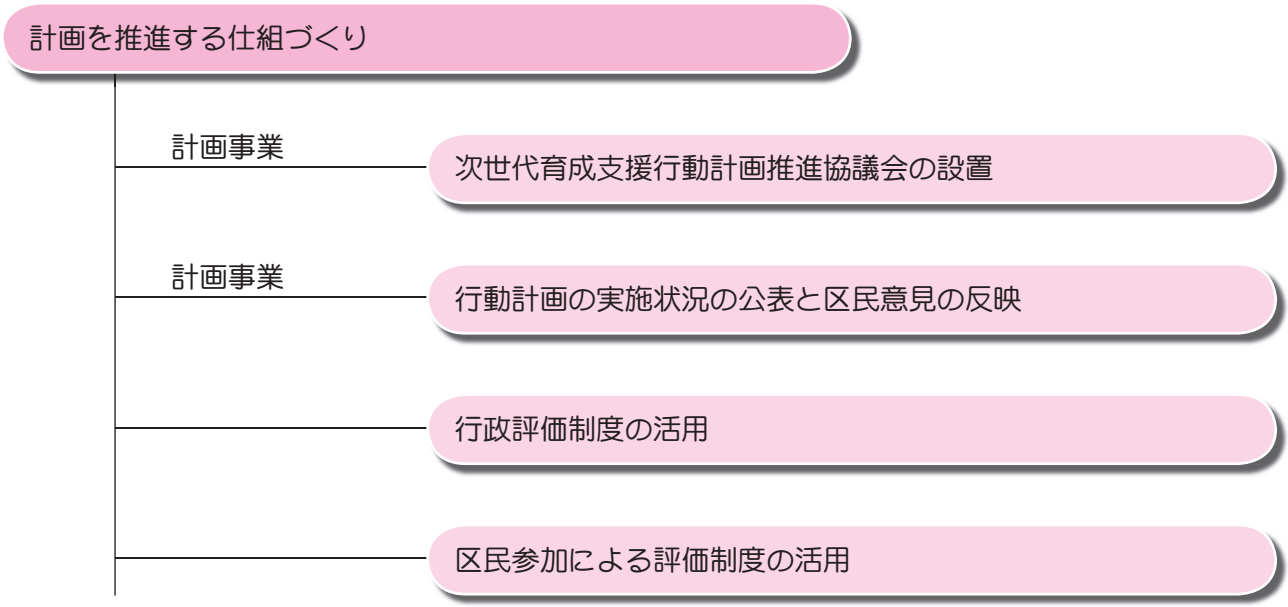

- 保健福祉サービス苦情調整委員の活用
- 施設の管理運営、業務の委託化等の推進
- 区の推進体制の整備

（4） 事業の概要

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
計画事業	次世代育成支援行動計画推進協議会の設置	行動計画の実施状況の把握・点検に区民の意見を反映させるため、公募区民、団体代表、学識経験者等で構成する「練馬区次世代育成支援行動計画推進協議会」を設置します。 また、協議会には、施策に関する問題提起や提案を行っていただき、次世代育成支援施策の推進に努めます。	子育て支援課
計画事業	行動計画の実施状況の公表と区民意見の反映	計画で示した施策の推進や、事業の実施にあたっては、定期的に計画の実施状況を把握・点検することが必要です。計画の実施状況を、年度ごとに把握・点検し、区報、ホームページなどで公表します。区民の方から意見をいただき、計画の実施に反映させます。	子育て支援課
	行政評価制度の活用	行政評価制度を活用して、施策の評価や事業の評価を実施することによって、成果重視の計画の推進をめざします。	各課
	区民参加による評価制度の活用	保育園、学童クラブなどの施設について、第三者評価や利用者（保護者）アンケートを実施し、区民の意見を反映したよりよい運営をめざします。	各課
	保健福祉サービス苦情調整委員の活用	サービスを利用する区民が、区や事業者に苦情や不満がある場合に、保健福祉サービス苦情調整委員が公正中立な立場で対応することによって、安心して利用できるサービスの提供に努めます。	保健福祉部管理課
	施設の管理運営、業務の委託化等の推進	区民、民間との協働による効率的で効果的な施設の管理運営や業務の実施をめざして、保育園、学童クラブ、地区区民館などの管理運営などの委託化を進めます。	各課
	区の推進体制の整備	関係部長で構成する次世代育成支援行動計画推進委員会を設置し、関係組織が連携した計画の推進と進行管理を行います。 また、事業部制の導入にあわせて、子どもに関わる組織を再編強化し、計画の推進体制を整備します。	子育て支援課等

（５）　計画事業

事業名	対象者	事業主体	16 年度末の現況（見込み）	５か年の事業量	21 年度末の目標値
次世代育成支援行動計画推進協議会の設置	区民	区	―	次世代育成支援行動計画推進協議会設置	次世代育成支援行動計画推進協議会設置
行動計画の実施状況の公表と区民意見の反映	区民	区	―	計画の実施状況の公表 区民意見の公募	計画の実施状況の公表 区民意見の公募

付属資料

事業案内

次世代育成支援行動計画の事業のうち、計画事業や区民の皆さんに密接な事業を中心にご紹介します。
平成17年度から21年度までの5年間で取り組む事業ですので、まだ実施していない事業や、施設によっては実施していない事業もあります。
区では、行動計画の達成に向けて全力をあげて取り組みます。
区民の皆さんや、事業者の皆さんも、一緒に子どもと子育て家庭を応援してください。

場面	出産まで	0～3歳	4～5歳	小学生	中・高校生

Ⅰ　子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します

情報が欲しい

- 子どもと子育てに関する情報の一元的な発信　ホームページや印刷物により効果的な情報提供を行います。

相談したい

- 子ども家庭支援センターの整備　子育てに関する総合相談窓口
- 地域における子育て相談（保健相談所）　保健師、管理栄養士などが相談を受けます。
- 地域における子ども相談・子育て相談
  - ●児童館　児童指導の職員が相談を受けます。
  - ●保育園　園長・栄養士・看護師などが相談を受けます。（0～5歳）
  - ●幼稚園　園長などが相談を受けます。（0～5歳）
  - ●練馬女性センター　乳幼児保育業務の経験者が相談を受けます。（0～5歳）

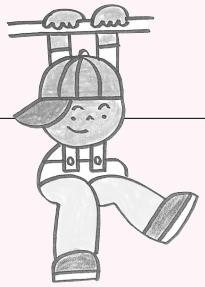

仲間を作りたい 子どもと一緒に遊びたい

- 子育てのひろば　乳幼児と親同士が自由に交流する場を設置します。
- 児童館等における子育て支援事業を通じた交流の促進　児童館、地区区民館、厚生文化会館、保健相談所で行います。
- 保育園・幼稚園における子育て家庭の交流の促進　園庭開放や行事を通して交流を行います。保育園では、「ふれあい給食」も行います。

子育ての手助けがしたい

- ファミリーサポートセンター事業　区民同士の助け合いで子育てを支援します。
- 放課後児童等の広場事業（放課後児童の広場、乳幼児の一時預かり、子育てのひろば）　地域の団体が、放課後等家庭で保育ができない児童の保育などを行い、子育てを支援します。

預かってもらいたい

保護者が働いているので預かってもらいたい

- 保育所待機児童の解消
  - ●保育園　認可保育園で保育を行います。
  - ●保育室　区が認定した小規模な保育施設で保育を行います。
  - ●認証保育所　都が認証した保育施設で、保育を行います。
  - ●家庭福祉員、駅型グループ保育室　区が認定した家庭福祉員の自宅またはグループ保育室で、3歳未満児までの保育を行います。

  既設保育園の定員の見直し、保育園の新設、改築に伴う定員増、分園の新設、家庭福祉員の増員、認証保育所の新設などを行い、待機児童の解消に努めます。
- 私立幼稚園預かり保育事業　私立幼稚園で保育園の入園要件に該当する在園児童を対象に、保育園と同じ時間の保育を行います。
- 学童クラブ事業　放課後等家庭で保育ができない児童の保育を行います。小学校1年生～3年生（障害のある児童は6年生まで）
- 放課後児童等の広場事業（放課後児童の広場）　地域の団体が、放課後等家庭で保育ができない児童の保育を行います。

もう少し遅くまで預かってもらいたい　日曜・祝日も預かってもらいたい　病気がほとんど治っているので預かってもらいたい

- 延長保育　開所時間の延長と、実施園を拡大します。
- 休日保育、年末保育　保育園に通っている児童を対象に、拠点方式により日曜・休日、年末に保育を行います。
- 病後児保育　保育園などに通っている児童を、病気の回復期で集団生活が困難な期間に、一時的に預かります。

一時的に預かってもらいたい

- 一時保育　保護者が冠婚葬祭や育児疲れのリフレシュをする時などに、保育施設で預かります。
- 緊急一時保育　保護者が出産、疾病等で養育できない時に、緊急一時保育員の自宅や保育施設で預かります。
- ショートステイ（18歳未満までの施設もあります）　保護者が病気などで養育できない時に、施設で預かります。

場面	出産まで	0～3歳	4～5歳	小学生	中・高校生
	一時的に預かってもらいたい	トワイライトステイ（18歳未満までの施設もあります）			保護者が仕事などで平日の夜間に養育できない時に、施設で預かります。
		乳幼児一時預かり事業			子ども家庭支援センターで一時的に乳幼児を預かります。
遊びたい		魅力ある児童館活動の展開、地区区民館・厚生文化会館の児童館事業			
				児童館1館をモデル館とし、中高生の居場所づくりを検討・実施します。	中学生・高校生の需要に応える事業の実施
	放課後の校庭や和室、図書室等の使用可能な学校施設で、地域の方々が、児童の遊び、学び、読書等の居場所を提供するなど、地域人材の活用と学校施設の有効活用を推進します。	学校応援団推進事業			
	地域の団体などが幼・小学生を対象に様々な講座を行います。	ねりま遊遊スクール（子どもの居場所づくり）事業			
	区民が主体となって、子どものスポーツ体験活動の充実や世代間の交流を促進し、子どもの多様なスポーツニーズに応えます。	総合型地域スポーツクラブ（SSC）の育成			
いろんな事業に参画したい				区政等への参画の意識を高める契機とします。また、子どもたちの意見や要望を、区が聴く機会とします。	練馬子ども議会
				子どものニーズが反映された児童館になるために設置し、意見を聴きます。	児童館子どもスタッフの設置
				中高生自らが小学生を対象に、講座の企画・運営をします。	ねりま遊遊スクール（子どもによる講座づくり）事業
経済的な支援が欲しい		児童手当の支給			小学校3年生までの児童を養育する保護者に手当を支給します。所得制限があります。
		乳幼児医療費の助成			小学校就学前の児童を対象に健康保険の自己負担分と入院時食事療養費標準負担額を助成します。
	経済的理由により児童・生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者に、学用品・給食費等の援助を行います。			就学援助費の支給	
	保護者の経費負担を軽減するため、入園料や保育料の補助を行います。	私立幼稚園等園児保護者負担軽減費等の支給			

Ⅱ　子どもと親の健康づくりを応援します

健康をチェックしてもらいたい	妊娠届、母子健康手帳交付	妊娠届出時に、母子健康手帳を交付し、妊婦健康診査受診票、パンフレット等が入った「母と子の保健バッグ」を差し上げます。			
		乳幼児健診		生後4か月、6～7か月、9～10か月、1歳6か月、3歳児の健診を行います。	
	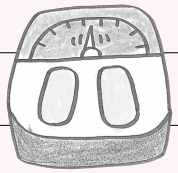	幼児歯科健診		1歳6か月、3歳児の口腔診査および保健指導を行います。	
		保育園児、幼稚園児の健康診断		通園している園で健診を行います。	
				通学している学校で健診を行います。	児童生徒の健康診断
健康に育てたい	両親学級（パパとママの準備教室）・母親学級	父親・母親になる方を対象に、出産・育児等に関する講習を行います。			
	妊産婦訪問、産後相談	妊産婦に健康状態、生活環境、疾病予防等の訪問指導を行います。また、4か月児健診時に産後相談を行います。			
		低体重児・新生児・乳幼児訪問		発育・栄養等育児上の重要な事項について、訪問による保健指導を行います。	
		育児栄養相談		乳幼児の発育発達、栄養・保育について、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が相談を受けます。児童館や子育てのひろばでの出張相談も行います。	
		育児交流会（グループミーティング）		育児の不安や悩みを抱える親を対象に交流を図ります。	
		1歳6か月児健診時の麻しん接種調査と未接種者への勧奨		麻しん（はしか）の発生予防に努めます。	
病気が心配	新病院整備事業	救急医療、高度医療、小児医療等の機能を持つ順天堂大学医学部附属練馬病院の整備を進めます。			
	平日、土曜日に15歳以下の小児を対象に実施します。	練馬区夜間救急こどもクリニック事業			

場面	出産まで	0～3歳	4～5歳	小学生	中・高校生
	日曜日、祝日、年末・年始の救急患者を対象に実施します。 休日急患診療（医科、歯科）				
思春期になって心配	ひきこもり等の問題を抱える方やその家族を対象に、精神科医による個別相談やグループミーティングを行います。 思春期・ひきこもり相談				
				心のふれあい相談員 （再掲）	
				（再掲） スクールカウンセラー	

Ⅲ　子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します

学校ではどんな教育をしてくれるの	学習内容の確実な定着と向上を図ります。	学力向上事業
	基礎学力向上と個性に応じたきめ細かな指導を行います。	少人数指導等
	望ましい職業観・勤労観および職業に関する知識や技能、主体的に進路を選択する力などを育てる教育を行います。	キャリア教育
	自己実現を目指す教育内容の工夫を行い、個に応じた指導等の充実を図ります。	個を尊重する価値観の育成
	保護者や地域の方々の意見を学校経営に活かし、開かれた学校づくりを実現します。	学校評議員制度
学校でうまくやっていけるかしら	心理専門職員、教職経験者、精神科医が相談を受けます。	教育相談
	不登校児童・生徒に居場所を提供し、相談を通じて心の安定を図るとともに、指導により学校への復帰を支援します。	適応指導教室
	児童の相談相手として、心のふれあい相談員を配置し、児童のストレスを和らげ、ゆとりをもって学校生活を送ることができるように支援します。	心のふれあい相談員
	中学生へのカウンセリング、教職員および保護者に対する助言を行います。	スクールカウンセラー
家庭での教育はどうすればいいの	幼稚園、小学校（低学年・中学年・高学年）、中学校用の手引書を作成、配付します。	家庭教育手引書の発行
	家庭や地域での子どもの教育について、PTAなどの団体に講座の企画・運営を委託し、学習機会を提供します。	子育て学習委託講座
地域で活動したい		学校応援団推進事業 （再掲）
	（再掲）	ねりま遊遊スクール（子どもの居場所づくり）事業
	（再掲）	総合型地域スポーツクラブ（SSC）の育成
	地域の方々が、青少年の健全育成と非行防止、環境浄化のために、様々な活動を行います。	青少年委員活動、青少年育成地区委員会活動
幼稚園に通わせたい	（再掲）	私立幼稚園等園児保護者負担軽減費等の支給

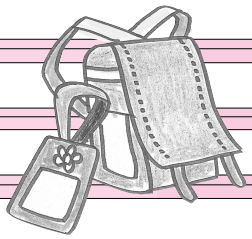

Ⅳ　子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます

子育てしやすいまちを作って	歩道のバリアフリー化	安心して外出ができるように歩道のバリアフリー化を行います。
	駅のバリアフリー化	鉄道事業者等が実施する駅のエレベーターや「だれでもトイレ」の設置など、バリアフリー化工事に要する経費の一部を助成します。
	公園へのだれでもトイレの設置	公園内に障害者や子ども連れでも利用できる「だれでもトイレ」を設置します。
安全で安心できるまちにしたい	区立小学校の4年生以上に自転車運転のルール・マナーを教え、自転車安全運転カードを発行します。	『自転車運転免許制度』
	防犯情報の収集・提供	犯罪情報、不審者情報をホームページに掲載します。また、希望する区民にはメール配信をします。
	保護者や地域住民の方々が、ボランティアとして授業時間中の児童の安全を高めるとともに、児童との交流を進めます。	学校安全安心ボランティア事業
	地域パトロール体制の充実	安全・安心パトロールカーの貸出、パトロール用品の支給など、地域で行われる各種パトロール活動を支援します。

場面	出産まで	0～3歳	4～5歳	小学生	中・高校生
安全で安心できるまちにしたい	園児・児童・生徒の非行防止と犯罪被害防止を目的に、警察署などと連携してセーフティ教室を実施します。不審者の学校侵入に対応するため通報避難訓練を行います。		セーフティ教室・「学校110番」通報避難訓練		
	通学路等で児童・生徒が犯罪に巻き込まれそうになった時、「駆け込むことのできる」場所を区民の協力を得て確保します。			児童・生徒の地域における緊急避難所の設置	

Ⅴ　子育てと仕事の両立を応援します

子育てしやすい就業環境をつくって	男女共同参画に関する啓発行事等	講演会等の各種啓発行事を実施することによって、働き方の見直しや職場での固定的な性別役割分担意識の解消を促します。
	「ねりま産業情報（ぺがさす）」等による啓発・広報	意識改革や仕事と子育ての両立に関連する法制度等の広報・啓発、情報提供等を行います。
	男女共同参画情報紙「MOVE」等による啓発・広報	意識改革や仕事と子育ての両立に関連する法制度等の広報・啓発、情報提供等を行います。
	就職・再就職のための情報提供	子育てで退職した女性等に、就職・再就職に必要な情報の収集、提供等を行います。
	起業家支援のための講座	多様な働き方のひとつとして、創業に必要な知識、技術の習得のための講座を開催します。

Ⅵ　特に援助が必要な子どもと子育て家庭を応援します

虐待じゃないかしら		子ども家庭支援センターにおける児童虐待に関する相談	虐待通報や相談を受けます。
		その他の機関における児童虐待に関する相談	（総合福祉事務所、保健相談所、教育相談室など）
子どもを虐待してしまいそう		子ども家庭支援センターにおける児童虐待に関する相談	ひとりで悩まないで、何でも相談して下さい。
		その他の機関における児童虐待に関する相談	（総合福祉事務所、保健相談所、教育相談室など）
ひとり親家庭です	母子自立支援・婦人相談員または面接員が、生活全般の相談を受けます。	ひとり親家庭の各種相談	
	母子家庭の母の能力開発を支援します。	母子家庭就労支援事業	
	各種資金の貸し付けを行い、経済的自立、生活の安定を図ります。	各種資金の貸付	
	手当を支給し、生活の安定と自立の促進を図ります。所得制限があります。	児童扶養手当の支給、児童育成手当（育成手当）の支給	
	医療証を交付し、医療費の助成を行います。所得制限があります。	ひとり親家庭等医療費の助成	
	ホームヘルパーを派遣し、育児や食事の世話など生活を援助します。所得に応じた費用負担があります。	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	
子どもに障害があります	専門医が相談を受けます。	発達相談	
		（再掲）教育相談	
		障害児の早期療育	必要な指導訓練を行うことにより、障害の軽減や基本的生活能力の向上を図ります。
	「特別支援教育」への移行に向けて、検討委員会を設置し、移行に向けた準備を行います。	特別支援教育への移行	
	身の回りのことがおおむねできる幼児について、幼稚園で保育を行います。	幼稚園における障害児教育	
	中・軽度の障害のある幼児について、保育園で保育を行います。	障害児保育	
		中・軽度の障害のある児童について、学童クラブで保育を行います。	学童クラブでの障害児の受入れ等
	保護者に手当を支給します。所得制限があります。	特別児童扶養手当の支給、児童育成手当（障害手当）の支給	
	日常生活の安定を図るために、家事・介護を行うホームヘルパーが利用できるよう支援します。所得に応じた費用負担があります。	ホームヘルプ事業	

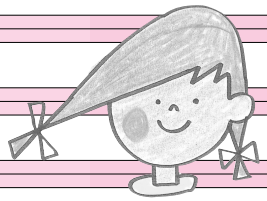

練馬区次世代育成支援対策協議会設置要綱

平成 16 年 3 月 29 日
練児子発第 1101 号

（設置）
第１条　次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づいて策定する練馬区次世代育成支援行動計画に、区民および識見を有する者の意見を反映させるために、練馬区次世代育成支援対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）
第２条　協議会は、平成 16 年度に策定する練馬区次世代育成支援行動計画についての意見をまとめ区長に提出する。

（構成）
第３条　協議会委員は、つぎに掲げる者および団体の代表者で構成され、区長が委嘱または任命する。
（１）公募区民　９人以内
（２）地域住民組織・事業主　６人以内
（３）学識経験者　２人以内
（４）保健・福祉・教育関係者　10 人以内
（５）行政職員　３人以内
２　協議会に、座長および副座長を置き、協議会委員の互選により定める。
３　座長は、協議会の会議を主宰し、協議会を代表する。
４　座長に事故があるときまたは座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

（委員の任期）
第４条　協議会委員の任期は、委嘱または任命の日からその年度の末日までとする。

（会議）
第５条　協議会は、座長が招集する。
２　座長は、必要に応じて、協議会委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

（幹事）
第６条　協議会に幹事を置く。
２　幹事は、別表１に規定する職にある者とする。
３　幹事は、協議会の所掌事項について、協議会委員を補佐する。

（公開）
第７条　協議会の会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、付属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針（平成 13 年２月 27 日練企企発第 245 号）の定めるところにより非公開とすることができる。

（庶務）
第８条　協議会の庶務は、児童青少年部子育て支援課が処理する。

（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

付　則
この要綱は平成 16 年４月１日から施行する。

別表１（第６条関係）

人権・男女共同参画課長、予防課長、子育て支援課長、青少年課長、都市計画課長、学校教育部庶務課長

練馬区次世代育成支援対策協議会　委員名簿

（構成区分別・50 音順、敬称略）

（1）公募区民

No.	氏　名	選出区分	住所等
1	伊　藤　眞　弓	公　募	光が丘
2	金　子　待　子	公　募	大泉学園町
3	川　端　法　子	公　募	豊玉中
4	木　原　　勇	公　募	東大泉
5	佐　藤　英　雄	公　募	石神井台
6	竹　岡　麻　里	公　募	田柄
7	千　葉　勝　恵	公　募	立野町
8	三　崎　　修	公　募	南田中

（2）地域住民組織・事業主

1	上　野　定　雄	練馬区町会連合会	田柄
2	緒　方　　巧	東京商工会議所練馬支部	豊玉北
3	小　泉　雅　博	練馬区立中学校ＰＴＡ連合協議会	練馬
4	角　　徳　浩	社団法人 練馬産業連合会	桜台
5	辻　田　雅　寛	練馬区小学校 PTA 連合協議会	中村

（3）学識経験者

1	副座長　小　澤　道　子	学識経験者（聖路加看護大学教授）	関町北
2	座　長　広　岡　守　穂	学識経験者（中央大学教授）	北町

（4）保健・福祉・教育関係者

1	遠　藤　浪　江	練馬区立中学校長会	大泉学園町
2	佐　伯　幸　子	練馬区青少年育成地区委員会会長会	大泉学園町
3	佐々木　晶　子	練馬区社会福祉協議会	中村
4	高　須　英　利	練馬区立小学校長会	小竹町
5	髙　橋　八　映	練馬区私立保育園協会	豊玉南
6	田　中　泰　行	練馬区私立幼稚園協会	向山
7	玉　置　方　里	練馬区民生委員児童委員協議会	石神井町
8	浜　野　真　理	社団法人 練馬区医師会	田柄
9	若　生　二三子	練馬区母子寡婦福祉連合会	光が丘

（5）行政職員

1	滝　川　重　美	練馬警察署	豊玉北

練馬区次世代育成支援対策協議会検討経過

第１回

１　日　　時　　平成 16 年６月 12 日（土）午後２時から午後４時 40 分

２　場　　所　　練馬区役所　本庁舎５階　庁議室

３　議　　題

（１）委員委嘱
（２）区長挨拶
（３）委員紹介
（４）座長および副座長選出
（５）会議の運営について
（６）協議会設置の趣旨説明について
①次世代育成支援対策推進法について
②行動計画策定指針について
③練馬区次世代育成支援行動計画策定に係る基本方針について
④練馬区次世代育成支援対策協議会設置要綱について
（７）今後のスケジュールについて
（８）長期総合計画等について
（９）練馬区子ども家庭支援計画達成状況について
(10) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査について
(11) その他

４　配付資料

資料１　練馬区次世代育成支援対策協議会　委員名簿
資料２　次世代育成支援対策推進法
資料３　行動計画策定指針＜概要＞
資料４　練馬区次世代育成支援行動計画策定に係る基本方針
資料５　練馬区次世代育成支援対策協議会設置要綱
資料６　練馬区次世代育成支援対策協議会開催スケジュール（案）
資料７　練馬区長期総合計画［概要版］
資料８　練馬区都市計画マスタープラン全体構想（概要版）
資料９　練馬区子ども家庭支援計画
資料10　練馬区子ども家庭支援計画達成状況
資料11　練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書
＜概要版＞

第２回

１　日　　時　　平成 16 年６月 30 日（水）午後６時から午後８時 53 分

２　場　　所　　練馬区役所　本庁舎５階　庁議室

３　議　　題

（１）会議記録の確認
（２）ホームページについて
（３）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査結果について
（４）意見交換

（５）少子化社会対策大綱について
（６）その他

４　配付資料

資料１　第１回練馬区次世代育成支援対策協議会会議記録
資料２　特別支援教育に関する資料（都教育委員会作成）
資料３　練馬区次世代育成支援行動計画ホームページ抜粋
資料４　練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書
資料５　次世代育成支援行動計画策定に係る意見（集約）
資料６　次世代育成支援行動計画策定に係る意見（全文）
資料７　行動計画策定指針の体系
資料８　少子化社会対策大綱について（要約）
資料９　少子化社会対策大綱（全文）

第３回

１　日　　時　平成 16 年８月５日（木）午後６時から午後８時 40 分
２　場　　所　練馬区役所　本庁舎５階　庁議室
３　議　　題

（１）会議記録について
（２）意見交換
（３）その他

４　配付資料

資料１　第２回練馬区次世代育成支援対策協議会会議記録
資料２　次世代育成支援行動計画策定に係る意見（全文）
資料３　次世代育成支援行動計画策定に係る意見（集約）

第４回

１　日　　時　平成 16 年９月２日（木）午後６時から午後９時 14 分
２　場　　所　練馬区役所　本庁舎５階　庁議室
３　議　　題

（１）会議記録について
（２）意見交換
（３）論点整理
（４）報告事項
①新行政行革プラン
②区立施設委託化・民営化実施計画（案）
③次世代育成支援行動計画策定に係る区民からの意見
（５）その他

４　配付資料

資料１　第３回練馬区次世代育成支援対策協議会会議記録
資料２　次世代育成支援行動計画策定に係る意見（追加）
資料３　次世代育成支援行動計画策定のための論点整理
資料４　次世代育成支援行動計画策定に係る意見（全体集約）
資料５　新行政行革プラン

資料６　区立施設委託化･民営化実施計画（案）
資料７　次世代育成支援行動計画策定に係る区民からの意見（集約）

第５回

１　日　　時　平成 16 年 12 月８日（水）午後６時から午後８時 20 分
２　場　　所　練馬区役所　本庁舎５階　庁議室
３　議　　題
（１）練馬区次世代育成支援行動計画素案（案）について
（２）報告事項
①今後のスケジュールについて
（３）その他
４　配付資料
資料１　練馬区次世代育成支援行動計画素案（案）
資料２　練馬区次世代育成支援行動計画素案（案）概要版
資料３　「練馬区次世代育成支援行動計画策定のための論点整理」の計画素案への反映状況について

第６回

１　日　　時　平成 17 年２月 23 日（水）午後６時から
２　場　　所　練馬区役所　本庁舎５階　庁議室
３　議　　題
（１）次世代育成支援行動計画（案）について
（２）次世代育成支援行動計画推進協議会について
（３）その他
４　配付資料
資料１　次世代育成支援行動計画　素案と計画の対照表
資料２　練馬区次世代育成支援行動計画　事業とライフステージ
資料３　行動計画素案に対する対策協議会の意見と区の考え
資料４　行動計画素案に対するパブリックコメント制度による意見と区の考え

平成 16 年 11 月 24 日

練馬区長　志　村　豊志郎　様

練馬区次世代育成支援対策協議会
座長　広　岡　守　穂

練馬区次世代育成支援行動計画策定についての意見

練馬区次世代育成支援対策協議会は、平成 16 年 6 月 12 日に開催した第 1 回会議から 9 月 2 日に開催した第 4 回会議にわたって、練馬区が策定する次世代育成支援行動計画のあり方について集中的に議論を重ねてきました。

会議の開催にあたっては、事前に各委員から意見シートを提出していただくことによって、効率的な議論を進めてきました。さらに、10 月 14 日には自主的な会議を開催して議論の調整を図りました。

これらの結果として、練馬区が次世代育成支援行動計画を策定するにあたっての論点を別紙のとおり整理しましたので、この内容に十分留意されるようお願いいたします。

なお、各委員から提出された意見を添付いたしますので、可能な限り行動計画に反映されますよう、あわせてお願いいたします。

平成 16 年 11 月 24 日
練馬区次世代育成支援対策協議会

練馬区次世代育成支援行動計画
策定のための論点整理

0－1　計画のあり方

子育ての基盤である家庭が豊かであることが豊かな子育て環境の前提であり、親世代が安心して暮らすことのできる支援策の充実が基本である。

そのうえで、次代を担うすべての子どもたちが、人間としての尊厳を持って健やかに生まれ育ち、自立することのできる練馬区を、行政だけではなく区民の力を結集して築いていくことが、次世代育成支援行動計画の目的である。

1　地域における子育ての支援

1－1　子どもの視点と大人の視点

①子どもの視点を大切にする

練馬区の次世代育成支援は、すべての区民が、子どもの最善の利益を優先して考えることからはじまる。施策を実施するにあたっては、子どもの思い、子どもの視点を大切にし、その施策が子どもにとって良いことなのかどうかを、十分に検討することが必要である。

②大人の視点も大切にする

練馬区の次世代育成支援は、親が子育てに主体的に関わることができるようにするための支援であって、親の主体性を尊重したうえでの区民同士の協働、区民と区との協働を進めることが大切である。

また、婚姻関係にある男女が子どもを産む、産まないの自由裁量を保障され、「子どもを産みたい、育てたい」という気持ちになれるような環境づくりが大切である。

そして何よりも、大人が、自分自身の人生を充実していると感じることができるようにすることが必要である。

1－2　母の孤立

①母親の負担感と疎外感を解消する

今の母親は、子育てを自分ひとりで背負う負担感が大きいだけではなく、社会からの疎外感を強く感じている。この疎外感が不安感につながり、子どもを生み育てる喜びが半減し、子どもを生むことに後ずさりしてしまう。母親が孤立することのないように、また、人生に対する希望を失うことがないように、母親が困ったときにいつでも手を差し伸べあい、安心して子育てができるような人づくり・まちづくりが必要である。

②在宅で育児する母親と働いている母親への支援を充実する

核家族化が進み、孤立感の強い在宅で育児をする母親への支援が立ち遅れている。在宅育児への支援策を拡充する必要がある。また、働いている母親も孤立している。育児に必要な息抜きができたり、母親同士の交流ができたり、子どもを連れて社会参加ができるなど、孤立しがちな母親を支え合う仕組みを築いていくことが必要である。

1－3　父親の子育て参加

①父親が子育てに参加することの大切さを見直す

父親が子育てに参加することが必要だということを訴えていくことによって、働き方の見直しを含めて父親自身と企業の意識を変革することが大切である。また、「親父の会」のような父親が子どもに関わっていく仕組みを広げていくことなどによって、地域の理解を深めていくことも必要である。

②父親が子育てに参加する場をつくる

父親が子育てに参加する場所や機会をつくることが必要である。図書館や校庭開放などを父親が仕事から帰ってから子どもと利用できたり、土日に父親と子どもが参加できる行事を行うなど、父親が子育てに参加しやすい場づくりを進める必要がある。

1－4　地域の子育て力の強化、居場所づくり

①地域の子育て力を強化する

「子育てを地域で支えていく」という意識を住民や事業主が持つようにしていくことが大切である。また、個々に立ち上がっている子育て支援グループのネットワークを築いて、交流と連携による拡充を図っていくことが必要である。

②多様な子どもの居場所を地域につくる

子どもにとって、地域の中に多様な居場所が必要である。公共施設を有効活用して多様な居場所を提供するとともに、その施設の職員が子どもを受け入れる姿勢を持つことが大切である。

2　母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

2－1　支援体制の質と量の確保

①安心して子どもを産み、育てることのできる支援体制を築く

20代の女性に子どもを産み育てたいという意識が高まっている。良いチャンスであるので、妊娠期からバックアップするなど、どの産婦も安心して産める体制、産んでよかったといわれる環境整備を急ぐ必要がある。そのための重要な役割を担っている保健師の質の向上と増員が必要である。

2－2　総合的な情報提供

①子育て中の親が必要な情報を入手しやすい仕組みをつくる

行動範囲が限られがちな乳幼児を子育て中の親が、必要なときに必要な情報を入手することができるように、インターネットや印刷物による情報提供や徒歩圏内への情報相談窓口の設置などが必要である。情報提供に際しては、区の施策だけでなく、民間や区外を含め、子育て中の親が必要とする情報を提供することが大切である。

3　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

3－1　次代の親育て(体験学習等)

①親になることのすばらしさを学ぶ

子どもたちが、自分が育てられているときに育てることを学び、親になることのすばらしさを体得することが大切である。また、体験学習などによって「人と人との関わり」を学び、自分のことだけではなく、地域など全体を見られるような親世代を育てることが大切である。

3－2　子ども自らが未来を考える仕組づくり

①主役である子どもが考える

次世代育成支援は、子どもたちの未来に関わる事柄であるにもかかわらず、当事者である子どもたちには情報が届いていない。次代を担う子どもたちが、自分たちの未来は自分たちで考えるという力を身につけることが大切である。また、そのことが子どもたちの健やかな成長につながるはずである。

3－3生きる力をつける

①大人と出会う機会をつくる

地域や家庭から働く場が遊離し、子どもたちがさまざまな立場の大人と出会う機会が少なくなったことによって、子どもたちの成長期に多様な価値観に触れる機会が減少している。このため、子どもたちが他人のことを思いやる力や社会公共のことがらに関心を持つ力が弱くなっている。子どもたちが異なる世代のさまざまな立場の大人と出会う機会をつくるため、地域の力を活用して、ボランティア活動、職場体験など生きる力を養う教育を進めることが必要である。

②自然と触れ合う機会をつくる

都市化の進行や生活様式の変化などによって、子どもたちが野外で活動し自然に触れる機会が減少している。このため、子どもたちが自ら考える力や逞しく生きる力が弱くなっており、自然に触れ合う機会をつくることが大切である。そのためには、地域の力を活用して、子どもたちの自然体験、野外体験、宿泊体験など五感に訴える教育を進めることが必要である。

4　子育てを支援する生活環境の整備

4－1　良質・安全・バリアフリーのまちづくり

①子どもと子育て家庭にやさしい公共空間をつくる

子どもや子育て家庭にやさしい道路や駅などの公共施設の整備を進めることが大切である。また、車のための道路だけではなく歩道や自転車道を整備するとともに、立ち話ができる安全な路地、小さな広場など休憩スポットを確保するなど地域住民の結びつきにつながるまちづくりを進めることが必要である。

②子育てしやすい居住環境を確保する

子育て中の世帯が孤立しないように、親の世帯との同居、親の世帯の近くへの居住が可能となるような施策や世代交流のできる集合住宅が望まれる。また、緑被率の減少を抑えるなど自然環境との調和に配慮することが大切である。

5　職業生活と家庭生活との両立の推進

5－1　男女共同参画（意識の変革）

①働き方の見直しを進める

父親と母親が、共に十分に子育てに関われるような社会にしていくべきである。また、働いている世代が地域活動に関心を持ち、かつ、地域活動に参加できる社会であるべきである。そのために、男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスの取れた生き方ができるよう国等に働きかける必要がある。また、子育て家庭の働き方の改善に社会全体で取り組む必要がある。

育児休業など制度があっても、利用できない現状を変える必要がある。制度を普及させるためには、企業への補助など国の支援や自治体の働きかけが必要である。

女性にとって育児と仕事の両立ができるように、出産後子育てしながら仕事をしたいなどと願う親を対象とした職業能力開発講座や仕事のあっせんを実施する必要がある。在宅勤務や変形労働の普及も必要である。

②区の役割を果たす

自治体は事業主のお手本として、男女共同参画に積極的に取り組む姿勢を示す必要がある。事業主や従業員の意識を変え、事業所での取り組みを促進するために、区として情報提供や啓発活動に力を入れる必要がある。また、多種多様な働き方に対応して、子どもの視点に立ちながら保育園、幼稚園、学童クラブが多種多様な預かり方をする必要がある。

5－2　地域の子育て力と事業所との連携

働きながら子どもを育てる人たちを支援するために、地域の子育て力と事業者・職場との連携を進めていくことが必要である。

6　子ども等の安全の確保

6－1　地域の連携を強化する

①地域の子どもは地域で守る

昼間の住宅地に人目がどんどんなくなってきている。犯罪や事故の危険性の心配なしに安心して子育てができ、子どもを外で遊ばせることができる地域社会にすることが大切である。そのためには、住民一人ひとりが、自分たちの地域は自分たちで守る、自分たちの子どもは自分たちで守るという意識を持つことが必要である。そして、区民それぞれが、自分ができることをやる、できないところを誰かにお願いするという関係ができることがのぞまれる。また、よその子でも注意できる風潮をつくっていくことも必要がある。

6－2　子どもの力、親の力を高める

子どもが、命について、家族・友達など人との関わりについて考えることをとおして、自分を大切にする心、家族・友達を大切にする心を育んでいくことが必要である。そのうえで、交通安全、防犯などについて教育し、子どもが自分を守る力を身につけるようにすべきである。

また、子どもの親は、「わが子の命は親が守る。」という視点を持つことが必要である。

7　要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

7－1　児童虐待防止対策の充実

①地域の力を強化する

児童虐待の予防と早期発見のためには、地域でお互いに助け合い、見守り合う力を高めることが必要である。子育ての悩みを気軽に相談できる子育て経験者のグループづくりや父親の参加などによって地域のつながりを強化する取組も必要である。このようないわゆる地域のネットワークづくりを行政が応援することが大切である。

②子どもに関わる機関が適切に対応する

子どもに関わる機関の組織的な対応と連携が必要である。とりわけ児童虐待防止法の改正によって通報の窓口として位置づけられた子ども家庭支援センターが適切な対応ができるように、機能を充実することが必要である。

また、児童虐待防止において、いちばん大切なのは早期発見であり、このために区民への周知徹底

に力を入れる必要がある。さらに、虐待を受けた子どもが親のもとに帰ってきたときのケアや親の自立を支援するシステムを築いていくことも必要である。

7－2　ひとり親家庭の自立支援の推進

①母子家庭の自立を支援する

収入が不安定になりがちな母子家庭の経済的な自立を支援するために、就労支援策を充実させる必要がある。就労の場を充実させるために、行政が中小企業を支援することも必要である。

②父子家庭の自立を支援する

父子家庭では仕事と育児がのしかかり困難に陥っている例が多く、家事援助などの生活支援が必要である。また、子どもの保育 、教育、生活相談に加えて働き方の見直しなど父子家庭問題に総合的に取り組むことが必要である。

7－3　障害児施策の充実

①障害児の自立を支援する

障害者への支援にあたっては、教育、福祉、保健・医療、労働の緊密な連携が必要である。

また、障害児の自立就労に向けて学校卒業後のシステムづくりに取り組む親たちを行政が支える必要がある。

②家族を支援する

親と兄弟姉妹へのサポートも必要である。

精神的に自分自身を追い込んでしまいがちな障害児を持つ親のレスパイトケア（一時的な休息のための援助）を考えていかなければならない。障害児の兄弟姉妹は自分が親に愛されていないのではないかと思ってしまうことがある。兄弟姉妹へのケアも必要である。

③地域の理解を深める

障害についての理解を深めていくことが、子どもの中でも一般社会でも必要である。

「子どもを大事にしよう」という気持ちで一緒に話し合い、行動することによって、お互いにわかり合っていくことも必要である。

地域に障害を持つ子どもがいることをみんなが理解することが大切であり、地域の幼稚園や保育園で共に育っていくことができるようにすることが大切である。

発達障害を含め障害を持った児童の教育の充実については、社会全体で行わなければ意味をなさない。特別支援教育の実施を見据えて地域社会全体で取り組んでいくことが必要である。

さらに、成人した障害者に接する機会が少ないため、彼らに対する理解が低い。障害者が社会の一員として自立できるようにしていくことが必要である。

以　上

論点整理に添付した各委員の意見

次世代育成支援行動計画策定に係る意見

平成 16 年 11 月 24 日

1．地域における子育ての支援

ア．地域における子育て支援サービスの充実

（ア）児童及びその保護者又は、その他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業

母親が病気の時の居宅での育児･家事支援の実施

養育上の不安を抱える家庭に対する訪問指導の実施

ファミリーサポート事業の充実

○　児童館や広場での実施

○　時間およびサービス内容の充実

乳幼児の一時預かり事業の充実

ベビーシッター制度の導入

乳幼児の家庭を訪問し、子育て相談等を行う子育てサポートスタッフの育成

（イ）保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業

学童クラブの充実

○　地域ニーズに合わせた増設

○　適切な人数での運営

○　保育時間の延長

○　６年生までの受入れ（夏休みだけでも希望者の受入れを）

○　施設内外環境の整備

○　学童クラブＯＢ、ＯＧの活用

○　ＮＰＯによる小規模学童クラブの設立

ショートステイ事業の推進

トワイライトステイ事業の推進

病児保育、病後児保育の実施

緊急保育の実施

一時保育の実施

○　保育園での実施

○　広場事業、子ども家庭支援センター広場での実施

（ウ）地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

保護者同士の交流や保護者からの相談に応じ情報提供、助言を行う事業の充実

○　つどいの広場事業の見直しと増設

○　児童館、幼稚園、小学校に幼児の遊び場の設置

○　同年代の親子が交流できる場の設置および子育て相談のできる場の設置と人の配置

○　保育所、幼稚園、学童クラブ、児童館での育児支援

○　緊急の場合や必要なときに預けられる施設も併設する施設の検討

○　地域子育て支援の拠点作り（つどいのひろば、子ども家庭支援センター、保育所、幼稚園）

○　公立、私立保育園には、地域の保育センター（特に乳児）の役割を担ってもらう。

○　病院の待ち時間を利用しての交流・相談の場所・人の配置（子どもが遊べる、横たわれる、親が相談できるスペース。補助の人配置）

○　育児で必要な息抜きができ、子育てについて助言指導が得られる場所の提供

○　悩みを相談できる場所・人が点在するよう行政が拠点を作らなければならない。学校の利用を考えれば容易な事と思う。

○　徒歩圏内に気楽に育児相談や情報が得られる子育て支援機能を持った地域センターの整備

○　育児等の相談窓口の周知

○　地域に根ざしたつどいの広場事業に異世代との交流を導入

（エ）市町村における子育て支援事業に関する情報の提供、相談及び助言並びにあっせん、調整及び要請等の実施

子育て支援事業の一元的把握、情報提供・相談・助言を行うコーディネートの役割の強化

保育サービスの総合的連絡・調整サービス（ケアマネジメント）の充実

情報提供と相談受付の充実

○　ネットや携帯電話の活用

○　子ども家庭支援センターでの総合コーディネーターによる電話相談、子ども電話相談の実施

○　ワンストップインフォメーションセンターの設置

○　ストレス社会で心身に不具合が出る人が多い。気楽に相談ができる場所を区役所や児童相談所に設置。そこから医療機関への連携。

イ．保育サービスの充実

待機児童の解消

○　保育園の増設

保育園施設の内外環境の整備

保育室の増設

○　学校、保育園、幼稚園などの空き教室の活用

○　会社内への設置の推進

○　NPO と連携した事業所内保育所の推進

駅型グループ保育の充実

兄妹が同じ保育所に入所できるようにするなど、希望保育所に入所できるようにするための対策

年度途中の保育所入所問題の解決

保育園入所前の事前一般公開の実施

延長保育の充実

○　実施箇所の増

○　時間の延長

長時間保育に対する慎重な対応

休日保育の実施

夜間保育の実施

特定保育の実施

○　週数日または短時間の保育

保育所の民営化によるサービスの見直し

○　協働、委託による保育サービスの活用

ウ . 子育て支援のネットワークづくり

子育て情報が手軽に自由に入る状況の整備

○　インターネットによる子育て支援情報のネットワーク化

○　子育てに悩んだときに援助できるあらゆる関係機関・人材が載った「子育てお助けブック」の配付

子育て支援ネットワークの構築

○　児童館が地域ネットワーク会議を持ちはじめている現状を踏まえ、児童館長を呼びかけ人とする実行委員会形式のネットワーク会議の開催

○　公・私・ＮＰＯの別なく、各地域の情報交換・研修や交流会（メッセ）等の実施

○　練馬区全体と地域を結ぶ。行政との連携を。

○　区の様々な組織や公・私、ＮＰＯの別を超え、関係者が協力して子育て支援のネットワークを築く。

○　様々なネットワークを活用した本当の意味での情報交換、情報共有

エ . 児童の健全育成

学齢児までの放課後事業の充実（学童保育や幼児を含めた子どもの居場所づくり）

親子が過ごせる多様な居場所づくりの推進

自然に囲まれた子どもたちの区内宿泊研修施設の整備

子どもの広場の時間外の有効活用として異世代の利用の導入を検討する。

放課後または休日の子どもの安全な居場所づくり

○　遊び・学習を兼ね備えた交流と相談の場の確保

○　空き教室等利用

○　公園など自然の活用・外遊びのできるよう指導および安全の確保

○　公共施設を利用した子どもの居場所づくりの推進

○　学校以外の場所の確保

幼児が安心して遊べる居場所づくり

○　幼稚園や小学校・公的機関の一角を遊び場に。（砂場、水遊び場、遊具の設置など）

中高生の居場所づくり

○　身体を動かす場所・遊び場の必要性（中学校の開放）

○　地域スポーツリーダーによるスポーツ指導等

○　青少年館などの整備が必要。学校が統廃合になったときは、不登校児のフリーマインドスクールを含めた青少年施設に転用を。子ども達の要望に沿う施設とし、企画運営は高校・大学生などの若者にさせる。大人は、サポーターとして助言等を行う。

統廃合により使用しなくなった建物、施設、跡地を多地区共同保育園、学童クラブとして使用する。夜９時まで・日曜も親子で利用が出来る施設で、施設の中に幼児相談所、小児科等も併設し、総合安心子育て施設として確立していく。施設には、ボランティアを導入し、導入に際しては権利と義務の明示をする。

児童館、区民館等の充実

1　休日の開館、平日の開館時間の延長

2　地域ニーズに合わせた増設

3　利用年齢層の拡大

小・中学校を利用した子どもの居場所づくり

○　校庭、体育館、教室の一層の開放

○　中・高生に音楽教室を開放

○　自然環境が少ない都会において、スペースのある学校の活用の推進

多様な体験活動の機会の提供

○　公共施設を利用したアウトドア経験等

○　地域の方の協力を得て絵画教室、料理教室等

区内の体育館で、月最低１度くらい全館こども達が自由に使える日を作る。

学校施設の充実

1　屋上に生き物が育つような池のある庭園を作る。

2　屋上にミニプラネタリウムを。

ジュニアリーダー養成の充実。ジュニアリーダーの活動の場の拡大

小・中・高校生にイベントの企画、実行に参画させる。

児童館や遊び場を検討する際には、子どもの代表も参加させる。

地区育成委員会、学校開放運営委員会も様々な活動を行っているが、幼児･小学生対象の行事だけでなく、中･高生向けの事業があってもよいのでは。子ども達を企画委員として参加させるようにする。

地区育成委員会・学校開放運営委員会・PTA・町会・自治会・商店会など地域の関係団体の連携が必要。

学童児の時間外、学童対象外児の過ごし方と居場所問題の解決を。地域で見守りができないか。（児童館・地域区民館・広場等の施設の有効活用を。中高年者の活動は無理か）

子どもの遊び場の充実

○　児童遊園などの砂場の管理・遊具の点検・管理

○　プレイパーク・冒険遊び場の設置

○　小公園等遊び場の確保

○　公園、遊び場、緑の確保

○　使われていない児童公園の見直し

○　子どもたちが自由にのびのびと安心して遊べる空き地や原っぱの確保

○　幼稚園や小学校・公的機関の一角に幼児のための遊び場の確保

○　車両侵入禁止措置による住宅街道路の遊び場としての確保

○　公園にビオトープの設置

自立した大人になるための育成支援対策の充実

○　引きこもり青少年の対策

事故を恐れるあまり、子どもたちの成長のための体験を規制しすぎていると思う。一方犯罪の手口まで事細かに、いつまでも報道し続ける姿勢にも疑問を感じる。それは、その犯罪を深く印象づけ、またそうした行動を誘発する元にもなっていると思う。

オ．その他

世代間の交流の推進

○　地域の高齢者との交流

○　様々な大人との出会いの機会の拡充

○　小学生と幼稚園・保育園児のふれあいの推進

○　お泊り会や夕食会等、近隣でできる交流の推進

幼稚園の開放

2．母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

ア．子どもや母親の健康の確保

	健康診査の充実 ○　4 歳以降の幼児の検診の充実
	訪問指導の充実 ○　定期的な妊婦・乳幼児家庭訪問の一層の充実
	保健指導の充実 ○　父親、母親学級の更なる充実。出産育児のノウハウだけでなく、「母子関係の成立」の大切さなど、メンタル的なことも強調した内容での実施。 ○　両親学級の土曜日開催を。内容も育児時代全体を見通した、子育て先輩の話などさまざまな工夫を。 ○　「子育ては夫婦二人の共同作業」という認識の下、父親への積極的な参加を呼びかけ、子育ての重要性、責任の重さの浸透を図る。 ○　乳児、特に 1 か月に満たない乳児の保育についての教育 ○　出産および子育てには周囲の理解・配慮が必要。両親学級、祖父母学級の開催
	出産準備教育や相談の場の提供等の充実 ○　安心して妊娠・出産できる体制 ○　妊娠初期の夫婦が喜びと自信を持って出産を迎えられる対策の実施 ○　妊娠時から懇切丁寧な出産や子育ての指導援助体制の実施（お役所とは感じられない雰囲気が必要。）
	保育園、幼稚園等に入っていない子の健康の確保、増進
	開業医と母子保健を中心としたセンター病院との連携で、安心して生める体制が必要。生んでよかったといわれる環境整備（人の関係を含む）が望まれる。
	信頼と安心できる乳幼児健診や相談（多職種間のスクリーニングの充実、健診体制の見直し、ハイリスク時への対応）
	予防接種の適切化
	丈夫な歯対策
	公共施設を利用した栄養相談、健康相談の実施（講演、調理実習等も取り入れ、年代別に行う。）
	保健師の人材確保と他の機関との連携等 ○　現状では忙しすぎ。きめ細かな育児相談、対応のためにもひとりでも多く増員が必要。 ○　民生児童委員、主任児童委員との連携を考える。 ○　母子保健領域における保健師と保育士の連携。乳幼児健診での協同や健診後のフォローアップ体制等、保育施設や保育士または施設内の看護師の活用ができないか。
	乳幼児の事故予防の啓発等 ○　乳幼児健診時等に家庭内での事故予防のための情報提供 ○　乳幼児の不慮の事故などをなくす対策
	親の育児不安の解消等の支援体制の整備 ○　産後の母体に対するケアや母親に対するメンタルヘルスの充実 ○　母親の孤立を防ぐためにメンタルケアとしてのコミュニケーションを尊重した事業の実施 ○　心身ともに健康な母親となるための教育の実施
	生活時間の乱れ 保健相談所・子ども家庭支援センターでの電話・PC による相談の実施を
イ．「食育」の推進	
	望まれる食習慣の啓発、相談、情報提供等 ○　食の大切さの教育

○　アレルギー、肥満、生活習慣病の子どもたちへの早急な対応
○　保健相談所・子ども家庭支援センターでの電話・PC による相談の実施
○　育児ノートの活用
○　離乳食の重要性の啓発（食べさせ方を子育ての広場などで仲間から学ぶ。）

ウ . 思春期保健対策の充実

性教育の充実

思春期の望まない妊娠・出産の防止

シンナー・覚せい剤・タバコの害等薬物の危険に対する教育、啓発

エ . 小児医療の充実

小児救急医療、夜間休日医療体制の充実
○　小児科開業医の当番制による診療時間の拡大
○　休日や夜間に診療を受けられる小児医療体制の整備
○　小児科医師の確保

保健相談所の相談機能の充実

救急隊等と協力して、子どもへの心肺蘇生法の普及活動

3．子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

ア . 次代の親の育成

次代の親の育成についての教育、広報、啓発の充実
○　父性、母性の確立のための事業の実施
○　保育所を中学生の職場体験等で活用。（「育てられる時代に育てることを学ぶ」）
○　小中高生が保育園等で乳幼児とふれあう事業の実施
○　両親揃って子育てができるように就学時に男女とも家庭科を必修に。

イ . 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

学校の環境教育に地域の人材活用を

豊かな心を育てる多様な体験学習等の推進
○　小中学生のボランティア活動の推進
○　就労を意識した教育の推進
○　中学生の特養ホーム、職場等への体験訪問の実施
○　幼児からのボランティア活動や環境教育の実施
○　情操教育として動物と触れ合う機会を増やす。
○　可能性を引き出すことを第一に考える。スポーツ、ボランティア、文化活動、国際交流など、何かにチャレンジする機会を子どもに与え、健やかな成長へと繋げる。
○　自然体験教育をさせて五感を刺激し、人間本来の感受性、生きていく力、相互に関わり合う必要性などを学ばせる。
○　幼児期から「命」について、真正面からしっかり捉えさせ、考えさせたい。
○　小中学校教育の中でのふれあい授業の実現。

非行等問題行動やいじめ・不登校への対応
○　カウンセリングの充実
○　家庭・学校・地域等の連携
○　スクールカウンセラーの育成・増員

不況の折、教育費に圧迫される家計を考慮し、余分な教材を個々に購入させない。
公立中学の教材費の格差など、学校説明会が不十分。もっときめ細かな配慮を求める。
小学校で越境を許し、小規模校に拍車をかける反面、何故公立中学で抽選を行うのか？
障害児を幼稚園で保育する場合、補助金の手続きを教育委員会の認定に変えてほしい。
幼児教育の充実
答えを教える教育から共に考える教育へ

ウ . 家庭や地域の教育力の向上

家庭の教育力の向上 ○　家庭内における父親の存在感を高める。いい意味での父親の権威が必要。 ○　子どもの年齢にふさわしい「お手伝い」をさせる運動の実施。 ○　入学時健康診断や入学式などを利用して、親としての心構え、学校生活の送り方、家庭でのしつけなどについて、学校の教育目標と合わせて説明、協力を要請するなどの親教育の実施。 ○　父親の存在の必要性を社会全体が意識する。
地域の教育力の向上 ○　父親の育児参加を促し男の働き方の見直しにつながる父親の会の結成。地域の中の父親たちの存在を見直していく運動の実施。 ○　大人自身の勉強会や相談事業の実施。 ○　近所づきあいや親同士の交流を深め、自分の子どもだけでなく、よその子にも注意喚起ができるような昔ながらの生活を取り戻す。また、これらの活動に父親にも積極的に参加するよう呼びかける。 ○　挨拶等、大人からの声かけを行い、地域の人々の暖かいまなざしでの見守り、多種多様な生活環境の子どもに対する偏見・批判等を取り除く。 ○　公的な施設を利用して、子育ての知恵の世代間伝達ができるような交流の実施。 ○　異世代の人達による子育て世代の見守り支援の実施。中高年のボランティアの導入など。 ○　母親が気軽に参加できる、ボランティア活動・祭りなどのイベント開催。 ○　スポーツ、文化活動を通じた親同士の交流を行い孤立を防ぐ。
子どもを対象とした事業の実施 ○　小中学生対象の料理教室を開催。 ○　世代間交流・文化伝承活動を通じて地域ぐるみで子育てを支援。 ○　児童館、区民館、空き教室等で、高齢者が遊びや勉強を教える。 ○　子どもの気持ちを受け止めることのできる大人が地域に居ることが必要。子どもが数多くの大人に触れ、大人も数多くの子どもに触れる。そんな活動が必要。小さいころから多様な世代や価値観に触れる経験が重要。 ○　高齢者とのふれあいの機会を増やす事業の実施。 ○　大人たちが何を考え、どのように自らの夢の実現のためにどのようにしているのかを見せる事業の実施。
青少年育成の指導者の確保 ○　既成の青少年活動の枠にはまりたくない指導者の出番の創出。 ○　次世代の指導者の育成に向け、青年層をサブリーダーに起用するシステムを造る。
非行に対する地域の関わり方 ○　非行を未然に防ぐには、排除するのではなく、子どもへの理解が必要。
総合型地域スポーツクラブ（ＳＳＣ）や学校応援団などの推進 ○　退職教職員などの地域の人材を登用。

○　地域、家庭、学校などが相互に連携し、社会全体で子どもの成長を見守る仕組みを構築。

学校を活用した事業の推進

○　学校施設の活用の推進

○　安心して遊べる校庭開放事業の充実

○　学校が地域と触れ合う事業を推進することが重要。遊びを通しての教育の実践。これらを考えるための余裕ある教員配置。学校の人材バンクや応援団との連携が必要。

○　校庭を利用し、町会、自治会、地域の方が協力して夏祭りを。地域の方や子どもたちの親がいろいろな店を出店し、地域みんなで祭りを盛り上げる。

子どもたちが将来に夢を持ち、将来に思いをいたすことのできる施策の実施。

エ . 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

有害図書・携帯・マスコミ等に規制を

子ども達に有害と思われる本・映画・インターネット上の様々なことに対して規制を。マスコミ関係者にも規制・要望を。

大人の倫理観と家庭のしつけ（俗悪番組・雑誌、買春行為等の締め出し、家庭では深夜番組は見せないなどの指導を）

4．子育てを支援する生活環境の整備

ア . 良質な住宅の確保

母子家庭・父子家庭・生活が大変な若い夫婦に、安くて質の良い住宅をあっせんする。

子育て家庭に家賃補助などによる経済的支援

乳幼児がいても気持ちよく民間のアパートが賃貸できるように働きかけられたい。

学童期になると、子供の心の成長や勉強のためにも子供部屋がある事が望ましい。学童期に快く住宅が得られるような配慮が推進されるとありがたい。学童期だけでも、広い住宅を賃貸できるように公社等に協力を仰ぐ。

子育てを支援する居住環境の整備を。子どもたちが巣立ってしまった都営などに一人暮らしの高齢者が多く居住しているが見直せないものか。

２世帯・３世代家族が住める住宅建設を促進する助成政策の実施

地域としての整備の視点がより重要だ。立ち話ができる路地、小さな広場など、地域住民の結びつきにつながるものは、結果的に安全安心のまち、子育て世帯にやさしいまちにつながるのではないか。住民同士の顔が見えるまちづくりを進めてもらいたい。

イ . 良好な居住環境の確保

自然環境を重視した居住環境：陽光、昼夜明暗リズム、新鮮な空気、環境の静かさ

道路や公園などを含めた住環境の整備

子ども家庭向きの住宅建設の推進。

３階以上には、スロープやエレベーターの設置を義務づけを。世代交流のできる中規模住宅の建設。

100 世帯以上の集合住宅には、専用のプレイルーム（子育て広場・高齢者の憩いの広場など）の設置。

シックハウスの心配のない、住宅づくり。

ウ . 安全な道路交通環境の整備

子ども、子育て家庭にやさしい道路交通環境の整備

○　歩道の設置

○　歩道上の電柱の撤去

○　渋滞に伴う生活道路の安易な通り抜けの禁止。通り抜けマップ出版元への検討の要請

○　歩道の防護柵の再検討

○　横丁の狭い道路の交通規制を復活させ、家の近くの安全な遊ぶ場としての確保

○　余裕を持った歩道、自転車道の整備（両面通行を見直し、一方通行化により、歩道、自転車道の空間を確保）

○　ガードレールの設置

○　幼児や障害者の目で見た安全な道の舗装

エ．安心して外出できる環境の整備

子育てが楽しいまちづくりの推進

○　商店街の一角に子育てママが一休みできる場所を作る

○　公共空間に休憩できるスポットを作る（歩道にベンチやポケットパークなど）

遊び場（考えられた公園）

公共施設、交通機関等のバリアフリー化

○　ユニバーサルデザインの導入

○　すべての駅へのエレベーター・エスカレーターの設置

○　歩道橋のバリアフリー化

練馬文化センターに親子鑑賞の専用ブースを設ける。（ガラス張りの、映写室あたりの位置に）

子育て親育てを地域として支援するための助け合いのネットワークが必要である。そのために生活環境では「子育てバリアフリー」の推進や地域の特性や住民の期待に対応する多様な拠点作りが必要。

子育て家庭にやさしいトイレ等の整備

○　駅、公共施設やスーパー等のトイレ内にベビーシート、オムツ交換台などの設置。（男子トイレにもオムツ交換台の設置が望まれる。）

○　練馬区役所内に授乳コーナーがあるが、ただ設けるだけではないふさわしい環境の整備。（例えばソファを置くなど）

通所施設・図書館・児童館・ひろばなどの施設が利用しやすいようにミニバスの運行を。

オ．安全・安心まちづくりの推進等

子どもが犯罪に巻き込まれないようなまちづくりの推進

住宅街の街路灯の充実

通学路や青少年館などの青少年が使う施設への公衆電話の設置

目の行き届いた公園の整備

○　植栽、樹木などの手入れの充実

○　小さな広場の見直し

5．職業生活と家庭生活との両立の推進

ア．多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

多様な働き方の推進

○　多様な働き方や子育て家庭への支援についての事業所･管理者等への啓発

○　変形労働時間制、フレックス勤務、タイムシェアリング、テレワーク（在宅勤務）などの導入を社会全体で推進（子育てや家族について重点を置いた働き方の推進）

○　雇用形態による待遇やポストの差をなくし、子育てや介護など家庭の事情に合わせて勤務形態を選択できる仕組みの検討

○　男性を含めた全ての人が、仕事時間と生活時間のバランスが取れた生き方ができるよう、国等に働きかける必要がある。

子育て家庭への仕事の斡旋の充実

○　仕事を提供する側、仕事の提供を請けたい側が、それぞれ登録しておく。区役所等で掲示し、各出張所でパソコンでも検索ができるようにする。

技能取得のための講座等の充実

○　手に何の技術も持たない人のために、実費程度の費用で受けられる各種技術取得のための講座の開設。

○　e-learning の導入

○　若年層の失業・フリーター化への支援

育児休業取得のための啓発

○　社会全体が、子育てを暖かく支援していけるようなやさしさと思いやりを持って欲しい。行政全体がやさしさと思いやりを持てる施策を実施して欲しい。

子育てへの男女共同参画の推進

○　子育て講習会など夫婦揃って参加できる日程の設定

サマータイム制を導入すれば、朝の通勤は早くなり、当然退社も早くなる。父親の帰宅も明るい内になることもあり、子どもと外での遊びに付き合うことも可能になる。生活のあり方を根本的に考え直すきっかけにもなる。

イ．仕事と子育ての両立の推進

育児休業取得に向けた取組の推進

○　育児休業を取りやすくするための法制度の整備

○　産前産後および母親の育児休業の場合は、父親の育児休業取得を義務化

○　育児休業中の給付金（現在４割）の増額と、期間（現在、産後８週以降～満１歳まで）の延長

○　育児休業制度の取得率の男女別目標値の設定

○　事業所への啓発活動の推進

○　官民協働による子育て支援サービスの充実

○　制度をしっかり利用することの出来る環境づくり

○　専業主婦出産時における父親への育児休業の適用

○　企業への奨励金等補助の検討

○　中小零細企業に対する育児補助制度の確立

育児休業以外の休暇等の取得に向けた取組の推進

○　夫や妻の介護（病気）休暇の改善

○　一定規模の企業にあっては、生後３歳までは希望で、育児時間を取得できる体制の整備。

両立に向けた事業主の取組の推進

○　企業内に経営者に対し必要な提言のできる権限のある職員を配置し、職員の健康管理と子育て支援・家族支援の相談と教育などの窓口を設置し取組を強める。

○　事業所の健康管理者（医師、看護職）の企業内子育て支援の役割の強化。育児相談、管理者・社員への教育

6．子ども等の安全の確保

ア．子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通安全活動の推進

○　警察・自転車組合等の協力を得て自転車安全教室など交通安全教育の実施（子どたちが楽しんで参加できるような配慮も必要）

○　自転車の免許制の検討

○　ドライバー達への安全運転の一層の啓発と取締りの強化

○　乳幼児連れを見たら、自転車からおりて通過するなど、マナーの啓蒙活動の充実

イ．子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

犯罪等の予防の推進

○　標語などを掲示して、「みんなで気をつけている」ということを発信して、啓蒙活動を。

○　子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習の実施

○　自分の生命は自分で守り、安全は自分でつかみとる生きる力の醸成

○　子どもたちの行動をマップに反映し、地域全体で子どもを見守る。

○　弱者を保護する徹底した防犯体制作りの推進

○　子どもは成長するにしたがって行動半径は格段に広がり、危険性は加速度的に増える。大人同士の連携プレーが必要。地域の力の結集を図ることが大切。

○　消費者取引トラブルへの対応策の充実

○　パチンコ店は駐車場専用の警備員を配置し、乳幼児が車に放置されていないか、見回りをすることを、夏場だけでもいいから、義務化する。

犯罪等に関する情報の提供の推進

○　事件を職場等にいてもすぐに知ることができる事業の実施

○　犯罪や不審者に関する情報等は、区立、私立の範囲を越えて発信するべきである。

学校関係者やボランティア等と連携したパトロール活動等の推進

○　警察官のＯＢ等をリーダーにした定年後の人々でグループを組織して地域パトロール等を実施する。

○　地域安全ネットワーク体制の確保

○　地域の方々との連携の確保

○　学校安全安心ボランティアと子どもたちを結びつけて、子どもの顔見知りを作ることが、子どもの安全のために有効だ。

○　警察の安全教室には、ボランティアで子どもとつながりを持った地域の人たちも参加できるようにする。

緊急避難場所等の確保

○　被害に遭いそうになったら、どこの家にも助けを求められる体制を確保する。警察や学校が地域の回覧板を通して住民に依頼する。そのためには、日頃から、地域の連携が必要。

○　いつでもどこでも、子どもがＳＯＳを出せる体制の確保。

○　ひまわり 110 番をネットワーク化し、機能の充実を図る。

○　「ひまわり 110 番」を配られた家や、店の人たちに、最低限の対処方法と共通認識を、警察や区がきちんと示すべきだ。

ウ . 被害に遭った子どもの保護の推進

子どもと保護者の精神的ダメージを軽減するため、メンタルケアが必要。スクールカウンセラーだけでなく、周囲の大人が咎めるのではなく、じっくりと心のうちを聞く支援の実施が必要。

7．要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

ア . 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の発生予防推進

○　児童虐待防止法（虐待が疑われる時も通報するなど地域住民への見守り姿勢を促す。）の住民への浸透と理解を深めるための講習会等の開催。

○　日頃から隣近所地域のつながりが大切

○　虐待問題の啓発活動の徹底

○　児童虐待を未然に防ぐための関係機関との連携強化

○　大人自身の勉強会および相談事業が必要

○　「地域で子育て」の考え方を普及させ、子どもを大切にする地域を作る。

○　保健所が中心的役割を果たしている虐待の有無・親の育児不安チェック・虐待予防などの活動を、専門家（子どもの）のいる保育園･幼稚園･学校（養護教諭）･児童館でも広く行われる必要がある。と同時に、そうしたところで「子育てなんでも相談」がいつでも受けられるよう門戸を開く。

○　小学校、児童館を拠点とした顔の見える人間関係のネットワークを活用し、交代で声がけ、安否確認などしながら地域で見守りをしていく。重篤な場合を除き、みんなで連携し、フォローしていけるよう地域の力を強化していく。

○　虐待のハイリスク者の把握と支援

○　児童虐待の予防、早期発見のためには、地域でお互いに助け合い、見守り合う力を高めることが必要である。地域社会の子育て力を回復するためには、何らかの行政の橋渡しが必要である。

児童虐待の早期発見、早期対応の推進

○　虐待を発見したときは、児童相談所に報告する義務がある。このことを知らない人が多い。区報等での周知の推進。

○　特に、学級担当、養護、校医の先生方の虐待問題に対する理解と通告義務の再認識を。

○　児童相談所・警察が介入し、親から離すことができるような法改正を。

○　虐待をした親が罰せられるような法改正を。

○　学齢期の子どもの虐待問題を､子ども自らが相談できる窓口｢子どもライフライン｣電話相談室をつくり、民間・NPO・任意団体の協力も得て、夜間も（夜間こそ）活動する。

○　親からの一時分離が必要

○　スポーツ、文化活動を通じた親同士の交流を行い孤立を防ぐ。

虐待を受けた児童、虐待をする保護者への保護、支援の推進

○　虐待を受けた児童のメンタル面の万全のケア体制を整えることが必要。

○　「しつけ」と称し虐待を繰り返す親へのカウンセリングも必要。

○　子どもと同時に、親の自立プログラムもつくり、支援システムを確立する。

○　親に戻しても大丈夫となるまでに、子どもを預かる「子どもシェルター」の設立を

○　要保護児童の発見と支援の地域のネットワークをつくる。

○　親の見守りと指導の実施

○　緊急一時保育の取組（すべてが解消できる対策を、送迎、昼食問題）

虐待防止マニュアルの充実と推進組織の充実

○　マニュアルは､事例の救済に働いてこそ意味がある。「子ども支援室」のように全庁的に連絡が取り合え、しかも即決できるものをつくる。

○　教育相談室の拡充

○　開館時間の延長に伴い、必要な部署は 10 時まで受け付けられるようにする。

イ . 母子家庭等の自立支援の推進

子育てや生活支援の充実

○　日常生活への総合的な支援の充実

就業支援の充実

○　自立のための資格取得の援助

○　就業への総合的な支援の充実

経済的支援の充実

○　母子家庭で幼児を抱え働けない場合の生活保護費の援助

○　病時保育は、居宅派遣の場合、経済的負担が大きい。ひとり親や所得の低い家庭への経済的支援が必要。児童手当や企業の拠出による新たな基金などによる対応。

○　一人親家庭には、「ホームヘルプサービス」もさることながら、状況に応じて生活費の一部援助を。

生活支援施設（母子寮）の増設。緊急性を考えると、現在の「陽だまり荘」だけでは不十分。いざというときの受入れがいつでもできるように、増設または拡充を。

住宅環境の整備

○　公営住宅への優先入所

父子家庭に対する施策の充実

○　最近の父子家庭の増加に対する支援内容の検討（働き方の見直し等）

○　公的制度の利用促進・広報活動の充実

○　父子家庭問題に取り組む窓口が必要。（子の保育・教育・生活相談・就労相談など）

ウ . 障害児施策の充実

障害の原因となる疾病や事故の予防および早期発見･治療の推進

○　疾病や障害を早期に発見し、適切な時期に適切な医療や療育につながるシステムの整備

○　専門的な支援が必要とされている親への支援

障害児の健全な発達を支援し、地域で安心して生活できる施策の充実

○　教育・福祉・医療における支援体制の一層の充実

○　社会参加が出来る技術の取得に向けた講座の充実。企業への雇用の働きかけ

○　精神科医・心理相談員を充実し、相談窓口の開設や定期的な巡回相談の実施

○　障害を持った子、またその家族への支援体制の充実（相談・助言・支援センター）

障害児教育の充実は、社会的に行われなければ意味をなさない。特別支援教育を見据えて、地域社会自体の認知を図る必要がある。そのためには、図書館等に障害に関する資料や本を備えて欲しい。

発達障害児に対する支援の充実

○　保健所に発達障害に関するベテラン保健師を配置されたい。

○　障害児の保護者へのメンタルケアおよび福祉支援、税制上の支援への道筋を相談できる窓口の一本化。

○　支援の際には、福祉、教育、保健・医療、労働を担当する部局等の緊密な連携が必要だ。

○　ボーダーライン児を含めて、より早い段階での診断の奨め、療育が望ましい。

○　保健所が連携の要としての役割が果たせないのであれば、早急に支援体制を確立する必要がある。

○　発達障害は、社会理解が低く、医療機関も少なく、障害者福祉サービスも受けられないなど福祉の対象外である。対策が立ち遅れている現状をサポートし、現況で一番いい支援方法を示唆できる支援コーディネーターを地域に数名配置する。

○　小学校では４学級ある通級制度が、中学生以降は何もない。思春期にあたる中学生から成人まで、支援が必要。

○　公立中学では、発達障害児の進路相談までは配慮されない。特別支援教育が、誕生から就労までの支援であるならば、思春期以降の進学問題をさけては通れない。進路相談窓口を整備し、学校と協力した進路指導が必要。また区では対応できなければ､自閉症協会などの NPO 法人に任せてはどうか。そこでは、さまざまな講座や社会訓練、思春期以降の子供の精神的自立を目的にしたサークル活動や母親のメンタルケアのための催事は随時開催されている。今ある既存の団体に加盟する事は、少ない予算でも、すぐに対応できると思う。

○　手帳のない軽度発達障害児には、学校にも家庭にも対処できる専門の研修を積んだ支援員が必要だ。保護者の中には自分の子供以外には、冷静に対処できる人も多い。そういった経験豊富な人材を無駄にせず、発達障害児のための子育て支援セミナーを催し、臨時加配など学校現場や家庭に派遣し、大勢の手で子どもを育てる、社会で支援する態勢を望む。これらの人材は、これから施行される特別支援教育導入に欠かせない存在になりえると思う。

障害児保育の充実

○　在宅障害児への対策

○　通所施設の整備拡充

○　母親へのケア

○　障害児を預かるショートステイ制度の充実

人と交わることが難しい子どもの場合、美術や工作、動物飼育など、他方からの刺激を意図的につくり、体験を通した経験を積んでほしい。

都は、モデル地区で特別支援教育体制の研究、検証を開始しているが、小学校未就学の子どもについては情報さえも与えられていない。小学校で制度の改革を行うのであれば、幼稚園、保育所等も今から対策の必要があるにもかかわらず、情報が与えられていない。このような連絡、連携体制の欠如の改善が必要だ。

要保護児童にはそれぞれの状況に合ったきめ細かな対応はもちろん必要だが、もう一方でそうした要保護児童を社会の一員としてどう地域が受け止めてゆくかということが真剣に考えられるべきだ。

障害児教育の充実

○　養護学校等の入学希望者の全員入学

8．策定指針にない事項

ア．子育て家庭や民間事業者等に対する経済的支援

子育て家庭に対する経済的支援の充実

○　児童手当の充実

○　子どもの人数による児童手当の増額

○　家庭で子育てする世帯への子育て手当の支給

○　子どもが生まれるごとに、「お祝い金」として育児補助金を支給

○　医療費の負担軽減

○　出産費用を、国民年金積立者なら無条件、無利子で貸出しする等の抜本的支援策の検討

○　教育費の負担軽減

○　教育資金の助成・貸出し

○　教育費（特に高等教育）の負担軽減

○　子育て支援を利用する際の一定の公費負担

○　認証保育所・無認可保育所の保育料利用者負担増に対する対応

○　ひろば利用者の負担金問題に対する対応

民間事業者、子育て支援団体等に対する支援の充実

○　子育て支援団体への補助金の支出

○　教室や空き店舗利用の公募は、広く区民に行い、起業した際はコーディネーター人件費と事務所家賃などの事務費の助成は必要。

○　託児所へのさらなる税制優遇や子どもの急病時における病院・診療所への受入れ体制など、多方面でのサポートと公的支援が必要。

イ．その他

次世代育成支援行動計画の策定について

○　総合的な計画なので、焦点を絞って検討する。

○　生活圏内ごと（地区または学区等）の話し合いと計画立案が位置づけやすいのではないか。

協議会の今後のあり方

○　行動計画策定後も引き続き恒常的な組織として活動していく。

次世代育成支援の考え方

○　支援であると同時に協働（親も子も主体的にかかわれる支援）である。

○　次世代育成支援は、連携、協働、ともにという考えが重要だ。 ○　子育ては社会がともに行うという意識が必要だ。 ○　子どもとともに未来の地域社会を考えることが必要だ。
「子どもを生みたい、育てたい」という気持ちに当事者がなれる環境づくりが必要。 地域等の温かい目。すべてを親のせいにされない。そのためのさまざまな公・私の支援システムの存在。安心できる人間関係。
婚姻関係にある男女が子どもを生む、生まないの自由裁量が保証される事。
幼保一元化等にみられるような縦割り行政の見直しを。
協議会で論議する内容 ○　この会議のテーマが「少子化対策（＝出生率の上昇）」なのか、「子育て支援（今の子どもたちが次世代を担う人として育つ環境の整備）」なのか。この協議会では、今、子どもを育てている世代が安心して子育てをできる社会、青少年が未来に希望を持ち次世代を担う力を身につけることのできる社会、そして子どもを持つこと持たないことが差別にならない、社会的な負い目にならない社会のあり方を論議したい。
子育ての時期が過ぎた時に、「母親に自分の時間を与える」社会的な仕組みづくりを考えてみる必要がある。

練馬区次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

平成 15 年 11 月 14 日
練児子発第 647 号

（設置）
第１条　次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画（以下「行動計画」という。）を定めるにあたり、総合的見地から検討を行うため、練馬区次世代育成支援行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）
第２条　委員会は、行動計画策定指針（平成 15 年８月 22 日国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第１号。以下「指針」という。）に即して練馬区における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等についての施策を総合的に検討し、計画案としてまとめ区長に報告する。

（構成）
第３条　委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。
２　委員長は、助役とする。
３　副委員長は、教育長とする。
４　委員は、別表第１に掲げる職にあるものをもってあてる。

（運営）
第４条　委員会は、委員長が招集し、主宰することとし、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
２　委員長および副委員長に事故があるときは、児童青少年部長が委員長の職務を代理する。
３　委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めて意見を聴くことができる。

（幹事）
第５条　委員会に、幹事を置く。
２　幹事は、別表２に掲げる職にあるものとする。
３　幹事は、委員会の所掌事項について、委員会委員を補佐する。
４　幹事長は、児童青少年部長の職にあるものとする。

（専門部会）
第６条　委員会の下に、次の専門部会を置く。
（１）子育て支援・保育サービス部会
（２）母子保健部会
（３）教育環境部会
（４）生活環境部会
（５）職業・家庭両立部会
（６）児童安全部会
（７）要保護児童部会

（専門部会の目的）
第７条　専門部会は、つぎの各号に掲げる事項の検討を行い、委員会における計画案策定のための素案を作成する。
（１）子育て支援・保育サービス部会
地域における子育ての支援、保育サービスに関すること。
（２）母子保健部会
母性ならびに乳児および幼児等の健康の確保および増進に関すること。
（３）教育環境部会
子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備に関すること。
（４）生活環境部会
子育てを支援する生活環境の整備に関すること。
（５）職業・家庭両立部会
職業生活と家庭生活との両立の推進に関すること。
（６）児童安全部会
子ども等の安全の確保に関すること。
（７）要保護児童部会
要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進に関すること。

（専門部会の構成）
第８条　各専門部会は、正副部会長および部会員をもって構成する。
２　正副部会長および部会員は、別表３から別表９に掲げる職にあるものをあてる。
３　専門部会は、部会長が招集し、主宰することとし、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。
４　部会長は、必要に応じて作業チームを置くことができる。

（庶務）
第９条　委員会の庶務は、児童青少年部子育て支援課において処理する。
２　各専門部会の庶務は、別表３から別表９に掲げる課が処理する。

（委任）
第 10 条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は委員長が、専門部会の運営等に必要な事項は部会長が別に定める。

付　則（平成 15 年 11 月 14 日練児子発第 647 号）
この要綱は、平成 15 年 11 月 14 日から施行する。
付　則（平成 16 年４月１日練児子発第 54 号）
この要綱は、平成 16 年４月１日から施行する。

別表１（第３条関係）

委　　員
企画部長、危機管理室長、総務部長、区民部長、産業経済部長、保健福祉部長、練馬区保健所長、児童青少年部長、都市整備部長、土木部長、学校教育部長、生涯学習部長

別表２（第５条関係）

幹　　事
企画課長、財政課長、人権・男女共同参画課長、安全・安心担当課長、地域振興課長、経済課長、商工観光課長、保健福祉部管理課長、障害者課長、障害者施設課長、総合福祉事務所長（母子福祉担当）、予防課長、保健相談所長（母子保健担当）、子育て支援課長、保育課長、青少年課長、都市計画課長、住宅課長、交通企画担当課長、建築調整課長、建設課長、交通安全課長、公園緑地課長、学校教育部庶務課長、新しい学校づくり担当課長、指導室長、学務課長、保健給食課長、総合教育センター所長、生涯学習課長、スポーツ振興課長、光が丘図書館長

別表３（第８条関係）

専門部会名	部会長〈庶務担当課〉	部　会　員
子育て支援・保育サービス	正：子育て支援課長 副：保育課長 〈子育て支援課〉	地域振興課　管理係長、地区区民館長 子育て支援課　子ども育成係長、子ども家庭支援センター所長 保育課　管理係長、保育助成係長、入園相談係長、保育園長 青少年課　青少年係長、育成活動係長 新しい学校づくり担当課　学校応援団推進主査 指導室　指導主事 学務課　学事係長、就学相談係長 生涯学習課　生涯学習主査、青少年館長

別表４　（第８条関係）

専門部会名	部会長〈庶務担当課〉	部　会　員
母子保健	正：予防課長 副：保健相談所長 （母子保健担当） 〈予防課〉	予防課　医療主査、栄養指導係長、保健指導主査 保健相談所　地域保健係長（母子保健担当） 保育課　栄養指導主査 保健給食課　学校保健係長、学校給食係長

別表５　（第８条関係）

専門部会名	部会長〈庶務担当課〉	部　会　員
教育環境	正：学校教育部 　　庶務課長 副：生涯学習課長 〈学校教育部庶務課〉	子育て支援課　児童館長 青少年課　青少年係長、育成活動係長 学校教育部庶務課　庶務係長 新しい学校づくり担当課　学校応援団推進主査 指導室　指導主事 学務課　学事係長、就学相談係長 総合教育センター　研究相談係長 生涯学習課　学び支援係長、生涯学習主査 スポーツ振興課　スポーツ振興主査 光が丘図書館　管理係長

別表６（第８条関係）

専門部会名	部会長〈庶務担当課〉	部　会　員
生活環境	正：都市計画課長 副：建設課長 〈都市計画課〉	保健福祉部管理課　民生支援係長 都市計画課　庶務係長、都市計画主査 住宅課　住宅係長 建築調整課　宅地開発係長、福祉のまちづくり主査 交通企画担当課　交通企画主査 交通安全課　安全対策係長 建設課　建設係長 公園緑地課　計画係長

別表７（第８条関係）

専門部会名	部会長〈庶務担当課〉	部　会　員
職業・ 家庭両立	正：人権・男女共同 　　参画課長 副：経済課長 〈人権・男女共同 　　参画課〉	人権・男女共同参画課　男女共同参画主査 経済課　庶務係長、勤労福祉会館長 商工観光課　計画調整主査 子育て支援課　子ども家庭支援センター所長

別表８（第８条関係）

専門部会名	部会長〈庶務担当課〉	部　会　員
児童安全	正：青少年課長 副：交通安全課長 〈青少年課〉	安全・安心担当課　安全・安心主査 子育て支援課　児童館長 保育課　保育所係長、保育助成係長、保育園長 青少年課　青少年係長 交通安全課　安全対策係長 学務課　学事係長 指導室　指導主事

別表９（第８条関係）

専門部会名	部会長〈庶務担当課〉	部　会　員
要保護児童	正：子育て支援課長 副：保健福祉部管理課長 〈子育て支援課〉	子育て支援課　児童館長、子ども家庭支援センター所長 保育課　保育所係長、指導係長、保育園長 保健福祉部管理課　民生支援係長 障害者課　事業計画係長、計画推進主査 障害者施設課　管理係長 総合福祉事務所（母子福祉担当）相談係長、障害者支援係長、知的障害者主査 保健相談所　地域保健係長（母子保健担当） 学務課　就学相談係長 指導室　指導主事 総合教育センター　研究相談係長

練馬区次世代育成支援行動計画策定委員会検討経過

次世代育成支援対策行動計画庁内説明会

1　日　　時　　平成 15 年 9 月 12 日（金）午後 1 時から午後 3 時
2　場　　所　　練馬区役所　西庁舎 8 階　　第 6 委員会室
3　議　　題

（1）次世代育成支援対策推進法等について
①次世代育成支援対策推進法
②児童福祉法の一部を改正する法律
③少子化社会対策基本法
（2）行動計画策定指針
①行動計画策定指針
②行動計画策定に当たっての留意事項
③次世代育成支援に関する当面の取組方針における国土交通省関係施策の概要
④母子保健関連
⑤保育計画関連
（3）行動計画策定スケジュール
（4）行動計画策定体制
（5）ニーズ調査について
（6）その他

第 1 回策定委員会

1　日　　時　　平成 15 年 12 月 25 日（木）午後 3 時～ 5 時
2　場　　所　　練馬区役所　本庁舎 20 階交流会場
3　議　　題

（1）練馬区次世代育成支援行動計画策定の基本方針
（2）策定スケジュール
（3）行動計画策定のためのニーズ調査について
（4）その他

第 2 回策定委員会

1　日　　時　　平成 16 年 5 月 31 日（月）午後 1 時 30 分～午後 3 時
2　場　　所　　練馬区役所　本庁舎 1902 会議室
3　議　　題

審議事項
（1）次世代育成支援行動計画策定要領について
報告事項
（1）練馬区次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱について
（2）練馬区次世代育成支援対策協議会設置要綱について
（3）練馬区子ども家庭支援計画達成状況について
（4）行動計画策定に係るニーズ調査の結果について

（5）その他

第3回策定委員会

1　日　　時　　平成16年12月1日（水）午前11時～正午

2　場　　所　　練馬区役所　本庁舎1902会議室

3　議　　題

審議事項

（1）次世代育成支援行動計画素案（案）について

（2）今後のスケジュールについて

報告事項

（1）練馬区次世代育成支援対策協議会の意見について

（2）その他

第4回策定委員会

1　日　　時　　平成17年3月7日（月）午前8時45分～午前10時

2　場　　所　　本庁舎7階　防災会議室

3　議　　題

審議事項

（1）練馬区次世代育成支援行動計画（素案）の修正について

報告事項

（1）その他

幹事会、専門部会、正副専門部会長会議、事務局会議については、随時開催。